明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十七年六月十七日

○第百八十九回国会 参議院会議録第二十七号（その一）

平成二十七年六月十七日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十七号
平成二十七年六月十七日
午前十時開議
第一　特許法条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第三　公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第四　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第七　電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案（趣旨説明）
一、日程第一より第七まで
一、国の統治機構等に関する調査の中間報告
一、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告

○**議長（山崎正昭君）**　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、
特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○**議長（山崎正昭君）**　御異議ないと認めます。経済産業大臣宮沢洋一君。
〔国務大臣宮沢洋一君登壇、拍手〕
○**国務大臣（宮沢洋一君）**　ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
グローバル競争が激化する中、我が国のイノベーションを促進するためには、研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化を共に実現するための環境整備が重要であります。
そのため、発明の奨励と併せて、企業の知的財産戦略の迅速かつ確実な実施を図ることが必要であります。また、知的財産権の取得、維持などに係る企業などの負担を軽減し、知的財産権の活用促進を図ると同時に、国際的な制度調和を促進し、手続の利便性を向上させることが必要となっております。
こうした事情に鑑み、知的財産の適切な保護及び活用を実現するための制度を整備し、もって我が国のイノベーションを促進することを目的として、本法律案を提出いたしました。
次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一に、企業が組織として行う研究開発活動は我が国のイノベーションの源泉であることに鑑み、職務発明制度を見直します。具体的には、権利帰属の不安定性を解消するため、職務発明に関する特許を受ける権利について、権利が発生したときから企業などに帰属することを可能とします。また、従業者などは、特許を受ける権利などを取得などさせた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとし、企業などと従業者などがその内容を決定するための手続に関する指針の策定を法定します。
第二に、特許料や商標登録料などを引き下げるなど、料金の見直しを行います。
第三に、国際的な制度調和を促進するため、各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化に関する条約である特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約への加入を国内法上担保するため、手続期間経過後の救済規定の整備などを行います。
次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
経済のグローバル化が進展し、企業間の国際的な競争が激化する中、知的財産の公開、秘匿、権利化を一体的な戦略の下使い分けて効果的に活用するオープン・クローズ戦略の重要性が増しております。このため、事業者の努力と知恵の結晶である製造ノウハウなどの営業秘密を適切に保護する必要性がますます高まっております。
しかしながら、情報通信技術の高度化や新興国における技術ニーズの高まりなどを背景として、昨今、我が国企業の営業秘密が海外競合企業などに不正に取得、使用されたとする紛争事例が相次いで発生しております。
こうした中、諸外国では営業秘密に係る制度整備が着々と進められていることを踏まえると、営業秘密の保護強化は我が国にとって喫緊の課題であります。
こうした事情に鑑み、営業秘密の漏えいに対する抑止力を向上させることで、我が国企業の競争力の源泉たる営業秘密が収益の獲得、ひいては新たなイノベーションにつながっていく環境を創出

し、もって我が国の産業競争力を維持強化するべく、本法律案を提出いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、刑事、民事両面にわたって、営業秘密侵害に対する抑止力を向上させます。営業秘密侵害罪について、犯罪行為者及びその背後にいる法人の罰金額の上限を引き上げるほか、我が国企業の重要技術を不正に海外に持ち出して使用するといった事案に対しては、罰金額の上限を更に引き上げ重罰化します。また、犯罪行為者やその背後にいる法人が不当に得た収益を没収できることとします。さらに、営業秘密侵害罪を非親告罪とします。

民事については、訴訟手続における原告の負担を軽減する措置を講じます。被告が営業秘密を不正取得したこと及び当該営業秘密が物の生産方法などに係るものであることなどを原告が立証した場合には、当該営業秘密の使用が疑われる被告の製品は、被告が当該営業秘密を使用してこれを生産したものと推定する規定などを創設します。さらに、営業秘密を侵害していることを知って譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡や輸出入などを差止めなどの対象とします。

第二に、情報通信技術の高度化などを背景とした犯罪行為の多様化に対応するため、営業秘密侵害罪の処罰範囲を拡大します。営業秘密を不正に取得した者から直接開示を受けた場合でなくても、不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得し、その営業秘密を転売などする行為を処罰対象とするほか、我が国企業の営業秘密を海外で不正に取得する行為などについても処罰の対象に含めます。また、営業秘密侵害の未遂行為も処罰の対象とします。

以上が、特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。宮本周司君。

〔宮本周司君登壇、拍手〕

○宮本周司君　自由民主党の宮本周司です。

私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案について、宮沢経済産業大臣に質問いたします。

まずは、我が国の特許の現状について伺います。

近年、国内における特許出願件数は減少が続いており、十年前には年間四十二万件だったものが昨年は三十二万件台と、約二五％減少しております。

一方で、グローバル化の進展に伴い、国際特許の出願件数は、十年前との比較では約七〇％増と堅調に推移をしてきましたが、昨年は前年比で四％ほど減少となり、中国やアメリカの企業が出願件数を順調に伸ばす一方で、我が国は頭打ちの状態になっております。

これらの状況は、特許化する技術を精査、厳選するという企業における知財戦略の変化も背景にあると推察しますので、出願件数だけが国や企業の技術力評価要素ではないと理解しております。しかしながら、このまま特許出願が減少してもよいのか、将来的に我が国の技術的な優位性が損なわれるのではないかと危惧するのも事実であります。

日本を世界で最もイノベーションに適した国にするため、こうした現状をどのように捉え、今般の法改正をどう位置付けていくのか、宮沢大臣の御見解をお伺いします。

私は商工会出身で、小さな酒蔵の経営者でもあり、中小企業・小規模事業者のための政策実現を目指して活動しております。そうした観点で今回の法案を見ますと、やはり大企業を念頭に置いた改正ではないのか、中小企業・小規模事業者に対して丁寧な支援策が取られるのだろうかと懸念する内容もあります。

今回の特許法改正では、職務発明に関する契約や勤務規則などを定めている企業は、特許を受ける権利を企業に帰属することが可能となります。しかし、大企業の九九％が職務発明規程を定めているのに対し、中小企業でこうした規程を制定しているのは二〇％にすぎず、多くの中小企業・小規模事業者にとって知的財産への対応に余力がないというのが実情であります。

中小企業・小規模事業者の中にも優れた技術を有する企業はたくさん存在しますが、それを知財戦略という面からフル活用できている企業は、残念ながら極めて少ないと言わざるを得ません。今回の改正を機に、職務発明のみならず、中小企業・小規模事業者の知財戦略全般を丁寧にサポートする体制の構築も必要と考えますが、いかがでしょうか。大臣の御見解をお伺いします。

次に、不正競争防止法の改正について伺います。

海外への技術流出や企業の情報漏えいなどが大きな問題となる中で、営業秘密侵害罪の罰金引上げ、海外重課、そして非親告罪化、犯罪収益の没収規定の創設など、今回の法改正は大いに評価できる内容だと思います。こうした制度が厳格に運用されることにより、営業秘密漏えいに対する抑止力が高まり、その実効性が向上し、諸外国と遜色がない水準になるものと期待します。

営業秘密の保護を実現するには、法整備のみならず、企業における取組も必要不可欠です。しかし、営業秘密の漏えい防止に取り組んでいるのは、大企業が六七％、中小企業が四七％、小規模企業に至っては三八％と、企業規模が小さいほど対策が十分ではないというデータが確認されています。まだまだ十分に体制が整っていない中小企業・小規模事業者に対して営業秘密の漏えい防止に資する取組をどのように支援していくお考えか、宮沢大臣にお伺いします。

また、中小企業の技術力が我が国産業の強みであることを鑑み、守りだけでなく、攻めによる成長を促していくことも必要であると考えます。オープン・クローズ戦略を含め、知的財産戦略に中小企業の成長をどう位置付けていくお考えか、併せてお聞かせください。

中小企業の努力と英知の結晶であり、我が国の

宝と言っても過言ではない特許技術や営業秘密など知的財産について、企業規模の大小にかかわらず、一層きめ細かい対応を講じていく必要があると考えます。このことを最後に政府にお願いいたしまして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣宮沢洋一君登壇、拍手〕

○国務大臣（宮沢洋一君）　宮本議員にお答えいたします。

特許出願件数の減少傾向に対する認識と今般の法改正の位置付けについてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、我が国における特許出願件数は二〇〇六年以降減少傾向にある一方で、出願年別の特許登録件数は二〇〇六年以降も増加傾向にあります。このことは、企業の知財戦略が進化し、特許出願の量から質への転換が進んだことを示しております。

また、企業活動のグローバル化に伴い、海外への出願はこの十年間に約一・四倍に増加していることに加え、二〇一三年における世界全体での日本国居住者の登録件数は三十四万件と世界で第一位となっていることから、依然として我が国の技術的優位性が現れているものと認識しております。

さらに、近年、製品の高度化、複雑化により、一製品が数百、数千の特許から構成されるようになっており、適切な知財管理がますます重要となっております。

経済産業省としては、このような状況を踏まえ、職務発明に係る特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることを可能とする改正特許法案を提出させていただきました。これにより、企業が特許を円滑かつ確実に取得できるように環境整備が図られ、イノベーションが促進されるものと考えております。

中小企業や小規模事業者へのサポート体制についてお尋ねがありました。

中小企業や小規模事業者が持つ様々な技術やアイデアを知的財産として活用し、収益に結び付けることで地域を元気にしていくことが重要です。そのため、知財について気軽に相談できる体制の整備や海外展開について一気通貫で応援する支援メニューを拡充する必要があると考えております。

そこで、全国四十七都道府県に知財総合支援窓口を設置し、弁理士、弁護士等専門家に相談できる体制を整えるとともに、知財に着目した融資を促進する支援や中小企業の海外展示会出展の支援を開始しております。

また、改正特許法案が成立した場合には、職務発明規程の重要性を啓発する全国規模の説明会の開催や、知財総合支援窓口を通じて職務発明規程整備のアドバイスを行う予定です。こうした取組を通じて中小企業や小規模事業者の知財戦略を丁寧に支援してまいります。

営業秘密保護に取り組む中小企業・小規模事業者に対する支援についてお尋ねがありました。

今後、不正競争防止法の改正内容の普及啓発を含め、中小企業などによる営業秘密管理をきめ細かく支援するため、弁護士などの専門家が無料で相談を受け付ける営業秘密一一〇番の活用推進、営業秘密の窃取に関する最新動向を官民で共有する官民フォーラムの開催といった取組を進めてまいります。

知財戦略に中小企業の成長をどう位置付けていくのかについてお尋ねがありました。

技術力を生かして中小企業が成長することは、地域の活性化や日本の産業競争力の強化にも資するものです。また、中小企業においても、高い技術力を事業に反映していくために、特許による権利化、また、ノウハウなど秘匿すべき技術のブラックボックス化を最適に組み合わせながら自社の強みの差別化や付加価値の最大化を図る、いわゆるオープン・クローズ戦略の構築が重要となっているところであります。

そのため、技術力を生かす中小企業に向けて、全国四十七都道府県における知財総合支援窓口や営業秘密一一〇番を通じたオープン・クローズ戦略の構築支援、特許料の減免制度や外国へ特許出願する際の補助金、特許情報を活用した研究開発戦略の支援を始め、人材面、資金面、さらには情報面からの包括的な支援を強化いたします。

引き続き、地域中小企業の発展に向けて施策の強化を図ってまいります。

以上です。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　礒﨑哲史君。

〔礒﨑哲史君登壇、拍手〕

○礒﨑哲史君　民主党・新緑風会の礒﨑哲史です。

会派を代表して、ただいま議題となりました政府提出の特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず、特許法改正案についてであります。

我が国において特許法が導入されたのは明治四十二年、その後、大正十年の大改正において、特許を受ける権利は従業者、つまり発明者個人に帰属することとなりました。あわせて、特許を受ける権利を契約等により使用者、つまりは企業側に譲渡した場合には、従業者は相当の補償金を受ける権利を有するとされました。

その法改正の後、今日に至るまで幾度かの法改正が実施されましたが、従業者帰属の原則は維持をされ、日本の工業、科学技術の発展、発明者、技術者の活躍の下支えとなってきました。

本改正案の大きな柱は、職務発明に関する特許を受ける権利を、権利が発生したときから企業に帰属することを可能にするものであります。すなわち、九十四年間にわたり職務発明制度の根幹部分となってきた特許を受ける権利を、これまでの個人から企業にすることを可能にするという大改革の改正案であることを本法案審議の前提として認識をしておく必要があります。

我が国が今後とも世界最先端の技術立国、世界最高の知財立国を目指していくためには、研究者と企業における研究開発が共に促進されるような職務発明制度を確立していくことが必要不可欠であります。その大前提として、まずは発明を生み出す研究者や技術者の発明意欲の向上を促すよう

な環境が整備され、結果として職務発明の促進、産業の発展につながっていくことが重要です。

民主党はこれまで、知的財産立国推進の立場から、従業者と企業が共に納得できる職務発明制度の確立を求めてまいりましたが、本日は、本改正案において従業者の権利がいかに保障されていくのかについて質問してまいります。審議を通じ国民の理解が進むよう、宮沢経済産業大臣の真摯で丁寧な御答弁をお願い申し上げます。

そこで、まずは本改正案の立法事実について伺います。

特許法の改正は平成十六年以来約十年ぶり、原始的帰属見直しについては先ほど申し述べました大正十年以来となりますが、そもそも現行法において、既に従業者と使用者の双方にインセンティブを与えるための合理的な利害調整機能が整えられていることは、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会の論議でもあったとおりであります。

そのような中、現行法を改正しなければならないと判断した理由は何でしょうか。本改正案を提出するに当たって、平成十六年の改正法の成果検証がどのように行われ、そこから浮上した具体的課題を明確にした上で、宮沢経済産業大臣の見解をお聞かせください。

また、平成十六年改正法に基づいて、発明者が対価を不服として争った裁判のケースがどれぐらいあるのか、件数と内容について、経産大臣お答えください。

その上で、本改正案が成立することによって、我が国の職務発明制度は実態としてどのように変わっていくのか、経産大臣、国民に分かりやすく御説明ください。

次に、本改正による研究開発現場への影響について伺います。

近年、我が国においてオープン・クローズ戦略等の知的財産戦略の多様化が進んでいると認識をしております。特許権を取得する又は秘匿にするなどのクローズ戦略と、他社に公開又はライセンスを行うオープン戦略を様々組み合わせ、企業は競争力向上、利益拡大を図っています。

そうした中にあって、法人帰属が選択された場合、より核心的な技術を企業の判断として秘匿扱いすることで技術的優位性を確保するクローズ戦略が増加することも考えられます。

こうした戦略は優位性確保の観点では効果的なこともあると考えますが、技術の進歩や発展、さらにはノーベル賞につながるような世紀の大発明を生み出す機会の損失につながることが懸念されます。世界最高の知財立国を目指す日本再興戦略との方向性にそごは生じないのでしょうか。経産大臣の答弁を求めます。

次に、インセンティブの確保について伺います。

特許を受ける権利を法人帰属とした場合、使用者と従業者の力関係によっては、従来は発明者に認められていた権利や補償の切下げが行われ、インセンティブの基盤が失われるのではないかといった改正後を不安視する声が聞かれます。

今回の職務発明制度の見直しに当たり、産業界からは、特許を受ける権利を法人帰属へ転換するべきである、法定対価請求権を廃止し、企業が自由なインセンティブ施策ができるようにするべきであるとの意見が強く出されたと聞いており、従業者側が心配するのも無理はありません。

本改正案のベースとなった特許制度小委員会の報告書では、本見直しは、インセンティブの切下げを行うものではなく、企業の国際競争力、イノベーションを強化する上では、研究者の研究開発活動に対するインセンティブを確保することが大前提であるとされています。その報告書にもあるとおり、本改正案により現行の職務発明制度における法定対価請求権と同等の権利が保障されるということで間違いないでしょうか。明確な答弁をお願いいたします。

そして、そもそも今回の法改正が、今後、従業者のインセンティブにどのような影響を与えるとお考えか、経産大臣の答弁を求めます。

また、現行法では相当の対価の支払とされているものが、本改正案第三十五条第四項では相当の金銭その他の経済上の利益と改められていますが、金銭以外のものとしてどのようなものを想定しているのでしょうか。加えて、どのような基準により経済上の利益かどうかを判断することになるのでしょうか。例えば、研究設備の充実などは会社資産であり、よもや従業者個人への対価の対象になるとは考えられませんが、経済上の利益に対する大臣のお考えについて、具体的な例を挙げた上でお答えください。

さらに、先ほど申し上げたクローズ戦略、特に秘匿扱いを企業が選択した場合、発明をした従業者に対するインセンティブはどのように確保されるのでしょうか。発明技術の取扱いの違いにかかわらず、成果に見合う評価が適正になされ、相当の対価を受けることは公平性の観点からも重要と考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

次に、インセンティブ決定手続のガイドライン、指針について質問します。

まず、策定に当たっては、従業者や研究者にとって不利益とならないよう、多くの方々の意見が尊重される内容としていただくよう要請をいたします。

その上で、ガイドラインの策定、公表に当たり、規定では、経済産業大臣は産業構造審議会の意見を聞かなければならないとされていますが、具体的な審議の場としてどのような会議体を想定しているのでしょうか。小委員会の開催やワーキンググループの設置などのお考えはありますでしょうか。お答えください。

また、こうした論議の場を設定する場合、現行の特許制度小委員会では企業側委員の数が労働組合や労働法専門家委員の数を上回っており、研究者である従業者代表の参加を増やすことなどによって、よりバランスの取れた体制を構築する必要があると考えます。加えて、パブリックコメントの募集や、著名な研究者の意見なども参考にする必要があると考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

次に、法改正後の評価、検証の在り方についてお尋ねいたします。

今回の改正については、従業者のインセンティブにどのような影響を与えたか、企業の職務発明規則がどのように変わったのかなど、法改正後の運用に対する調査、検証が必要不可欠であると考えます。

衆議院の委員会審議においては、改正後に企業や発明者へのヒアリングやアンケートの実施も行うとの政府側の答弁もありましたが、改めて、改正後の評価、検証の在り方について、経産大臣の見解を求めます。

また、現状においても、平成十六年改正以前と改正以後に適用された補償制度は異なっており、本改正法が成立すれば、更に異なる補償制度が加わることになります。言わば三つの補償制度が共存をするトリプルスタンダードの状態になることになります。その評価、検証も必要だと考えますが、大臣のお考えをお聞かせください。

次に、不正競争防止法改正案について伺います。

民主党は、本改正案は、多様化する営業秘密侵害事例に即して抑止力の向上を図るものであり、企業や労働者の努力の蓄積を守る上で必要な措置であると認識をしております。基幹技術など企業情報の漏えい事案が多発する中で、一刻も早い対策が必要であることは論をまつまでもありません。

一方で、本改正によって、事業者及び労働者の間に疑念や過度な萎縮が生じ、企業の健全な発展を妨げるものとなってしまっては本末転倒です。本改正案は、処罰範囲の拡大や企業及び労働者への影響も大きいことから、周知徹底が不可欠であると考えますが、その具体策について、経産大臣の認識をお聞かせください。

また、幾ら法定刑を引き上げても実効性が伴わなければ抑止力にはなり得ません。現に、営業秘密侵害について、諸外国と比べ摘発件数が少ない上に、刑事裁判で実刑判決が下された例は少なく、今後ともその効果についての検証は必要だと考えますが、実効性を高めていく上での関係省庁間の連携や取締り体制の充実の在り方について、経産大臣の答弁を求めます。

以上、二法案の大きな論点について質問をしてまいりましたが、最後に一言申し上げます。

私は、以前、商品開発の現場でエンジニアとして働いておりました。その間、特許を出願するなどの経験もさせていただきました。開発上の必要性から生まれたささいなアイデアではありましたが、特許出願を促してくれた当時の上司、共に苦労をした共同提案者、事務手続をサポートしてくれた担当者には今も感謝をしております。そして、何よりも、小さな小さな外からは見えない勲章が自分自身のエンジニアとしての達成感や向上心につながってまいりました。

職場で働く、現場で働く者にとって、自らの努力や仲間との協力が企業業績に貢献をし、それが正しく評価されることは何よりも重要であります。こうした企業内における労使の健全な関係や制度が技術の進歩に与える影響は決して小さなものではありません。

両改正案が、今後、様々な研究や技術開発を行う現場の労使の関係と研究者のモチベーションに大きな影響を与える内容であることを踏まえ、優秀な人材や卓越した技術の海外への流出を防止して、技術立国、知的財産立国を確立するために、民主党は、引き続き委員会審議におきまして、慎重かつ詳細な論議を行っていくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣宮沢洋一君登壇、拍手〕

○国務大臣（宮沢洋一君）　礒﨑議員にお答えいたします。

平成十六年改正特許法の検証結果及び改正理由についてお尋ねがありました。

平成十六年改正以降、職務発明の対価をめぐる訴訟は四件あり、いずれも社内の職務発明規程の整備の在り方が争点の一つとなりました。その中で、一億円を超えるような高額判決は確認されていないことからも、平成十六年改正によって職務発明の対価の額について予見可能性は一定程度高まったものと認識しております。

しかしながら、近年、製品の高度化、複雑化により、一つの製品が数百、数千の特許から構成されるようになっており、適切な知的財産管理がますます重要となっております。

こうした環境変化を背景に、産業構造審議会において制度改正が検討されました。改正特許法案は、こうした検討を踏まえ、特許権の帰属が不安定とならないようにするべく、職務発明に係る特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることを可能とし、企業が特許を円滑かつ確実に取得できるよう環境整備を図るものであります。

さらに、政府が企業と従業者の間での発明のインセンティブを決定する手続に関するガイドラインを策定し、従業者との協議や意見聴取などの在り方について明確化いたします。

また、この改正による職務発明制度の実態の変化についてお尋ねがありましたが、企業が特許を円滑かつ確実に取得し、スピーディーに知財戦略を実施することが可能になると同時に、発明のインセンティブに対する発明者の納得感が高まり、イノベーションをより促すものとなると考えております。

クローズ戦略が増加することによる技術の進歩や発明につながる機会損失の可能性、また日本再興戦略との関係についてお尋ねがありました。

法人帰属が選択される場合であっても、特許は秘匿されるものではなく、技術内容が公開されることによって産業の発展がもたらされます。いずれにしても、市場や製造拠点がグローバル化する状況において、企業が事業戦略を優位に進めるために、研究開発の成果の一部をオープンにすることで市場拡大や技術の普及を図る一方、独自の技術を自社で囲い込み、クローズすることで付加価値の最大化を図る、いわゆるオープン・クローズ戦略の構築が重要となっております。

また、このように企業の知財戦略の高度化によって我が国全体のイノベーションを促進するという方向性は、日本再興戦略と整合的であると考えております。

現行の職務発明制度における法定対価請求権と同等の権利の保障についてお尋ねがありました。

我が国のイノベーションを促進するためには、発明のインセンティブを適切に確保することが大前提であります。現行の特許法第三十五条第三項は、従業者が職務発明に係る特許を受ける権利を企業に承継した場合に相当の対価の支払を受ける権利を有することを規定しております。一方で、改正特許法案第三十五条第四項では、現行法第三十五条第三項の相当の対価を金銭以外のインセンティブも含めた相当の利益に改め、従業者がその給付を受ける権利を有することとしています。したがいまして、職務発明をした従業者には現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利が保障されます。

次に、従業員のインセンティブに与える影響についてのお尋ねがありましたが、本改正特許法案で定めるガイドラインに従ってインセンティブ基準が定められることにより、従業者のインセンティブはより高まるものと考えます。

金銭以外の相当の利益に関して、考え方と判断基準についてお尋ねがありました。

研究者向けに行ったアンケートによると、金銭以外のインセンティブも発明を奨励するためには重要であるとの結果が得られたため、本改正特許法案において相当の利益という文言に変更し、金銭以外の経済上の利益も読めるように柔軟化を図りました。具体的には、従業者へのストックオプションの給付や留学の機会の付与等を想定しております。

この相当の利益は、職務発明をしたことを理由とした経済上の利益であり、かつガイドラインに従い企業と従業者が協議などを行って決定したものであることが求められます。したがって、例えば発明が生まれる前より予定していた研究設備への投資などは、職務発明をしたことを理由としていないため認められないと考えられます。

クローズ戦略が取られた場合のインセンティブ確保についてお尋ねがありました。

近年の激しい国際競争の中において、各企業の事業戦略に応じ、知的財産を権利化して公表したり秘匿化したりするオープン・クローズ戦略が有効であるところ、秘匿化される職務発明であってもインセンティブを確保することが必要であります。

発明を出願せずに秘匿化した場合であっても、企業が特許を受ける権利を取得した場合には、発明者は特許出願される場合と同様に相当の利益を受ける権利を有するものと考えられます。したがって、企業が取得した発明が特許出願されなかった場合でも、発明者に相当の利益が与えられることにより、しっかりとインセンティブが確保されるものと考えております。

本改正特許法案では、企業と従業者の間のインセンティブ決定手続に関するガイドライン策定を法定化することとしており、このガイドラインにおいて適正な手続を明示することなどにより、成果に見合う評価が適正になされ、従業者のインセンティブ確保がなされるようにしてまいります。

ガイドライン策定の審議の場についてお尋ねがありました。

改正特許法案では、産業構造審議会の意見を聞いてガイドラインを策定して公表することとしております。この具体的な審議の場としては、今回の職務発明制度の見直しの検討を行った産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会を想定しております。

次に、小委員会の構成のバランスと外部のコメントの必要性についてお尋ねがありました。

特許制度小委員会の現在の委員構成としては、大企業や中小企業から複数の方々に御参加いただいている一方、労働組合の代表者や労働法学者、研究者からも複数の方々に委員として御参加いただいております。ガイドライン案の検討、審議に当たっても、こうしたバランスに配慮しております。また、ガイドライン案に対するパブリックコメントの結果や著名な研究者の御意見など、外部の方の意見も参考にしてまいります。

職務発明制度改正後の評価、検証の在り方についてお尋ねがありました。

発明の奨励とイノベーションの促進のためには、発明のインセンティブが適切に定められ、従業員のインセンティブが高められることが前提となります。本改正特許法案では、インセンティブ決定の適正な手続をガイドラインで明確化することにより、従業者の納得感が得られるようなインセンティブが決定されることを意図しております。

本改正特許法案が成立した場合には、職務発明制度の改正が従業者のインセンティブに実際にどのような影響を与えたのかについて、企業や発明者に対するヒアリングやアンケートなどにより調査、検証を行ってまいります。

平成十六年改正前、平成十六年改正特許法及び本改正特許法案に基づく三種類の職務発明制度に対する評価、検証についてお尋ねがありました。

本改正特許法案が成立した場合、御指摘のとおり三種類の制度が併存することとなります。国としては、先ほど申し上げた評価、検証を行うに際し、三種類の制度が併存することを前提として、各制度に応じて従業者のインセンティブがしっかりと確保されているか、きめ細やかな調査を行ってまいります。

不正競争防止法の改正内容を周知徹底し、労働者などの過度の萎縮を防止すべきではないかとのお尋ねがありました。

刑事罰の強化などの改正事項については、その趣旨や改正内容について、全国の知財総合支援窓口で無料で相談を受け付けるほか、弁護士、弁理士などの専門家や企業実務者などを対象とする説明会を全国各地で開催し、改正内容の周知徹底に力を尽くしてまいります。

関係省庁間の連携や取締り体制の充実についてお尋ねがありました。

営業秘密を国としてしっかりと守っていくためには、不正競争防止法改正案による制度面の抑止力の強化のほか、その適切な執行も重要な課題です。このため、営業秘密窃取に関する相談が企業からあった場合には、警察庁を経由して都道府県警につなぐ仕組みを新たに構築いたしました。さらに、警察庁や公安調査庁等との連携を強化し、

技術情報の窃取動向や手口に関する情報の共有、産業界への注意喚起等を行ってまいります。

以上です。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（山崎正昭君）　日程第一　特許法条約の締結について承認を求めるの件

日程第二　商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件

（いずれも衆議院送付）

以上両件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕

○片山さつき君　ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特許法条約は、特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものであります。

次に、商標法シンガポール条約は、商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、両条約成立の経緯と我が国が締結する意義、特許法条約における救済規定の趣旨、商標法シンガポール条約が適用される商標等の範囲、アジア諸国に対する両条約締結に向けた働きかけ等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一

賛成　二百三十一

反対　〇

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　日程第三　公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長牧山ひろえ君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔牧山ひろえ君登壇、拍手〕

○牧山ひろえ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員武正公一君から趣旨説明を聴取した後、参考人から意見を聴取するとともに、選挙権年齢を十八歳以上に引き下げる意義、平成二十八年参議院議員通常選挙から適用を予定する理由、政治的中立性を確保した主権者教育の充実の必要性、選挙犯罪についての少年法の特例の判断基準、被選挙権年齢に関する見解、選挙人名簿登録制度の改善の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十

賛成　二百三十

反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　日程第四　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長広田一君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔広田一君登壇、拍手〕

○広田一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自動車の基準などに関する国際協定の改定に対応した車両単位の相互承認制度を創設するとともに、図柄入りナンバープレートの導入、リコール制度に係る装置メーカーへの対策の強化、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所の統合等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、タカタ製エアバッグのリコール問題に対する国の対応、図柄入りナンバープレートの導入の在り方、車両単位の相互承認制度を創設する意義、統合後の独立行政法人自動車技術総合機構の業務体制等について質疑がなされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して辰巳孝太郎委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十三
賛成　二百二十一
反対　十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　日程第五　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長水落敏栄君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔水落敏栄君登壇、拍手〕

○水落敏栄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設けるとともに、高等学校等の専攻科の修了者について、大学に編入学できる制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、教育の機会均等を確保することの重要性、義務教育学校の設置に伴い学校統廃合が促進される懸念、教職員の多忙化と負担軽減策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十三
賛成　二百十七
反対　十六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　日程第六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

本法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客に

ダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大しようとするものであります。

委員会におきましては、特定遊興飲食店営業における遊興の定義、関係者等の意見を聞いて解釈運用基準を策定する必要性、客室の床面積に係る基準の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、生活の党と山本太郎となかまたちの山本委員より、風俗営業及び特定遊興飲食店営業に係る遊興について、その定義を定めることを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の山下理事より原案及び修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　二百十八
反対　十三

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　日程第七　電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君　ただいま議題となりました電気事業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講ずるなど、七法律について改正等を行おうとするものであります。

本法律案の審査に先立ち、東京都港区のガス供給指令センター等及び東京都千代田区の熱供給事業の実情調査を実施いたしました。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、安倍内閣総理大臣の出席を求め、質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、法的分離後の安定供給及び作業安全の確保に向けた取組、送配電部門等の中立性確保のための行為規制の在り方、小売全面自由化後の災害時の復旧等のガス保安体制の在り方、ガス導管の延伸整備及び天然ガスの利用拡大策、小売料金規制の経過措置を解除する条件、電力・ガス取引監視等委員会の役割及び独立性確保の在り方、検証規定の実効性確保の必要性、政省令委任事項への国会の関与の在り方、競争環境下での原子力事業の在り方などエネルギーのベストミックスの実現に向けた課題、再生可能エネルギーの導入促進策、総合エネルギー市場の創出に向けた課題等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子理事、日本を元気にする会・無所属会を代表して松田公太委員よりそれぞれ反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。倉林明子君。

〔倉林明子君登壇、拍手〕

○倉林明子君　私は、日本共産党を代表して、電気事業法等の一部を改正する等の法律案に反対する討論を行います。

本法案は、電力システム改革の契機となった東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を経験した国民が期待する改革に背を向けるものです。

反対する第一の理由は、政府がエネルギー基本計画で、原発と石炭火力をベースロード電源とする古い発想に固執し、まるで原発事故がなかったかのように原発回帰を一体として推し進めるものだからです。

二〇三〇年度の電源構成案では、再稼働のため国が前面に立つと明記しました。国民多数の原発依存からの脱却の願いを全く無視した、老朽原発も含めた再稼働宣言にほかなりません。

政府は、本法案の附則第七十四条で原子力の事業環境整備を行うとしていますが、これは、電事連が求めてきた新たな国策民営の役割分担など、原子炉メーカー、ゼネコン、メガバンクなど原発利益共同体の強い要求に応えたものであり、容認できません。

第二は、電気、都市ガス、熱供給事業の一体的な全面自由化によりつくり出される十兆円を超える総合的なエネルギー市場が新たな規制なき独占をもたらすからです。

総合エネルギー市場の担い手となるのは、電力、石油元売、総合商社などの巨大資本であり、寡占化により、料金の抑制どころか値上げの危険が高まりかねません。

さらに、法案は、持ち株会社等のグループ一体経営を認める発送電の法的分離が最終ゴールだとし、一般担保付社債による資金調達を当面継続するなど、自由競争とは名ばかりの、東電救済、電力優遇策だと言わざるを得ません。

第三は、都市ガス事業の導管分離や自由化を急ぐ理由が全くないからです。

消費者からは、多数の中小業者が担うガス市場の寡占化による料金値上げの懸念、ガスの漏えいなど重大事故につながるガス機器の安全が確保されるのかと不安が示され、消費者の知らない改革との痛烈な批判の声が上がっています。長年培ってきた一体的な保安体制を後退させるおそれを残したままの全面自由化は、消費者利益を侵害する危険があるものです。

第四は、公共料金である電気・ガス料金について、説明会や電源構成を含む原価情報の開示義務が明確にされないまま、従来の公聴会などの国民参加の手続を廃止する問題です。消費者には料金の中身が見えにくくなり、選択肢と知る権利を奪うものとなります。

新設される電力・ガス取引監視等委員会は、原価情報の公開、チェックを含む独立性の高い機関に位置付け直し、消費者を参画させるべきです。

現在、原発は一基も動いていません。しかし、政府は、二〇三〇年度には三十基台半ばが稼働することを見込み、そのために、原発の空押さえなど、再生可能エネルギーを抑制する様々な制度改悪を進めています。同時に、石炭火力発電所の建設ラッシュにより、石炭火力発電への依存度が高まることは明らかです。これらは地球温暖化対策に逆行し、国際公約をほごにするもので許されません。

欧州諸国から学び、地域が主体となった再生可能エネルギーの最大限の導入をエネルギー政策の土台に据え、発送電の完全分離と送電網の公的管理、市民、地域共同の小規模分散・地域経済循環型のエネルギーシステムへ向かう民主的な改革とすべきであることを強く指摘しまして、反対討論といたします。（拍手）

○議長（山崎正昭君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（山崎正昭君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一

賛成　二百八

反対　二十三

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君）　この際、国の統治機構に関する調査会長から、**国の統治機構等に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎正昭君）　御異議ないと認めます。国の統治機構に関する調査会長山崎力君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔山崎力君登壇、拍手〕

○山崎力君　国の統治機構に関する調査会の中間報告につきまして、その概要を御報告申し上げます。

本調査会は、第百八十四回国会の平成二十五年八月七日に設置されました。

憲法第八章でうたわれた地方自治は、同時に施行された地方自治法によって、これまで着実に成果を上げてまいりました。経済、産業の発展に伴い、大都市圏が形成されるのに呼応して政令指定都市も順次誕生し、人口も最近まで増加の一途をたどってきました。

一方、従来の中央集権型行政システムの弊害等が指摘され、平成五年には衆参両院で地方分権の推進に関する決議が行われ、地方分権改革が始まりました。その成果として、これまでに機関委任事務制度の廃止、義務付け・枠付けの見直し、事務権限の移譲、国と地方の協議の場の法制化等がなされてきたところであります。

しかしながら、今なお東京一極集中の是正、地方税財源の充実強化、さらには人口減少・超高齢社会への対応等、課題は山積しております。今後、国と地方の在り方、基礎自治体、大都市制度、広域行政、住民自治等についても議論を深めることが求められております。

本調査会では、以上のような問題意識から、調査テーマを「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とするとともに、二年目の調査項目として「国と地方の関係」を取り上げ、昨年来、調査を行ってまいりました。

これまでの調査結果を踏まえ、去る六月十二日、議長に中間報告書を提出いたしました。

その内容は、参考人質疑のあらまし、委員間の意見交換、以上を受けて調査会における議論を論点別に整理したものであります。

論点と主な議論の内容は、次のとおりです。

第一に、国と地方の役割分担についてであります。

国が責任を負うべき事務権限、地方への権限移譲の在り方等について言及しております。

第二に、基礎自治体についてであります。
市町村合併の評価、基礎自治体の規模に応じた多様な制度の必要性、人口減少問題への対応等について言及しております。
第三に、広域行政についてであります。
都道府県の果たすべき役割、道州制の考え方、広域連携の仕組みの強化等について言及しております。
第四に、地方自治についてであります。
住民自治の活性化、地方議会の機能強化等について言及しております。
このほかの論点として、地方分権改革、地方税財政についても言及しております。
本調査会といたしましては、以上の認識を踏まえ、引き続き「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」について更に調査を進めてまいりたいと考えております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（山崎正昭君）**　この際、国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長から、**国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告**を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山崎正昭君）**　御異議ないと認めます。国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長鴻池祥肇君。

〔調査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔鴻池祥肇君登壇、拍手〕

○**鴻池祥肇君**　国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会の中間報告について御報告申し上げます。
本調査会は、平成二十五年八月、第百八十四回国会において設置されて以来、三年間の調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定し、一年目は、調査項目について鋭意調査を進めてまいりました。
二年目は、「経済の再生と財政再建の在り方」について調査を行うこととし、参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、政府及び日本銀行から説明を聴取し、質疑を行いました。
その後、中間報告書を取りまとめるに当たって委員間の意見交換を行い、それらの調査内容を踏まえ、今般、十一項目の提言を含む報告書を取りまとめ、去る六月十二日、これを議長に提出いたしました。
以下、報告書の主な内容について、提言部分を中心に御報告申し上げます。
我が国は、経済の好循環で本格的な景気回復、高齢化・人口減少社会における成長戦略の推進、累積債務問題の解決に引き続き取り組んでいく必要があることから、そのための留意点及び施策の方向性について十一項目の提言を行っております。
以下、主なものを三項目御説明いたします。
第一は、量的・質的金融緩和の出口政策に係る検討の着手についてであります。
金融市場においては当局と市場参加者との対話が非常に重要であり、将来の市場の混乱を未然に防ぐ若しくは最小化するためにも、早急に出口の議論をすべきことを挙げております。
また、出口において発生する可能性のある日銀の赤字や損失の負担の在り方について、事前に政府及び日銀との間で適切に協議する必要があることも挙げております。
第二は、内外市場の信認を得られる財政健全化計画の策定についてであります。
デフレを脱却し、経済が回復基調に入ると金利が上昇する懸念が生じ、長期金利が上昇すると歳出に占める国債費の割合が急増するため、財政が破綻することにもなりかねません。そのため、国債の長期金利が急騰しないような、また、上昇しても耐性のある財政構造を構築すべく財政健全化計画を策定する必要があるとしております。
そして、財政健全化計画を策定するに当たっては、高い経済成長という願望を試算の前提にするのではなく、将来世代に負の遺産を付け回しないために、保守的な試算に基づいた将来見通しを前提にすべきことも挙げております。
第三は、潜在成長率の底上げに結び付く成長戦略の着実な実行についてであります。
中長期的な視点に立った場合、需要面からの景気刺激ではなく、供給面を強化して潜在成長率を引き上げるような成長戦略をしっかりと描くことが求められております。
労働供給の減少を食い止めるため、女性、高齢者の労働市場参加を促進するとともに、労働生産性の向上を図ることが望ましいとしております。
また、企業活動においてイノベーションと効率化を継続的に実現するために、民間が主体とならねばならないことも挙げております。
以上が報告書に盛り込まれた提言の主な内容であります。
本調査会といたしましては、これらの提言の実施状況等を踏まえつつ、今後とも、デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について更に議論を深めていきたいと考えております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○**議長（山崎正昭君）**　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十分散会

出席者は左のとおり。

議長	山崎　正昭君
副議長	輿石　東君
議員	又市　征治君
	吉良よし子君
	竹谷とし子君
	石川　博崇君
	吉田　忠智君
	辰巳孝太郎君
	佐々木さやか君
	河野　義博君
	福島みずほ君
	倉林　明子君
	杉　久武君
	矢倉　克夫君
	田村　智子君
	宮本　周司君
	秋野　公造君
	紙　智子君
	平木　大作君
	新妻　秀規君
	江島　潔君
	若林　健太君
	大門実紀史君
	仁比　聡平君

若松　謙維君　谷合　正明君
横山　信一君　藤川　政人君
中原　八一君　三原じゅん子君
井上　哲士君　小池　晃君
浜田　昌良君　山本　博司君
礒崎　陽輔君　藤井　基之君
北川イッセイ君　市田　忠義君
山下　芳生君　荒木　清寛君
山口那津男君　魚住裕一郎君
西田　実仁君　長沢　広明君
世耕　弘成君　衛藤　晟一君
山谷えり子君　赤池　誠章君
長谷川　岳君　大家　敏志君
吉川ゆうみ君　森屋　宏君
山下　雄平君　山田　修路君
渡邉　美樹君　堀内　恒夫君
三宅　伸吾君　三木　亨君
舞立　昇治君　堀井　巌君
馬場　成志君　渡辺　猛之君
井原　巧君　石井　正弘君
石田　昌宏君　太田　房江君
大野　泰正君　北村　経夫君
古賀友一郎君　牧野たかお君
中西　祐介君　熊谷　大君
磯﨑　仁彦君　上野　通子君
石井　浩郎君　赤石　清美君
山田　俊男君　野上浩太郎君
二之湯　智君　岡田　直樹君
松村　祥史君　野村　哲郎君

愛知　治郎君　末松　信介君
中川　雅治君　有村　治子君
宮沢　洋一君　岡田　広君
金子原二郎君　脇　雅史君
鶴保　庸介君　関口　昌一君
岩城　光英君　伊達　忠一君
岩井　茂樹君　平野　達男君
糸数　慶子君　山本　太郎君
阿達　雅志君　青木　一彦君
荒井　広幸君　主濱　了君
谷　亮子君　羽生田　俊君
二之湯武史君　長峯　誠君
中泉　松司君　豊田　俊郎君
堂故　茂君　大沼みずほ君
上月　良祐君　酒井　庸行君
島田　三郎君　島村　大君
高野光二郎君　高橋　克法君
滝沢　求君　石井　準一君
丸山　和也君　古川　俊治君
森　まさこ君　丸川　珠代君
西田　昌司君　塚田　一郎君
石井みどり君　吉田　博美君
松山　政司君　水落　敏栄君
山本　順三君　猪口　邦子君
松下　新平君　佐藤　正久君
片山さつき君　溝手　顕正君
柳本　卓治君　岸　宏一君
武見　敬三君　山崎　力君
橋本　聖子君　山本　一太君

木村　義雄君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　森本　真治君
礒崎　哲史君　石上　俊雄君
安井美沙子君　浜野　喜史君
小西　洋之君　石橋　通宏君
大野　元裕君　西村まさみ君
柘植　芳文君　斎藤　嘉隆君
徳永　エリ君　田城　郁君
難波　奨二君　江崎　孝君
滝波　宏文君　野田　国義君
金子　洋一君　吉川　沙織君
牧山ひろえ君　風間　直樹君
相原久美子君　林　久美子君
福岡　資麿君　広田　一君
藤末　健三君　尾立　源幸君
大久保　勉君　白　眞勲君
足立　信也君　藤本　祐司君
島尻安伊子君　佐藤　信秋君
芝　博一君　柳澤　光美君
藤田　幸久君　大塚　耕平君
那谷屋正義君　山東　昭子君
尾辻　秀久君　神本美恵子君
田中　直紀君　羽田雄一郎君
郡司　彰君　榛葉賀津也君
和田　政宗君　渡辺美知太郎君
田中　茂君　清水　貴之君
松沢　成文君　薬師寺みちよ君
行田　邦子君　山口　和之君
東　徹君　有田　芳生君

国務大臣

総務大臣　浜田　和幸君
外務大臣　井上　義行君
文部科学大臣　藤巻　健史君
経済産業大臣　大島九州男君
国土交通大臣　蓮　舫君
国務大臣（国家公安委員会委員長）　中野　正志君
山谷えり子君

副大臣

経済産業副大臣　山際大志郎君

議長の報告事項

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　補欠
福山　哲郎君　野田　国義君

外交防衛委員

辞任　補欠
野田　国義君　福山　哲郎君

経済産業委員

辞任　補欠
浜野　喜史君　小林　正夫君

環境委員

辞任　補欠
小林　正夫君　浜野　喜史君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任　補欠
山東　昭子君　上月　良祐君
武見　敬三君　豊田　俊郎君
中川　雅治君　大沼みずほ君
丸山　和也君　高野光二郎君
溝手　顕正君　三木　亨君
前田　武志君　小林　正夫君
室井　邦彦君　儀間　光男君
江口　克彦君　松沢　成文君

同日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外七名発議）（参第八号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

同日調査会長から次の報告書が提出された。

国の統治機構等に関する調査報告書（中間報告）

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書（中間報告）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

安重根をたたえる記念館等に関する質問主意書（和田政宗君提出）（第一六三号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員江口克彦君提出年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問に対する答弁書（第一五〇号）

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案に関する質問に対する答弁書（第一五一号）

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問に対する答弁書（第一五二号）

参議院議員薬師寺みちよ君提出女性の健康支援に関する質問に対する答弁書（第一五三号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成二十六年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

同日内閣から、犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十六年度犯罪被害者等施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、行政機関が行う政策の評価に関する法律第十九条の規定に基づく平成二十六年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を受領した。

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七条の規定に基づく平成二十六年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

同日内閣から、土地基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年度土地に関する動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十七年度土地に関する基本的施策」についての文書を受領した。

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠
世耕　弘成君　三宅　伸吾君
（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

松下　新平君　小坂　憲次君
蓮　舫君　尾立　源幸君

総務委員

辞任　補欠
石上　俊雄君　小林　正夫君

法務委員

辞任　補欠
矢倉　克夫君　石川　博崇君
真山　勇一君　室井　邦彦君

外交防衛委員

辞任　補欠
宇都　隆史君　馬場　成志君
小坂　憲次君　松下　新平君
松山　政司君　古賀友一郎君
石川　博崇君　矢倉　克夫君

財政金融委員

辞任　補欠
尾立　源幸君　蓮　舫君

農林水産委員

辞任　補欠
古賀友一郎君　松山　政司君
中泉　松司君　林　芳正君
馬場　成志君　宇都　隆史君

経済産業委員

辞任　補欠
林　芳正君　中泉　松司君
小林　正夫君　石上　俊雄君

国土交通委員

辞任　補欠
室井　邦彦君　真山　勇一君

予算委員

辞任　補欠

三宅　伸吾君　世耕　弘成君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任　補欠

大沼みずほ君　中川　雅治君

上月　良祐君　山東　昭子君

高野光二郎君　丸山　和也君

豊田　俊郎君　武見　敬三君

三木　亨君　溝手　顕正君

小林　正夫君　前田　武志君

儀間　光男君　室井　邦彦君

松沢　成文君　江口　克彦君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律案（古屋圭司君外五名提出）（衆第二四号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆第五号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

基金に対する予算措置に関する質問主意書（小林正夫君提出）（第一六四号）

自衛隊法第三条からの「直接侵略及び間接侵略に対し」の削除と専守防衛の関連に関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一六五号）

日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する質問主意書（川田龍平君提出）（第一六六号）

不在者投票施設の指定基準に関する質問主意書（大久保勉君提出）（第一六七号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

安保法案の憲法適合性に関する質問主意書（前川清成君提出）（第一五九号）

漢方薬原料生薬の国内自給率と品質管理に関する質問主意書（山本太郎君提出）（第一六〇号）

北朝鮮にある日本人墓地に関する再質問主意書（有田芳生君提出）（第一六一号）

「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第一六二号）

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

小坂　憲次君　松下　新平君

三宅　伸吾君　世耕　弘成君

尾立　源幸君　蓮　舫君

総務委員

辞任　補欠

小林　正夫君　石上　俊雄君

法務委員

辞任　補欠

小川　敏夫君　白　眞勲君

石川　博崇君　矢倉　克夫君

室井　邦彦君　真山　勇一君

外交防衛委員

辞任　補欠

古賀友一郎君　松山　政司君

馬場　成志君　舞立　昇治君

松下　新平君　小坂　憲次君

矢倉　克夫君　石川　博崇君

財政金融委員

辞任　補欠

蓮　舫君　尾立　源幸君

厚生労働委員

辞任　補欠

白　眞勲君　小川　敏夫君

農林水産委員

辞任　補欠

堀井　巌君　中泉　松司君

舞立　昇治君　馬場　成志君

松山　政司君　古賀友一郎君

経済産業委員

辞任　補欠

中泉　松司君　堀井　巌君

石上　俊雄君　小林　正夫君

国土交通委員

辞任　補欠

真山　勇一君　清水　貴之君

環境委員

辞任　補欠

清水　貴之君　室井　邦彦君

予算委員

辞任　補欠

世耕　弘成君　三宅　伸吾君

行政監視委員

辞任　補欠

清水　貴之君　室井　邦彦君

議院運営委員

辞任　補欠

室井　邦彦君　清水　貴之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　補欠

尾立　源幸君　牧山ひろえ君

林　久美子君　石上　俊雄君

地方・消費者問題に関する特別委員

辞任　補欠

松田　公太君　山口　和之君

平野　達男君　荒井　広幸君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政金融委員会

理事　藤巻　健史君（藤巻健史君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第七四号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

民法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外七名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（閣法第四六号）審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案（閣法第四九号）審査報告書
特許法条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書
商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）審査報告書
電気事業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第二九号）審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問に対する答弁書（第一五四号）
参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問に対する答弁書（第一五五号）
参議院議員吉田忠智君提出国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問に対する答弁書（第一五六号）
参議院議員中西健治君提出集団的自衛権における海外派兵に関する質問に対する答弁書（第一五七号）
参議院議員中西健治君提出集団的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問に対する答弁書（第一五八号）
同日内閣から、障害者基本法第十三条の規定に基づく「平成二十六年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。
同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「平成二十六年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。
同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成二十六年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。
同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく平成二十六年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。
同日議長は、十四日の喬石元中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長の逝去に際し、張徳江同国全国人民代表大会常務委員会委員長宛弔意表明の書簡を発送した。

投票者氏名

日程第一　特許法条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
日程第二　商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三一名

阿達　雅志君　　愛知　治郎君
青木　一彦君　　赤池　誠章君
赤石　清美君　　有村　治子君
井原　巧君　　石井　準一君
石井　浩郎君　　石井　正弘君
石井みどり君　　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　　岩井　茂樹君
岩城　光英君　　上野　通子君
江島　潔君　　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　　大家　敏志君
大沼みずほ君　　大野　泰正君
太田　房江君　　岡田　直樹君
岡田　広君　　片山さつき君
金子原二郎君　　木村　義雄君
岸　宏一君　　北川イッセイ君
北村　経夫君　　熊谷　大君
小坂　憲次君　　古賀友一郎君
上月　良祐君　　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　　佐藤　正久君
酒井　庸行君　　山東　昭子君
島尻安伊子君　　島田　三郎君
島村　大君　　末松　信介君
世耕　弘成君　　関口　昌一君
伊達　忠一君　　高野光二郎君
高橋　克法君　　滝沢　求君
滝波　宏文君　　武見　敬三君
柘植　芳文君　　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　　堂故　茂君
豊田　俊郎君　　中泉　松司君
中川　雅治君　　中西　祐介君
中原　八一君　　長峯　誠君
二之湯　智君　　二之湯武史君
西田　昌司君　　野上浩太郎君
野村　哲郎君　　羽生田　俊君
長谷川　岳君　　馬場　成志君
橋本　聖子君　　福岡　資麿君
藤井　基之君　　藤川　政人君
古川　俊治君　　堀井　巌君
堀内　恒夫君　　舞立　昇治君
牧野たかお君　　松下　新平君
松村　祥史君　　松山　政司君
丸川　珠代君　　丸山　和也君
三木　亨君　　三原じゅん子君
三宅　伸吾君　　水落　敏栄君
溝手　顕正君　　宮沢　洋一君
宮本　周司君　　森屋　宏君
柳本　卓治君　　山崎　力君
山下　雄平君　　山田　修路君
山田　俊男君　　山谷えり子君
山本　一太君　　山本　順三君
吉川ゆうみ君　　吉田　博美君
若林　健太君　　脇　雅史君
渡辺　猛之君　　渡邉　美樹君
足立　信也君　　相原久美子君
有田　芳生君　　石上　俊雄君
石橋　通宏君　　礒崎　哲史君
江崎　孝君　　江田　五月君
小川　勝也君　　小川　敏夫君
尾立　源幸君　　大久保　勉君
大島九州男君　　大塚　耕平君
大野　元裕君　　加藤　敏幸君
風間　直樹君　　金子　洋一君
神本美恵子君　　北澤　俊美君
郡司　彰君　　小西　洋之君
小見山幸治君　　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　　芝　博一君
榛葉賀津也君　　田城　郁君

田中　直紀君　津田弥太郎君　紙　智子君　吉良よし子君　磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君　藤井　基之君　藤川　政人君
徳永　エリ君　那谷屋正義君　倉林　明子君　小池　晃君　猪口　邦子君　岩井　茂樹君　古川　俊治君　堀井　巌君
直嶋　正行君　長浜　博行君　田村　智子君　大門実紀史君　岩城　光英君　上野　通子君　堀内　恒夫君　舞立　昇治君
難波　奨二君　西村まさみ君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君　江島　潔君　衛藤　晟一君　牧野たかお君　松下　新平君
野田　国義君　羽田雄一郎君　山下　芳生君　アントニオ猪木君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　松村　祥史君　松山　政司君
白　眞勲君　浜野　喜史君　井上　義行君　行田　邦子君　大沼みずほ君　大野　泰正君　丸川　珠代君　丸山　和也君
林　久美子君　広田　一君　田中　茂君　松田　公太君　太田　房江君　岡田　直樹君　三木　亨君　三原じゅん子君
福山　哲郎君　藤末　健三君　山口　和之君　山田　太郎君　岡田　広君　片山さつき君　三宅　伸吾君　水落　敏栄君
藤田　幸久君　藤本　祐司君　江口　克彦君　中野　正志君　木村　義雄君　溝手　顕正君　宮沢　洋一君
前川　清成君　前田　武志君　中山　恭子君　浜田　和幸君　北川イッセイ君　宮本　周司君　森屋　宏君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君　松沢　成文君　和田　政宗君　熊谷　大君　柳本　卓治君　山崎　力君
水岡　俊一君　森本　真治君　中西　健治君　水野　賢一君　古賀友一郎君　山下　雄平君　山田　修路君
安井美沙子君　柳澤　光美君　薬師寺みちよ君　渡辺美知太郎君　上月　良祐君　山田　俊男君　山谷えり子君
柳田　稔君　吉川　沙織君　又市　征治君　吉田　忠智君　佐藤　信秋君　山本　一太君　山本　順三君
蓮　舫君　秋野　公造君　主濱　了君　谷　亮子君　酒井　庸行君　吉川ゆうみ君　吉田　博美君
荒木　清寛君　石川　博崇君　山本　太郎君　荒井　広幸君　島田　三郎君　若林　健太君　脇　雅史君
魚住裕一郎君　河野　義博君　平野　達男君　糸数　慶子君　末松　信介君　渡辺　猛之君　渡邉　美樹君
佐々木さやか君　杉　久武君　興石　東君　関口　昌一君　伊達　忠一君　足立　信也君　相原久美子君
竹谷とし子君　谷合　正明君　高野光二郎君　高橋　克法君　世耕　弘成君　有田　芳生君　石上　俊雄君
長沢　広明君　新妻　秀規君　滝沢　求君　滝波　宏文君　島村　大君　石橋　通宏君　礒﨑　哲史君
西田　実仁君　浜田　昌良君　武見　敬三君　柘植　芳文君　高橋　克法君　江崎　孝君　江田　五月君
平木　大作君　矢倉　克夫君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　伊達　忠一君　小川　勝也君　小川　敏夫君
山口那津男君　山本　博司君　堂故　茂君　豊田　俊郎君　尾立　源幸君　大久保　勉君
横山　信一君　若松　謙維君　中泉　松司君　中川　雅治君　大島九州男君　大塚　耕平君
東　徹君　小野　次郎君　中西　祐介君　中原　八一君　大野　元裕君　加藤　敏幸君
片山虎之助君　川田　龍平君　長峯　誠君　二之湯　智君　風間　直樹君　金子　洋一君
儀間　光男君　清水　貴之君　二之湯武史君　西田　昌司君　神本美恵子君　北澤　俊美君
柴田　巧君　寺田　典城君　野上浩太郎君　羽生田　俊君　郡司　彰君　小西　洋之君
藤巻　健史君　真山　勇一君　長谷川　岳君　馬場　成志君　小見山幸治君　斎藤　嘉隆君
井上　哲士君　市田　忠義君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　櫻井　充君　芝　博一君

日程第三　公職選挙法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三〇名

阿達　雅志君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤池　誠章君
赤石　清美君　有村　治子君
井原　巧君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井　正弘君
石井みどり君　石田　昌宏君

反対者氏名　〇名

榛葉賀津也君　田城　郁君　井上　哲士君　市田　忠義君　石井　浩郎君　石井　正弘君　西田　昌司君
田中　直紀君　津田弥太郎君　紙　智子君　吉良よし子君　石井みどり君　石田　昌宏君　野村　哲郎君
徳永　エリ君　那谷屋正義君　倉林　明子君　小池　晃君　磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君　長谷川　岳君
直嶋　正行君　長浜　博行君　田村　智子君　大門実紀史君　猪口　邦子君　岩井　茂樹君　橋本　聖子君
難波　奨二君　西村まさみ君　辰巳孝太郎君　仁比　聡平君　岩城　光英君　上野　通子君　藤井　基之君
野田　国義君　羽田雄一郎君　山下　芳生君　アントニオ猪木君　江島　潔君　衛藤　晟一君　古川　俊治君
白　眞勲君　浜野　喜史君　井上　義行君　行田　邦子君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　堀内　恒夫君
林　久美子君　広田　一君　田中　茂君　松田　公太君　大沼みずほ君　大野　泰正君　牧野たかお君
福山　哲郎君　藤末　健三君　山口　和之君　山田　太郎君　太田　房江君　岡田　広君　松村　祥史君
藤田　幸久君　藤本　祐司君　江口　克彦君　中野　正志君　岡田　直樹君　片山さつき君　丸山　和也君
前川　清成君　前田　武志君　中山　恭子君　浜田　和幸君　金子原二郎君　木村　義雄君　三木　亨君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君　松沢　成文君　和田　政宗君　岸　宏一君　北川イッセイ君　三宅　伸君
水岡　俊一君　森本　真治君　中西　健治君　水野　賢一君　北村　経夫君　熊谷　大君　水落　敏栄君
安井美沙子君　柳澤　光美君　薬師寺みちよ君　渡辺美知太郎君　小坂　憲次君　古賀友一郎君　宮沢　洋一君
柳田　稔君　吉川　沙織君　福島みずほ君　又市　征治君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　森　まさこ君
蓮　舫君　秋野　公造君　吉田　忠智君　主濱　了君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　柳本　卓治君
荒木　清寛君　石川　博崇君　谷　亮子君　山本　太郎君　酒井　庸行君　山東　昭子君　山下　雄平君
魚住裕一郎君　河野　義博君　荒井　広幸君　平野　達男君　島尻安伊子君　島田　三郎君　山田　俊男君
佐々木さやか君　杉　久武君　糸数　慶子君　輿石　東君　島村　大君　末松　信介君　山本　順三君
竹谷とし子君　谷合　正明君　吉吉　有義君　山本　香苗君　世耕　弘成君　関口　昌一君　吉田　博美君
長沢　広明君　新妻　秀規君　若林　健太君　高野光二郎君　脇　雅史君
水岡　俊一君　森本　真治君　中西　健治君　水野　賢一君　北村　経夫君　熊谷　大君　水落　敏栄君
安井美沙子君　柳澤　光美君　薬師寺みちよ君　渡辺美知太郎君　小坂　憲次君　古賀友一郎君　宮沢　洋一君
柳田　稔君　吉川　沙織君　福島みずほ君　又市　征治君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　森　まさこ君
蓮　舫君　秋野　公造君　吉田　忠智君　主濱　了君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　柳本　卓治君
荒木　清寛君　石川　博崇君　谷　亮子君　山本　太郎君　酒井　庸行君　山東　昭子君　山下　雄平君
魚住裕一郎君　河野　義博君　荒井　広幸君　平野　達男君　島尻安伊子君　島田　三郎君　山田　俊男君
佐々木さやか君　杉　久武君　糸数　慶子君　輿石　東君　島村　大君　末松　信介君　山本　順三君
竹谷とし子君　谷合　正明君　吉吉　有義君　山本　香苗君　世耕　弘成君　関口　昌一君　吉田　博美君
長沢　広明君　新妻　秀規君　若林　健太君　高野光二郎君　脇　雅史君　西田　昌司君
水岡　俊一君　森本　真治君　中西　健治君　水野　賢一君　北村　経夫君　熊谷　大君　水落　敏栄君
安井美沙子君　柳澤　光美君　薬師寺みちよ君　渡辺美知太郎君　小坂　憲次君　古賀友一郎君　宮沢　洋一君
柳田　稔君　吉川　沙織君　福島みずほ君　又市　征治君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　森　まさこ君
蓮　舫君　秋野　公造君　吉田　忠智君　主濱　了君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　柳本　卓治君
荒木　清寛君　石川　博崇君　谷　亮子君　山本　太郎君　酒井　庸行君　山東　昭子君　山下　雄平君
魚住裕一郎君　河野　義博君　荒井　広幸君　平野　達男君　島尻安伊子君　島田　三郎君　山田　俊男君
佐々木さやか君　杉　久武君　糸数　慶子君　輿石　東君　島村　大君　末松　信介君　山本　順三君
竹谷とし子君　谷合　正明君　吉吉　有義君　山本　香苗君　世耕　弘成君　関口　昌一君　吉田　博美君
長沢　広明君　新妻　秀規君　若林　健太君　高野光二郎君　脇　雅史君　西田　昌司君
水岡　俊一君　森本　真治君　中西　健治君　水野　賢一君　北村　経夫君　熊谷　大君　水落　敏栄君
安井美沙子君　柳澤　光美君　薬師寺みちよ君　渡辺美知太郎君　小坂　憲次君　古賀友一郎君　宮沢　洋一君
柳田　稔君　吉川　沙織君　福島みずほ君　又市　征治君　上月　良祐君　鴻池　祥肇君　森　まさこ君
蓮　舫君　秋野　公造君　吉田　忠智君　主濱　了君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　柳本　卓治君
荒木　清寛君　石川　博崇君　谷　亮子君　山本　太郎君　酒井　庸行君　山東　昭子君　山下　雄平君
魚住裕一郎君　河野　義博君　荒井　広幸君　平野　達男君　島尻安伊子君　島田　三郎君　山田　俊男君
佐々木さやか君　杉　久武君　糸数　慶子君　輿石　東君　島村　大君　末松　信介君　山本　順三君
竹谷とし子君　谷合　正明君　吉吉　有義君　山本　香苗君　世耕　弘成君　関口　昌一君　吉田　博美君
長沢　広明君　新妻　秀規君　若林　健太君　高野光二郎君　脇　雅史君　西田　昌司君

反対者氏名　〇名

日程第四　道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二二一名

阿達　雅志君　愛知　治郎君　赤石　清美君　有村　治子君　井原　巧君　石井　準一君
青木　一彦君　赤池　誠章君

加藤　敏幸君　風間　直樹君　山本　博司君
金子　洋一君　神本美恵子君　若松　謙維君
北澤　俊美君　郡司　彰君　小野　次郎君
小西　洋之君　小見山幸治君　川田　龍平君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君　柴田　巧君
芝　博一君　榛葉賀津也君　寺田　典城君
田城　郁君　田中　直紀君　真山　勇一君
津田弥太郎君　徳永　エリ君　井上　義行君
那谷屋正義君　直嶋　正行君　田中　茂君
長浜　博行君　難波　奨二君　山口　和之君
西村まさみ君　野田　国義君　江口　克彦君
羽田雄一郎君　白　眞勲君　中山　恭子君
浜野　喜史君　林　久美子君　松沢　成文君
広田　一君　福山　哲郎君　中西　健治君
藤末　健三君　藤田　幸久君　薬師寺みちよ君
藤本　祐司君　前川　清成君　福島みずほ君
前田　武志君　牧山ひろえ君　吉田　忠智君
増子　輝彦君　水岡　俊一君　谷　亮子君
森本　真治君　安井美沙子君　平野　達男君
柳澤　光美君　柳田　稔君　與石　東君
吉川　沙織君　蓮　舫君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
河野　義博君　佐々木さやか君
杉　久武君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
新妻　秀規君　西田　実仁君
浜田　昌良君　平木　大作君
矢倉　克夫君　山口那津男君

横山　信一君
東　徹君
片山虎之助君

反対者氏名　一二名

井上　哲士君
紙　智子君
倉林　明子君
田村　智子君
辰巳孝太郎君
山下　芳生君

市田　忠義君
吉良よし子君
小池　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
山本　太郎君

日程第五　学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二一七名

阿達　雅志君　愛知　治郎君　塚田　一郎君
青木　一彦君　赤池　誠章君　石井　準一君
赤石　清美君　有村　治子君　石井　正弘君
井原　巧君　石井　準一君　石田　昌宏君
石井　浩郎君　石井　正弘君　磯崎　仁彦君
石井みどり君　石田　昌宏君　磯崎　陽輔君
磯崎　仁彦君　磯崎　陽輔君　岩井　茂樹君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君　上野　通子君
岩城　光英君　上野　通子君　江崎　孝君
江島　潔君　衛藤　晟一君　大家　敏志君
尾辻　秀久君　大家　敏志君　大野　泰正君
大沼みずほ君　大野　泰正君　岡田　直樹君
太田　房江君　岡田　直樹君　片山さつき君
岡田　広君　片山さつき君　木村　義雄君
金子原二郎君　木村　義雄君　北川イッセイ君
岸　宏一君　北川イッセイ君　熊谷　大君
北村　経夫君　熊谷　大君　古賀友一郎君
小坂　憲次君　古賀友一郎君　小泉　昭男君
上月　良祐君　鴻池　祥肇君　佐藤　啓君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君　佐藤　ゆかり君
酒井　庸行君　山東　昭子君　塩谷　立君
島尻安伊子君　島田　三郎君　柴田　巧君
島村　大君　末松　信介君　下村　博文君
世耕　弘成君　関口　昌一君　新谷　正義君
伊達　忠一君　高野光二郎君　高階恵美子君
高橋　克法君　滝沢　求君　滝沢　求君
滝波　宏文君　武見　敬三君　竹内　真二君
竹谷とし子君　立木　洋君　谷　亮子君
田中　茂君　田村　智子君　丹羽　秀樹君
中泉　松司君　中川　雅治君　中曽根弘文君
堂故　茂君　中原　八一君　西田　実仁君
中西　祐介君　長峯　誠君　野上浩太郎君
二之湯武史君　二之湯　智君　野村　哲郎君
野上浩太郎君　西田　昌司君　橋本　聖子君
羽生田　俊君　野村　哲郎君　林　芳正君
馬場　成志君　長谷川　岳君　原田　昇左君
福岡　資麿君　橋本　聖子君　馬場　成志君
藤川　政人君　藤井　基之君　福岡　資麿君
堀井　巌君　古川　俊治君　藤川　政人君
舞立　昇治君　堀内　恒夫君　堀井　巌君
松下　新平君　牧野たかお君　丸山　和也君
松山　政司君　松村　祥史君　三浦　信祐君
丸山　和也君　丸川　珠代君　宮沢　洋一君
三原じゅん子君　三木　亨君　武見　敬三君
水落　敏栄君　三宅　伸吾君　森　まさこ君
宮沢　洋一君　溝手　顕正君　柳本　卓治君
森　まさこ君　宮本　周司君　山下　雄平君
柳本　卓治君　森屋　宏君　山田　俊男君
山下　雄平君　山崎　力君　山本　一太君
山田　俊男君　山田　修路君　吉川ゆうみ君
山本　一太君　山谷えり子君　若林　健太君
吉川ゆうみ君　山本　順三君　渡辺　猛之君
若林　健太君　吉田　博美君　足立　信也君
渡辺　猛之君　脇　雅史君　有田　芳生君
足立　信也君　渡邉　美樹君　石橋　通宏君
有田　芳生君　相原久美子君　江崎　孝君
石橋　通宏君　石上　俊雄君
江崎　孝君　礒崎　哲史君

江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大塚　耕平君
加藤　敏幸君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
田城　郁君
津田弥太郎君
那谷屋正義君
長浜　博行君
西村まさみ君
羽田雄一郎君
浜野　喜史君
広田　一君
藤末　健三君
藤本　祐司君
前田　武志君
増子　輝彦君
森本　真治君
柳澤　光美君
吉川　沙織君
秋野　公造君
石川　博崇君
河野　義博君
杉　久武君
谷合　正明君
新妻　秀規君

小川　勝也君
尾立　源幸君
大島九州男君
大野　元裕君
風間　直樹君
神本美恵子君
郡司　彰君
小見山幸治君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田中　直紀君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
難波　奨二君
野田　国義君
白　眞勲君
林　久美子君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
前川　清成君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
蓮　舫君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
竹谷とし子君
長沢　広明君
西田　実仁君

浜田　昌良君
矢倉　克夫君
山本　博司君
若松　謙維君
小野　次郎君
川田　龍平君
儀間　光男君
清水　貴之君
寺田　典城君
真山　勇一君
井上　義行君
田中　茂君
山口　和之君
江口　克彦君
中山　恭子君
松沢　成文君
中西　健治君
薬師寺みちよ君
主濱　了君
荒井　広幸君
興石　東君

平木　大作君
山口那津男君
横山　信一君
東　徹君
片山虎之助君
儀間　光男君
柴田　巧君
藤巻　健史君
アントニオ猪木君
行田　邦子君
松田　公太君
山田　太郎君
中野　正志君
浜田　和幸君
和田　政宗君
水野　賢一君
渡辺美知太郎君
谷　亮子君
平野　達男君

反対者氏名
一六名
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
吉良よし子君
倉林　明子君
小池　晃君
田村　智子君
大門実紀史君
辰巳孝太郎君
仁比　聡平君
山下　芳生君
福島みずほ君
又市　征治君
吉田　忠智君
山本　太郎君
糸数　慶子君

日程第六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
賛成者氏名
二一八名
阿達　雅志君
愛知　治郎君
青木　一彦君
赤池　誠章君
赤石　清美君
有村　治子君
井原　巧君
石井　準一君
石井　浩郎君
石井　正弘君
石井みどり君
石田　昌宏君
磯崎　仁彦君
磯崎　陽輔君
猪口　邦子君
岩井　茂樹君
岩城　光英君
上野　通子君
江島　潔君
衛藤　晟一君
尾辻　秀久君
大家　敏志君
大沼みずほ君
大野　泰正君
太田　房江君
岡田　直樹君
岡田　広君
片山さつき君
金子原二郎君
木村　義雄君
岸　宏一君
北川イッセイ君
北村　経夫君
熊谷　大君
小坂　憲次君
古賀友一郎君
上月　良祐君
鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君
佐藤　正久君
酒井　庸行君
山東　昭子君
島尻安伊子君
島田　三郎君
島村　大君
末松　信介君
世耕　弘成君
関口　昌一君
伊達　忠一君
高野光二郎君
高橋　克法君
滝沢　求君

滝波　宏文君
武見　敬三君
柘植　芳文君
塚田　一郎君
鶴保　庸介君
堂故　茂君
豊田　俊郎君
中泉　松司君
中川　雅治君
中西　祐介君
中原　八一君
長峯　誠君
二之湯　智君
二之湯武史君
西田　昌司君
野上浩太郎君
野村　哲郎君
羽生田　俊君
長谷川　岳君
馬場　成志君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
古川　俊治君
堀井　巌君
堀内　恒夫君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸川　珠代君
三木　亨君
三宅　伸吾君
溝手　顕正君
宮本　周司君
森屋　宏君
山崎　力君
山田　修路君
山本　一太君
吉川ゆうみ君
若林　健太君
渡辺　猛之君
足立　信也君
有田　芳生君
石橋　通宏君
江崎　孝君

江田　五月君　小川　勝也君　浜田　昌良君　平木　大作君
小川　敏夫君　尾立　源幸君　矢倉　克夫君　山口那津男君
大久保　勉君　大島九州男君　山本　博司君　横山　信一君
大塚　耕平君　大野　元裕君　若松　謙維君　東　徹君
加藤　敏幸君　風間　直樹君　小野　次郎君　片山虎之助君
金子　洋一君　神本美恵子君　川田　龍平君　儀間　光男君
北澤　俊美君　郡司　彰君　清水　貴之君　柴田　巧君
小西　洋之君　小見山幸治君　寺田　典城君　藤巻　健史君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君　真山　勇一君　アントニオ猪木君
芝　博一君　榛葉賀津也君　井上　義行君　行田　邦子君
田城　郁君　田中　直紀君　田中　茂君　松田　公太君
津田弥太郎君　徳永　エリ君　山口　和之君　山田　太郎君
那谷屋正義君　直嶋　正行君　江口　克彦君　中野　正志君
長浜　博行君　難波　奨二君　中山　恭子君　浜田　和幸君
西村まさみ君　野田　国義君　松沢　成文君　和田　政宗君
羽田雄一郎君　白　眞勲君　中西　健治君　水野　賢一君
浜野　喜史君　林　久美子君　薬師寺みちよ君　渡辺美知太郎君
広田　一君　福山　哲郎君　福島みずほ君　又市　征治君
藤末　健三君　藤田　幸久君　吉田　忠智君　主濱　了君
藤本　祐司君　前川　清成君　谷　亮子君　荒井　広幸君
前田　武志君　牧山ひろえ君　平野　達男君　興石　東君
増子　輝彦君　水岡　俊一君
森本　真治君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
吉川　沙織君　蓮　舫君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
河野　義博君　佐々木さやか君
杉　久武君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
新妻　秀規君　西田　実仁君

反対者氏名　一三名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　吉良よし子君
倉林　明子君　小池　晃君
田村　智子君　大門実紀史君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
山下　芳生君　山本　太郎君
糸数　慶子君

日程第七　電気事業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二〇八名

阿達　雅志君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤池　誠章君
赤石　清美君　有村　治子君
井原　巧君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井　正弘君
石井みどり君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　上野　通子君
江島　潔君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大沼みずほ君　大野　泰正君
太田　房江君　岡田　直樹君
岡田　広君　片山さつき君
金子原二郎君　木村　義雄君
岸　宏一君　北川イッセイ君
北村　経夫君　熊谷　大君
小坂　憲次君　古賀友一郎君
上月　良祐君　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
酒井　庸行君　山東　昭子君
島尻安伊子君　島田　三郎君
島村　大君　末松　信介君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高野光二郎君
高橋　克法君　滝沢　求君
滝波　宏文君　武見　敬三君
柘植　芳文君　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　堂故　茂君
豊田　俊郎君　中泉　松司君
中川　雅治君　中西　祐介君
中原　八一君　長峯　誠君
二之湯　智君　二之湯武史君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　羽生田　俊君
長谷川　岳君　馬場　成志君
橋本　聖子君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　堀井　巌君
堀内　恒夫君　舞立　昇治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三木　亨君　三原じゅん子君
三宅　伸吾君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮本　周司君
森　まさこ君　森屋　宏君
柳本　卓治君　山崎　力君
山下　雄平君　山田　修路君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉川ゆうみ君　吉田　博美君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　渡邊　美樹君
足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　石上　俊雄君
石橋　通宏君　礒﨑　哲史君
江崎　孝君　江田　五月君

小川　勝也君　小川　敏夫君　平木　大作君　矢倉　克夫君
尾立　源幸君　大久保　勉君　山口那津男君　山本　博司君
大島九州男君　大塚　耕平君　横山　信一君　若松　謙維君
大野　元裕君　加藤　敏幸君　東　　徹君　小野　次郎君
風間　直樹君　金子　洋一君　片山虎之助君　川田　龍平君
神本美恵子君　北澤　俊美君　儀間　光男君　清水　貴之君
郡司　彰君　小西　洋之君　柴田　巧君　寺田　典城君
小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　藤巻　健史君　真山　勇一君
櫻井　充君　芝　博一君　江口　克彦君　中野　正志君
榛葉賀津也君　田城　郁君　中山　恭子君　浜田　和幸君
田中　直紀君　津田弥太郎君　松沢　成文君　和田　政宗君
徳永　エリ君　那谷屋正義君　福島みずほ君　又市　征治君
直嶋　正行君　長浜　博行君　吉田　忠智君　主濱　了君
難波　奨二君　西村まさみ君　谷　　亮子君　荒井　広幸君
野田　国義君　羽田雄一郎君　平野　達男君　興石　東君
白　　眞勲君　浜野　喜史君
林　久美子君　広田　一君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤本　祐司君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
水岡　俊一君　森本　真治君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　吉川　沙織君
蓮　　舫君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　河野　義博君
佐々木さやか君　杉　　久武君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　新妻　秀規君
西田　実仁君　浜田　昌良君

反対者氏名

二三名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　　智子君　吉良よし子君
倉林　明子君　小池　晃君
田村　智子君　大門実紀史君
辰巳孝太郎君　仁比　聡平君
山下　芳生君　アントニオ猪木君
井上　義行君　行田　邦子君
田中　　茂君　松田　公太君
山口　和之君　山田　太郎君
中西　健治君　薬師寺みちよ君
渡辺美知太郎君　山本　太郎君
糸数　慶子君

年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二日

参議院議長　山崎　正昭殿

江口　克彦

年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問主意書

生まれ育った環境にかかわらず、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していくことのできる社会の実現は、我が国の喫緊の課題の一つであり、政府においても、平成二十六年八月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されるなど対策が講じられている。しかし、独立行政法人日本学生支援機構による我が国の奨学金制度は、多くの諸外国で既に整備されている給付型奨学金が設けられていない上、貸与型奨学金についても無利子奨学金と比較して有利子奨学金の割合が圧倒的に高いなど、質・量ともに不十分な点が多い。

一方、グローバル人材の育成も我が国の重要課題の一つであるが、私が提出した「日本人の海外留学促進に関する質問主意書」（第百八十六回国会質問第七〇号）に対する答弁書（内閣参質一八六第七〇号）において政府が明らかにしたとおり、「留学費用等の経済的負担が大きいこと」等の要因により、日本人の海外留学者数は減少傾向にある。昨年度に「官民協働海外留学支援制度」が創設されたが、日本人学生の海外留学を促進するためには、奨学金制度の更なる充実を始め、海外留学に要する経済的負担の軽減に重点的に取り組む必要がある。

子供の貧困対策及びグローバル人材の育成という重要課題の早期解決のためには、奨学金制度の抜本的な改革が必要不可欠であるが、我が国の厳しい財政状況下において、それを直ちに実現に移すことには困難も伴う。そこで、新たな制度として、約百三十兆円に上る年金積立金の一部を活用した奨学金制度の創設が、これらの課題を解決する上で有力な選択肢になり得ると考える。

右を踏まえ、以下質問する。

一　平成二十年六月四日に開催された社会保障国民会議第一分科会（所得確保・保障（雇用・年金））（以下「第一分科会」という。）において、宮武剛委員から、「年金積立金を活用する「若者・皆奨学金」創設」について提案がなされ、同制度の創設により、「年金制度が「次代の人材育成」という最大の公共事業に参画する、いわば現代版の「米百俵」になる」等の効果が説明されたが、年金積立金を活用した奨学金制度を創設した場合のメリット及びデメリットについて政府の見解を示されたい。

二　平成二十年六月十九日に公表された第一分科会の「中間とりまとめ」では、「積立金を活用した若者（就労機会や能力開発機会に恵まれなかった者も含む）に対する奨学金制度を創設したりするといったことなども検討に値する」ことが盛り込まれたが、中間とりまとめから現在に至るまでの検討状況を示されたい。また、こ

のような制度を創設する必要性について、現時点における政府の見解を示されたい。

三　諸外国において年金積立金を活用した奨学金制度を導入している事例があれば、その内容を示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員江口克彦君提出年金積立金を活用した奨学金制度の創設に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの年金積立金を活用した奨学金制度の創設については、御指摘の社会保障国民会議第一分科会が取りまとめた「第一分科会（所得確保・保障（雇用・年金））中間とりまとめ」において「若者層の現行制度に対する世代間格差感に配慮する」ために「検討に値する」事項の一例として示されていたが、社会保障国民会議が平成二十年六月十九日に取りまとめた「社会保障国民会議　中間報告」及び同年十一月四日に取りまとめた「社会保障国民会議　最終報告」においては言及がなされなかったことから、その後、検討は行っておらず、当該制度を創設した場合のメリット及びデメリット等についてお答えすることは困難である。

なお、年金積立金の運用は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第七十五条の規定において、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとされており、このような点に留意する必要があると考える。いずれにせよ、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することがないよう、今後とも支援に努めてまいりたい。

三について

文部科学省において把握している限りでは、お尋ねのような事例があるとは承知していない。

戦争法案に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月二日

福島みずほ

参議院議長　山崎　正昭殿

戦争法案に関する質問主意書

一　安倍総理は二〇一五年三月二十日の参議院予算委員会において、私の質問に対して、「この三要件を満たすという中において更に、これが満たすという条件であります。そして、政策的な必要性、まさに国民の命と幸せな暮らしを守るために必要であるという判断をする中において武力行使が可能となる」と答弁し、新三要件を満たせば、海外で武力行使ができるという見解を示した。

しかるに、同じく安倍総理は五月二十日の国家基本政策委員会合同審査会において、「外国の領土に上陸をしていって戦闘行為を行うことを目的に武力行使を行うということはありませんし、あるいは、大規模な空爆をともに行う等々のことはない」、「外国の領土に上陸をしていって、それはまさに戦闘作戦行動を目的に武力行使を行うということはしない」と答弁をしている。

自衛隊は、外国の領土、領空、領海で、武力行使をすることはないのか。また、集団的自衛権は、公海上でしか行使しないという理解でよいか。

さらに、そのことは、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（以下「平和安全法制整備法案」という。）のうち、「自衛隊法の一部改正」及び「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正」のどこに明記されているのか示されたい。

二　私が、二〇一四年四月十日に提出した「集団的自衛権並びにその行使に関する質問主意書（第百八十六回国会質問第六七号）」に対する同年四月十八日付けの答弁書（内閣参質一八六第六七号）六及び七についてでは、「外務省として把握している国際連合憲章第五十一条に従い集団的自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置として国際連合安全保障理事会に報告されたもの」として十四事例を挙げている。

これら十四事例の中で、外国の領土、領空、領海以外の場所で、集団的自衛権が行使された事例があるか。また、公海上で、集団的自衛権が行使された事例があるか。

三　イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下「イラク特別措置法」という。）における非戦闘地域の定義は、現在、戦闘行為が行われておらず、将来も戦闘行為が行われる可能性がない場所との理解でよいか。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（以下「国際平和支援法案」という。）は、自衛隊のいわゆる後方支援を認めている。

同法案には、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。）が行われている現場（以下「戦場」という。）の隣りで、後方支援できるという内容が含まれているが、戦場の定義は何か。

戦場の隣りは、将来、戦闘行為が行われる可能性があるが、そのような理解でよいか。

四　国際平和支援法案により、自衛隊が派兵され

る地域は、イラク特別措置法にいう非戦闘地域から、戦場の隣りまで拡大されるとの理解でよいか。

五　前記四に関して、自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれるリスクが高まると考えられるが、その理解でよいか。

六　前記三に関して、国際平和支援法案の別表には後方支援の種類と内容が掲げられているが、具体的に何を行うのか明らかにされたい。

七　前記三に関して、後方支援を行う場所が、戦場になることはないのか。

八　前記七に関して、戦場になった場合、自衛隊は撤退せざるを得ない。自衛隊が活動を行う場所が一瞬にして戦場になることもあり得るが、その場合に現場の自衛隊は適切な判断ができるのか。

九　いわゆる後方支援を行う際、「自衛隊が米国の指揮下に入るということはない」と安倍総理は二〇一五年四月九日の参議院予算委員会において答弁した。

米軍の指揮下に入らずして、どのように、いわゆる後方支援を行うのか。

韓国軍は、米韓相互防衛条約により、有事の際には米軍の指揮下に入るが、自衛隊は米軍の指揮下に入ることはないのか。

また仮に、米軍と韓国軍と自衛隊が共同で集団的自衛権の行使をする場合にも自衛隊だけ米軍の指揮下に入らないのか。

十　国際平和支援法案と、平和安全法制整備法案のうち「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（以下「周辺事態安全確保法」という。）の一部改正」には重なる部分があると思われるが、両者の関係はどうなるのか。

十一　国際平和支援法案においては、自衛隊が海外に派兵されるときは、必ず国会の事前承認を必要とする。一方、周辺事態安全確保法及び平和安全法制整備法案により改正される予定の同法（重要影響事態安全確保法）においては、自衛隊を海外に派兵するときに、必ずしも国会の事前承認は要求されない。両者の間に整合性がないのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

十二　集団的自衛権の行使のために自衛隊を海外に派兵するときにも、必ずしも国会の事前承認は要件とされていない。

国際平和支援法案におけるいわゆる後方支援のための派兵の場合は、国会の事前承認が必ず要件とされているのに、海外で集団的自衛権行使のため、戦場で武力行使をする場合には、国会の事後承認でも認められることは問題ではないか。

右質問する。

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭　殿

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議員福島みずほ君提出戦争法案に関する質問に対する答弁書

一について

従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考えてきている。このような考え方は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。

なお、新三要件については、現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）による改正後の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項及び第八十八条並びに改正法案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号及び第四号、第三条第三項及び第四項並びに第九条第二項第一号ロにおいて過不足なく規定されている。

二について

御指摘の答弁書（平成二十六年四月十八日内閣参質一八六第六七号）六及び七についてでお示しした報告事例については、我が国が参加していない第三国間の軍事行動に関するものであり、政府としてその詳細な事実関係について、お答えすることは差し控えたい。

三及び四について

お尋ねの「非戦闘地域」は、旧イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）第二条第三項で定められていた「現に戦闘行為・・・が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域をいうと考える。

政府として「戦場」との語は用いておらず、また、お尋ねの「戦場の隣り」及び「将来」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、「戦場の定義は何か」、「戦場の隣りは、将来、戦闘行為が行われる可能性があるが、そのような理解でよいか」及び「戦場の隣りまで拡大されるとの理解でよいか」についてお答えすることは困難である。

なお、現在、国会に提出している国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案（以下「国際平和協力支援活動法案」という。）第二条第三項においては、協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場

では実施しないものとすることを明記している。

五、七及び八について

国際平和協力支援活動法案においては、防衛大臣は、自衛隊の部隊等が協力支援活動等を円滑かつ安全に実施することができるように当該協力支援活動等を実施する区域を指定することとしており、現に戦闘行為が行われておらず、自衛隊の部隊等が現実に協力支援活動等を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる場所を実施区域に指定することになる。また、万が一、状況の変化により、当該自衛隊の部隊等が協力支援活動等を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該部隊等の長又はその指定する者は、当該協力支援活動等の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避するものとしている。そして、このような判断は、人を殺傷し、又は物を破壊する行為が行われているか否かという明らかな事実により、当該部隊等の長等が客観的に判断することができるものである。

以上のような仕組みにより、国際平和協力支援活動法案においても、自衛隊の部隊等が安全な場所で活動を行うことについて、従来と変更はなく、御指摘のように「自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれるリスクが高まる」とか「後方支援を行う場所が、戦場になる」とは考えていない。

六について

具体的に実施する協力支援活動の内容については、対象となる事態に応じ、また、諸外国の軍隊等からの要望等を踏まえ、個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。

九について

自衛隊が米軍に対して後方支援を行う場合を含め、自衛隊及び米軍は、緊密に協力し、及び調整しつつ、各々の指揮系統を通じて行動することとなる。

十について

ある事態が、重要影響事態及び国際平和共同対処事態のいずれの要件にも該当することはあり得るが、その場合には、法律の適用については、当該事態が我が国の平和及び安全に重要な影響を与えるものであり、その観点から優先的に対応する必要があることから、まずは改正法案による改正後の重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号。以下「重要影響事態法」という。）の適用を検討し、重要影響事態法の適用のない場合にのみ、国際平和協力支援活動法案の適用を検討することとなる。

十一及び十二について

国際平和協力支援活動法案は、国際社会の平和及び安全の確保に資するために、国際平和共同対処事態に際して我が国が諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等の対応措置を実施する場合の一般法であることに鑑み、自衛隊による対応措置の実施について、事前に国会の承認を得ることを要件としている。

一方、重要影響事態法においては、国会の事前承認を原則としつつ、我が国の平和及び安全の確保のため、緊急に合衆国軍隊等に対する後方支援活動等の対応措置を実施する必要がある場合もあり得ることから、これまでと同様、その例外を認めることとしている。

また、新三要件に該当する場合においても、国会の事前承認を原則としつつ、我が国を防衛するため、緊急に防衛出動を命ずる必要がある場合もあり得ることから、これまでと同様、その例外を認めることとしている。

パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月四日

小見山幸治

参議院議長　山崎　正昭殿

パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問主意書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第二条第一項第七号に規定されるぱちんこ屋営業（以下「パチンコ営業」という。）は、数十年の長きにわたって国民に娯楽と憩いの場を与え、国民の健全な余暇生活の向上において重要な役割を果たしている。また同時に、パチンコ営業が地域における経済の活性化及び就業機会の拡大をもたらしてきたことに鑑みると、パチンコ営業については、必要な規制を行いつつ、産業としての適正な振興と育成が図られなければならない。

しかしながら、風営法がパチンコ営業を他の風俗営業と同じ枠組みの下での規制においていることと相俟って、パチンコ営業に対する規制の在り方に一部不明確な点があるとの指摘が多くなされているところである。

一　パチンコ営業を営む者（以下「営業者」という。）が客に提供した景品（賞品）を客が景品交換所で現金に換える行為については、違法ではないと考えるが政府の見解は如何か。

二　関係当局は、二〇〇三年六月に行った「国際観光産業としてのカジノを考える議員連盟」からの質問に対する回答において、概略「現在行われている換金行為のうち、営業者と関係のない第三者が客から景品を買い取ることは、直ちに違法となるものではない」と述べているが、現在においてもこの見解に相違はないか。

三　前記二で指摘した関係当局の見解が現在においても相違はないとすれば、同見解のうち「直ちに」とは何を意味するのか。

四　前記三で述べた「直ちに」とは、営業者が客から直接に景品を買い取ること又は営業者と同一とみなし得る者が景品を買い取る場合は、違法

となり、取締りの対象となることを注意的に示したものであって、客から景品を買い取る第三者が、営業者と何ら関係がなく、かつ、営業者と同一とみなし得る者でない場合、そのような換金行為は違法ではないと考えるが政府の見解は如何か。

右質問する。

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出パチンコ営業に対する規制の在り方の一部不明確な点に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「景品交換所」の意味するところが必ずしも明らかでないが、ぱちんこ屋の営業者以外の第三者が、ぱちんこ屋の営業者がその営業に関し客に提供した賞品を買い取ることは、直ちに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十三条第一項第二号違反となるものではないと考えられる。もっとも、当該第三者が当該営業者と実質的に同一であると認められる場合には、同号違反となることがあると考えられる。

女性の健康支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月四日

薬師寺みちよ

参議院議長　山崎　正昭殿

女性の健康支援に関する質問主意書

政府は、全ての女性が輝く社会を目指して、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（以下「同法案」という。）を国会に提出しているが、女性が職業生活において活躍するためには女性が健康でなければならないことは言うまでもない。しかしながら、同法案においては女性の健康に対する言及がなく、政府の女性の健康支援に対する取組が十分になされないのではないかという懸念がある。

そこで、以下質問する。

一　政府は、女性が職業生活で活躍するためには、活躍する前提として健康であることが不可欠であることを認識しているか。

二　政府は、女性の健康に関して、男性の健康に対する場合とは異なる配慮が必要であることを認識しているか。

三　同法案で女性の健康に対する配慮が規定されなかった理由は何か。

四　政府は、女性が健康を維持増進させていくに当たり、国及び地方自治体がどのように支援していく必要があると考えているか。

右質問する。

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員薬師寺みちよ君提出女性の健康支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員薬師寺みちよ君提出女性の健康支援に関する質問に対する答弁書

一及び三について

女性の職業生活における活躍を推進するに当たって、女性の健康が損なわれることのないようにすることは重要と認識しており、政府としては、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）その他の労働関係法令に基づき、女性労働者を含めた労働者等の健康が確保されるよう取組を行っているところである。また、第百八十九回国会に提出した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案においては、事業主の責務として、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備等の取組を自ら実施するよう努めることが定められており、こうした取組の一つとして長時間労働の是正が行われ、それを通じて女性労働者を含めた労働者等の健康の維持増進が図られるものと考えている。

二について

男性と女性とでは、それぞれが抱える健康上の課題が異なることから、政府としては、女性の健康については、男性の健康と異なる配慮が必要であると認識している。

四について

政府としては、女性の健康の維持増進を図っていくに当たっては、人生における段階ごとの女性の健康上の課題に配慮した、適切な支援を行う必要があると考えている。

集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月五日

小西　洋之

参議院議長　山崎　正昭殿

集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問主意書

昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の集団的自衛権行使に係る新三要件のうちの第一要件における「生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」との文言について、この第一要件が成立するためには、「生命」、「自由」、「幸福追求の権利」の三つの事項の全てについて根底から覆される明白な危険があることが必要なのか、あるいは、そのいずれかが根底から覆される明白な危険があることで足りるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出集団的自衛権行使の第一要件の成立に関する質問に対する答弁書

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件の第一要件にいう「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」とは、憲法第十三条において国政上最大の尊重を必要とされている「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底から覆される明白な危険があることを意味するものである。

昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書

一　昭和四十七年十月十四日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」との文書（昭和四十七年政府見解）における「いわゆる集団的自衛権」との三つの文言は、いずれも、昨年七月一日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」で安倍内閣が容認したいわゆる限定的な集団的自衛権を含むあらゆる集団的自衛権、すなわち、集団的自衛権の全体を意味するものと理解してよいか。

二　平成二十七年三月二十四日の参議院外交防衛委員会において、横畠内閣法制局長官は「他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権、フルセットの集団的自衛権は、この四十七年見解の基本論理の下においては認められない」と答弁しているところであるが、前記一に言う「いわゆる集団的自衛権」と当該「フルセットの集団的自衛権」との関係について具体的に示されたい。

右質問する。

平成二十七年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問主意書

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出昭和四十七年政府見解における「いわゆる集団的自衛権」との文言の意味に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の資料における「いわゆる集団的自衛権」とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利、すなわち、御指摘の閣議決定でお示しした「武力の行使」の三要件に該当する場合に国際法上の根拠となる場合がある集団的自衛権に限られない集団的自衛権一般を指すものである。御指摘の横畠内閣法制局長官の答弁にいう「フルセットの集団的自衛権」も、これと同じ集団的自衛権一般を指すものである。

国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月八日

吉田　忠智

参議院議長　山崎　正昭殿

国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問主意書

本年四月二十一日に提出した「国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書」（第百八十九回国会質問第一一四号。以下「前回質問主意書」という。）に対する同年四月二十八日付けの答弁書（内閣参質一八九第一一四号。以下「答弁書」という。）が送付されてきたが、政府は、前回質問主意書で求めた「削減された十％の給付」及び「職域部分の支給」の回復について、「回復することは困難である」と一刀両断のもとに断じている。

とりわけ答弁書は、「お尋ねの「国鉄共済年金の財政危機の真の原因」の意味するところが必ずしも明らかでない」とし、曖昧模糊とした対応である。

そもそも国鉄共済年金が十％の削減及び職域部分の支給停止を受けたのは、国鉄共済年金の財政危機を理由に、他の共済年金の支援を受けることから、自助努力として行われた支給抑制策としてであった。したがって、国鉄共済年金の財政危機の真の原因を明らかにすることが、この問題解決に向けて何よりも肝要である。

加えて、国鉄共済年金は、その発足時から健全な財政運営を続けてきたにもかかわらず、戦中、戦後の国の政策によって財政が破綻したのであり、本来、国の責任により負担すべき年金財政を年金受給者と労働者が負担し続けてきたものと言える。

そうした国鉄共済年金を巡る問題について、国

会審議を踏まえて附帯決議が採択されているにもかかわらず、答弁書ではその事実を真摯に受け止めることなく、何ら政府の見解を明らかにしていない。

また、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「被用者年金制度の一元化法」という。）の施行に伴う、追加費用の削減のための年金額削減に当たっては、その減額の根拠となる計算式に対する疑問にも答えていない。

よって、以下再質問する。

一　答弁書二についてで、二〇一四年三月三十一日時点における受給権が発生した者の件数及び遺族年金等の受給権が発生した者の件数が明らかとなったが、そのうち一九五六年六月三十日以前の在職者数を明らかにされたい。

また、一九五六年六月三十日以前の在職者で恩給対象者と共済年金対象者数を明らかにされたい。

二　答弁書三についてに関し、第九十八回国会、一九八三年五月十八日の衆議院大蔵委員会で、米沢隆議員が「国鉄共済年金がこのような危機的な状況に陥った理由の中に、（中略）戦後の引き揚げ者や旧軍人等が政府の要請によって国鉄に採用してもらった（中略）戦後処理政策部分というものをお互いに理解し合ったならば、やはり国の責任もある程度あるのではないか」と質問しているのに対し、竹下登大蔵大臣は「当時の国鉄というものは、（中略）非常に健全な経営として、またその役割りを果たしてきた。（中略）同情すべきというか、そういう点はある（中略）当時の果たした役割りは、（中略）私も自覚は十分いたしております」と答弁している。

国鉄共済年金の財政悪化の原因のうち、こうした国鉄の責めに帰さない部分について、政府の認識を明らかにされたい。

三　答弁書四から六まで及び十についてで、質問事項を一くくりに答弁している理由を明らかにされたい。

四　答弁書四から六まで及び十についてで、「回復することは困難である」としているが、政府としてどのような検討、討議が行われ「困難である」と判断したのか明らかにされたい。

五　答弁書四から六まで及び十についてで、「当分の間、職域加算額に相当する部分を支給しない旨が定められている」としている。「当分の間」とは、一時的な期間を指すと解するが、政府はどの程度の期間であると理解しているのか明らかにされたい。

六　第百三回国会、一九八五年十二月二十日の参議院本会議で可決成立した国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条では、国鉄共済年金の職域部分は、財政調整事業を実施している期間は停止する旨規定している。

財政調整はすでに終わっており、同法の規定に基づいて、支給停止を解除すべきと考えるが、見解を明らかにされたい。

七　政府は、国会の委員会における附帯決議を尊重することが求められている。私が前回質問主意書の質問十でただした、国家公務員等共済年金組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議における「国鉄の職域年金については、年金財政及び国鉄財政の動向等を見きわめ、設置することを将来検討すること」（一九八五年十二月十九日参議院内閣委員会）の履行について、政府は何ら見解を明らかにしていない。再度、政府の見解を明らかにされたい。

八　答弁書七についてで、一九八四年度から二〇一五年度までの①日本鉄道共済組合、②国家公務員共済組合連合会、③エヌ・ティ・ティ企業年金基金、④厚生年金の本人負担分の保険料率が明らかにされた。厚生年金との統合後も厚生年金保険料率が追いつくまでの間、高い保険料で支払ってきたにもかかわらず、鉄道共済年金の支給額が低く抑えられていることは公正・公平と言えるのか、政府の見解を明らかにされたい。

九　答弁書八についてで、旧国鉄の年金受給者の追加費用は「国家公務員同様に、事業主が負担している」とし、「国家公務員については国等」、「旧国鉄の職員については旧国鉄等の債務を承継した独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、事業主がそれぞれ異なっていても、「国家公務員の場合と同様に減額を行う」としている。公共企業体職員等共済組合法（新法）の施行に当たって政府は、恩給期間が共済組合員期間に通算されることによって、年金額が増加する費用を「追加費用」として国庫負担とした一方、国鉄共済年金に対しては追加費用の交付はなかった。国鉄とその職員が追加費用を負担してきたことについて、政府はどのように認識しているのか明らかにされたい。

十　答弁書八についてで言及された被用者年金制度の一元化法の施行に伴う恩給期間に係る年金額の削減による、追加費用削減額の見込みを明らかにされたい。

十一　答弁書九についてで、「昭和三十一年三月以前の旧国共済法が準用されていた期間」とあるのは「昭和三十一年六月以前」の誤りであり訂正すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

十二　答弁書九についてで、二十七％削減の計算式について、何ら答弁がなされていない。

被用者年金制度の一元化法の「追加費用の減額の考え方」で（8.8―6.4）÷8.8＝27％の計算式があるが、官吏とならない雇員、傭人は、共済年金掛金千分の五十を支払っており計算式が成り立たない。しかるに、減額に対応する計算式を明らかにされたい。

十三　答弁書十一についてで、「将来に向けて、（中略）同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保する」としているが、被用者年金制度の一元化法において、公務員共済年金の職域部分は、「施行日前に共済年金の受給権を有するものについては、従来通り職域部分を支給する」とされ、職域年金に相当する新しい年金として「年金払い退職給付」の創設も決まっている。少なくとも公平性を確保するとすれば、鉄道共済年金に関し即刻職域部分を回復し、支給すべきである。

鉄道共済年金は、十％の削減と職域部分の支給停止が回復されなければ、他の年金との格差はそのままとなる。また、国会の附帯決議が尊重されなければ、著しく国会の信頼を失墜させることとなると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員吉田忠智君提出国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する再質問に対する答弁書

一について

日本国有鉄道（以下「旧国鉄」という。）の職員のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という。）の施行に伴う年金額改定の対象となる可能性のある者については、現在その件数を把握する作業を行っているところであり、お尋ねの「一九五六年六月三十日以前の在職者数」及び「一九五六年六月三十日以前の在職者で恩給対象者と共済年金対象者数」については、現時点でお答えすることは困難である。

二について

昭和三十一年六月以前の在職期間を有する旧国鉄の年金受給者には、国家公務員に適用された恩給法（大正十二年法律第四十八号）及び国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧国共済法」という。）が準用され、国鉄共済年金における恩給期間等に係る年金の給付に要する費用（以下「追加費用」という。）については、旧国鉄の民営化以前は事業主たる旧国鉄の負担とされており、民営化後は日本国有鉄道清算事業団（現在は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。））の負担とされたところであり、戦後の南満州鉄道株式会社等からの大量採用に伴う年金の費用も主としてこの中に含まれていることから、御指摘の「戦後の引き揚げ者や旧軍人等が政府の要請によって国鉄に採用してもらった」ことが、国鉄共済年金の財政悪化の直接の要因ではないと承知している。

三について

お尋ねについては、それぞれの質問が関連していることから、当該複数の質問に対してまとめてお答えしたところである。

四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年四月二十八日内閣参質一八九第一一四号。以下「前回答弁書」という。）四から六まで及び十についてでお答えしたとおり、国鉄共済年金の給付に要する費用を他の共済年金や厚生年金で負担する状況に鑑み、国鉄共済年金の額を百十分の百とする旨が、そして、当分の間、職域加算額に相当する部分を支給しない旨が法律で定められているところであり、政府としては、御指摘の「回復することは困難である」と判断しているところである。

五について

お尋ねについては、国鉄共済年金の給付に要する費用を他の共済年金や厚生年金で負担する状況に鑑み、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「八年法」という。）附則第十七条第一項又は第三十三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされた八年法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第二十条の二第二項の規定において、職域加算額に相当する部分を支給しない期間を「当分の間」とする旨定められていると理解しており、具体的な期間についてお答えするのは困難である。

六について

お尋ねの「財政調整事業を実施している期間は停止する旨」の規定は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成元年法律第九十三号）第一条の規定により、当分の間、職域加算額に相当する部分を支給しない旨に改正されている。

七について

前回答弁書四から六まで及び十についてでお答えしたとおり、「職域部分の支給」を回復することは困難であると考えている。

八について

国鉄共済年金の給付に要する費用を他の共済年金や厚生年金で負担する状況に鑑み、厚生年金統合後の保険料率について八年法附則第十八条第二項の規定による保険料率の特例を適用していたところであるが、平成二十一年九月以降は厚生年金保険料率と同率となっており、また、支給額については、厚生年金相当の額は確保されていることから、お尋ねの「公正・公平と言えるのか」について問題はないと考えている。

九について

お尋ねについては、国鉄共済年金の場合、昭和三十一年六月以前の期間に係る費用については追加費用として事業主である鉄道・運輸機構が負担している。

十について

お尋ねの前回答弁書八についてでお答えした昭和三十一年六月以前の在職期間を有する旧国鉄の年金受給者について行う被用者年金一元化法による追加費用の削減額については、一定の配慮措置があるなど、個々に計算する必要があることから、当該削減額の見込みは把握していない。

十一について

前回答弁書九についてで「昭和三十一年三月以前」と述べたのは、「昭和三十一年六月以前」の誤りであり、訂正する。

十二について

お尋ねについては、前回答弁書九についてで

お答えしたとおり、国家公務員の場合、昭和三十三年以前に適用されていた旧国共済法の年金は、当初より年金改定に伴う増加費用は国が負担することとされるなど、恩給制度に準じた仕組みになっており、現在も、追加費用は、旧国共済法が適用されていた者に支給される共済年金にも充てられ、国等が負担している。このため、国家公務員の場合、旧国共済法が適用されていた期間に係る年金については、被用者年金一元化法により減額の対象とされている。

国鉄共済年金の場合も、追加費用については、事業主である鉄道・運輸機構が負担していることから、国家公務員の場合と同様に、旧国共済法が準用されていた期間に係る年金が減額の対象とされているものである。

十三について

前回答弁書十一についてにおいて「公平性を確保する」とお答えした趣旨は、被用者年金一元化法により、厚生年金保険給付及びそれに相当する給付に係る保険料率を厚生年金保険料率に統一すること、職域部分を廃止すること等により、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するという旨を述べたものである。前回答弁書四から六まで及び十についてでお答えしたとおり、お尋ねの「十％の削減と職域部分の支給停止」を回復することは困難であると考えているが、前述の趣旨に鑑みれば、このことが公平性の確保に反するものとは考えておらず、また、国鉄共済年金に係る附帯決議の履行等に関する質問主意書（平成二十七年四月二十一日提出質問第一一四号）十一においてお示しの「附帯決議」についても、その趣旨を尊重しているものと考えている。

集団的自衛権における海外派兵に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月八日

中西　健治

参議院議長　山崎　正昭殿

集団的自衛権における海外派兵に関する質問主意書

政府は、平成二十六年七月一日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定し、自衛の措置としての武力の行使の新三要件（以下「新三要件」という。）を満たす限りにおいて集団的自衛権の行使は憲法上も許容される、との見解を示している。

そして、新三要件の第一要件に定める「我が国と密接な関係にある他国」について、安倍内閣総理大臣は、平成二十六年七月十四日の衆議院予算委員会において、「我が国と密接な関係にある他国については、一般に、外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、そして我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指すものと考えています。具体的にどのような国がこれに当たるかについては、あらかじめ特定されているものではなく、武力攻撃が発生した段階において、個別具体的な状況に即して判断されるべきものでありますが（以下略）」、「米国以外の外国がこれに該当する可能性は、現実には相当限定されると考えていますが、いずれにせよ、個別具体的な状況に即して判断されることになります。」と説明しており、米国以外の外国が「我が国と密接な関係にある他国」に該当する可能性を排除していない。

他方、第三要件に定める「必要最小限度の実力行使」について、安倍内閣総理大臣は、平成二十七年五月二十日の国家基本政策委員会合同審査会において、「必要最小限度の実力行使にとどまることがこれは重要なことでありまして、必要最小限度の実力にとどまることというのは、（中略）一般に海外派兵は認められていないという考え方、これは今回の政府の見解の中でも維持をされているということであります。つまり、外国の領土に上陸をしていって戦闘行為を行うことを目的に武力行使を行うということはありませんし、あるいは、大規模な空爆をともに行う等々のことはないということははっきりと申し上げておきたい、このように思います。」と説明し、海外派兵を行うことを原則として否定している。

しかし、我が国の近隣にある外国が「我が国と密接な関係のある国」（以下「密接関係国」という。）と認められた場合、密接関係国が陸続きの他国（以下「攻撃国」という。）から武力攻撃を受け、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があると認められ、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないと認められる場合においても、外国の領土に上陸して自衛の措置としての武力を行使することが一切許されないのか、不明確な点がある。

そこで、以下質問する。

以下の①から③の三類型のうち、「必要最小限度の実力行使」として許容されるものはどれか、政府の見解を示されたい。政策論ではなく、憲法解釈として、法理上、認められ得るものを示されたい。

① 密接関係国の同意を得た上で、密接関係国の領土に上陸し、自衛の措置として武力を行使すること。

② 密接関係国の同意を得た上で、密接関係国の領土に上陸し、密接関係国の領土のうち攻撃国に占領された地域へ移動した上で、自衛の措置として武力を行使すること。

③ 攻撃国の領土に上陸し、自衛の措置として武力を行使すること。

右質問する。

平成二十七年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員中西健治君提出集団的自衛権における海外派兵に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出集団的自衛権における海外派兵に関する質問に対する答弁書

従来から、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に、自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないわけではないと考えてきており、この趣旨は、昭和三十一年二月二十九日の衆議院内閣委員会で示された政府の統一見解によって既に明らかにされているところである。このような考え方は、御指摘の閣議決定でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）の下で行われる自衛の措置としての「武力の行使」にもそのまま当てはまるものと考えられる。

お尋ねの三類型が憲法上許容される「武力の行使」に当たるか否かについては、類型によって判断されるものではなく、個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難である。

なお、新三要件を満たす場合に例外的に外国の領域において行う「武力の行使」については、ホルムズ海峡での機雷掃海のほかに、現時点で個別具体的な活動を念頭には置いていない。

集団的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月八日

中西　健治

参議院議長　山崎　正昭殿

集団的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問主意書

政府は、平成二十六年七月一日に「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」を閣議決定し、自衛の措置としての武力の行使の新三要件（以下「新三要件」という。）を満たす限りにおいて集団的自衛権の行使は憲法上も許容される、との見解を示している。

そして、新三要件の第三要件「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」の意義について、安倍内閣総理大臣は、平成二十六年七月十五日の参議院予算委員会において、「この新三要件に言う必要最小限度とは、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される原因をつくり出している、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度を意味するわけであります。」と説明している。もっとも、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」と認められるためには、「我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度」にとどめなければならないのか、それとも、これに加えて「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除」することまで許容されるのかは、不明確な点がある。

また、「必要最小限度」の意味について、岸田外務大臣は、平成二十七年五月二十七日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、「必要最小限度という用語ですが、国際用語で言う必要最小限度、国際法の用語としての必要最小限度、これは均衡性を意味する、委員御指摘のとおりであります。しかし、同時に、我が国においては、この三要件を通じて、我が国に対する武力攻撃、または我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険をつくり出している、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃、これを排除する、こういった枠を当てはめております。よって、我が国における必要最小限度、国際法の用語で言う均衡性という意味とは一致するものではありません。」という説明がなされており、新三要件における「必要最小限度」と国際法における「必要最小限度」の意味の乖離が問題となる。

そこで、以下質問する。

一　集団的自衛権の行使が許される「必要最小限度の実力行使」は、「我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度」にとどめなければならないのか。それとも、これに加えて「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除」することまで許容されるのか。また、我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために、個別的自衛権を行使する場合の「必要最小限度の実力行使」は、国際法上の均衡性と同一の範囲・内容のものとなるのか。我が国が、集団的自衛権を行使する場合と、個別的自衛権を行使する場合で、新三要件の第三要件にいう「必要最小限度の実力行使」の範囲・内容は異なってくるのか。

二　存立危機事態における自衛の措置としての武力行使が、新三要件における「必要最小限度の実力行使」を上回るために第三要件を満たさないものの、均衡性を満たすために国際法上の「必要最小限度」を満たす場合、かかる自衛の措置としての武力の行使は、国際法上適法か。憲法上の根拠を欠く自衛の措置としての武力行使の国際法上の評価について明らかにされたい。

三　新三要件の第三要件「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」について、国内法ではどの法律のどの条文で担保されているのか。当該条文は、新三要件における「必要最小限度」と国際法における「必要最小限度」のどちらを意味するのか、その点が明確に認識できるように規定されているのか。

右質問する。

平成二十七年六月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　山崎　正昭殿

参議院議員中西健治君提出集団的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出集団的自衛権における「必要最小限度の実力行使」に関する質問に対する答弁書

一について

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）でお示しした「武力の行使」の三要件（以下「新三要件」という。）に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」で、国際法上の根拠が集団的自衛権となるものについての「必要最小限度」とは、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される原因を作り出している、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るための必要最小限度を意味する。

お尋ねの「我が国に対する武力攻撃が発生し、これを排除するために、個別的自衛権を行使する場合」の「必要最小限度」とは、武力の行使の態様が相手の武力攻撃の態様と均衡がとれたものでなければならないことを内容とする国際法上の用語でいう均衡性に対応するものであるが、これと必ずしも「同一の範囲・内容」となるものではない。

新三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」については、その国際法上の根拠が集団的自衛権となる場合であれ、個別的自衛権となる場合であれ、お尋ねの「必要最小限度の実力行使」の「範囲・内容」は、武力攻撃の規模、態様等に応ずるものであり、一概に述べることは困難である。

二について

お尋ねの「憲法上の根拠を欠く自衛の措置としての武力行使の国際法上の評価」については、政府として行っていない。

三について

お尋ねの「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」については、新三要件の第三要件に対応するものとして、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十八条第二項並びに現在、国会に提出している我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第三条第三項及び第四項において明確に規定されている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十七年六月十七日

○第百八十九回国会 参議院会議録第二十七号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書
特許法条約の締結について承認を求めるの件 …… 1

特許法条約の締結について承認を求めるの件 …… 1

審査報告書

特許法条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十六日

外交防衛委員長　片山さつき

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、特許出願等に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、特許の保護を国際的に促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

特許法条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭殿

特許法条約の締結について承認を求めるの件

特許法条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特許法条約

目次
第一条　略称
第二条　一般原則
第三条　この条約が適用される出願及び特許
第四条　安全保障のための例外
第五条　出願日
第六条　出願
第七条　代理
第八条　書類及び宛先
第九条　通知
第十条　特許の有効性及び取消し
第十一条　期間に関する救済
第十二条　相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復
第十三条　優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復
第十四条　規則
第十五条　パリ条約との関係
第十六条　特許協力条約の改正、修正及び変更の効果
第十七条　総会
第十八条　国際事務局
第十九条　改正
第二十条　締約国となるための手続
第二十一条　効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日
第二十二条　既存の出願及び特許についてのこの条約の適用
第二十三条　留保
第二十四条　この条約の廃棄
第二十五条　この条約の言語
第二十六条　この条約の署名
第二十七条　寄託者及び登録

第一条　略称

この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

(i)「官庁」とは、特許を与える任務その他のこの条約の対象となる事項に関する任務を有する締約国の当局をいう。

(ii)「出願」とは、第三条に規定する特許を求める出願をいう。

(iii)「特許」とは、第三条に規定する特許をいう。

(iv)「者」というときは、特に自然人及び法人を含めていうものとする。

(v)「書類」とは、この条約に基づく手続に関するものであるか否かを問わず、出願又は申請、申立て、文書、通信その他の出願若しくは特許に関する情報であって、官庁に提出されるものをいう。

(vi)「官庁の記録」とは、官庁若しくは他の当局にされた出願又は当該官庁若しくは他の当局によって与えられた特許であって関係締約国について効力を有するものに関する情報及びそれらを含む情報が集積したものであって、当該官庁が保管するものをいい、当該情報が保管される媒体のいかんを問わない。

(vii)「記録する」とは、官庁の記録に情報を含める行為をいう。

(viii)「出願人」とは、関係法令に従い、特許を出願する者又は出願をし、若しくはその手続を行う他の者として、官庁の記録に表示されている者をいう。

(ix)「権利者」とは、特許権者として官庁の記録に表示されている者をいう。

(x)「代理人」とは、関係法令に基づく代理人をいう。

(xi)「署名」とは、書類を提出した者を特定する方法をいう。

(xii)「自国の官庁が認める言語」とは、自国の官庁に対する手続であって関連するもののために当該官庁が認めるいずれかの言語をいう。

(xiii)「翻訳文」とは、自国の官庁が認める言語への翻訳又は適当な場合には当該官庁が認めるアルファベット若しくは文字列への音訳をいう。

(xiv)「自国の官庁に対する手続」とは、出願又は特許に関し、自国の官庁に対して行われる手続をいう。

(xv)　文脈により別に解釈される場合を除くほか、単数で表現される語は複数を、複数で表現される語は単数を含むものとし、男性人称代名詞は、女性人称代名詞を含む。

(xvi)「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日に署名され、その後改正され、及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(xvii)「特許協力条約」とは、千九百七十年六月十九日に署名された特許協力条約並びに同条約に基づく規則及び実施細則であって、その後改正され、修正され、及び変更されたものをいう。

(viii)「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(ix)「関係法令」とは、締約国が国である場合にはその国の法令、締約国が政府間機関である場合にはその政府間機関の活動に適用される法規をいう。

(x)「批准書」は、受諾書又は承認書を含めていうものとする。

(xi)「機関」とは、世界知的所有権機関をいう。

(xii)「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。

(xiii)「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条　一般原則

(1)［より有利な要件］

締約国は、第五条の規定を除くほか、この条約及びこの条約に基づく規則（以下「規則」という。）に定める要件よりも出願人及び権利者の立場からみてより有利な要件を定めることができる。

(2)［実体的な特許法令を規律しないこと］

この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が特許に関する実体的な関係法令に係る要件を定める自由を制限するものと解してはならない。

第三条　この条約が適用される出願及び特許

(1)［出願］

(a)　この条約及び規則は、締約国の官庁に対して又は当該官庁についてする次の特許及び追加特許の国内出願及び広域出願について適用する。

(i)　特許協力条約による国際出願としてすることが認められた特許及び追加特許の出願

(ii)　(i)に規定する特許又は追加特許の出願を分割した出願（パリ条約第四条G(1)又は(2)に規定されるもの）

(b)　この条約及び規則は、特許協力条約に従うことを条件として、次の期間及び手続に関し、特許協力条約による特許及び追加特許の国際出願について適用する。

(i)　特許協力条約第二十二条及び第三十九条(1)の規定に従って締約国の官庁において適用される期間

(ii)　特許協力条約第二十三条又は第四十条の規定に基づき国際出願の処理又は審査を開始することができる日以後に開始される手続

(2)［特許］

この条約及び規則は、締約国について効力を有するものとして与えられた国内特許及び広域特許並びに国内及び広域の追加特許について適用する。

第四条　安全保障のための例外

この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が安全保障上の重大な利益を保護するために必要と認める措置をとる自由を制限するものではない。

第五条　出願日

(1)［出願の要素］

(a)　締約国は、規則に別段の定めがある場合を除くほか、(2)から(8)までの規定に従うことを条件として、出願日の設定のために、出願人の選択により書面又は当該締約国の官庁が認めるその他の方法で提出された次の全ての要素を当該官庁が受理した日を出願日とすることを定める。

(i)　出願を意図する旨の明示的又は黙示的な表示

(ii)　出願人を特定することができる表示又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とする表示

(iii)　明細書であると外見上認められる部分

(b)　締約国は、出願日の設定のために、(a)(iii)に規定する要素として、図面を認めることができる。

(c)　締約国は、出願日の設定のために、(a)(ii)に規定する要素として、出願人を特定することができる情報及び当該締約国の官庁が出願人に連絡することを可能とする情報の双方を要求することができ、また、出願人を特定することができること又は当該官庁が出願人に連絡することを可能とすることを証明するものを受理することができる。

(2)［言語］

(a)　締約国は、(1)(a)(i)及び(ii)に規定する表示を自国の官庁が認める言語で行うよう要求することができる。

(b)　(1)(a)(iii)に規定する部分については、出願日の設定のために、いかなる言語でも提出することができる。

(3)［通知］

出願が(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものを満たしていない場合には、当該締約国の官庁は、できる限り速やかに出願人に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(4)［事後に要件を満たす場合］

(a)　(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが当初の出願において満たされていない場合には、出願日は、(b)及び(6)の規定に従うことを条件として、(1)及び(2)の規定に基づき当該締約国により適用される全ての要件が後に満たされた日とする。

(b)　締約国は、(a)に規定する一又は二以上の要件が規則に定める期間内に満たされない場合には、出願がされなかったものとみなす旨を定めることができる。出願がされなかったものとみなされるときは、当該締約国の官庁は、出願人にその旨を理由を示して通知する。

(5)［明細書の一部又は図面の欠落に関する通知］

官庁は、出願日を設定するに当たり、明細書の一部が出願から欠落していると認められる場合又は出願から欠落していると認められる図面に当該出願が言及している場合には、出願人にその旨を速やかに通知する。

(6)［欠落していた明細書の一部又は図面が提出された場合の出願日］

(a)　欠落していた明細書の一部又は図面が規則に定める期間内に官庁に提出された場合には、当該明細書の一部又は図面は、出願に含まれるものとし、出願日は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、当該官庁が当該明細書の一部若しくは図面を受理した日又は(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される全ての要件が満たされた日のうちいずれか遅い日とする。

(b)　欠落していた明細書の一部又は図面が出願からの欠落を訂正するために(a)の規定に基づいて提出された場合において、当該出願が(1)(a)に規定する要素のうち一又は二以上のものを官庁が最初に受理した日における先の出願に基づく優先権の主張を伴うときは、出願日は、規則に定める期間内に提出された出願人の請求により、かつ、規則に定める要件に従うことを条件として、(1)及び(2)の規定に基づき締約国により適用される全ての要件が満たされた日とする。

(c)　(a)の規定に基づいて提出された欠落していた明細書の一部又は図面が、締約国が設定する期間内に取り下げられた場合には、出願日は、(1)及び(2)の規定に基づき当該締約国により適用される要件が満たされた日とする。

(7)　[先にされた出願の引用による明細書及び図面の代替]

(a)　自国の官庁が認める言語で出願の時に行われた先にされた出願の引用は、規則に定める要件に従うことを条件として、前者の出願に係る出願日の設定のために、当該出願の明細書及び図面に代わるものとする。

(b)　(a)に規定する要件が満たされない場合には、出願は、されなかったものとみなすことができる。出願がされなかったものとみなされるときは、官庁は、出願人にその旨を理由を示して通知する。

(8)　[例外]

この条の規定は、次のものを制限するものではない。

(i)　パリ条約第四条G(1)又は(2)の規定に基づき、同条に規定する分割された出願の日付として同条に規定するもとの出願の日付を用い、優先権の利益があるときは当該利益を保有する出願人の権利

(ii)　締約国が規則に定める種類の出願に対して先の出願の出願日の利益を認めるために必要な要件を適用する自由

第六条　出願

(1)　[出願の形式又は内容]

いかなる締約国も、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出願の形式又は内容について、次の要件と異なる要件又は次の要件に追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(i)　特許協力条約において国際出願に関して規定する形式又は内容に関する要件

(ii)　特許協力条約第二十三条又は第四十条の規定に基づき国際出願の処理又は審査が開始された後に、特許協力条約の締約国の官庁又は当該締約国のために行動する官庁が、特許協力条約に基づいて要求する形式又は内容に関する要件

(iii)　規則に定めるその他の要件

(2)　[願書様式]

(a)　締約国は、特許協力条約に基づく国際出願の願書の内容に合致する出願の内容が、当該締約国が定める願書様式によって提出されることを要求することができる。締約国は、更に、(1)(ii)の規定により認められ、又は(1)(iii)の規定に従って規則に定めるその他の内容を当該願書様式に含めることを要求することができる。

(b)　締約国は、(a)の規定にかかわらず、第八条(1)の規定に従うことを条件として、規則に定める願書様式により(a)に規定する内容を提出することを認める。

(3)　[翻訳文]

締約国は、自国の官庁が認める言語によらない出願のいかなる部分についても翻訳文を要求することができる。締約国は、更に、規則に定めるところにより、自国の官庁が認める言語でされた出願の部分についての他の自国の官庁が認める言語による翻訳文を要求することができる。

(4)　[料金]

締約国は、出願に関し、料金を支払うよう要求することができる。締約国は、出願の手数料の支払に関する特許協力条約の規定を適用することができる。

(5)　[優先権書類]

締約国は、先の出願に基づく優先権が主張されている場合には、当該先の出願の写し及び当該先の出願が自国の官庁が認める言語によらないときはその翻訳文を、規則に定める要件に従って提出するよう要求することができる。

(6)　[証拠]

締約国は、出願の処理の過程において、(1)若しくは(2)に規定する事項若しくは優先権の申立てに関する事項又は(3)若しくは(5)に規定する翻訳文に関する証拠を自国の官庁に提出するよう要求することができる。ただし、当該事項の真実性又は当該翻訳文の正確性について合理的な疑義を有する場合に限る。

(7)　[通知]

(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(8)　[要件を満たしていない場合]

(a)　(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期間内に満たされていない場合には、当該締約国は、(b)、前条及び第十条の規定に従うことを条件として、自国の法令に定める制裁を適用することができる。

(b)　(1)、(5)又は(6)の規定に基づき締約国により適用される優先権の主張に関する要件が規則に定める期間内に満たされていない場合には、優先権の主張は、第十三条の規定に従うことを条件として、存在しないものとみなすことができる。他の制裁は、前条(7)(b)の規定が適用される場合を除くほか、適用することができない。

第七条　代理

(1)　[代理人]

(a)　締約国は、自国の官庁に対する手続のために選任される代理人について、次のことを要求することができる。

(i)　関係法令に基づき、出願及び特許に関して当該官庁に対し業として手続をとる権能を有すること。

(ii)　当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること。

(b)　(c)の規定に従うことを条件として、自国の官庁に対する手続に関し、(a)の規定に基づき締約国により適用される要件を満たす代理人による又は当該代理人に対する行為は、当該代理人を選任した出願人、権利者その他の関係する者による又はこれらの者に対する行為としての効果を有する。

(c)　締約国は、宣誓若しくは申立て又は委任状の撤回について、代理人の署名が当該代理人を選任した出願人、権利者その他の関係する者の署名としての効果を有さない旨を定めることができる。

(2)　[代理の義務付け]

(a)　締約国は、自国の官庁に対する手続のために出願人、権利者その他の関係する者が代理人を選任するよう要求することができる。ただし、出願の譲受人、出願人、権利者その他の関係する者が次の手続のために当該官庁に対して自ら行動する場合を除く。

(i)　出願日の設定のために出願をすること。

(ii)　料金の単なる支払

(iii)　規則に定めるその他の手続

(iv)　(i)から(iii)までに規定する手続に関する当該官庁による受領証の交付又は通知

(b)　いかなる者も、特許の存続のための料金を支払うことができる。

(3)　[代理人の選任]

締約国は、規則に定める方法で自国の官庁に提出された代理人の選任を認める。

(4)　[その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)から(3)までに規定する事項に関し、(1)から(3)までに定める要件以外の形式的な要件を満たすよう要求することができない。

(5)　[通知]

(1)から(3)までの規定に基づき締約国により適

用される要件のうち一又は二以上のものが満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願の譲受人、出願人、権利者その他の関係する者に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(6) ［要件を満たしていない場合］

(1)から(3)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期間内に満たされていない場合には、当該締約国は、自国の法令に定める制裁を適用することができる。

第八条　書類及び宛先

(1) ［書類の送付の形式及び手段］

(a) 第五条(1)の規定に基づく出願日の設定を除くほか、第六条(1)の規定に従うことを条件として、規則においては、(b)から(d)までの規定に従い、書類の送付の形式及び手段に関して締約国が適用することができる要件を定める。

(b) いかなる締約国も、紙以外による書類の提出を受理する義務を負わない。

(c) いかなる締約国も、紙による書類の提出を排除する義務を負わない。

(d) 締約国は、期間を遵守するための紙による書類の提出を認める。

(2) ［書類の言語］

締約国は、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、書類を自国の官庁が認める言語によるものとすることを要求することができる。

(3) ［モデル国際様式］

締約国は、(1)(a)の規定にかかわらず、(1)(b)及び第六条(2)(b)の規定に従うことを条件として、書類に関するモデル国際様式が規則に従って定められる場合には、当該モデル国際様式に合致する様式による当該書類の内容の提出を認める。

(4) ［書類の署名］

(a) 締約国は、書類に関し署名を要求する場合には、規則に定める要件を満たすいかなる署名も認める。

(b) いかなる締約国も、準司法的な手続に関する場合又は規則に定める場合を除くほか、自国の官庁に提出された署名についての真正の証明その他の証明を要求することができない。

(c) 締約国は、(b)の規定に従うことを条件として、自国の官庁が署名の真正について合理的な疑義を有する場合に限り、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) ［書類において表示する事項］

締約国は、規則に定める一又は二以上の事項を書類において表示するよう要求することができる。

(6) ［通信のための宛先、法的業務のための宛先その他の宛先］

締約国は、規則に定める規定に従い、出願人、権利者その他の関係する者が、次の宛先を書類において表示するよう要求することができる。

(i) 通信のための宛先

(ii) 法的業務のための宛先

(iii) 規則に定めるその他の宛先

(7) ［通知］

(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが書類について満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人、権利者その他の関係する者に通知し、規則に定める期間内に当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。

(8) ［要件を満たしていない場合］

(1)から(6)までの規定に基づき締約国により適用される要件のうち一又は二以上のものが規則に定める期間内に満たされていない場合には、当該締約国は、第五条及び第十条の規定並びに規則に定める例外に従うことを条件として、自国の法令に定める制裁を適用することができる。

第九条　通知

(1) ［十分な通知］

前条(6)の規定により表示される通信のための宛先若しくは法的業務のための宛先又はこの条の規定のために規則に定めるその他の宛先に官庁が送付するこの条約又は規則に基づく通知であって、当該通知に関するこの条約又は規則の規定を満たしているものは、この条約及び規則の適用上、十分な通知とする。

(2) ［連絡することを可能とする表示が提出されなかった場合］

この条約及び規則のいかなる規定も、出願人、権利者その他の関係する者に連絡することを可能とする表示が締約国の官庁に提出されなかった場合には、当該締約国が当該出願人、権利者その他の関係する者に通知を送付することを義務付けるものではない。

(3) ［通知しなかった場合］

次条(1)の規定を前提として、官庁が出願人、権利者その他の関係する者に対しこの条約又は規則に基づく要件を満たしていないことを通知しなかった場合においても、通知のないことは、当該出願人、権利者その他の関係する者が当該要件を遵守する義務を免除するものではない。

第十条　特許の有効性及び取消し

(1) ［形式的な要件の一部を満たしていないことによる影響を受けない特許の有効性］

第六条(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第八条(1)から(4)までに定める出願に関する形式的な要件のうち一又は二以上のものを満たしていないことは、特許の全部又は一部の取消し又は無効の根拠とすることができない。ただし、当該形式的な要件を満たしていないことが不正な意図によって生じたときは、この限りでない。

(2) ［取り消そうとし、又は無効にしようとする場合において意見を述べ、補正し、又は訂正するための機会］

特許に関しては、取り消そうとし、又は無効にしようとすることについて、合理的な期間内に、意見を述べる機会並びに関係法令に基づいて認められる場合には補正し、及び訂正する機会を権利者に与えることなく、その全部又は一部を取り消し、又は無効にすることができない。

(3) ［特別の手続に関する義務を負わないこと］

(1)及び(2)の規定は、一般的な法の執行のための司法手続とは別の特許権に関する執行のための司法手続を設ける義務を生じさせるものではない。

第十一条　期間に関する救済

(1) ［期間の延長］

締約国は、出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を規則に定める期間延長する旨を定めることができる。ただし、その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされ、かつ、当該締約国の選択により、その申請が次のいずれかの時に提出される場合に限る。

(i) 当該官庁が設定する期間の満了前

(ii) 当該官庁が設定する期間の満了後、かつ、規則に定める当該申請の期間内

(2) ［処理の継続］

締約国は、出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を出願人又は権利者が遵守しなかった場合において、当該締約国が(1)(ii)の規定に基づく期間の延長を定めていないときは、次のことを条件として、当該出願又は特許に係る処理を継続する旨及び必要なときは当該出願又は特許に係

る出願人又は権利者の権利を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に、(i)に規定する申請が提出され、かつ、当該自国の官庁に対する手続上の行為のための期間が適用された全ての要件が満たされること。

(3)

［例外］

いかなる締約国も、規則に定める例外に関し、(1)又は(2)に規定する救済について定めることを要求されない。

(4)

［料金］

締約国は、(1)又は(2)の規定に基づく申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5)

［その他の要件の禁止］

いかなる締約国も、この条約又は規則に別段の定めがある場合を除くほか、(1)又は(2)に規定する救済に関し、(1)から(4)までに規定する要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(6)

［却下しようとする場合において意見を述べる機会］

(1)又は(2)の規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は権利者に与えることなく、却下することができない。

第十二条　相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復

(1)

［申請］

締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人又は権利者が遵守しなかった場合において、当該期間を遵守しなかったことがその直接の結果として出願又は特許に係る権利の喪失を引き起こしたときは、次のことを条件として、当該官庁が当該出願人又は権利者の権利を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に、(i)に規定する申請が提出され、かつ、当該自国の官庁に対する手続上の行為のための期間が適用された全ての要件が満たされること。

(iii)　(i)に規定する申請において当該期間を遵守しなかった理由を明示すること。

(iv)　状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかったものであること又は、当該締約国の選択により、その遅滞が故意でなかったことを、当該官庁が認めること。

(2)

［例外］

いかなる締約国も、規則に定める例外に関し、(1)に規定する権利の回復について定めることを要求されない。

(3)

［料金］

締約国は、(1)の規定に基づく申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(4)

［証拠］

締約国は、(1)(iii)に規定する理由を裏付ける宣言書その他の証拠を、自国の官庁が設定する期間内に当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5)

［却下しようとする場合において意見を述べる機会］

(1)の規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下することができない。

第十三条　優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復

(1)

［優先権の主張の訂正又は追加］

締約国は、規則に別段の定めがある場合を除くほか、次のことを条件として、出願(iii)において「後の出願」という。）に関する優先権の主張を訂正し、又は追加する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って自国の官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に(i)に規定する申請が提出されること。

(iii)　後の出願の出願日が、優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの出願日から算出される優先期間が満了する日以前であること。

(2)

［後の出願を遅れてすること］

締約国は、第十五条の規定を考慮して、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出願(iv)において「後の出願」という。）の出願日が、その優先期間の満了の日の後であるが、規則に定める期間内である場合には、次のことを条件として、自国の官庁が優先権を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　規則に定める期間内に(i)に規定する申請が提出されること。

(iii)　後の出願の出願日が、優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの出願日から算出される優先期間が満了する日以前であること。

(iv)　状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願をすることができなかったこと又は、当該締約国の選択により、それが故意でなかったことを、当該官庁が認めること。

(3)

［先の出願の写しが提出されない場合］

締約国は、第六条(5)の規定に基づき要求される先の出願の写しが、同条の規定に従って規則に定める期間内に自国の官庁に提出されなかった場合には、次のことを条件として、当該官庁が優先権を回復する旨を定める。

(i)　その旨の申請が規則に定める要件に従って当該官庁にされること。

(ii)　第六条(5)の規定に従い規則に定める先の出願の写しを提出するための期間内に(i)に規定する申請が提出されること。

(iii)　提供されるべき写しを求める請求が当該先の出願がされた官庁に対し規則に定める期間内に提出されていることを、当該締約国の官庁が認めること。

(iv)　規則に定める期間内に当該先の出願の写しが提出されること。

(4)

［料金］

締約国は、(1)から(3)までの規定に基づく申請に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5)

［証拠］

締約国は、(2)(iii)に規定する理由を裏付ける宣言書その他の証拠を、自国の官庁が設定する期間内に当該官庁に提出するよう要求することができる。

(6)

［却下しようとする場合において意見を述べる機会］

(1)から(3)までの規定に基づく申請に関しては、却下しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下することができない。

第十四条　規則

(1)

［内容］

(a)　この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。

(i)　この条約が明示的に「規則に定める」と規定する事項

(ii)　この条約の規定を実施するために有用な細目

(iii)　事務的な要件、事項又は手続

(b)　規則には、次の申請に関して締約国が適用

することを認められる形式的な要件に関する規定を設ける。

(i) 氏名若しくは名称又は住所の変更を記録するための申請

(ii) 出願人又は権利者の変更を記録するための申請

(iii) 実施権又は担保権を記録するための申請

(iv) 誤りの訂正のための申請

(c) 規則には、総会が、国際事務局の支援を得て、モデル国際様式及び第六条(2)(b)に規定する願書様式を作成することに関する規定を設ける。

(2) [規則の修正]

規則の修正は、(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。

(3) [全会一致が要件とされる場合]

(a) 規則は、全会一致の場合に限って修正することができる規則の規定を特定することができる。

(b) (a)の規定に基づき規則において特定されている規定について規定の追加又は削除を生じさせる規則の修正は、全会一致を必要とする。

(c) 全会一致の要件が満たされるか否かを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(4) [この条約と規則との抵触]

この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第十五条　パリ条約との関係

(1) [パリ条約を遵守する義務]

各締約国は、パリ条約の規定であって特許に関するものを遵守する。

(2) [パリ条約に基づく義務及び権利]

(a) この条約のいかなる規定も、締約国が相互に負うパリ条約に基づく義務を免れさせるものではない。

(b) この条約のいかなる規定も、パリ条約に基づく出願人及び権利者の権利を害するものではない。

第十六条　特許協力条約の改正、修正及び変更の効果

(1) [特許協力条約の改正、修正及び変更の適用]

(2)の規定を前提として、二千年六月二日以後に行われた特許協力条約の改正、修正又は変更であってこの条約の規定と両立するものは、それぞれについて総会が投じられた票の四分の三以上の多数による議決で決定する場合には、この条約及び規則について適用する。

(2) [特許協力条約の経過規定の不適用]

特許協力条約の改正され、修正され、又は変更された規定が特許協力条約の締約国又は当該締約国の官庁若しくは当該締約国のために行動する官庁により適用される法令と両立しない間は当該締約国又は官庁について当該規定が適用されない旨を定める特許協力条約の規定は、この条約及び規則については、適用しない。

第十七条　総会

(1) [構成]

(a) 締約国は、その総会を設置する。

(b) 各締約国は、総会において一人の代表によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。各代表は、一の締約国のみを代表することができる。

(2) [任務]

総会は、次のことを行う。

(i) この条約の存続及び発展並びにこの条約の適用及び運用に関する問題を取り扱うこと。

(ii) 国際事務局の支援を得て、第十四条(1)(c)に規定するモデル国際様式及び願書様式を作成すること。

(iii) 規則を修正すること。

(iv) (ii)に規定するモデル国際様式及び願書様式並びに(iii)に規定する修正の適用の日に関する条件を決定すること。

(v) 前条(1)の規定に従い、特許協力条約の改正、修正又は変更をこの条約及び規則について適用するか否かを決定すること。

(vi) この条約上適切と認める他の任務を遂行すること。

(3) [定足数]

(a) 総会については、国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(b) 総会は、(a)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国である総会の構成国の数が国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、以下の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が当該会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。

(4) [総会における決定]

(a) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。

(b) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、投票によって決定する。この場合には、次のとおり投票する。

(i) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(ii) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも投票に参加してはならない。さらに、当該政府間機関は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものが他の締約国である政府間機関の構成国であり、かつ、当該他の政府間機関が投票に参加する場合には、当該投票に参加してはならない。

(5) [多数による議決]

(a) 総会の決定は、第十四条(2)及び(3)、前条(1)並びに第十九条(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。

(b) 必要とされる多数が得られたか否かの決定に当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(6) [会合]

総会は、事務局長の招集により、二年ごとに一回、通常会合として会合する。

(7) [手続規則]

総会は、臨時会合の招集に関する規則を含む総会の手続規則を定める。

第十八条　国際事務局

(1) [管理業務]

(a) 国際事務局は、この条約に関する管理業務を行う。

(b) 国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。

(2)　[総会以外の会合]
事務局長は、総会が設置する委員会及び作業部会を招集する。
(3)　[総会及び他の会合における国際事務局の役割]
(a)　事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。
(b)　事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会及び作業部会における事務局の長としての職務を行う。
(4)　[会議]
(a)　国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。
(b)　国際事務局は、(a)に規定する準備に関し、機関の加盟国、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。
(c)　事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
(5)　[他の任務]
国際事務局は、この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第十九条　改正

(1)　[この条約の改正]
この条約は、(2)の規定に従い、締約国の会議によって改正することができる。改正会議の招集は、総会が決定する。
(2)　[この条約の特定の規定の改正又は修正]
第十七条(2)及び(6)の規定は、改正会議により又は(3)の規定に従って総会により修正することができる。
(3)　[この条約の特定の規定の総会による修正]
(a)　第十七条(2)及び(6)の規定の総会による修正の提案は、締約国又は事務局長が行うことができる。この提案は、総会による審議の遅くとも六箇月前までに、事務局長が締約国に送付する。
(b)　(a)に規定する規定の修正の採択は、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。
(c)　(a)に規定する規定の修正は、その修正を総会が採択した時に総会の構成国であった締約国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従って行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。このようにして受諾された修正は、当該修正が効力を生ずる時における全ての締約国を拘束し、並びにその後に締約国となる国及び政府間機関を拘束する。

第二十条　締約国となるための手続

(1)　[国]
パリ条約の締約国又は機関の加盟国であり、かつ、自国の官庁を通じて又は他の国若しくは政府間機関の官庁を通じて特許を与えることができる国は、この条約の締約国となることができる。
(2)　[政府間機関]
いずれの政府間機関も、当該政府間機関の構成国のうち少なくとも一の国がパリ条約の締約国又は機関の加盟国であり、かつ、当該政府間機関がこの条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨及び次のいずれかのことを宣言する場合には、この条約の締約国となることができる。
(i)　その構成国について効力を有する特許を与える権限を有していること。
(ii)　この条約が対象とする事項に関し権限を有し、及びその全ての構成国を拘束する自らの法制を有すること並びに当該法制に従い、その領域内において効力を有する特許の付与を担当する一の広域官庁を有し、又はその担当を一の広域官庁に委ねていること。

その宣言は、(3)の規定に従い、批准書又は加入書を寄託する時に行う。
(3)　[広域特許機関]
欧州特許機構、ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関は、この条約を採択した外交会議において(2)(i)又は(ii)に規定する宣言を行っており、この条約の締結につきその内部手続に従って正当に委任を受けている旨の宣言を批准書又は加入書の寄託の時に行う場合には、政府間機関としてこの条約の締約国となる資格を有するものとする。
(4)　[批准又は加入]
(1)から(3)までの規定に定める要件を満たす国又は政府間機関は、次のものを寄託することができる。
(i)　この条約に署名している場合には、批准書
(ii)　この条約に署名していない場合には、加入書

第二十一条　効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

(1)　[この条約の効力発生]
この条約は、十の国が批准書又は加入書を事務局長に寄託した後三箇月で効力を生ずる。
(2)　[批准及び加入の効力発生の日]
この条約は、次に掲げる日から締約国を拘束する。
(i)　(1)に規定する十の国については、この条約が効力を生じた日
(ii)　(i)に規定する国以外の国については、当該国が事務局長に批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月の期間が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、かつ、その寄託の日の後六箇月以内の日
(iii)　欧州特許機構、ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関については、(1)の規定によるこの条約の効力発生の後にその批准書又は加入書が寄託された場合には、その寄託の日の後三箇月の期間が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、かつ、その寄託の日の後六箇月以内の日、この条約の効力発生以前に当該文書が寄託された場合には、この条約の効力発生の日の後三箇月の期間が満了した日
(iv)　その他の政府間機関であってこの条約の締約国となる資格を有するものについては、その批准書若しくは加入書を寄託した日の後三箇月の期間が満了した日又はこれらの文書において明示されたそれよりも遅い日で、かつ、その寄託の日の後六箇月以内の日

第二十二条　既存の出願及び特許についてのこの条約の適用

(1)　[原則]
締約国は、第五条の規定、第六条(1)及び(2)の規定並びに関連する規則を除くほか、(2)の規定に従うことを条件として、前条の規定に基づきこの条約が自国を拘束する日において係属中の出願及び効力を有する特許についてこの条約及び規則を適用する。
(2)　[手続]
いかなる締約国も、(1)に規定する出願及び特許に関して行う手続が前条の規定に基づきこの条約が自国を拘束する日の前に開始された場合には、当該手続についてこの条約及び規則を適用する義務を負わない。

第二十三条　留保

(1)　[留保]
いずれの国又は政府間機関も、留保を付することにより、第六条(1)の規定を特許協力条約に

基づき国際出願に適用される発明の単一性に関する要件について適用しない旨を宣言することができる。

(2)　[方法]

(1)の規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(3)　[撤回]

(1)の規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(4)　[その他の留保の禁止]

留保は、(1)の規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

第二十四条　この条約の廃棄

(1)　[通告]

いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2)　[効力発生の日]

廃棄は、事務局長が(1)に規定する通告を受領した日から一年で、又は当該通告において明示されたそれよりも遅い日に、効力を生ずる。廃棄は、これを行った締約国に関し、当該廃棄が効力を生ずる時に係属中の出願又は効力を有する特許についてのこの条約の適用に影響を及ぼさない。

第二十五条　この条約の言語

(1)　[正文]

この条約に関しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語のみによる原本一通について署名する。

(2)　[公定訳文]

事務局長は、関係国と協議の上、(1)に規定する言語以外の言語による公定訳文を作成する。この(2)の規定の適用上、関係国とは、この条約の締約国である国又は第二十条(1)の規定に基づきこの条約の締約国となる資格を有する国であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするもの並びに欧州特許機構、ユーラシア特許機構、アフリカ広域工業所有権機関及びこの条約の締約国である他の政府間機関又はこの条約の締約国になる資格を有する他の政府間機関であって当該公定訳文の言語をその公用語の一とするものをいう。

(3)　[正文の優先性]

正文と公定訳文との間に解釈について意見の相違がある場合には、正文が優先する。

第二十六条　この条約の署名

この条約は、その採択の後一年間、機関の本部において、第二十条(1)の規定に基づきこの条約の締約国となる資格を有する国並びに欧州特許機構、ユーラシア特許機構及びアフリカ広域工業所有権機関による署名のために開放しておく。

第二十七条　寄託者及び登録

(1)　[寄託者]

この条約の寄託者は、事務局長とする。

(2)　[登録]

事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

審査報告書

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十六日

外交防衛委員長　片山さつき

参議院議長　山崎　正昭　殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、商標等の保護を国際的に促進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭　殿

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件

商標法に関するシンガポール条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

商標法に関するシンガポール条約

目次

第一条　略称
第二条　この条約が適用される標章
第三条　出願
第四条　代理及び送達のための宛先
第五条　出願日
第六条　二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録
第七条　出願及び登録の分割
第八条　書類
第九条　商品又はサービスの分類
第十条　氏名若しくは名称又は住所の変更
第十一条　権利の移転
第十二条　誤りの訂正
第十三条　登録の存続期間及び更新
第十四条　期間を遵守しなかった場合の救済措置
第十五条　パリ条約を遵守する義務
第十六条　サービス・マーク
第十七条　使用権の記録の申請
第十八条　使用権の記録の修正又は取消しの申請
第十九条　使用権が記録されていないことの影響
第二十条　使用権の表示
第二十一条　却下し、又は拒絶しようとする場合の意見
第二十二条　規則
第二十三条　総会
第二十四条　国際事務局
第二十五条　改正又は修正
第二十六条　締約国となるための手続
第二十七条　千九百九十四年の商標法条約及びこの条約の適用
第二十八条　効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日
第二十九条　留保
第三十条　この条約の廃棄
第三十一条　この条約の言語及び署名
第三十二条　寄託者

第一条　略称

この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

(i)　「官庁」とは、締約国により標章の登録を委任された機関をいう。

(ii)　「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。

(iii)　「出願」とは、登録の出願をいう。

(iv)　「書類」とは、願書又は申請書、宣言書、通信文その他の出願若しくは登録に関する

情報であって、官庁に提出されるものをいう。

(v) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。

(vi) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人として表示されている者をいう。

(vii) 「標章登録簿」とは、全ての登録の内容、全ての登録に関して記録された全ての事項の内容等の情報が集積したものであって官庁が保管するものをいい、当該情報が蓄積される媒体のいかんを問わない。

(viii) 「官庁に対する手続」とは、出願又は登録に関し官庁に対して行う手続をいう。

(ix) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され、及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(x) 「ニース分類」とは、千九百五十七年六月十五日にニースで署名され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて作成された分類をいう。

(xi) 「使用権」とは、締約国の法令に基づく標章の使用のための使用権をいう。

(xii) 「使用権者」とは、使用権を与えられた者をいう。

(xiii) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(xiv) 「外交会議」とは、この条約の改正又は修正のための締約国の会合をいう。

(xv) 「総会」とは、第二十三条に規定する総会をいう。

(xvi) 「批准書」というときは、受諾書及び承認書を含めていうものとする。

(xvii) 「機関」とは、世界知的所有権機関をいう。

(xviii) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。

(xix) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(xx) 「規則」とは、第二十二条に規定するこの条約に基づく規則をいう。

(xxi) 各条においてこの条約の規定を引用するときは、当該規定に係る規則の規定を含むものとする。

(xxii) 「千九百九十四年の商標法条約」とは、千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで作成された商標法条約をいう。

第二条　この条約が適用される標章

(1) [標章の本質]

締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によって構成される標章について、この条約を適用する。

(2) [標章の種類]

(a) この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。

(b) この条約は、団体標章、証明標章及び保証標章については適用しない。

第三条　出願

(1) [願書に記載し、又は添付するもの及び料金]

(a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一部を記載し、又は添付するよう要求することができる。

(i) 登録の申請

(ii) 出願人の氏名又は名称及び住所

(iii) 出願人がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、出願人がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び出願人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称

(iv) 出願人が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称

(v) 出願人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi) 次条(2)(b)の規定に基づき送達のための宛先を要求する場合には、当該宛先

(vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願に基づく優先権を主張する場合には、当該先の出願に基づく優先権を主張する旨の申立て並びにパリ条約第四条の規定に従って要求されるときは当該優先権の申立てを裏付ける表示及び証拠

(viii) 博覧会において商品又はサービスを展示したことによって生じている保護についての利益を出願人が主張する場合において、自国の法令が要求するときは、その旨の申立て及びこれを裏付ける表示

(ix) 標章を表す少なくとも一のもの（規則で定めるところによる。）

(x) 該当する場合には、標章の種類及び当該種類の標章に適用される特定の要件を記載した陳述（規則で定めるところによる。）

(xi) 該当する場合には、自国の官庁によって使用される標準文字で標章が登録され、及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述（規則で定めるところによる。）

(xii) 該当する場合には、出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張することを希望する旨の陳述（規則で定めるところによる。）

(xiii) 標章の全部又は一部の音訳

(xiv) 標章の全部又は一部の翻訳

(xv) ニース分類の類に従って類別された登録を求める商品又はサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）

(xvi) 自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書

(b) 出願人は、(a)(xvi)に規定する標章の使用意思に関する宣言書に代えて、又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する宣言書及び証拠を提出することができる。

(c) 締約国は、出願に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(2) [二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願]

二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。

(3) [実際の使用]

締約国は、使用意思に関する宣言書が(1)(a)(xvi)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する証拠を当該法令で定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）自国の官庁に提出するよう要求することができる。

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、出願に関し、(1)及び(3)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。

(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。

(ii) 出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(iii) 願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(iv) 標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約を締結している国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人がパリ条約第六条の五の規定の適用を主張する場合は、この限りでない。

(5) [証拠]

締約国は、自国の官庁が願書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、出願の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第四条　代理及び送達のための宛先

(1) [業として手続をとることを認められた代理人]

(a) 締約国は、自国の官庁に対する手続のために選任される代理人について、次のことを要求することができる。

(i) 出願及び登録に関して官庁に対し業として手続をとる権限を関係法令に基づいて有すること並びに該当する場合には官庁に対し業として手続をとることを認められていること。

(ii) 当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること。

(b) 締約国の官庁に対する手続に関し、(a)の規定に基づき当該締約国により適用される要件を満たす代理人による又は当該代理人に対する行為は、当該代理人を選任した出願人、名義人その他の関係する者による又はこれらの者に対する行為としての効果を有する。

(2) [代理の義務付け及び送達のための宛先]

(a) 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。

(b) 締約国は、(a)の規定に基づいて代理人を要求しない場合には、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し当該領域内に送達のための宛先を有するよう要求することができる。

(3) [委任状]

(a) 締約国は、出願人、名義人その他の関係する者に対し自国の官庁に対する手続において代理人によって代理されることを認め、又は要求する場合には、出願人、名義人その他の関係する者の氏名又は名称を記載した別個の書類（以下「委任状」という。）において代理人を選任するよう要求することができる。

(b) 委任状は、当該委任状において特定する一又は二以上の出願又は登録に係るものとすることができるものとし、選任を行う者が記載したものを除くほか、当該者に係る既存の及び将来の全ての出願又は登録に係るものとすることができる。

(c) 委任状は、代理人の権限を特定の行為に限定することができる。締約国は、代理人が出願を取り下げ、又は登録を放棄する権限を有する根拠となる委任状に当該代理人が当該権限を有する旨を明記するよう要求することができる。

(d) 書類に代理人として記載されている者が官庁に対し当該書類を提出する場合において、当該官庁が当該書類を受理した時に必要な委任状が当該官庁に提出されていないときは、締約国は、自国が定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）委任状を当該官庁に提出するよう要求することができる。締約国は、委任状が自国が定める期間内に官庁に提出されない場合には当該者が提出した書類は効力を有しない旨を定めることができる。

(4) [委任状についての言及]

締約国は、自国の官庁に対する手続のために代理人が当該官庁に提出する書類において当該代理人の行為の根拠となる委任状について言及するよう要求することができる。

(5) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、(3)及び(4)に規定する事項に関し、(3)及び(4)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(6) [証拠]

締約国は、自国の官庁が(3)及び(4)に規定する書類に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第五条　出願日

(1) [許容される要件]

(a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第八条(2)の規定に基づいて要求する言語で記載された次のものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。

(i) 標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示

(ii) 出願人を特定することができる表示

(iii) 出願人又はその代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示

(iv) 登録を求める標章を十分鮮明に表す一のもの

(v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表

(vi) 第三条(1)(a)(vii)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(vii)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠

(b) 締約国は、(a)(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)(i)から(vi)までに規定するものであって第八条(2)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。

(2) [許容される追加的な要件]

(a) 締約国は、必要な料金が支払われるまで出願日の認定を行わない旨を定めることができる。

(b) 締約国は、この条約の締約国となる時に(a)に定める要件を適用する場合に限り、当該要件を適用することができる。

(3) [補完及び期間]

(1)及び(2)の規定に係る補完の方法及び期間は、規則で定める。

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第六条　二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録

ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらす。

第七条　出願及び登録の分割

(1) [出願の分割]

(a) 二以上の商品又はサービスを掲げる出願（以下「もとの出願」という。）は、次の期間中、出願人により又は出願人の申請により、もとの出願に掲げる商品又はサービスを二以上の出願に分配することによって当該二以上の出願（以下「分割出願」という。）に分割することができる。分割出願は、当該もとの出願

の出願日及び優先権がある場合にはその利益を維持するものとする。

(i) 少なくとも、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間

(ii) 標章を登録する旨の官庁の決定に対する異議申立手続の期間

(iii) 標章の登録に関する決定に対する不服申立手続(i)の官庁に対するものを除く。)の期間

(b) 締約国は、(a)の規定に従うことを条件として、出願の分割の要件(料金の支払等)を定めることができる。

(2) [登録の分割]

(1)の規定は、登録の分割について準用する。登録の分割は、次の期間中、認められる。ただし、締約国は、自国の法令が第三者に対し標章の登録前に当該標章の登録に異議を申し立てることを認める場合には、登録の分割を認めないことができる。

(i) 第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続の期間

(ii) (i)の手続において官庁が行った決定に対する不服申立手続(当該官庁に対するものを除く。)の期間

第八条　書類

(1) [書類の送付手段及び形態]

締約国は、書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。

(2) [書類の言語]

(a) 締約国は、書類が自国の官庁によって認められた一の言語で記載されるよう要求することができる。官庁が二以上の言語を認める場合には、出願人、名義人その他の関係する者に対し、当該官庁について適用されるその他の言語上の要件を満たすよう要求することができる。ただし、書類のいかなる事項についても、二以上の言語で記載されるよう要求することはできない。

(b) いかなる締約国も、この条約に規定する場合を除くほか、書類の翻訳についての真正の証明その他の証明を要求することができない。

(c) 締約国が書類について自国の官庁によって認められた一の言語で記載されるよう要求しない場合には、当該官庁は、公式の翻訳者又は代理人が当該書類を当該官庁が認める一の言語に翻訳したものを合理的な期間内に提出するよう要求することができる。

(3) [書面に記載された書類の署名]

(a) 締約国は、書面に記載された書類に出願人、名義人その他の関係する者が署名するよう要求することができる。締約国は、書面に記載された書類に署名するよう要求する場合には、規則で定める要件を満たすいかなる署名も認める。

(b) いかなる締約国も、署名についての真正の証明その他の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。

(c) (b)の規定にかかわらず、締約国は、自国の官庁が書面に記載された書類の署名の真正について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(4) [電磁的形態又は電子的な送付手段によって提出される書類]

締約国は、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める場合には、当該書類が規則で定める要件を満たすよう要求することができる。

(5) [書類の提出]

締約国は、関連するモデル国際様式が規則で定められている場合には、当該モデル国際様式に相当する内容の書類の提出を認める。

(6) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、(1)から(5)までの規定に関し、この条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(7) [代理人との通信手段]

この条のいかなる規定も、出願人、名義人その他の関係する者とその代理人との間の通信手段について定めるものではない。

第九条　商品又はサービスの分類

(1) [商品又はサービスの表示]

登録及び官庁が行う公告(出願又は登録に関係し、かつ、商品又はサービスを表示するもの)については、ニース分類の類に従って類別された商品又はサービスの名称を表示する。類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。

(2) [同一の又は異なる類に属する商品又はサービス]

(a) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によっては、互いに類似するものと認めることができない。

(b) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の異なる類に表示されているという理由によっては、互いに類似するものでないと認めることができない。

第十条　氏名若しくは名称又は住所の変更

(1) [名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更]

(a) 名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における変更の記録の申請が、関係する登録の登録番号及び記録すべき変更を記載した書類により名義人によって行われることを認める。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i) 名義人の氏名又は名称及び住所

(ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(iii) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(c) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(d) 変更の記録は、当該変更が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2) [出願人の氏名若しくは名称又は住所の変更]

変更が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3) [代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は送達のための宛先の変更]

(1)の規定は、代理人がある場合にはその氏名若しくは名称又は住所の変更について、送達のための宛先がある場合には当該宛先の変更について準用する。

(4) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)から(3)まで及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができな

い。特に、変更に関する証明書の提出については、要求することができない。

(5) [証拠]

締約国は、自国の官庁が申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十一条　権利の移転

(1) [登録に係る権利の移転]

(a) 名義人である者に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における移転の記録の申請が、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類により名義人又は権利を取得した者（以下「新権利者」という。）によって行われることを認める。

(b) 権利の移転が契約によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約によるものであることを記載し、及び申請人の選択により次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i) 契約書の写し。当該写しについては、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(ii) 契約書における当該権利の移転を表示する部分の抄本。当該抄本については、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

(iii) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡証明書であって、認証されていないもの

(iv) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡文書であって、認証されていないもの

(c) 権利の移転が合併によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が合併によるものであることを記載し、及び権限のある当局が発行する合併を証明する文書の写し（例えば、商業登記簿の抄本の写し）を添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(d) 移転が一部の共同名義人に係るものであるが全部の共同名義人に係るものではなく、かつ、当該移転が契約又は合併によるものである場合には、締約国は、権利の移転に関係しない共同名義人が自己の署名した文書において当該権利の移転に明示の同意を与えるよう要求することができる。

(e) 権利の移転が契約又は合併によるものでなく、法令の実施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約又は合併によるものでないことを記載し、及び当該移転を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(f) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i) 名義人の氏名又は名称及び住所

(ii) 新権利者の氏名又は名称及び住所

(iii) 新権利者がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、新権利者がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び新権利者がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称

(iv) 新権利者が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であってその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称

(v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(vii) 新権利者が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(viii) 新権利者に対し第四条(2)(b)の規定に基づき送達のための宛先を有するよう要求する場合には、当該宛先

(g) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(h) 移転の記録は、当該移転が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における名義人及び新権利者がそれぞれ同一であり、かつ、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(i) 権利の移転が名義人の登録に掲げる商品又はサービスの全てには影響を及ぼさない場合において、関係法令がこのような移転の記録を認めるときは、官庁は、当該移転に係る商品又はサービスについて別個の登録を行う。

(2) [出願に係る権利の移転]

権利の移転が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3) [その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。

(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。ただし、(1)(c)の規定が適用される場合を除く。

(ii) 新権利者が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(iii) 権利の移転によって影響を受ける商品又はサービスに係る業務を新権利者が行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(iv) 名義人が事業又は関連するのれんの全部又は一部を新権利者に譲渡した旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(4) [証拠]

締約国は、自国の官庁がこの条に規定する申請書又は文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠又は(1)(c)若しくは(e)の規定が適用されるときは追加的な証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十二条　誤りの訂正

(1) [登録に係る誤りの訂正]

(a) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであって標章登録簿又は当該官庁が行う公告に反映されるものの訂正の申請が、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類により名義人によって行われることを認める。

(b)　締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i)　名義人の氏名又は名称及び住所

(ii)　名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(iii)　名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(c)　締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(d)　誤りの訂正は、一の者の二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における誤り及びその訂正がそれぞれ同一であり、かつ、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2)　[出願に係る誤りの訂正]

誤りが出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3)　[その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(4)　[証拠]

締約国は、主張された誤りが現に誤りであるということについて自国の官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5)　[官庁による誤り]

締約国の官庁は、職権により又は申請により無料で自己の誤りを訂正する。

(6)　[訂正することができない誤り]

いかなる締約国も、自国の法令によって訂正することができないものとされる誤りについて、(1)、(2)及び(5)の規定を適用する義務を負わない。

第十三条　登録の存続期間及び更新

(1)　[更新の申請書に記載する事項及び料金]

(a)　締約国は、登録の更新について申請書の提出を条件とし、及び当該申請書に次の事項の全部又は一部を記載するよう要求することができる。

(i)　更新を求める旨の表示

(ii)　名義人の氏名又は名称及び住所

(iii)　関係する登録の登録番号

(iv)　当該締約国の選択により、関係する登録をもたらした出願の出願日又は関係する登録の登録日

(v)　名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi)　名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(vii)　当該締約国が標章登録簿に記録されている商品又はサービスの一部についてのみ行われる登録の更新を認め、かつ、このような更新の申請が行われる場合には、ニース分類の類に従って類別された当該申請に係る記録された商品若しくはサービスの名称又は当該申請に係るものでない記録された商品若しくはサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）

(viii)　当該締約国が名義人又はその代理人以外の者によって更新の申請書が提出されることを認め、かつ、当該申請書が当該者によって提出される場合には、当該者の氏名又は名称及び住所

(b)　締約国は、更新の申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。料金が登録の最初の存続期間又は更新の存続期間に関して支払われた場合には、当該期間における登録の存続については、料金の支払を更に要求することができない。使用に関する宣言書又は証拠の提出に係る料金は、この(b)の規定の適用上、登録の存続のために要求される支払とは認められないものとし、この(b)の規定によって影響を受けない。

(c)　締約国は、自国の法令で定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）、更新の申請書を自国の官庁に提出し、及び(b)に規定する料金（更新の申請に係るもの）を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(2)　[その他の要件の禁止]

いかなる締約国も、更新の申請に関し、(1)及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。

(i)　標章を表すもの及び標章を特定するその他のもの

(ii)　他の標章登録簿において、標章が登録され、又は標章の登録が更新されていることについての証拠

(iii)　標章の使用に関する宣言書又は証拠

(3)　[証拠]

締約国は、自国の官庁が更新の申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、更新の申請の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(4)　[実体についての審査の禁止]

いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。

(5)　[存続期間]

登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、十年とする。

第十四条　期間を遵守しなかった場合の救済措置

(1)　[期間の満了前の救済措置]

締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。

(2)　[期間の満了後の救済措置]

締約国は、出願人、名義人その他の関係する者が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間（以下「関係する期間」という。）を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは規則で定める要件に従って次の一又は二以上の救済措置をとる旨を定める。

(i)　関係する期間を規則で定める期間延長すること。

(ii)　当該出願又は登録に関する処理を継続すること。

(iii)　状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず関係する期間が遵守されなかったと自国の官庁が認める場合又は当該締約国の選択により、関係する期間が遵守されなかったことが故意でなかったと自国の官庁が認める場合には、当該出願又は登録に関する出願人、名義人その他の関係する者の権利を回復すること。

(3)　[例外]

いかなる締約国も、規則で定める例外に関し、(2)に規定する救済措置をとる旨を定めることを要しない。

(4)　[料金]

締約国は、(1)及び(2)に規定する救済措置に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5)　[その他の要件の禁止]
いかなる締約国も、(2)に規定する救済措置に関し、この条及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第十五条　パリ条約を遵守する義務
締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。

第十六条　サービス・マーク
締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用する。

第十七条　使用権の記録の申請
(1)　[記録の申請に関する要件]
締約国は、自国の法令が自国の官庁において使用権を記録することについて定める場合には、その記録の申請書について次のことを要求することができる。
(i)　規則で定める要件に従って提出すること。
(ii)　規則で定める補助的な文書を添付すること。
(2)　[料金]
締約国は、使用権の記録に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。
(3)　[二以上の登録に係る単一の申請]
使用権の記録は、当該使用権が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されており、全ての登録における名義人及び使用権者がそれぞれ同一であり、並びに全ての登録に関して規則に従って使用権の範囲が当該申請書に記載されていることを条件とする。
(4)　[その他の要件の禁止]
(a)　いかなる締約国も、自国の官庁において使用権を記録することに関し、(1)から(3)まで及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。
(i)　使用権の対象となる標章の登録証書を提出すること。
(ii)　使用権の契約書又はその翻訳を提出すること。
(iii)　使用権の契約の財政的条件を表示すること。
(b)　(a)の規定は、標章登録簿に使用権を記録すること以外のことを目的とする情報の開示に関する締約国の法令に基づくいかなる義務にも影響を及ぼすものではない。
(5)　[証拠]
締約国は、自国の官庁が申請書又は規則に規定する文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。
(6)　[出願に係る申請]
締約国の法令が出願の際の使用権の記録について定める場合には、(1)から(5)までの規定は、当該記録の申請について準用する。

第十八条　使用権の記録の修正又は取消しの申請
(1)　[申請に関する要件]
締約国は、自国の法令が自国の官庁において使用権を記録することについて定める場合には、使用権の記録の修正又は取消しの申請書について次のことを要求することができる。
(i)　規則で定める要件に従って提出すること。
(ii)　規則で定める補助的な文書を添付すること。
(2)　[その他の要件]
前条(2)から(6)までの規定は、使用権の記録の修正又は取消しの申請について準用する。

第十九条　使用権が記録されていないことの影響
(1)　[登録の有効性及び標章の保護]
締約国の官庁又は他の当局において使用権が記録されていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。
(2)　[使用権者の一定の権利]
締約国は、使用権者が名義人が提起した標章の侵害に係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて使用権の対象となる標章の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該締約国の法令に基づいて有するための条件として、使用権の記録を要求することができない。
(3)　[使用権が記録されていない場合の標章の使用]
締約国は、標章についての権利の取得、維持及び行使に関する手続において使用権者による標章の使用を名義人による使用とみなすための条件として、使用権の記録を要求することができない。

第二十条　使用権の表示
標章が使用権に基づいて使用されている旨を表示するよう締約国の法令が要求している場合において、この要求を完全に又は部分的に満たしていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではなく、また、前条(3)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

第二十一条　却下し、又は拒絶しようとする場合の意見
官庁は、第三条の規定による出願又は第七条、第十条から第十四条まで、第十七条若しくは第十八条の規定による申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。第十四条の規定に関しては、救済措置を申請する者がその申請に係る決定の根拠となり得る事実について意見を提出する機会を既に与えられている場合には、いかなる官庁も、意見を述べる機会を与えることを要しない。

第二十二条　規則
(1)　[内容]
(a)　この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。
(i)　この条約が明示的に「規則で定める」と規定する事項
(ii)　この条約の規定を実施するために有用な細目
(iii)　事務的な要件、事項又は手続
(b)　規則には、モデル国際様式も含める。
(2)　[規則の修正]
規則の修正には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。
(3)　[全会一致が要件とされる場合]
(a)　規則は、全会一致の場合に限って修正することができる規則の規定を特定することができる。
(b)　(a)の規定により規則において特定される規定の追加又は削除をもたらす規則の修正には、全会一致を必要とする。
(c)　全会一致の要件が満たされるかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。
(4)　[この条約と規則との抵触]
この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第二十三条　総会
(1)　[構成]
(a)　締約国は、総会を設置する。
(b)　各締約国は、総会において一人の代表によ

り代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。各代表は、一の締約国のみを代表することができる。

(2) [任務]

総会は、次のことを行う。

(i) この条約の発展に関する問題を取り扱うこと。

(ii) 規則（モデル国際様式を含む。）を修正すること。

(iii) (ii)に規定する修正がそれぞれ適用される日に関する条件を定めること。

(iv) この条約の規定を実施するために適切と認める他の任務を遂行すること。

(3) [定足数]

(a) 総会については、国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。

(b) 総会は、(a)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国である総会の構成国の数が国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、以下の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が当該会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。

(4) [総会における決定]

(a) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。

(b) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、投票によって決定する。この場合には、次のとおり投票する。

(i) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。

(ii) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わって投票に参加することができる。当該政府間機関は、当該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも、投票に参加してはならない。さらに、当該政府間機関は、当該政府間機関の構成国であってこの条約の締約国であるものが締約国である他の政府間機関の構成国であり、かつ、当該他の政府間機関が投票に参加する場合には、当該投票に参加してはならない。

(5) [多数による議決]

(a) 総会の決定には、前条(2)及び(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(b) 必要とされる多数が得られたかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(6) [会合]

総会は、事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(7) [手続規定]

総会は、その手続規定（臨時会合の招集に関する規定を含む。）を定める。

第二十四条　国際事務局

(1) [管理業務]

(a) 国際事務局は、この条約に関連する管理業務を行う。

(b) 国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。

(2) [総会以外の会合]

事務局長は、総会が設置する委員会及び作業部会を招集する。

(3) [総会及び他の会合における国際事務局の役割]

(a) 事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。

(b) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会及び作業部会における事務局の長としての職務を行う。

(4) [会議]

(a) 国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、(a)に規定する準備に関し、機関の加盟国、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(5) [他の任務]

国際事務局は、この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第二十五条　改正又は修正

この条約は、外交会議によってのみ改正し、又は修正することができる。外交会議の招集は、総会が決定する。

第二十六条　締約国となるための手続

(1) [資格]

次の国及び政府間機関は、この条約に署名することができ、また、(2)及び(3)並びに第二十八条(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができる。

(i) 機関の加盟国であって、自国の官庁に標章を登録することができるもの

(ii) 政府間機関であって、その設立条約が適用される領域、その全ての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして標章を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関の全ての構成国が機関の加盟国である場合に限る。

(iii) 機関の加盟国であって、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(iv) 機関の加盟国であって、当該加盟国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(v) 機関の加盟国であって、機関の加盟国群に共通の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(2) [批准又は加入]

(1)に規定する国及び政府間機関は、次のものを寄託することができる。

(i) この条約に署名している場合には、批准書

(ii) この条約に署名していない場合には、加入書

(3) [寄託が有効となる日]

批准書又は加入書の寄託が有効となる日は、次のとおりとする。

(i) (1)(i)に規定する国については、当該国の批准書又は加入書が寄託された日

(ii)　政府間機関については、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(iii)　(1)(iii)に規定する国については、以下の条件が満たされた日。すなわち、当該国の批准書又は加入書が寄託され、かつ、他の特定の国の批准書又は加入書が寄託されたこと。

(iv)　(1)(iv)に規定する国については、当該国が構成国である政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(v)　(1)(v)に規定する加盟国群の全ての国の批准書又は加入書が寄託された日

第二十七条　千九百九十四年の商標法条約及びこの条約の適用

(1)　［この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国の間の関係］

この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国の間の相互の関係においては、この条約のみを適用する。

(2)　［この条約の締約国とこの条約の締約国でない千九百九十四年の商標法条約を締結している国との間の関係］

この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国は、この条約の締約国でない千九百九十四年の商標法条約を締結している国との関係において、千九百九十四年の商標法条約を引き続き適用する。

第二十八条　効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

(1)　［考慮されるべき文書］

この条の規定の適用上、第二十六条(1)に規定する国又は政府間機関によって寄託され、かつ、同条(3)の規定に従ってその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。

(2)　［この条約の効力発生］

この条約は、十の国又は第二十六条(1)(ii)に規定する政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

(3)　［この条約の効力発生後の批准又は加入の効力発生］

(2)に規定する国及び政府間機関以外の国及び政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される。

第二十九条　留保

(1)　［特別の種類の標章］

いずれの国又は政府間機関も、第二条(1)及び(2)(a)の規定にかかわらず、留保を付することにより、第三条(1)、第五条、第七条、第八条(5)、第十一条又は第十三条の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。

(2)　［複数の類についての登録］

いずれの国又は政府間機関も、この条約の採択の日において自らの法令が商品に係る複数の類についての一の登録及びサービスに係る複数の類についての一の登録について定める場合には、この条約への加入に際し、留保を付することにより、第六条の規定を適用しない旨を宣言することができる。

(3)　［更新に際し実体について審査すること］

いずれの国又は政府間機関も、第十三条(4)の規定にかかわらず、留保を付することにより、自らの官庁がサービスに係る登録の最初の更新に際し実体について審査することができる旨を宣言することができる。ただし、その審査は、この条約の効力発生前にサービス・マークの登録制度を導入した国又は政府間機関の法令が効力を生じた後六箇月の期間内に行われた出願に基づく重複登録を除去するためのものに限定される。

(4)　［使用権者の一定の権利］

いずれの国又は政府間機関も、第十九条(2)の規定にかかわらず、留保を付することにより、使用権者が名義人が提起した標章の侵害に係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて使用権の対象となる標章の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該国又は政府間機関の法令に基づいて有するための条件として使用権の記録を要求する旨を宣言することができる。

(5)　［方法］

(1)から(4)までの規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(6)　［撤回］

(1)から(4)までの規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(7)　［その他の留保の禁止］

留保は、(1)から(4)までの規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

第三十条　この条約の廃棄

(1)　［通告］

いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2)　［効力発生の日］

廃棄は、事務局長が(1)に規定する通告を受領した日から一年で効力を生ずる。廃棄は、これを行った締約国に関し、当該一年の期間が満了した時に係属中の出願又は登録されている標章についてのこの条約の適用に影響を及ぼさない。ただし、廃棄を行った締約国は、当該一年の期間が満了した後、いかなる登録についても、登録を更新すべき日からこの条約の適用を停止することができる。

第三十一条　この条約の言語及び署名

(1)　［原本及び公定訳文］

(a)　この条約に関しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(b)　事務局長は、(a)に規定していない言語を公用語とする締約国その他関係締約国と協議の上、当該言語による公定訳文を作成する。

(2)　［署名のための期間］

この条約は、その採択の後一年間、機関の本部において署名のために開放しておく。

第三十二条　寄託者

この条約の寄託者は、事務局長とする。

審査報告書

公職選挙法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十五日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長　牧山ひろえ

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十五号）附則第三項の規定により必要な措置を講ずることとされている事項に関し、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費としては、選挙人名簿関連システムの改修等に係る費用として約十一億円、啓発に係る費用として約十九億円、選挙の管理執行に係る費用として約二億円が見込まれる。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法により新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが本法施行の前提ともなるべき重要な事柄であることに鑑み、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること。

二、選挙権年齢の引下げは、長い選挙制度の歴史においても極めて重要な事項であることに鑑み、民間関係団体等とも連携して、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うこと。

三、選挙権年齢引下げに対応するために必要な選挙管理委員会の諸準備に対する支援を行い、選挙の円滑な実施と投票率の向上に万全を期すよう努めること。

右決議する。

公職選挙法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十七年六月四日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭殿

公職選挙法等の一部を改正する法律

（公職選挙法の一部改正）

第一条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第三十条の四並びに第三十条の五第一項中「満二十年」を「満十八年」に改める。

第百三十七条の二の見出し中「未成年者」を「年齢満十八年未満の者」に改め、同条第一項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同条第二項中「満二十年」を「満十八年」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第二条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「満二十年」を「満十八年」に改める。

（漁業法の一部改正）

第三条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「二十年」を「年齢満十八年」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二十年」を「満十八年」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第二条　第一条の規定による改正後の公職選挙法（以下「新公職選挙法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査並びに日本国憲法第九十五条、地方自治法第八十五条第一項及び第二百九十一条の六第七項、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五条第三十二項並びに大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項に規定する投票（以下「住民投票」という。）について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例による。

2　第三条の規定による改正後の漁業法（附則第四条及び第六条において「新漁業法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（附則第四条及び第六条において「新農業委員会等に関する法律」という。）の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下この項において「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例による。

（準備行為）

第三条　新公職選挙法第三十条の六第一項の登録を受けようとする者（施行日において年齢満十八年以上の日本国民に限る。）は、この法律の施行前においても、新公職選挙法第三十条の五第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。この場合において、当該申請は、同項の規定による申請とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（選挙犯罪等についての少年法の特例）

第五条　家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号（漁業法及び農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人若しくは農業委員会の委員の選挙の当選人であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条若しくは農業委員会等に関する法律第十一条において読み替えて準用する公職選挙法第二百五十一条に規定する罪の事件（次項及び第三項において「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

2　連座制に係る事件に関する少年法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「第二十条」とあるのは、「公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第五条第一項」とする。

3　家庭裁判所は、当分の間、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法（他の法律において準用する場合を含む。）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に規定

する罪の事件（第一項前段に規定する場合に係る連座制に係る事件を除く。）について、少年法第二十条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

4　年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法（農業委員会等に関する法律において準用する場合を含む。）、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

（少年法の特例に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定、新漁業法の規定及び新農業委員会等に関する法律の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に係る少年法の適用については、なお従前の例による。

（検察審査会法の適用の特例）

第七条　年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）第六条各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2　検察審査会事務局長は、当分の間、検察審査会法第十二条の二第一項の規定により検察審査員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第九条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、検察審査員候補者名簿から消除しなければならない。

（民生委員法の適用の特例）

第八条　民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第六条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「有する者」とあるのは、「有する者であつて成年に達したもの」とする。

（人権擁護委員法の適用の特例）

第九条　人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第六条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「住民」とあるのは、「住民であつて成年に達したもの」とする。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の適用の特例）

第十条　年齢満十八年以上満二十年未満の者については、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）第十五条第一項各号に掲げる者とみなして、同法の規定を適用する。

2　地方裁判所は、当分の間、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十三条第一項（同法第二十四条第二項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判員候補者名簿を調製したときは、直ちに、同法第二十条第一項の通知をした年の次年の一月一日の時点における年齢満二十年未満の者を、裁判員候補者名簿から消除しなければならない。

（法制上の措置）

第十一条　国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八年以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

審査報告書

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十六日

国土交通委員長　広田　一

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自動車の型式指定制度の一層の合理化を図るため、自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人交通安全環境研究所を自動車検査独立行政法人に統合し、その名称を独立行政法人自動車技術総合機構に改める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十六日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭殿

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律

（道路運送車両法の一部改正）

第一条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「掲げる書面」を「定める書面」に改め、同項第三号中「乗用自動車（人の運送の用に供する自動車のうち、国土交通省令で定めるもの以外の」を「乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一条の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定める」に、「同条第七項」を「第九十四条の五第七項」に改める。

第十一条第一項中「長。以下この条」の下に「（次項第三号及び第三項を除く。）」を加え、同条第二項中「自動車登録番号標が滅失し、き損し、若しくは第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又はこれに記載された自動車登録番号の識別が困難となつた」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　自動車登録番号標が滅失し、毀損し、又は第三十九条第二項の規定に基づく国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたとき。

二　自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別が困難となつたとき。

三　次項の規定により国土交通大臣が自動車登録番号標の交換を認めたとき。

第十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「き損した」を「毀損した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、自動車の所有者から当該自動車に係る自動車登録番号標の交換の申請があつたときは、これを認めるものとする。

第十九条の見出しを「（自動車登録番号標の表示の義務）」に改め、同条中「、国土交通省令で

定めるところにより」を削り、「及びこれ」を「を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標」に、「を見やすいように」を「の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査）

第二十四条の二　国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査（以下この条において「確認調査」という。）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2　機構は、確認調査を行つたときは、遅滞なく、当該確認調査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければならない。

3　国土交通大臣は、機構が天災その他の事由により確認調査を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、確認調査を自らも行うこととすることができる。

4　国土交通大臣が前項の規定により確認調査を行うこととし、又は同項の規定により行つている確認調査を行わないこととする場合における確認調査の引継ぎに関する所要の事項は、国土交通省令で定める。

第三十六条中「国土交通省令で定めるところにより臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければ」を「次に掲げる要件を満たさなければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一　臨時運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該臨時運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二　臨時運行許可証を備え付けていること。

第三十六条の二第一項中「国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けた」を「次に掲げる要件を満たす」に、「当該回送運行許可証」を「当該許可」に、「、これ」を「、当該回送運行許可証」に改め、同項に次の各号を加える。

一　回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。

二　回送運行許可証を備え付けていること。

第三十六条の二第八項を削り、同条第七項中「現に交付を受けている回送運行許可証及び現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下「」及び「という。）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「正当な理由がないのに、前項の規定」を「第三項の規定により許可に付した条件」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項中「回送運行許可証の」を「当該許可の」に、「は、その日から三日以内に、当該」を「又は次項の規定により許可を取り消されたときは現に交付を受けている」に、「これに係る回送運行許可番号標を」を「現に貸与を受けている回送運行許可番号標（以下この条において「交付を受けている回送運行許可番号標（以下「交付等」という。）の全部を、同項の規定による命令を受けたときはその命令に応じ交付を受けている回送運行許可証等の全部又は一部を、その日から五日以内（同項の規定により許可を取り消されたとき又は同項の規定による命令を受けたときにあつては、その通知を受けてから五日以内）に、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「その有効期間」を「交付年月日及び第一項の許可の有効期間の満了の日」に、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

4　前項の条件は、第一項の許可を受けた者が行う自動車の回送が適切に行われるために必要とする最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第三十六条の二第九項中「第七項」を「前項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改める。

第六十三条の二第六項中「独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）」を「機構」に改め、同条第七項中「研究所」を「機構」に改める。

第六十三条の三第五項及び第六項中「研究所」を「機構」に改める。

第六十三条の四第一項中「輸入した自動車製作者等」の下に「（当該基準不適合自動車の装置（後付装置を除く。以下この項において同じ。）のうち、保安基準に適合していないおそれがあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。）」を、「届出をした自動車製作者等」の下に「（当該届出に係る自動車の装置のうち、保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあると認めるものを製作し、又は輸入した装置製作者等を含む。）」を加える。

第六十四条中「研究所」を「機構」に改める。

第七十三条第一項中「国土交通省令で定める位置に」を削り、「表示し、かつ、その」を「国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該」に、「を見やすいように」を「の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により」に改める。

第七十四条の二の見出しを「（道路運送車両の検査に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査）」に改め、同条第一項中「自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）」を「機構」に改め、同条第二項中「検査法人は」を「機構は、」に改め、同条第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第七十四条の三第六項及び第七項中「検査法人」を「機構」に改める。

第七十四条の四中「第七十五条の二」を「第七十五条の三」に、「第七十五条の四」を「第七十五条の五」に改める。

第七十五条第三項中「規定により」の下に「その型式について指定を受けた特定共通構造部（同項に規定する特定共通構造部をいう。）の当該指定に係る構造、装置及び性能並びに第七十五条の三第一項の規定により」を加える。

第七十五条の四の見出しを「（型式についての指定に係る独立行政法人自動車技術総合機構の審査）」に改め、同条第一項中「及び第七十五条の二第一項」を「、第七十五条の二第一項に規定する特定共通構造部の型式についての指定及び第七十五条の三第一項」に、「当該自動車」を「当該自動車及び当該特定共通構造部」に、「研究所」を「機構」に改め、同条第二項中「研究所」を「機構」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五条の三の見出しを「（特定共通構造部及び特定装置の表示）」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「第七十五条の二第一項又は前条第一項」に、「特定装置」を「特定共通構造部又

は特定装置」に、「同項」を「第七十五条の二第一項又は前条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「特定装置」を「特定共通構造部又は特定装置」に改め、同条を第七十五条の四とする。

第七十五条の二第四項中「自動車」の下に「又は特定共通構造部」を加え、同条第七項中「場合には、」の下に「第七十五条第三項後段及び」を加え、同条を第七十五条の三とする。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（共通構造部の指定）

第七十五条の二　国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、車枠又は車体及びその他の第四十一条各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの（以下この項及び第四項において「共通構造部」という。）のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動車の第四十条第八号に掲げる事項が特定されることとなるもの（以下「特定共通構造部」という。）をその型式について指定する。

2　前項の指定の申請は、本邦に輸出される特定共通構造部について、外国において当該特定共通構造部を製作することを業とする者又はその者から当該特定共通構造部を購入する契約を締結している者であつて当該特定共通構造部を本邦に輸出することを業とするものも行うことができる。

3　第一項の指定は、申請に係る特定共通構造部の当該申請に係る構造、装置及び性能が保安基準に適合し、かつ、当該特定共通構造部が均一性を有するものであるかどうかを判定することによつて行う。この場合において、次条第一項の規定によりその型式について指定を受けた装置は、保安基準に適合しているものとみなす。

4　国土交通大臣は、その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された共通構造部について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

5　前項の規定によるほか、国土交通大臣は、指定外国共通構造部製作者等（第二項に規定する者であつてその製作し、又は輸出する特定共通構造部の型式について第一項の指定を受けたものをいう。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定外国共通構造部製作者等に係る第一項の指定を取り消すことができる。

一　指定外国共通構造部製作者等が第七十六条の規定に基づく国土交通省令の規定（第一項の指定に係る部分に限る。）に違反したとき。

二　国土交通大臣が第一条の目的を達成するため必要があると認めて指定外国共通構造部製作者等に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

三　国土交通大臣が第一条の目的を達成するため特に必要があると認めてその職員に指定外国共通構造部製作者等の事務所その他の事業場又はその型式について指定を受けた特定共通構造部の所在すると認める場所において当該特定共通構造部、帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

6　特定共通構造部のうち国土交通省令で定めるものは、国土交通省令で定めるところによりその型式について外国が行う第一項の指定に相当する認定その他の証明を受けた場合には、前条第三項後段の規定の適用については、第一項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部とみなす。

第七十六条中「その他」を「、第七十五条の三第一項の指定の手続その他」に改める。

第九十四条の五第七項中「乗用自動車」を「乗用自動車等」に改める。

第百条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者

第百一条中「検査法人」を「機構」に改める。

第百二条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同条第二項中「検査法人が」を「機構が」に、「実費」を「自動車検査証の交付に係る実費」に、「自動車検査証の交付に係る手数料及び」を「手数料を国に、」に、「手数料をそれぞれ国及び検査法人に」を「実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ」に改め、同条第六項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、「検査法人」を「機構」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項各号」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十四号までに」を「第十三号までに」に、「前二項」を「同項及び第二項の手数料並びに前項に規定する者の同項」に、「検査法人」を「機構」に改め、同項ただし書中「第十四号まで」を「第十三号まで若しくは前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者は、実費（第七十五条の五第一項の審査に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、当該審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

第百三条第二項中「第三十六条の二第七項」を「第三十六条の二第八項」に、「第七十五条の二第五項」を「第七十五条の二第四項若しくは第五項、第七十五条の三第五項」に改める。

第百五条の二中「第十一条第一項から第三項まで及び第五項」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項」に改める。

第百八条第一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第三十六条の二第六項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の二第八項」を「第三十六条の二第七項」に改める。

第百九条第一号中「第十一条第三項若しくは第五項」を「第十一条第四項若しくは第六項」に改める。

第百十条第一項第一号中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に改める。

（自動車検査独立行政法人法の一部改正）

第二条　自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構法

第一条及び第二条中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条中「自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に、「検査法人」を「機構」に改め、「の検査に関する事務のうち、自動車」を削り、「審査を」を「審査、自動車技術等に

関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に」に、「自動車の安全性の確保及び自動車による」を「自動車運送等に関する安全の確保」に改め、「保全」の下に「及び燃料資源の有効な利用の確保」を加える。

第三条の二及び第四条中「検査法人」を「機構」に改める。

第五条第一項中「検査法人」を「機構」に、「の規定」を「及び道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号）附則第十二条第一項の規定」に、「金額」を「金額の合計額」に改め、同条第二項及び第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第六条第一項中「検査法人」を「機構」に改め、同条第二項中「検査法人」を「機構」に、「四人」を「五人」に改める。

第七条第一項中「検査法人」を「機構」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二条第一号に掲げる業務（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づき行うものに限る。）、第十二条第二号、第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第九条第二項中「検査法人」を「機構」に、「自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改める。

第十条及び第十一条中「検査法人」を「機構」に改める。

第十二条中「検査法人」を「機構」に改め、同条第一号中「自動車」の下に「、共通構造部（道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。）及び自動車の装置」を加え、「（道路運送車両法第七十五条の四第一項に基づくものを除く。）」を削り、同条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二　道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。

三　自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。

四　自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。

五　前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十三条第一項中「検査法人」を「機構」に改める。

第十四条中「検査法人」を「機構」に改め、「審査事務」の下に「（道路運送車両法第七十五条の五第一項に基づく審査に係る業務を除く。）」を加える。

第十五条の見出し中「審査事務」を「審査事務等」に改め、同条中「検査法人」を「機構」に改め、「審査事務」の下に「及び第十二条第二号に掲げる業務」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十五条の二　機構は、第十二条第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十六条第一項及び第三項中「検査法人」を「機構」に改める。

第十七条第一項中「この法律を施行するために必要があると認めるときは、検査法人に対し、その」を「第十二条第一号及び第二号に掲げる業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、機構に対し、当該」に、「検査法人の」を「機構の」に改める。

第十八条、第二十条及び第二十一条中「検査法人」を「機構」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中道路運送車両法第六十三条の四第一項の改正規定並びに附則第十二条第二項及び第三項並びに第十九条の規定　公布の日

二　第一条中道路運送車両法第七条第三項、第十一条、第九十四条の五第七項及び第百五条の二の改正規定、同法第百八条第一号の改正規定（「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める部分に限る。）並びに同法第百九条第一号の改正規定並びに附則第二十一条の規定　平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日

（確認調査に関する経過措置）

第二条　国土交通大臣は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法（次条において「新道路運送車両法」という。）第二十四条の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日（以下「指定日」という。）の前日までは、政令で定める区域内に使用の本拠の位置を有する自動車の登録に関する確認調査（同項に規定する確認調査をいう。附則第十条において同じ。）を自ら行うものとする。

（回送運行の許可に関する経過措置）

第三条　新道路運送車両法第三十六条の二（新道路運送車両法第七十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新道路運送車両法第三十六条の二第一項の許可を受けた者について適用し、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の道路運送車両法（以下「旧道路運送車両法」という。）第三十六条の二第一項（旧道路運送車両法第七十三条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の許可を受けている者については、なお従前の例による。この場合において、旧道路運送車両法第三十六条の二第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。	次に掲げる要件を満たすものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。 一　回送運行許可番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該回送運行許可番号標に記載された番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示していること。 二　回送運行許可証を備え付けていること。

（職員の引継ぎ等）

第四条　施行日の前日又は指定日の前日において現に国土交通省の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日又は指定日において、それぞれ独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の職員となるものとする。

2　前項の規定は、内閣府の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者について準用する。この場合において、同項中「国土交通大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第五条　前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第六条　附則第四条の規定により内閣府又は国土交通省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2　機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。附則第十四条第一項において同じ。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3　施行日の前日又は指定日の前日に内閣府又は国土交通省の職員として在職する者が、附則第四条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4　機構は、施行日の前日又は指定日の前日に内閣府又は国土交通省の職員として在職し、附則第四条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち施行日又は指定日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで内閣府又は国土交通省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第七条　附則第四条の規定により機構の職員となった者であって、施行日の前日又は指定日の前日において内閣総理大臣若しくは国土交通大臣又はそれらの委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日又は指定日において児童手当又は同法附則第二条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、施行日又は指定日において、それぞれ同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、それぞれ施行日の前日又は指定日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第八条　施行日の前日又は指定日の前日において現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第四条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、施行日又は指定日において、それぞれ労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2　前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日又は指定日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3　第一項の規定により労働組合となったものについては、施行日又は指定日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の有する権利義務の承継）

第九条　施行日の前日又は指定日の前日において、第二条の規定による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構法第十二条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、施行日又は指定日において、それぞれ機構が承継する。

（国有財産の無償使用）

第十条　国土交通大臣は、施行日の前日又は指定日の前日において現に道路運送車両法第二章に規定する自動車の登録に関する確認調査に使用されている国有財産であってそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（研究所の解散等）

第十一条　独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2　この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3　前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4　研究所の平成二十七年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）及び平成二十三年四月一日に始まる独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。

5　研究所の最終事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

6　研究所の最終事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。

7　前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号。次条第一項において「旧交通安全環境研究所法」という。）第十六条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人自動車技術総合機構の平成二十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における第十二条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十二条」とする。

8　第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

第十二条　前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（同条第七項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧交通安全環境研究所法第十六条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

2　前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（非課税）

第十三条　附則第十一条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（研究所の職員から引き続き機構の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置）

第十四条　機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号。以下この条において「平成十八年整備法」という。）附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2　施行日の前日に研究所の職員として在職する者（平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であって、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き研究所の職員として在職する者に限る。）が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）

第十五条　機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の四第一項	の中期目標管理法人役職員であった者	の中期目標管理法人役職員であった者（道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　号。第六項において「平成二十七年改正法」という。）附則第十一条第一項の規定により解散した旧独立行政法人交通安全環境研究所（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。以下「旧研究所」という。）の中期目標管理法人役職員であった者を含む。以下この項において同じ。）
通則法第五十条の四第二項第一号	であった者	であった者（旧研究所の中期目標管理法人役職員であった者を含む。）
通則法第五十条の四第二項第四号	当該中期目標管理法人	当該中期目標管理法人（旧研究所を含む。）
通則法第五十条の四第六項	したこと	したこと（平成二十七年改正法附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号。以下この項において「旧研究所法」という。）又は旧研究所が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則（以下この項において「旧研究所規則」という。）に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。）
	させたこと	させたこと（旧研究所の役員又は職員にこの法律、旧研究所法若しくは他の法令又は旧研究所規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。）
	であった者	であった者（旧研究所の役員又は職員であった者を含む。）

通則法第五十条の六第一号	であった者	であった者（旧研究所の中期目標管理法人役職員であった者を含む。）
	定めるもの	定めるもの（離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものが行っていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。）
通則法第五十条の六第二号	うち、当該中期目標管理法人	うち、当該中期目標管理法人（旧研究所を含む。）
通則法第五十条の六第三号	、当該中期目標管理法人	、当該中期目標管理法人（旧研究所を含む。以下この号において同じ。）

（独立行政法人交通安全環境研究所の廃止）

第十六条　独立行政法人交通安全環境研究所法は、廃止する。

（独立行政法人交通安全環境研究所法の廃止に伴う経過措置）

第十七条　研究所の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条　この法律の施行前にした行為並びに附則第三条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（船員保険法の一部改正）

第二十条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

（地方自治法の一部改正）

第二十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の項中「第十一条第一項から第三項まで及び第五項」を「第十一条第一項、第二項、第四項及び第六項」に改める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第二十二条　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「の各号」を削り、同項第二号中「除く。）」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第百二条第三項」を「第百二条第四項」に改め、「、これを」を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第二十三条　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十六条の二第三項」を「第三十六条の二第五項」に改め、同条第五項中「回送運行許可証」を「回送運行の許可」に改める。

（自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧道路運送車両法第三十六条の二第一項の許可を受けている者に係る自動車損害賠償責任保険証明書の提示については、前条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十五条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二独立行政法人交通安全環境研究所の項を削り、同表自動車検査独立行政法人の項を次のように改める。

独立行政法人自動車技術総合機構	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）

（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の一部改正）

第二十六条　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「第七十五条の二第一項」を「第七十五条の三第一項」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十七条　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「独立行政法人交通安全環境研究所の」を「独立行政法人自動車技術総合機構の」に改める。

（自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条　自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「引き続き施行日後の検査法人」の下に「（独立行政法人自動車技術総合機構を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第五条中「施行日後の検査法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十九条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号ロ中「第百二条第三項ただし書」を「第百二条第四項ただし書」に

改め、同号二中「独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法」を「独立行政法人自動車技術総合機構法」に改め、同項第二号ハ中「独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人」を「独立行政法人自動車技術総合機構」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第三十条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号を次のように改める。

三十四　削除

別表第一中第三十八号を第三十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十八　独立行政法人自動車技術総合機構

（総合特別区域法の一部改正）

第三十一条　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第十二項の表第百条第一項の項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同表第百条第二項の項中「前項第十二号」を「前項第十三号」に改める。

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十六日

文教科学委員長　水落　敏栄

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設け、これに必要な教職員定数、教職員給与費及び施設費の負担並びに教員の免許等について所要の規定を整備するとともに、高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者が大学に編入学できる制度を創設しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、義務教育学校の設置に当たっては、我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により児童生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。

二、小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること。また、検討段階から保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、その意見を適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めること。

三、義務教育学校等における九年間の学びを地域全体で支えることの重要性に鑑み、保護者や地域住民の理解と参画を得るため、学校運営協議会等、組織的・継続的な学校支援体制の整備及び活用に努めること。

四、児童生徒の人間関係の固定化や転出入への対応など小中一貫教育実施上の課題の解消に向け、政府は、各地域における取組事例を収集・分析・検証した上で、積極的な情報提供を行うとともに、課題解決のための指針の作成に努めること。また、市町村教育委員会は、自らの方針や各学校の取組について保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、幅広く理解を得るよう努めること。

五、義務教育学校の設置等に当たっては、政府は、異なる学校段階間の接続を円滑にマネジメントする体制の整備や乗り入れ授業等への対応のための十分な教職員体制の整備を図り、教職員の更なる過重負担を招かないよう努めるとともに、小学校及び中学校が統合される場合においては、義務教育学校への円滑な移行が図られるよう、十分な教職員定数の確保に努めること。

六、義務教育学校に係る教員免許状について、都道府県教育委員会は、他校種免許状の取得のための免許法認定講習の積極的な開講等、小学校及び中学校教員免許状の併有のための条件整備に努めること。また、政府は、併有する際の負担が過大なものとならないよう、必要な環境整備を積極的に行うとともに、教員免許制度の在り方について引き続き検討を行うこと。

七、高等学校等の専攻科から大学への編入学を実施するに当たっては、政府は、大学の自主性を尊重しつつ、大学における学びの質が担保されるよう指針を示すなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実現するための取組を積極的に支援すること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月二日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭殿

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律

（学校教育法の一部改正）

第一条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　中学校（第四十五条―第四十九条）」を「第五章　中学校（第四十五条―第四十九条）　第五章の二　義務教育学校（第四十九条の二―第四十九条の八）」に改める。

第一条、第四条第一項第三号及び第六条ただし書中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十七条第一項中「これを小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加え、同項ただし書中「小学校」の下に「の課程、義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。

第四十条第一項中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　義務教育学校

第四十九条の二　義務教育学校は、心身の発達

に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の三　義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の四　義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五　義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六　義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七　義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条の八　第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第五十七条中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二　高等学校の専攻科の課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第九十条第一項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条第一項中「第五十八条」の下に「、第五十八条の二」を加える。

第七十四条並びに第八十一条第一項及び第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第百二十五条第二項中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

附則第七条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を、「第四十九条」の下に「及び第四十九条の八」を加える。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第二条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条第二項中「の小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「又は中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項の表中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第六条第一項及び第六条の二中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第七条第一項第一号の表中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項第二号中「小学校の数と」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の数、」に改め、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「との」を「及び義務教育学校の数の」に改め、同項第三号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項第四号中「と中学校」を「、中学校」に、「との」を「及び義務教育学校の分校の数の」に改め、同項第五号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第二項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改め、「の教育課程」の下に「及び義務教育学校の前期課程の教育課程」を、「の教科等」の下に「及び義務教育学校の前期課程の教科等」を加え、同条第三項中「以上の小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「までの小学校の数と」を「までの小学校の数、」に、「中学校の数との」を「中学校の数及び義務教育学校の数の」に改める。

第八条第一号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同条第二号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第八条の二第一号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同条第三号中「小学校及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同号の表中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第九条第一号及び第二号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、同条第三号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同条第四号中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を、「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

第十五条第一号、第二号、第四号及び第五号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

（市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の一部改正）

第三条　次に掲げる法律の規定中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一　市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条

二　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第二条

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正）

第四条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条第一項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「及び中学校」を「、中学校」に改め、「、以下同じ。）」の下に「及び義務教育学校」を加え、同項第二号及び第四号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第五条の見出し中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第一項中「行な

う」を「行う」に、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第六条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（教育職員免許法の一部改正）

第五条　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　義務教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第三条の二第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号、第二号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　義務教育学校における前二号に掲げる事項

第四条第二項中「学校（」の下に「義務教育学校、」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第四項中「学校（」の下に「義務教育学校、」を加える。

第十六条の五第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「小学校」の下に「若しくは義務教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「第三条」を「第三条第一項から第五項まで」に改め、「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

附則第二項中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加える。

附則第十五項中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

附則第十七項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則に次の一項を加える。

20　小学校の教諭の免許状は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

別表第三第三欄中「相当する」の下に「義務教育学校の前期課程又は後期課程、」を加える。

別表第五第二欄中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

別表第七第三欄中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第八第三欄中「相当する」の下に「義務教育学校の前期課程又は後期課程、」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第二十条の規定は、公布の日から施行する。

（義務教育学校の設置のため必要な行為）

第二条　義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（教科書の発行に関する臨時措置法等の一部改正）

第四条　次に掲げる法律の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項

二　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十二条第一項及び第十三条第二項第一号

三　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第七号

四　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）第二条第一項

五　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項及び第十二条第二項

六　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第二条第一項

七　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の四第一項

八　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条

九　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十五条第二項

十　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第一項

十一　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第一項

十二　学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）第二条第一項

十三　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第九条

十四　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第四条第七号及び第十一号

十五　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）別表義務教育施設の項

十六　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第三条及び第十八条

十七　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条

十八　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）別表七の項

十九　いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二条第二項

（社会教育法等の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

一　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第四十八条第三項

二　成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）別表教育施設の項

三　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）別表第一

四　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第四条

（産業教育振興法の一部改正）

第六条　産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（出入国管理及び難民認定法の一部改正）

第七条　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表教育の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一の四の表留学の項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を、「小学校」

の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

（離島振興法の一部改正）

第八条　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第七項第一号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同項第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

別表㈤中「公立の中学校（次項に掲げる中学校を除く。）」を「公立の中学校（次項に掲げる中学校を除く。）、公立の義務教育学校」に改める。

（学校図書館法及び理科教育振興法の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

一　学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条

二　理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）第二条

（へき地教育振興法及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正）

第十条　次に掲げる法律の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

一　へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条

二　就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）第一条

（豪雪地帯対策特別措置法の一部改正）

第十一条　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「若しくは中学校又は」を「、中学校若しくは義務教育学校若しくは」に改め、同項第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改め、同条第三項第一号中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同項第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及び地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

一　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第二項第三号

二　地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第三条第一項第九号及び別表第一

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正）

第十三条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十三条第四項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十六条第二項中「行なう」を「行う」に、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（地震防災対策特別措置法の一部改正）

第十四条　地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第六条の二第一項及び第六条の三中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第一中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法の一部改正）

第十五条　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第十二条第一項第十八号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

別表教育施設の項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十六条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第九十二条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

別表二十二の項中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を、「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第十七条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「いう。）」の下に「及び義務教育学校（学校教育法第一条に規定する義務教育学校をいう。）」を加える。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正）

第十八条　障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「及び中学校」を「、中学校」に改め、「含む。以下同じ。）」の下に「及び義務教育学校」を加える。

第十六条第一項第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十九条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。附則第五項において同じ。）」を、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第二十条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条のうち、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の改正規定中「含む」の下に「。次条第二項」を「義務教育学校の前期課程を含む」の下に「。次条第二項において同じ」を、「中等教育学

校の前期課程を含む」の下に「。同項」に改め、同法第六条第一項の改正規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

附則第三条第二項及び第三項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則第十四条のうち、へき地教育振興法第五条の二第一項の改正規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

審査報告書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十六日

内閣委員長　大島九州男

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制度について条例により緩和することができる範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一　今回の改正によって無許可での営業に対して罰則が設けられたことに鑑み、特定遊興飲食店営業に該当する営業形態を、広く関係者の意見を聴いた上で解釈運用基準等において明確に定めるとともに、都道府県警察において事業者からの相談に適切な対応がなされるよう、必要な措置を講ずること。また、これらを行うに当たっては、法の趣旨に十分配慮すること。

二　風俗営業及び特定遊興飲食店営業について、営業所の構造や設備等の基準を定めるに当たっては、照度及びその測定方法並びに面積について具体的かつ明確に定め、基準の趣旨や内容について周知を図ること。

三　特定遊興飲食店営業の営業可能な地域の指定に関しては、関係する事業者や地域住民の意見を聴いた上で、政令において適切に定めること。

四　本法の施行前から風俗営業や飲食店営業を営む者が、本法に基づく規制について円滑に対応できるよう周知し、行政手続法第六条の趣旨に鑑み、速やかに適切な措置を講ずること。

五　特定遊興飲食店営業者がその業務の適正化と営業の健全化を図ることを目的として組織する団体による自主的な取組を支援すること。

六　特定遊興飲食店営業の新設及び風俗営業の営業時間制限の緩和等に伴い、営業所の周知の風俗環境が大きく変化する可能性があることから、風俗環境保全協議会を積極的に活用すること等により、良好な風俗環境が保全されるよう努めること。

七　本法の運用に当たっては、表現の自由、営業の自由等憲法等で保障されている基本的人権に配慮し、職権が濫用されることのないよう十分留意すること。

右決議する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十九日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭殿

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四　削除

第二条第四項中「第六号まで」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第二十六条第二項中「第二条第一項第四号、第七号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　深夜における飲食店営業」を「第二節　第一款　特定遊興飲食店営業等の規制等（第三十二条―第三十四条）」に改め、「第二款　深夜における飲食店営業の規制等（第三十一条の二十二―第三十一条の二十五）」を「第二款　特定遊興飲食店営業の規制等（第三十一条―第三十四条）」に改める。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「待合」を「キャバレー、待合」に改め、「（前号に該当する営業を除く。）」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「客席における」を「営業所内の」に、「第一号から第三号までに掲げる」を「前号に該当する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第四項中「、第五号及び第六号」を削り、同条第十一項第三号中「接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業」を「前三号に掲げる営業」に、「日出時」を「午前六時」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　特定遊興飲食店営業

第二条中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11　この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。

12　この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。

第四条第四項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第十三条の見出しを「（営業時間の制限等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後

において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一　都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日　当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二　前号に掲げる日以外の日　午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

第十三条に次の二項を加える。

3　風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4　風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

第十八条中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に、「第二十二条第五号」を「第二十二条第二項」に、「十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨」を「午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容」に、「入り口」を「入口」に改める。

第十九条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第二十一条中「及び前条第一項」を「、前条第一項及び次条第二項」に改める。

第二十二条の見出しを「（禁止行為等）」に改め、同条第三号中「させ、又は客の相手となつてダンスを」を削り、同条第四号中「日出時」を「午前六時」に改め、同条第五号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「（同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）」を削り、「日出時」を「午前六時」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることについて、保護者の同伴を求めなければならないものとすることその他必要な制限を定めることができる。

第二十三条第一項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「同項第八号」を「同項第五号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第二十六条第二項中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第四項中「（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十一条の六第三項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第四章第二節の節名を次のように改める。

第二節　特定遊興飲食店営業等の規制等

第四章第二節中第三十二条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款　特定遊興飲食店営業の規制等

（営業の許可）

第三十一条の二十二　特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

（準用）

第三十一条の二十三　第三条第二項、第四条（第四項を除く。）、第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条第一項第五号及び第六号	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項
第四条第二項第二号	を保全するため特にその設置を制限する必要があるとき	の保全に障害を及ぼすことがないためその設置が許容されるないとき（当該営業所が、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。）
第四条第三項	当該廃止した風俗営業と同一の風俗営業の種別の風俗営業で営業所が前項第二号の地域内にあるもの	第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域内になく、かつ、ホテル等内適合営業所に該当しない営業所

第四条第三項第二号イ	、当該滅失前から前項第二号の地域に含まれていた	当該滅失前から第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれておらず、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた
第四条第三項第二号ロ	、当該滅失以降に前項第二号の地域に含まれることとなつた	当該滅失以降に第三十一条の二十三において準用する前項第二号の地域に含まれないこととなり、かつ、当該滅失した営業所がホテル等内適合営業所に該当していなかつた
第十三条第二項	前項の規定によるほか、政令	政令
第十三条第三項及び第四項	第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間	深夜
第十四条及び第十五条	その営業	その深夜における営業
第十八条	十八歳未満の者が	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては保護者が同伴しない十八歳未満の者が、深夜においては十八歳未満の者が、
第二十一条	第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項	第三十一条の二十三において準用する第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条及び第十八条の二
第二十二条第一項第一号及び第二号	当該営業	当該営業（深夜における営業に限る。）
第二十二条第一項第五号	十八歳未満	午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満
	第二条第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせること	午後十時以後翌日の午前零時前の時間において保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く

（指示）

第三十一条の二十四　公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（営業の停止等）

第三十一条の二十五　公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に関し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2　公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第二款　深夜における飲食店営業の規制等

第三十二条第一項を次のように改める。

深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

第三十二条第三項中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に、「同条第一号」を「同項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第五号」を「同項第五号」に、「日出時」を「午前六時」に、「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「（同号の営業に係る営業所に関し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）」を削る。

第三十三条第六項中「日出時」を「午前六時」に改める。

第三十五条の三第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第三十六条中「、無店舗型電話異性紹介営業を営む者」の下に「、特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十六条の二中「無店舗型性風俗特殊営業を営む者」の下に「、特定遊興飲食店営業者」を加える。

第三十七条第一項中「性風俗関連特殊営業を営む者」の下に「、特定遊興飲食店営業者」を加え、同条第二項ただし書中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　特定遊興飲食店営業の営業所

第三十八条第二項中「（性風俗関連特殊営業」の下に「、特定遊興飲食店営業」を加え、同項第一号中「若しくは店舗型電話異性紹介営業」を

「、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業」に改める。

第三十八条の二第一項ただし書中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十八条の三の次に次の一条を加える。

（風俗環境保全協議会）

第三十八条の四　公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くように努めるものとする。

2　協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行うものとする。

3　協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4　前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十九条第二項第五号中「第二十四条第六項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第六号中「第三条第一項」の下に「又は第三十一条の二十二」を、「第四号まで」の下に「（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第七号中「第九条第一項」、「第十条の二第一項」及び「第四条第二項第一号」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十一条第一項中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「、第三十一条の二十五」を加え、同条第二項中「第八条」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。）」を、「第十条の二第六項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。第四項において同じ。）」を、「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「、第三十一条の二十五」を加え、同条第四項中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「、第三十一条の二十五」を加える。

第四十一条の二中「第四条第一項第四号」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十一条の三第一項第一号中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十一条の二十二」を、「第七条の三第一項」の下に「（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第三十一条の二十一第二項」の下に「、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項」を加え、同条第二項中「、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を」を「若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を」に、「若しくは無店舗型性風俗特殊営業」を「、無店舗型性風俗特殊営業」に、「風俗営業の」を「風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の」に改める。

第四十二条中「第二十六条第二項」の下に「、第三十一条の二十五第二項」を加える。

第四十四条の見出しを「（風俗営業者の団体等）」に改め、同条中「団体」の下に「及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲食店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体」を加え、同条に次の一項を加える。

2　国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

第四十九条第二号中「第三条第一項」の下に「若しくは第三十一条の二十二」を、「第七条の三第一項」の下に「（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十一条」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第三十一条の二十一第二項第二号」の下に「、第三十一条の二十五」を加え、同条に次の一号を加える。

七　第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条第一項第一号中「第二十条第十項」の下に「及び第三十一条の二十三」を加え、同項第三号中「第十条の二第一項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第三項」に改め、同条第二項中「第二十二条第三号」を「第二十二条第一項第三号」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第三項」に改める。

第五十一条中「第三十八条第三項」の下に「、第三十八条の四第三項」を加える。

第五十二条第一号中「第二十二条第一号」を「第二十二条第一項第一号」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三及び第三十二条第三項」に改める。

第五十四条第一号中「第五条第一項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第九条第五項後段」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第三号中「第十条の二第二項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第二十四条第一項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十五条第一号中「第六条」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第七条の三第三項」の下に「（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二十三」を加え、同条第三号中「第二十条第十項」の下に「及び第三十一条の二十三」を加え、同条第四号中「第十条第一項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第十条の二第七項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十条の二第九項」の下に「（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定　公布の日

二　次条の規定　公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条　この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「新法」という。）第三十一条の二十二の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の二十三において準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であって虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3　法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

（経過措置）

第三条　次の各号に掲げる営業に関し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為は、それぞれ当該各号に定める営業に関し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

一　旧法第二条第一項第一号又は第二号に該当する営業　新法第二条第一項第一号に該当する営業

二　旧法第二条第一項第三号に該当する営業で新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業　新法第二条第一項第二号に該当する営業

三　旧法第二条第一項第六号に該当する営業　新法第二条第一項第三号に該当する営業

四　旧法第二条第一項第七号に該当する営業　新法第二条第一項第四号に該当する営業

五　旧法第二条第一項第八号に該当する営業　新法第二条第一項第五号に該当する営業

2　前項各号に掲げる営業を営む者が当該営業に関し、この法律の施行前にした法令若しくは旧法に基づく条例の規定、旧法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為は、新法第二十五条及び第二十六条の規定の適用については、それぞれ当該各号に定める営業を営む者が当該営業に関し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は新法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律（附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（旅館業法の一部改正）

第六条　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「接待飲食等営業」の下に「及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業」を加える。

（建築基準法の一部改正）

第七条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

別表第二(ち)項第二号及び(る)項第三号中「、ダンスホール」を削る。

第八条　建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二(へ)項第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(と)項第三号(一)中「十リットル以上三十リットル」を「十リットル以上三十リットル」に改め、同号(二)中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワット」に改め、同号(三)中「研磨機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号(四の三)中「研磨」を「研磨」に改め、同号(五)中「〇・七五キロワットを超える」を「〇・七五キロワットをこえる」に改め、同号(六)中「〇・七五キロワットを超える」を「一・五キロワットをこえる」に改め、同号(七)中「二・五キロワットを超える」を「二・五キロワットをこえる」に改め、同号(九)中「十キロワットを超える」を「十キロワットをこえる」に改め、同号(十)中「めつき」を「メッキ」に改め、同号(十一)中「一・五キロワットをこえる」を「一・五キロワットを超える」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表(ち)項第二号中「、ナイトクラブ」を削り、同表(る)項第三号中「、ナイトクラブ」を削り、同項第四号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表(わ)項中「若しくは観覧場」の下に「、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。

（酒税法の一部改正）

第九条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十二条第六号（禁止行為等）」を「第二十二条第一項第六号（禁止行為等）」に、「第三十二条第三項」を「第三十一条の二十三（準用）及び第三十二条第三項」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の項中「、第十条の二第三項」を「並びに第十条の二第三項及び第五項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）」に改める。

審査報告書

電気事業法等の一部を改正する等の法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年六月十六日

経済産業委員長　吉川　沙織

参議院議長　山崎　正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公益事業たる電気事業、ガス事業及び熱供給事業に係る制度の抜本的な改革を行うため、送配電等業務の運営における中立性の一層の確保を図るための法的分離、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度の創設、熱供給事業者に対する供給義務及び料金規制の廃止、独立した立場から電力等の取引の監視等を行う新たな行政組織の創設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十七年度一般会計予算（経済産業省所管）に約六億二千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　附則第七十四条及び附則第七十五条に基づく電力システム改革及びガスシステム改革の実施に係る検証に当たっては、改革の目的である電気・ガスの安定供給の確保と、小売に係る料金の最大限の抑制並びに使用者の選択の機会及び電気・ガス事業における事業機会の拡大を実現するため、改革の各段階での検証を適切な場で行い、電力・ガスのいずれについても、あらゆる可能性を排除することなく、検証の結果に基づき目的達成のために必要な措置を講じて着実に進めること。

二　原子力発電の稼働が進んでいない中で海外からの化石燃料の輸入が増加し、国民負担の増大が懸念されていること、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であること、平成二十八年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講ずること。また、今後増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施、新規制基準への対応、使用済燃料の処理や原子力損害賠償制度の在り方等の課題への適切な対処が可能となるよう、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとすること。

三　電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、電力広域的運営推進機関の権能の適正な行使等を通じた必要な供給予備力の常時確保を図ること等により、万全の措置を講ずること。また、発電事業者、送配電事業者及び小売電気事業者が連携して災害時など緊急時における電力の安定供給を確保するための仕組みについて、復旧作業の安全確保はもとより、経験と技術を有する人材が関係事業者に確保、育成されるよう、十分な検討を行い、適切な措置を講ずること。

四　送配電部門の法的分離に当たっては、一般送配電事業者が需給調整、周波数維持等の最終的な安定供給責任を果たすために必要かつ十分な調整力・予備力を確実に確保できるようにすることに加え、通電・遮断の明確化を始め、従業者の作業安全が損なわれることのないよう、仕組み及びルールを適切に整備するものとすること。

五　ガスの小売全面自由化、導管部門の法的分離に当たっては、保安の確保が大前提であることに鑑み、導管部門と新規参入者を含めた小売部門の連携が十分に図られるようにするとともに、経験と技術を有する人材の確保・育成、関係技術・技能の継承を十分に考慮するなど、不安の払拭に万全を期すこと。また、法的分離の対象となる事業者の範囲に関しては、公益的観点から導管部門の公正中立を確保するとの趣旨を踏まえ、欧米の動向等も参考にしつつ、適切な基準を設定すること。

六　今回のガスシステム改革においては、ガスの安定供給と小売料金の最大限の抑制を実現する上で、ＬＮＧの低廉かつ安定的な確保が重要であることから、官民連携の下、ＬＮＧの調達について全力を挙げるとともに、コージェネレーション・燃料電池の普及拡大策を始めとする天然ガスの利用拡大策を継続、推進していくこと。

七　電力、ガス及び熱供給の小売全面自由化の趣旨に照らし、規制料金に係る経過措置の対象については、需要家保護の観点に十分留意しつつ、エネルギー間の競争状況等についても慎重に見極め、電力・ガス取引監視等委員会の意見を聴いた上で指定を行うこと。また、経過措置の対象となる場合でも、委員会が競争状況等について継続的に監視・検討を行い、必要がなくなった時には、可及的速やかに規制料金を撤廃すること。

八　電力・ガス取引監視等委員会については、市場取引が一層公正・適切に進められるよう、強力に監視を行うものとすること。また、委員会運営の公正性及び中立性に疑念を抱かれることがないよう、委員長及び委員の選任に当たっては、法の趣旨を踏まえ、電力会社及びガス会社に在職する者並びにこれらの会社の経営に影響力を与えてきた者の任命は厳に慎むとともに、業務の状況を毎年公表すること。さらに、電力・ガス・熱の取引の監視等のために必要最小限の組織とすること。

九　法的分離に伴う行為規制については、従業者の人事異動等の規制は労働者の権利の制約であるとの懸念から法律に明文規定が設けられていないことを踏まえ、特定の従業者を特定の業務に「従事させてはならない」とする規定については、「兼職を禁止する」という規定の趣旨に沿った運用を確保することとし、今後の詳細な制度設計や電力・ガス取引監視等委員会における基準やルールの検討・運用に際しては、電気事業及びガス事業の実態や関係者の意見を踏まえるとともに、客観性、透明性や中立性について十分な確保を図ること。また、過度な規制によって従業者の職業選択の自由や電力・ガスの安定供給及び保安の確保等に不可欠な人材の育成等に影響を与えないよう、兼職禁止の対象や範囲については、中立性確保の観点から必要かつ合理的な限度にとどめること。

十　電力・ガス・熱供給システム改革の遂行に際しては、今日まで電力・ガス等の安定供給を支えてきた電力・ガス等関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとすること。また、電気事業の労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図るとともに、憲法上の労働基本権の保障も踏まえ、本改正法の施行後の検証時期に併せ、「労働政策審議会電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」報告における再検討の指摘に基づき、その廃止も含めた検討を行い、結論を得るものとすること。

右決議する。

電気事業法等の一部を改正する等の法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年五月二十一日

衆議院議長　大島　理森

参議院議長　山崎　正昭殿

電気事業法等の一部を改正する等の法律案

電気事業法等の一部を改正する等の法律

（電気事業法の一部改正）

第一条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　会計及び財務（第三十四条―第三十七条）」を「第三章　会計及び財務（第三十四条―第三十七条の二―第三十七条の五）」に、「第四章　あつせん及び仲裁（第四条―第三十七条）」を「第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」に、「第四編　土地等の使用（第五十八条―第六十六条の二―第六十六条の十六）」を「第四編　電力取引監視等委員会（第六十六条）」に、「第百十四条」を「第百十四条の二」に改める。

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

第三十七条の次に次の一章を加える。

第四章　あつせん及び仲裁

（あつせん）

第三十七条の二　電気供給事業者間において、電力の取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この項及び次条第一項において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力取引監視等委員会（以下この章において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　委員会は、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときを除き、あつせんを行うものとする。

3　委員会によるあつせんは、委員会の委員その他の職員（委員会があらかじめ指定する者に限る。次条第三項において同じ。）のうちから委員会が事件ごとに指名するあつせん委員が行う。

4　あつせん委員は、当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努めなければならない。

5　あつせん委員は、当事者から意見を聴取し、又は当事者に対し報告を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを当事者に提示することができる。

6　あつせん委員は、あつせん中の事件について、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請又は次条第一項の規定による仲裁の申請をしたときは、当該あつせんを打ち切るものとする。

（仲裁）

第三十七条の三　電気供給事業者間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。ただし、当事者が第三十二条第一項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

2　委員会による仲裁は、三人の仲裁委員が行う。

3　仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうちから当事者が合意によつて選定した者につき、委員会が指名する。ただし、当事者の合意による選定がなされなかつたときは、委員会の委員その他の職員のうちから委員会が指名する。

4　仲裁については、この条に別段の定めがある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）の規定を準用する。

（申請の経由）

第三十七条の四　この章の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第三十七条の五　この章に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「第三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項まで並びに」に、「第三十二条第一項から第三項までの規定」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に改め、同条第三項中「第三十二条第一項」を「第三十二条第一項本文」に改める。

第六十六条の次に次の一編を加える。

第四編の二　電力取引監視等委員会

（設置及び権限）

第六十六条の二　経済産業省に、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（職権の行使）

第六十六条の三　委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織）

第六十六条の四　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2　委員長及び委員は、非常勤とする。

（委員長）

第六十六条の五　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員長及び委員の任命）

第六十六条の六　委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識と経験を有し、その職務に関し公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命する。

（委員長及び委員の任期）

第六十六条の七　委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員長及び委員は、再任されることができる。

3　委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会議）

第六十六条の八　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを

決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第六十六条の五第二項に規定する委員は、委員長とみなす。

（事務局）

第六十六条の九　委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2　事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3　事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

4　事務局の内部組織は、政令で定める。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一　第三条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第二十五条第一項又は第三十六条第二項の許可をしようとするとき。

二　第八条第六項、第九条第五項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の二第二項、第二十二条第四項若しくは第十二項、第二十三条第一項（第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十四条第二項、第二十四条の二第三項、第二十四条の三第三項若しくは第五項、第二十四条の四第四項若しくは第五項、第二十四条の六第二項（第二十四条の七において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第三十条又は第三十五条の規定による命令をしようとするとき。

三　第十条第一項若しくは第二項、第十四条第二項、第十九条第一項、第二十一条第一項ただし書、第二十四条の二第一項、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項又は第二十八条の四十六第一項の認可をしようとするとき。

四　第十五条第二項又は第四項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

五　第十五条第四項又は第十六条第四項の規定による供給地点の減少の処分をしようとするとき。

六　第十六条第三項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。

七　第二十二条第一項第二号又は第二十四条の三第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

八　第二十三条第三項（第二十四条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による変更の処分をしようとするとき。

九　第二十九条第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十　第三十二条第一項の規定による裁定をしようとするとき。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

（勧告）

第六十六条の十一　委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項若しくは第五項又は第百七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた電気事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第六十六条の十二　委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項若しくは第五項又は第百七条第二項若しくは第五項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

（建議）

第六十六条の十三　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

（資料の提出等の要求）

第六十六条の十四　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（公表）

第六十六条の十五　委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表しなければならない。

（政令への委任）

第六十六条の十六　この編に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第百十一条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は登録調査機関の調査業務」を削り、「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を、「申出」の下に「（委員会に対するものにあつては、電力の取引に関するものに限る。）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣」の下に「及び委員会」を加え、「前項の申出」を「前二項の申出（委員会にあつては、第一項の申出）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　登録調査機関の調査業務に関し苦情のある者は、経済産業大臣に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出をすることができる。

第百十四条を次のように改める。

（権限の委任）

第百十四条　経済産業大臣は、第百六条第三項

及び第五項並びに第百七条第二項及び第五項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条の規定による権限並びに第百六条第三項及び第五項並びに第百七条第二項及び第五項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

第六編中第百十四条の次に次の一条を加える。

（委員会に対する不服申立て）

第百十四条の二　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第百六条第三項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

第二条　電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第二条第一項第七号を次のように改める。

七　電力量調整供給　次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。

イ　発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者　当該発電用の電気工作物の発電に係る電気

ロ　特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下このロにおいて同じ。）を行う事業を営む者　特定卸供給に係る電気（イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。）

第二条第一項第八号及び第二項第二号、第十七条第二項、第十八条第一項、第二十三条第一項第一号及び第二号並びに第二十七条の十二中「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

第三十五条第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第五十二条の見出しを「（溶接事業者検査）」に改め、同条第二項中「（以下「溶接事業者検査」という。）」を削り、同条第三項から第五項までを削る。

第五十五条第一項中「特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる電気工作物（以下この条において「特定電気工作物」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　発電用のボイラー、タービンその他の主務省令で定める電気工作物であつて前条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの

二　電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であつて主務省令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）

三　発電用原子炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるもの（前二号に掲げるものを除く。）

第五章の章名を次のように改める。

第五章　電力・ガス取引監視等委員会

第六十六条の二第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条第二項中「法律」の下に「、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及び熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）」を加える。

第六十七条中「、第五十二条第三項」を削り、第二号を削り、第三号を第二号とする。

第六十八条中「、第五十二条第三項」を削る。

第六十九条第一項第二号中「、第五十二条第三項」を削り、同条第二項中「、第五十二条第三項」を削り、同項に次の一号を加える。

四　登録を受けた者が安全管理審査を行う事業所の所在地

第七十条第一項及び第七十一条第一項中「、第五十二条第三項」を削る。

第七十二条の見出しを「（変更の届出）」に改め、同条中「登録安全管理審査機関は、」の下に「その名称又は」を加える。

第七十五条第二項中「、溶接事業者検査」を削る。

第七十八条各号列記以外の部分中「、第五十二条第三項又は」を「若しくは」に改め、同条第一号中「第五十二条第五項又は」を削り、同条第五号中「、第五十二条第三項」を削る。

第八十条第一項中「、第五十二条第三項」を削る。

第九十六条中「、溶接事業者検査」を削る。

第百十二条の二第二号及び第百二十条第八号中「、第五十二条第三項」を削る。

第三条　電気事業法の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　一般担保（第二十七条の三―第二十七条の三十）」を「第六節　特定供給（第二十七条の三十）」に、「第八節」を「第七節」に、「第九節」を「第八節」に改める。

第二条第一項第八号イ中「次項第二号、第十七条及び第二十条において」を「以下」に改める。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　商号及び住所

第四条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第六条第二項第三号において同じ。）の氏名

第六条第二項第二号を次のように改める。

二　商号及び住所

第六条第二項中第五号を第六号とし、第四号

を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　取締役の氏名

第六条の次に次の一条を加える。

（機関）

第六条の二　一般送配電事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一　取締役会

二　監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）

第八条第一項中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に改める。

第九条第一項中「第六条第二項第五号」を「第六条第二項第六号」に改め、同条第二項中「若しくは第三号」を「から第四号まで」に、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

第十条の見出し中「法人の合併及び分割」を「合併及び会社分割」に改め、同条第二項中「たる法人」を削り、「分割」を「会社分割」に、「次条第一項」を「次条」に改める。

第十一条第一項中「相続、」を削り、「分割」を「会社分割」に、「者又は相続人」を「株式会社又は」に、「法人」を「株式会社」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の見出し中「法人の」を削り、同条第二項中「たる法人の解散の決議又は総社員の同意」を「の解散についての株主総会の決議」に改め、同条第三項中「法人」を「一般送配電事業者」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

（兼業の制限等）

第二十二条の二　一般送配電事業者は、小売電気事業又は発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。第二十七条の十一の二第一項及び第二項並びに第百十七条の二第四号において同じ。）を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、小売電気事業（その供給区域における一般の需要に応ずるものに限る。次項において同じ。）又は発電事業（その供給区域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。同項において同じ。）を営むことができる。

2　経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る一般送配電事業者が維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物の総体としての規模、その供給区域の自然的社会的条件等を勘案して当該一般送配電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことがその供給区域内の電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3　次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。ただし、第一項ただし書の認可を受けた一般送配電事業者（以下この項において「認可一般送配電事業者」という。）の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。第三号において同じ。）たる小売電気事業者又は発電事業者が、小売電気事業者又は発電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずるものに限る。）又は発電事業（当該認可一般送配電事業者の供給区域以外の地域における一般の需要に応ずる小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）を営むときは、この限りでない。

一　認可一般送配電事業者　次条第二項及び第二十三条第二項から第五項までの規定

二　認可一般送配電事業者の取締役、執行役又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）　次条第一項の規定

三　認可一般送配電事業者の特定関係事業者　第二十三条の二第一項及び第二十三条の三第一項の規定

（一般送配電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第二十二条の三　一般送配電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（一般送配電事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）、親会社（同条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において同じ。）若しくは当該一般送配電事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この款において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第二十七条の十一の三第一項において「取締役等」という。）又は従業者を、一般送配電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）の間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　一般送配電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該一般送配電事業者が営む一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十三条の二第一項において「特定送配電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、一般送配電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には一般送配電事業者又はその特定関係事業者に対し、一般送配電事業者が前項の規定に違反した場合には一般送配電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十三条の見出しを「（一般送配電事業者の禁止行為等）」に改め、同条第一項第一号中「電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）」を「電気供給事業者」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、電気供給事

業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

第二十三条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　一般送配電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他一般送配電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百六条第五項において「一般送配電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3　一般送配電事業者は、その託送供給及び電力量調整供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　一般送配電事業者は、その最終保障供給又は離島供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、これらの業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者にこれらの業務を委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　一般送配電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

第二十三条の次に次の三条を加える。

（一般送配電事業者の特定関係事業者が一般送配電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十三条の二　次の各号に掲げる一般送配電事業者の特定関係事業者は、当該一般送配電事業者が営む特定送配電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第二十二条の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、一般送配電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（一般送配電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第二十三条の三　一般送配電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該一般送配電事業者に対し、第二十三条第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文、第四項本文若しくは第五項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、一般送配電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第二十三条の四　一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た情報その他その一般送配電事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給及び電力量調整供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　一般送配電事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

第二十七条の五第一項第一号を次のように改める。

一　商号及び住所

第二十七条の五第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第二十七条の七第二項第三号において同じ。）の氏名

第二十七条の七第二項第二号を次のように改める。

二　商号及び住所

第二十七条の七第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　取締役の氏名

第二十七条の十一の次に次の五条を加える。

（兼業の制限等）

第二十七条の十一の二　送電事業者は、小売電気事業又は発電事業を営んではならない。ただし、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

2　経済産業大臣は、前項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請に係る送電事業者が維持し、及び運用する送電用の電気工作物の総体としての規模、その設置の場所等を勘案して当該送電事業者が小売電気事業又は発電事業を営むことが電気の使用者の利益を確保するため特に必要であると認める場合でなければ、これを認可してはならない。

3　次の各号に掲げる者については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　第一項ただし書の認可を受けた送電事業者（以下この項において「認可送電事業者」という。）　次条第二項及び第二十七条の十一の四第二項から第四項までの規定

二　認可送電事業者の取締役、執行役又は従業者　次条第一項の規定

三　認可送電事業者の特定関係事業者（次条第一項に規定する特定関係事業者をいう。）第二十七条の十一の五第一項及び第二十七条の十一の六第一項の規定

（送電事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第二十七条の十一の三　送電事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（送電事業者の子会社、親会社若しくは当該送電事業者以外の当該親会社の子会社等に該当する小売電気事業者若しくは発電事業者又は当該小売電気事業者若しくは発電事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役等又は従業者を、送電事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　送電事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該送電事業者が営む送電事業の業務その他の変電及び送電に係る業務のうち、電気供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第二十七条の十一の五第一項において「特定送電等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、送電事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には送電事業者又はその特定関係事業者に対し、送電事業者が前項の規定に違反した場合には送電事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（送電事業者の禁止行為等）

第二十七条の十一の四　送電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　振替供給の業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三　前二号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　送電事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつて電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他送電事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百六条第五項において「送電事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3　送電事業者は、その振替供給の業務その他の変電及び送電に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　送電事業者は、その特定関係事業者たる小売電気事業者又は発電事業者からその営む小売電気事業又は発電事業の業務を受託してはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（送電事業者の特定関係事業者が送電事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第二十七条の十一の五　次の各号に掲げる送電事業者の特定関係事業者は、当該送電事業者が営む特定送電等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　小売電気事業者　小売電気事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　発電事業者　発電事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第二十七条の十一の三第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められる小売電気事業者又は発電事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、送電事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、送電事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（送電事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第二十七条の十一の六　送電事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該送電事業者に対し、第二十七条の十一の四第一項各号に掲げる行為又は同条第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、送電事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

第二十七条の十二中「第七条から」を「第六条の二から」に、「、第二十三条」を「、第二十三条の四」に、「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に、「第二十七条の七第二項第五号」を「第二十七条の七第二項第六号」に、「第二十七条の七第二項第六号」を「第二十七条の七第二項第五号」に、「第六条第二項第二号から第四号まで」を「第六条第二項第二号若しくは第三号」を「第六条第二項第二号から第四号まで」に、「第二十七条の七第二項第二号若しくは第三号」を「第二十七条の七第二項第二号から第四号まで」に改め、「及び第二十三条第一項第二号」を削り、「同項各号」を「第二十三条の四第一項」に改める。

第二章第六節を削る。

第二章第七節中第二十七条の三十一を第二十七条の三十とし、同節を同章第六節とする。

第二章中第八節を第七節とし、第九節を第八節とする。

第六十六条の十第一項第三号中「第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項」に改め、「第四項」の下に、「第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の四第五項、第二十七条の十一の五第二項、第二十七条の十一の六第二項」を加え、同項第五号中「第二項ただし書」の下に、「第二十二条の二第一項ただし書、第二十七条の十一の二第一項ただし書」を加え、同項第九号中「又は第二十一条第二項ただし書」を「、第二十一条第二項ただし書、第二十三条第二項ただし書又は第二十七条の十一の四第二項ただし書」に改める。

3　経済産業大臣は、第二十二条の三から第二十三条の三まで又は第二十七条の十一の三から第二十七条の十一の六までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、一般送配電事業者の特定関係事業者又は送電事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百十四条第一項中「第百六条第三項及び第五項並びに同条第七項」を「第百六条第三項及び第七項並びに同条第九項」に、「第百七条第二項及び第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十二条の二第一項又は第二十七条の十一の二第一項の規定に違反して小売電気事業又は発電事業を営んだ者

第百十八条第一号中「第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を「第二十二条の三第三項、第二十三条第六項、第二十三条の二第二項、第二十三条の三第二項」に改め、「第四項」の下に、「第二十七条の十一の三第三項、第二十七条の十一の六第二項」を加える。

第百十九条の二第三号中「第百六条第五項」を「第百六条第七項」に改め、同条第四号中「第百七条第五項」を「第百七条第六項」に改める。

第百十九条の三第四号中「第百六条第七項」を「第百六条第九項」に改め、同条第五号中「第百七条第七項」を「第百七条第八項」に改める。

第百二十条第一号中「、第十一条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）」を削り、同条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第二十三条の四第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）又は第三十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百二十条第八号中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第十二号中「第四項」を「第六項」に、「第六項」を「第八項」に改める。

第百二十一条中「使用人その他の」を削り、同条第二号及び第三号中「第七号」を「第八号」に、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第百二十三条第一号中「第二十七条の三十一第四項」を「第二十七条の三十第四項」に改める。

附則中第四項から第六項までを削り、第七項を第四項とし、第八項から第十一項までを三項ずつ繰り上げ、第十二項を第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10　次に掲げる者は、経済産業大臣に対し、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用を円滑に行うため、第十七項から第十九項までの規定を適用することが適当である旨の認定を申請することができる。

一　一般送配電事業者

二　送電事業者

三　発電事業者たる会社

四　前三号に掲げる者を子会社とする会社

11　前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令で定める書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　商号及び住所

二　電気事業以外の事業を営む場合（前項第四号に掲げる者にあつては、当該者の子会社である同項第一号から第三号までに掲げる者が、電気事業以外の事業を営む場合を含む。）にあつては、その概要

12　経済産業大臣は、第十項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　広域的運営による電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るために適当なものであること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　社債の発行により得られる金銭がこれに要する費用に充てられると見込まれるものであること。

附則中第三十一項を第四十項とし、第十四項から第三十項までを九項ずつ繰り下げ、第十三項を第二十二項とし、同項の前に次の九項を加える。

13　前項の認定を受けた者（以下「認定会社」という。）は、第十一項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

14　経済産業大臣は、第十二項の認定に係る電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定会社から同項の認定の取消しの申請があつたときは、その認定を取り消さなければならない。

15　経済産業大臣は、第十二項の認定をしようとする場合又は前項の規定による認定の取消しをしようとする場合（認定会社から第十二項の認定の取消しの申請があつた場合を除く。）には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

16　経済産業大臣は、第十二項の認定をしたとき、又は第十四項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公示しなければならない。

17　認定会社の社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第十九項及び第二十一項において同じ。）の社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

18　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

19　第十四項の規定により第十二項の認定が取り消されたときは、当該認定の取消しの前に認定会社が発行した社債の社債権者については、これを認定会社の社債の社債権者とみなして、前二項の規定を適用する。

20　第十項から前項までの規定は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

21　認定会社が第十項から第十九項までの規定の失効前に発行した社債の社債権者については、第十七項から第十九項までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（ガス事業法の一部改正）

第四条　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「　第二節　ガス事業以外のガスの供給等の事業（第三十八条・第三十九条）」を「　第二節　ガス事業以外のガスの供給等の事業（第三十八条・第三十九条）　第五章の二　あつせん及び仲裁（第三十八条の二・第三十八条の三・第三十八条の四）」に改める。

第三十九条を第三十八条の二とし、同条の次に次の一章を加える。

第五章の二　あつせん及び仲裁

（電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁）

第三十八条の三　ガス事業者及びガス事業者に対するそのガス事業の用に供するためのガスの供給を行う事業を営む者（第三項において「ガス事業者等」という。）の間において、ガスの取引に係る契約その他の取決めであつて政令で定めるもの（以下この条において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　電気事業法第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十八条の三第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「ガス事業法第三十八条の三第三項」と読み替えるものとする。

3　ガス事業者等の間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4　電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

5　第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第三十九条　前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条の五の次に次の五条を加える。

（電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取）

第四十七条の六　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

一　第三条、第八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の二の許可をしようとするとき。

二　第九条第五項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第五項、第十項若しくは第十三項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を

含む。）、第二十二条第四項若しくは第六項（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の四第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十二条の五第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十三条第四項、第二十五条の二第一項（第三十七条の七第一項、第三十七条の八及び第三十七条の十において準用する場合を含む。）若しくは第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条、第三十七条の七の二第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第三十七条の七の三第四項（第三十七条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令をしようとするとき。

三　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しをしようとするとき。

四　第十四条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可をしようとするとき。

五　第十五条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による供給区域又は供給地点の減少の処分をしようとするとき。

六　第十八条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）の規定による変更の処分をしようとするとき。

七　第二十二条第一項ただし書又は第三項ただし書（これらの規定を第三十七条の八において準用する場合を含む。）の規定による承認をしようとするとき。

八　第二十五条第四項若しくは第五項又は第二十五条の三の規定による勧告をしようとするとき。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

（勧告）

第四十七条の七　委員会は、第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委任された第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたガス事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第四十七条の八　委員会は、第五十二条の二第一項又は第二項の規定により委任された第四十五条の二、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

（建議）

第四十七条の九　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

（資料の提出等の要求）

第四十七条の十　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第五十一条第一項中「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を、「申出」の下に「（委員会に対するものにあつては、ガスの取引に関するものに限る。）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣」の下に「及び委員会」を加える。

第五十二条中「権限」の下に「（次条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加える。

第五十二条の二を次のように改める。

（権限の委任）

第五十二条の二　経済産業大臣は、ガス事業者に対する第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第四十五条の二の規定による権限並びにガス事業者に対する第四十六条第一項及び第四十七条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

第五十二条の二の次に次の一条を加える。

（委員会に対する審査請求）

第五十二条の二の二　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第四十六条第一項の規定により行う報告の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第五十九条第一号中「又は第三十九条」を「又は第三十八条の二」に改める。

第五条　ガス事業法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　ガス小売事業

第一節　事業の登録（第三条―第十二条）

第二節　業務（第十三条―第二十条）

第三節　ガス工作物

第一款　技術基準への適合等（第二十一条―第二十三条）

第二款　自主的な保安（第二十四条―第三十一条）

第三款　工事計画及び検査（第三十二条―第三十四条）

第三章　ガス導管事業

第一節　一般ガス導管事業

第一款　事業の許可（第三十五条―第四十六条）

第二款　業務（第四十七条―第五十八条）

第三款　会計（第五十九条・第六十条）

第四款　ガス工作物

第一目　技術基準への適合等（第六十一条―第六十三条）

第二目　自主的な保安（第六十四条―第六十七条）

第三目　工事計画及び検査（第六十八条―第七十一条）

第二節　特定ガス導管事業

第一款　事業の届出（第七十二条―第七十四条）

第二款　業務（第七十五条―第八十二条）

第三款　会計（第八十三条）

第四款　ガス工作物に係る規定の準用（第八十四条）

第三節　導管の接続に係る努力義務等（第八十五条）

第四章　ガス製造事業

第一節　事業の届出（第八十六条―第八十八条）

第二節　業務（第八十九条―第九十四条）

第三節　会計（第九十五条）

第四節　ガス工作物

第一款　技術基準への適合（第九十六条）

第二款　自主的な保安（第九十七条―第百条）

第三款　工事計画及び検査（第百一条―第百四条）

第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業（第百五条・第百六条）

第六章　あっせん及び仲裁（第百七条・第百八条）

第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節　指定試験機関（第百九条―第百十二条）

第二節　登録ガス工作物検査機関（第百十三条―第百三十六条）

第八章　ガス用品

第一節　定義（第百三十七条）

第二節　販売及び表示の制限（第百三十八条・第百三十九条）

第三節　事業の届出等（第百四十条―第百四十九条）

第四節　検査機関の登録（第百五十条―第百五十二条）

第五節　国内登録ガス用品検査機関（第百五十三条・第百五十四条）

第六節　外国登録ガス用品検査機関（第百五十五条・第百五十六条）

第七節　災害防止命令（第百五十七条）

第九章　雑則（第百五十八条―第百九十一条）

第十章　罰則（第百九十二条―第二百七条）

附則

第二条第一項中「一般ガス事業」を「小売供給」に、「事業（第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。）」を「こと（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）」に改め、同条第二項から第十二項までを次のように改める。

2　この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいう。

3　この法律において「ガス小売事業者」とは、次条の登録を受けた者をいう。

4　この法律において「託送供給」とは、次に掲げるものをいう。

一　ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

二　次のイ又はロに掲げる者に該当する他の者から導管により当該イ又はロに定めるガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスの需要の量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。

イ　液化ガス貯蔵設備（液化したガスの貯蔵設備をいう。以下同じ。）及びガス発生設備（以下「液化ガス貯蔵設備等」という。）を維持し、及び運用する者　当該液化ガス貯蔵設備等を用いて製造されたガス

ロ　イに掲げる者からガスの製造の役務の提供を受ける者　当該役務の提供により供給されたガス

5　この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6　この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。

7　この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業

（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいう。

8　この法律において「特定ガス導管事業者」とは、第七十二条第一項の規定による届出をした者をいう。

9　この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

10　この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出をした者をいう。

11　この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業をいう。

12　この法律において「ガス事業者」とは、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者をいう。

第二条第十四項を削る。

第二章の章名、同章第一節から第四節までの節名、同節第一款から第五款までの款名並びに第三章及び第四章の章名を削る。

第六十二条中「第四十七条の三」を「第百七十四条」に改め、第八章中同条を第二百六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二百七条　第七条第四項、第九条第二項、第五十五条第九項、第七十二条第九項、第七十四条第二項、第八十六条第三項又は第八十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十一条第一号中「第九条第二項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）、第三十九条の六第二項、第三十九条の七又は第三十九条の八」を「第四十一条第二項、第百四十一条第二項、第百四十二条又は第百四十三条」に改め、同条第二号中「第三十六条の二十三の二第一項（第三十九条の十五第二項」を「第百三十一条第一項（第百五十三条第二項」に、「第三十六条の二十三の二第二項各号（第三十九条の十五第二項」を「第百三十一条第二項各号（第百五十三条第二項」に改め、同条を第二百五条とする。

第六十条の二第一号中「第二十二条の三第一項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第三十七条の七第一項及び第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第一項」を「第五十三条第一項、第五十九条第一項、第七十九条第一項、第八十三条第一項又は第九十五条第一項」に改め、同条第二号中「第二十二条の三第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）」を「第五十三条第二項、第七十九条第二項又は第九十条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第二十六条第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）又は第二十六条の二第二項」を「第五十九条第二項、第八十三条第二項又は第九十五条第二項」に改め、同条第四号中「第二十七条」を「第六十条」に改め、同条を第二百四条とする。

第六十条第一号中「第五十六条の二（第四号及び第五号」を「第百九十六条（第七号及び第八号」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　第百九十四条から第百九十六条（第七号及び第八号に係る部分を除く。）まで又は第百九十九条から第二百一条まで　各本条の罰金刑

第六十条を第二百三条とする。

第五十九条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第三十六条の六」を「第百十三条」に改め、同条第二号中「第三十六条の十四」を「第百二十一条」に改め、同条第三号中「第四十六条第二項」を「第百七十一条第二項」に改め、同条を第二百二条とする。

第五十九条各号を次のように改める。

一　第八条第二項、第九条第一項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第二項（第百五条において準用する場合を含む。）、第三十二条第七項若しくは第八項（これらの規定を第百五条において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項（第四十条第二項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項、第四十九条第一項、第五十一条第一項、第五十五条第十項、第五十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項若しくは第二項、第六十五条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条第七項若しくは第八項（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項、第七十四条第一項、第七十六条第一項本文（同条第二項において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項、第八十一条第一項若しくは第二項、第八十七条第二項、第八十八条第一項、第八十九条第一項、第九十三条第一項若しくは第二項、第九十七条第一項若しくは第二項、第九十八条第二項、第百一条第七項若しくは第八項、第百六条、第百三十条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）又は第百六十条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

三　第二十四条第三項、第三十一条（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第六十七条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第九十七条第三項、第百条、第百六十条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第百六十一条又は第百七十三条第一項の規定による命令に違反した者

四　第三十二条第一項から第三項まで（これらの規定を第百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第一項から第三項までの規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五　第三十三条第三項、第三十四条、第六十九条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二条第三項、第百四条又は第百四十五条第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

六　第四十八条第十三項（第五十一条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条第五項、第八十一条第三項又は第八十九条第四項の規定に違反した者

七　第百三十五条（第百五十三条第二項にお

いて準用する場合を含む。）の規定に違反して第百三十五条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八　第百四十条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

九　第百四十六条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

十　第百五十九条第六項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

十一　第百七十一条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二　第百七十二条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九条を第二百一条とする。

第五十八条各号を次のように改める。

一　第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

二　第十八条、第二十三条、第五十二条、第六十三条、第七十八条又は第九十一条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

三　第二十一条第二項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第二項の規定による命令又は処分に違反した者

四　第三十二条第五項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十八条第五項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百一条第五項の規定による命令に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五　第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項の規定に違反してガス工作物を使用した者

六　第四十一条第一項、第五十五条第七項又は第七十二条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七　第四十一条第三項、第五十五条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

八　第五十一条第二項の規定に違反してガスを供給した者

九　第五十五条第一項又は第七十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定ガス導管事業を営んだ者

十　第五十五条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第八十六条第二項の規定に違反して添付書類を提出せず、又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

十一　第八十五条第三項の規定による命令に違反した者

十二　第八十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてガス製造事業を営んだ者

十三　第百六十二条の規定に違反した者

第五十八条を第二百条とする。

第五十七条各号を次のように改める。

一　第十三条第二項、第二十条第一項から第三項まで、第四十一条第五項、第四十八条第七項若しくは第十二項、第四十九条第三項若しくは第四項、第五十一条第三項、第五十四条第二項、第五十五条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第七十二条第四項、第七十七条第三項若しくは第四項、第八十条第二項、第八十二条、第八十九条第三項若しくは第五項、第九十二条第二項又は第九十四条の規定による命令に違反した者

二　第二十一条第三項、第六十一条第三項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十六条第三項の規定による命令又は処分に違反した者

三　第二十五条第一項（第百五条において準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第九十八条第一項の規定による命令に違反してガスを供給した者

四　第四十七条第二項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者

五　第四十八条第三項、第四十九条第二項、第七十六条第三項又は第七十七条第二項の規定に違反してガスを供給した者

六　第八十九条第二項の規定に違反してガス受託製造を行つた者

第五十七条を第百九十九条とする。

第五十六条の四中「第三十六条の十三第二項」を「第百二十条第二項」に改め、同条を第百九十八条とする。

第五十六条の三中「第三十三条の二第二項又は第三十六条の十一第一項」を「第二十八条第二項又は第百十八条第一項」に改め、同条を第百九十七条とする。

第五十六条の二中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第三十五条の十八」を「第百五十七条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号中「第三十九条の十四」を「第百四十九条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第三十九条の四」を「第百三十九条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「第三十九条の三第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「第三十六条の二十六（第三十九条の十五第二項」を「第百三十四条（第百五十三条第二項」に改め、同号を同条第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　第三条の規定に違反してガス小売事業を営んだ者

二　第十七条第一項の規定に違反してその名義を他人にガス小売事業のため利用させた者

三　第十七条第二項の規定に違反してガス小売事業を他人にその名において経営させた者

第五十六条の二を第百九十六条とする。

第五十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十三条第一項（第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。）」を「第四十四条第一項」に、「一般ガス事業又は簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条を第百九十四条とし、第五十四条を第百九十三条とし、第五十三条を第百九十二条とする。

第八章を第十章とする。

第五十二条の三中「第三十九条の十八各号」を

「第百五十七条各号」に、「第五十二条」を「第百八十八条」に改め、第七章中同条を第百九十一条とする。

第五十二条の二の二中「第四十六条第一項」を「第百七十一条第一項」に改め、同条を第百九十条とする。

第五十二条の二第一項中「ガス事業者に対する第四十六条第一項及び第四十七条第一項」を「ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第百七十一条第一項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びにガス事業者に対する第百七十二条第一項」に改め、同条第二項中「第四十五条の二」を「第百七十条」に、「並びにガス事業者に対する第四十六条第一項及び第四十七条第一項」を「、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第百七十一条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第百七十二条第一項」に改め、同条を第百八十九条とし、第五十二条を第百八十八条とし、第五十一条の三を第百八十七条とする。

第五十一条の二第二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の二十の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三項中「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十九条の十五第一項」を「第百五十三条第一項」に、「第三十六条の二十第二項」を「第百二十七条第二項」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に改め、同条第五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十九条の十六第一項」を「第百五十四条第一項又は第四十七条第一項」に、「第三十六条の二十第二項」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に、「第三十九条の十六第二項」を「第百五十五条第二項」に改め、同条第六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第三十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第四十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第五十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第六十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第七十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第八十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第九十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百二十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百三十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百四十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百五十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百六十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百七十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百八十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第百九十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百二十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百三十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百四十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百五十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十八項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百六十九項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十一項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十二項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十三項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十四項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十五項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十六項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十七項中「第三十六条の二十の」を「第百二十七条の」に、「第三十六条の二十五」を「第百三十三条」に改め、同条第二百七十八項中「第三十六条の二十

これを供給する者に係るものに限る。）」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第百七十六条とし、第四十七条の四を第百七十五条とする。

第四十七条の三中「第三十九条の十七第三項」を「第百五十六条第三項」に、「第四十七条第五項」を「第百七十二条第五項」に改め、同条を第百七十四条とする。

第四十七条の二第二項中「第五十二条」を「第百八十八条」に改め、同条を第百七十三条とし、第四十七条を第百七十二条とする。

第四十六条第一項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者」に改め、同条を第百七十一条とする。

第四十五条の二中「一般ガス事業者及びガス導管事業者」を「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者」に改め、同条を第百七十条とする。

第四十五条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に改め、同条第四項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者若しくはガス導管事業者」を「ガス事業者」に改め、同条を第百六十九条とする。

第四十四条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に、「一般ガス事業、簡易ガス事業又はガス導管事業」を「ガス事業」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に改め、同条を第百六十八条とする。

第四十三条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者及びガス導管事業者」を「ガス事業者」に、「一般ガス事業、簡易ガス事業又はガス導管事業」を「ガス事業」に改め、同条を第百六十七条とする。

第四十二条第一項中「一般ガス事業者、簡易ガス事業者、ガス導管事業者又は卸ガス事業（一般ガス事業者」を「ガス事業者又は卸ガス事業（ガス小売事業者」に、「一般ガス事業者等」を「この条において「ガス事業者等」に、「一般ガス事業、簡易ガス事業、ガス導管事業」を「ガス事業」に改め、同条第二項、第三項及び第五項第二号中「一般ガス事業者等」を「ガス事業者等」に改め、同条を第百六十六条とする。

第四十一条の二第一号中「第三十四条第三項」を「第二十九条第三項」に改め、同条第二号中「第三十六条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項」を「第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）、第百二条第一項又は第百四十六条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の六」を「第百十三条」に改め、同条第四号中「第三十六条の十三」を「第百二十条」に改め、同条第五号中「第三十六条の十五第一項」を「第百二十二条第一項」に改め、同条第六号中「第三十六条の二十一（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）」を「第百二十八条（第百五十三条第二項又は第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第七号中「第三十六条の二十三（第三十九条の十五第二項又は第三十九条の十六第二項において準用する場合を含む。）」を「第百三十条（第百五十三条第二項又は第百五十五条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第八号中「第三十六条の二十六（第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。）」を「第百三十四条（第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九号中「第三十七条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同条第十号中「第三十九条の十五の二第一項」を「第百五十四条第一項」に改め、同条第十二号中「第三十九条の十五の二第二項」を「第百五十四条第二項」に改め、同条第十三号中「第三十九条の十七第一項第四号中「第三十二条第三項第二号」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同項第五号中「第三十七条第一項」を「第百三十六条第一項」に改め、同項第六号中「第三十九条の十五の二第一項」を「第百五十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を第百六十四条とする。

第四十条の四中「第四十条の二第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条を第百六十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（ガス事業者間の連携協力）

第百六十三条　ガス事業者は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に関し、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第四十条の三中「前条第二項」を「第百五十九条第二項」に改め、同条を第百六十一条とする。

第四十条の二第一項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者（一般ガス導管事業者が最終保障供給を行う場合にあつては、当該一般ガス導管事業者。以下この項から第三項まで及び第六項において同じ。）」に改め、「対し、」の下に「当該ガス小売事業者が供給する」を加え、同条第二項及び第三項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に改め、同条第五項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「ガス事業者」を「ガス小売事業者又は一般ガス導管事業者若しくは特定ガス導管事業者」に、「供給する」を「供給に係る」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者に対し、経済産業省令で定めるところにより、第二項の規定による調査の結果を通知しなければならない。ただし、その調査の結果を通知することにつき、あらかじめ、当該調査を受けた消費機器の所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

第四十条の二を第百五十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（保安業務規程）

第百六十条　ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前条の業務（以下この条において「保安業務」という。）に関する規程（以下この条において「保安業務規程」という。）を定め、その事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス小売事業者は、保安業務規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、保安業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　ガス小売事業者及びその従業者は、保安業務規程を守らなければならない。

5　前各項の規定は、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者に準用する。

第四十条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条中「許可」を「登録、変更登録、許可」に改め、同条を第百五十八条とする。

第七章を第九章とする。

第三十九条の十八の見出しを削り、同条第一号中「第三十九条の三第一項」を「第百三十八条第一項」に改め、同条第二号中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、第六章第七節中同条を第百五十七条とする。

第三十九条の十七第一項第一号中「第三十九条の十四の四」を「第百五十二条」に、「第三十六条の十七第一号」を「第百二十四条第一号」に改め、同項第二号中「第三十六条の二十第二項、第三十六条の二十一、第三十六条の二十二第一項、第三十六条の二十三、第三十六条の二十三の二第一項若しくは第三十六条の二十七」を「第百二十七条第二項、第百二十八条、第百二十九条第一項、第百三十条、第百三十一条第一項若しくは第百三十五条」に改め、同項第三号中「第三十六条の二十三の二第二項各号」を「第百三十一条第二項各号」に改め、同項第四号中「第三十六条の二十四又は第三十六条の二十五」を「第百三十二条又は第百三十三条」に改め、同項第五号中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第三十九条第一項」に改め、同項第八号中「第四十七条第三項」を「第百七十二条第三項」に改め、第六章第六節中同条を第百五十六条とする。

第三十九条の十六第一項中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第百二十七条第二項、第百二十八条から第百三十三条まで及び第百三十五条の規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、同項中「経済産業省令で定める方法により検査」とあるのは「第百四十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合性検査」と、第百二十八条から第百三十条まで、第百三十三条及び第百三十五条中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第百三十一条第二項中「ガス事業者」とあるのは「受検事業者」と、第百三十二条中「第百二十五条第一項各号」とあるのは「第百五十一条第一項各号」と、第百三十四条第五号中「第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項」とあるのは「第百四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の十五を第百五十三条とする。

第三十九条の十四の四中「第三十六条の十七及び第三十六条の十九」を「第百二十四条及び第百二十六条」に、「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に、「第三十六条の十七第二号中「第百三十四条」に、「第三十九条の十五第二項」を「第百五十三条第二項」に改め、同条第二項中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条を第百五十一条とする。

第三十九条の十四の二第一項中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条を第百五十条とする。

第三十九条の十四中「第三十九条の十二」を「第百四十七条」に改め、同条第一号中「第三十九条の十第一項ただし書」を「第百四十五条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第三十九条の十第二項又は第三十九条の十一第一項」を「第百四十五条第二項又は第百四十六条第一項」に改め、第六章第三節中同条を第百四十九条とする。

第三十九条の十三中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条を第百四十八条とする。

第三十九条の十二中「第三十九条の十第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条を第百四十七条とし、第三十九条の十を第百四十六条とし、第三十九条の九中「第三十九条の五第一号」を「第百四十条第一号」に改め、同条を第百四十四条とし、第三十九条の八を第百四十三条とする。

第三十九条の七中「第三十九条の五各号」を「第百四十条各号」に改め、同条を第百四十二条とし、第三十九条の六を第百四十一条とし、第三十九条の五を第百四十条とする。

第三十九条の四中「第三十九条の十二」を「第百四十七条」に改め、第六章第二節中同条を第百三十九条とする。

第三十九条の三第一項中「第三十九条の十二」を「第百四十七条」に改め、同条第二項第三号中「第三十九条の十第一項第一号」を「第百四十五条第一項第一号」に改め、同条を第百三十八条とする。

第三十九条の二の見出しを削り、第六章第一節中同条を第百三十七条とする。

第六章を第八章とする。

第五章の二中第三十九条を第百八条とする。

第三十八条の三第一項中「及びガス事業者」の下に「（ガス製造事業者を除く。）」を加え、同項ただし書中「当事者が」の下に「第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は」を加え、同条第二項中「第三十八条の三第四項」を「第百七条第四項」に、「第三十八条の三第三項」を「第八十五条第四項の規定による裁定の申請又は第百七条第三項」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当事者が第八十五条第四項の規定による裁定の申請をした後は、この限りでない。

第三十八条の三を第百七条とする。

第五章の二を第六章とし、同章の次に次の一章を加える。

第七章　指定試験機関及び登録ガス工作物検査機関

第一節　指定試験機関

（指定）

第百九条　第二十九条第三項の指定は、経済産

業省令で定めるところにより、ガス主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2　経済産業大臣は、第二十九条第三項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

（欠格条項）

第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、第二十九条第三項の指定を受けることができない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第百二十条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ　第一号に該当する者

ロ　第百十六条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

（指定の基準）

第百十一条　経済産業大臣は、他に第二十九条第三項の指定を受けた者がなく、かつ、同項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一　職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　一般社団法人又は一般財団法人であること。

四　試験事務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないものであること。

（試験事務規程）

第百十二条　第二十九条第三項の指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　試験事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3　経済産業大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第百十三条　指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（事業計画等）

第百十四条　指定試験機関は、毎事業年度開始前に（第二十九条第三項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任）

第百十五条　指定試験機関の役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員の解任命令）

第百十六条　経済産業大臣は、指定試験機関の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（試験員）

第百十七条　指定試験機関は、試験事務を行う場合において、ガス主任技術者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務については、試験員に行わせなければならない。

2　指定試験機関は、試験員を選任しようとするときは、経済産業省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3　指定試験機関は、試験員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。試験員に変更があつたときも、同様とする。

4　前条の規定は、試験員に準用する。

（秘密保持義務等）

第百十八条　指定試験機関の役員若しくは職員（試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2　試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令等）

第百十九条　経済産業大臣は、指定試験機関が第百十一条各号（第三号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該各号に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　経済産業大臣は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第百二十条　経済産業大臣は、指定試験機関が第百十一条第三号に適合しなくなつたときは、第二十九条第三項の指定を取り消さなければならない。

2　経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十九条第三項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　この節の規定に違反したとき。

二　第百十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三　第百十二条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

四　第百十二条第三項、第百十六条（第百十七条第四項において準用する場合を含む。）又は前条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第二十九条第三項の指定を受けたとき。

（帳簿の記載）

第百二十一条　指定試験機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、試験事務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（経済産業大臣による試験）

第百二十二条　経済産業大臣は、指定試験機関が第百十三条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第百二十条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の理由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2　経済産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第百十三条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第百二十条の規定により経済産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第二節　登録ガス工作物検査機関

（登録）

第百二十三条　第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。以下この節において同じ。）又は第百二条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、次の区分ごとに、第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の検査（以下この節において単に「検査」という。）を行おうとする者の申請により行う。

一　特定ガス工作物（ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備をいう。次号及び第百二十五条第一項第一号イにおいて同じ。）に係る検査

二　特定ガス工作物以外のガス工作物に係る検査

（欠格条項）

第百二十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受けることができない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第百三十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第百二十五条　経済産業大臣は、第百二十三条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一　次のイからニまでのいずれかに該当する者が検査を実施し、その人数が検査の区分ごとに二名以上であること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学又は高等専門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物（その申請が第百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。）の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ　ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者

ニ　ガス主任技術者免状（その申請が第百二十三条第二号の検査の区分に係る場合にあつては、甲種ガス主任技術者免状に限る。）の交付を受けている者

二　登録申請者が、ガス事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ　登録申請者が株式会社である場合にあつては、ガス事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

ロ　登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占めるガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ　登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、ガス事業者の役員又は職員（過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2　第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録は、ガス工作物検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　第百二十三条の検査の区分

四　登録を受けた者が検査を行う事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

第百二十六条　第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

（検査の義務）

第百二十七条　第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受けた者（以下「登録ガス工作物検査機関」という。）は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2　登録ガス工作物検査機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により検査を行わなければならない。

（事業所の変更の届出）

第百二十八条　登録ガス工作物検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとする

ときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第百二十九条　登録ガス工作物検査機関は、検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止の届出）

第百三十条　登録ガス工作物検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第百三十一条　登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2　ガス事業者その他の利害関係人は、登録ガス工作物検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録ガス工作物検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第百三十二条　経済産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が第百二十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録ガス工作物検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第百三十三条　経済産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が第百二十七条の規定に違反していると認めるときは、当該登録ガス工作物検査機関に対し、検査を行うべきこと又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第百三十四条　経済産業大臣は、登録ガス工作物検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第百二十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二　第百二十七条、第百二十八条、第百二十九条第一項、第百三十条、第百三十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第百三十一条第二項各号の請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　不正の手段により第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受けたとき。

（帳簿の記載）

第百三十五条　登録ガス工作物検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（経済産業大臣による検査業務実施）

第百三十六条　経済産業大臣は、第三十三条第一項、第六十九条第一項又は第百二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第百三十条の規定による検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第百三十四条の規定により同項の登録を取り消し、又は登録ガス工作物検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録ガス工作物検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2　経済産業大臣が前項の規定により検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第五章第二節中第三十八条の二を第百六条とする。

第三十八条の見出しを「（ガス事業以外のガスの供給等の事業を行う者に対するガス工作物に係る規定の準用）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二十八条第一項及び第二項、第三十一条、第三十五条第二項、第三十六条並びに第三十六条の二」を「第二十一条第一項及び第二項、第二十五条、第三十条第二項、第三十一条並びに第三十二条」に改め、「より」の下に「ガス事業以外の」を加え、「（ガス事業を除く。）」を削り、同項を第百五条とする。

第五章第二節の節名を削る。

第五章第一節を削る。

第五章の章名を次のように改める。

第五章　ガス事業以外のガスの供給等の事業

第五章の前に次の二条、三款、一節及び一章を加える。

（承継）

第七十三条　特定ガス導管事業の全部の譲渡しがあり、又は特定ガス導管事業者について相続、合併若しくは分割（当該特定ガス導管事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、特定ガス導管事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定ガス導管事業の全部を承継した法人は、特定ガス導管事業者の地位を承継する。

2　前項の規定により特定ガス導管事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第七十四条　特定ガス導管事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　特定ガス導管事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二款　業務

（託送供給義務）

第七十五条　特定ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における託送供給を拒んではならない。

（託送供給約款）

第七十六条　特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2　前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3　特定ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。

4　経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による届出に係る託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

5　特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

（承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件）

第七十七条　前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。）は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4　経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

5　前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

（熱量等の測定義務）

第七十八条　特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（託送供給等の業務に関する会計整理等）

第七十九条　特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業以外の事業を営む場合には、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務及びこれに関連する業務に関する会計を整理しなければならない。

2　前項の場合において、特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の整理の結果を公表しなければならない。

（禁止行為等）

第八十条　特定ガス導管事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　託送供給の業務に関して知り得た他のガス供給事業者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務について、特定のガス供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（供給計画）

第八十一条　特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間における供給計画を作成し、当該年度の開始前に（特定ガス導管事業者となつた日を含む年度にあつては、特定ガス導管事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　特定ガス導管事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　特定ガス導管事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その供給計画のうち経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。前項の規定による届出をしたときも、同様とする。

4　経済産業大臣は、供給計画の変更が公共の利益の増進を図るため特に必要であると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

5　経済産業大臣は、特定ガス導管事業者がその供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、その供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

（業務改善命令）

第八十二条　経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合に特定ガス導管事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他特定ガス導管事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、特定ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その特定ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三款　会計

第八十三条　特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2　特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四款　ガス工作物に係る規定の準用

第八十四条　第六十一条、第六十四条から第六十九条まで及び第七十一条の規定は、特定ガス導管事業者に準用する。

2　第六十二条の規定は、特定ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち特定ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物の所有者又は占有者に準用する。

第三節　導管の接続に係る努力義務等

第八十五条　一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下この条において「ガス導管事業者」という。）は、他のガス導管事業者と相互に協力して、ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管と他のガス導管事業者が維持し、及び運用する導管との接続その他のガスの使用者の利益を増進し、及びガス事業の健全な発達を図るための経済産業省令で定める措置を講ずるよう努めなければならない。

2　ガス導管事業者が他のガス導管事業者に対し導管の接続に関する協議を求めたときは、当該他のガス導管事業者は、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

3　経済産業大臣は、ガス導管事業者間において、その一方が導管の接続に関する協議を求めたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、又は協議が調わなかつた場合で、当該一方のガス導管事業者から申立てがあつたときは、導管の接続によりその維持し、及び運用する導管の機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他正当な理由があると認められる場合を除き、当該他の一方のガス導管事業者に対し、その協議の開始又は再開を命ずることができる。

4　前項の規定による命令があつた場合において、ガス導管事業者間の導管の接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額その他の導管の接続に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、経済産業大臣の裁定を申請することができる。ただし、当事者が第百七条第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による裁定の申請を受理したときは、その旨を他の当事者に通知し、期間を指定して答弁書を提出する機会を与えなければならない。

6　経済産業大臣は、第四項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

7　第四項の裁定のうち当事者が取得し、又は負担すべき金額について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。

8　前項の訴えにおいては、他の当事者を被告とする。

9　第四項の裁定についての審査請求においては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第四章　ガス製造事業

第一節　事業の届出

（事業の届出）

第八十六条　ガス製造事業を営もうとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三　ガス製造事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ　液化ガス貯蔵設備にあつては、その設置の場所、種類及び容量

ロ　ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

四　事業開始の予定年月日

五　その他経済産業省令で定める事項

2　前項の規定による届出には、経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

3　ガス製造事業者は、第一項の規定による届出に係る事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（承継）

第八十七条　ガス製造事業の全部の譲渡しがあり、又はガス製造事業者について相続、合併若しくは分割（当該ガス製造事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、ガス製造事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該ガス製造事業の全部を承継した法人は、ガス製造事業者の地位を承継する。

2　前項の規定によりガス製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第八十八条　ガス製造事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス製造事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二節　業務

（ガス受託製造約款）

第八十九条　ガス製造事業者は、ガス受託製造（他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。）に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　ガス製造事業者は、前項の規定による届出をしたガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。ただし、そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託製造を行うときは、この限りでない。

3　経済産業大臣は、ガス受託製造約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該ガス製造事業者に対し、相当の期限を定め、そのガス受託製造約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項の規定による届出に係るガス受託製造約款によりガス受託製造の役務の提供を受けようとする者が当該役務の提供を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4　ガス製造事業者は、第一項の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、そのガス受託製造約款を公表しなければならない。

5　経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。

（液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務）

第九十条　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備の容量、当該ガス製造事業者が当該液化ガス貯蔵設備において貯蔵する当該ガス製造事業者の液化ガスの量の見通し、ガス発生設備の種類及び能力その他経済産業省令で定める事項を公表しなければならない。

2　ガス製造事業者は、前項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（熱量等の測定義務）

第九十一条　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（禁止行為等）

第九十二条　ガス製造事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　ガス受託製造の業務に関して知り得た当該ガス受託製造の役務の提供を受ける他の者（当該ガス受託製造の役務の提供を受けようとする他の者を含む。）及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二　ガス受託製造の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、ガス製造事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（製造計画）

第九十三条　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間におけるガスの製造並びにガス工作物の設置及び運用についての計画（以下この条において「製造計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（ガス製造事業者となつた日を含む年度にあつては、ガス製造事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス製造事業者は、製造計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、製造計画の変更が公共の利益の増進を図るため特に必要であると認めるときは、ガス製造事業者に対し、その製造計画を変更すべきことを勧告することができる。

4　経済産業大臣は、ガス製造事業者がその製造計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、ガス製造事業者に対し、その製造計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

（業務改善命令）

第九十四条　経済産業大臣は、事故によりガスの供給に支障を生じている場合にガス製造事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、その他ガス製造事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス製造事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス製造事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三節　会計

第九十五条　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書

その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、前項に規定する財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

第四節　ガス工作物

第一款　技術基準への適合

第九十六条　ガス製造事業者は、ガス製造事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　経済産業大臣は、ガス製造事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、ガス製造事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3　経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス製造事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第九十七条　ガス製造事業者は、ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第百二条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス製造事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、ガス製造事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　ガス製造事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（ガス主任技術者）

第九十八条　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

2　ガス製造事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（ガス主任技術者の義務等）

第九十九条　ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。

2　ガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（ガス主任技術者の解任命令）

第百条　経済産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガス製造事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に支障を及ぼすと認めるときは、ガス製造事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）

第百一条　ガス製造事業者は、ガス製造事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2　ガス製造事業者は、前項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3　前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

4　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一　そのガス工作物が第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。

二　そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。

5　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号に適合していないと認めるときは、ガス製造事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

6　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画について、工事の工程における検査を行わなければ当該工事の計画に係るガス工作物が第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定することができないと認められる場合において、当該技術上の基準に適合しているかどうかを判定するために必要があるときは、次条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

7　ガス製造事業者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

8　ガス製造事業者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

（使用前検査）

第百二条　ガス製造事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物（その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定め

るところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。）を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査においては、そのガス工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一　その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。

二　第九十六条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3　ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

第百三条　前条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者は、同項に規定するガス工作物について同項の検査を行つた場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。この場合において、同項の経済産業大臣の登録を受けた者は、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することができる。

（定期自主検査）

第百四条　ガス製造事業者は、ガス製造事業の用に供するガス工作物であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十七条の七の三から第三十七条の八までを削る。

第三十七条の七の二の見出しを「（事業の届出）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者以外の者は、ガス導管事業」を「特定ガス導管事業（一般ガス導管事業者がその一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行うものを除く。以下この節において同じ。）」に、「とき」を「者」に改め、同項第一号中「その」を「、その」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第三十七条の七の二第一項に次の四号を加える。

三　供給地点

四　特定ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ　経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ　ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

五　事業開始の予定年月日

六　その他経済産業省令で定める事項

第三十七条の七の二第三項中「特定導管が一般ガス事業者」を「供給地点が一般ガス導管事業者」に、「おいて設置されるものである」を「含まれる」に、「特定導管をガス導管事業」を「届出に係る導管を特定ガス導管事業」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業」を「導管を特定ガス導管事業」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第七項中「ガス導管事業者は、第一項の規定による届出に係る」を「特定ガス導管事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる」に改め、「ときは」の下に「、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ」を加え、同条第八項中「（第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。）」を削り、「特定導管をガス導管事業」を「導管を特定ガス導管事業」に改め、同条第九項中「ガス導管事業者は、その事業を廃止したときは」を「特定ガス導管事業者は、第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより」に改め、同条を第七十二条とし、同条の前に次の節名及び款名を付する。

第二節　特定ガス導管事業

第一款　事業の届出

第三十六条の二の五から第三十七条の七までを削る。

第三十六条の二の四中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に改め、同条を第七十一条とする。

第三十六条の二の三第一項中「（専ら大口ガス事業の用に供するものを除く。）」を削り、同条第二項中「を妨げない」を「ができる」に改め、同条を第七十条とする。

第三十六条の二の二の前の見出しを削り、同条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第二項第二号中「第二十八条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十九条とし、同条の前に見出しとして「（使用前検査）」を付する。

第三十六条の二第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第四項中「（専ら大口ガス事業の用に供するガス工作物に係る場合にあつては、第一号。次項において同じ。）」を削り、同項第一号中「第二十八条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第五項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第六項中「第二十八条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、「認められる場合において、」の下に「当該」を加え、同条第七項及び第八項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十八条とし、同条の前に次の目名を付する。

第三目　工事計画及び検査

第三十六条中「行なわせる」を「行わせる」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十七条とする。

第三十五条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条を第六十六条とする。

第三十二条の前の見出し及び同条から第三十四条までを削る。

第三十一条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に改め、同条第二項中「一般ガス導管事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十五条とする。

第三十条第一項中「一般ガス事業者は、一般ガス事業」を「一般ガス導管事業者は、一般ガス

導管事業」に、「第三十六条の二の二第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第三項中「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十四条とし、同条の前に次の目名を付する。

第二目　自主的な保安

第二十九条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「供給する」を「最終保障供給に係る」に改め、同条を第六十三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（ガス工作物の所有者又は占有者の責務）

第六十二条　一般ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち一般ガス導管事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第一項の規定によりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2　前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物について一般ガス導管事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物について一般ガス導管事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、その一般ガス導管事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。

4　前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。

第二十八条第一項中「一般ガス事業者は、一般ガス事業（一般ガス事業者がガス導管事業又は大口ガス事業を行う場合にあつては、そのガス導管事業又は大口ガス事業を含む。以下この節において同じ。）」を「一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業」に改め、同条第二項中「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十一条とし、同条の前に次の款名及び目名を付する。

第四款　ガス工作物

第一目　技術基準への適合等

第二十七条中「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第六十条とする。

第二十六条の二を削る。

第二十六条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第五十九条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款　会計

第二十五条の三中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第五十八条とする。

第二十五条の二の見出しを「（業務改善命令）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者がその」を「一般ガス導管事業者がその」に、「すみやかに行なわないとき、一般ガス事業者が第四十条の二第二項の規定による調査若しくは同条第三項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないとき、その他そのガスの供給の業務の方法」を「速やかに行わないとき、その他一般ガス導管事業の運営」に、「を阻害している」を「の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に、「一般ガス事業者に対し、その供給の業務の方法を改善すべき」を「一般ガス導管事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その一般ガス導管事業の運営の改善に必要な措置をとる」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者の大口供給に係る事業の運営が適切でないため、大口供給に係るガスの使用者以外のガスの使用者の利益を阻害するおそれがあると認める」を「一般ガス導管事業者が第四十七条第三項の規定に違反した」に、「一般ガス事業者に」を「一般ガス導管事業者に」に、「大口供給に係る事業の運営」を「業務の方法」に、「とるべき」を「とる」に改め、同条を第五十七条とする。

第二十五条の見出しを「（供給計画）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「以降の」を「以降」に、「について、ガスの」を「における」に改め、「開始前に」の下に「（一般ガス導管事業者となつた日を含む年度にあつては、一般ガス導管事業者となつた後遅滞なく）」を加え、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「遅滞なく、ガスの」を「経済産業省令で定めるところにより、その」に、「営業所、事務所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければ」を「公表しなければ」に改め、同条第四項中「ガスの」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第五項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、同条を第五十六条とする。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十二条の五の前の見出しを削り、同条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「ガス導管事業」を「特定ガス導管事業（当該事業の用に供する導管とその一般ガス導管事業の用に供する導管とを接続して行うものに限る。以下この条において同じ。）」に、「その事業の用に供する特定導管の設置の場所及び内径並びに特定導管内におけるガスの圧力」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　供給地点

二　特定ガス導管事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項

イ　経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力

ロ　ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

三　事業開始の予定年月日

四　その他経済産業省令で定める事項

第二十二条の五第三項中「特定導管が他の一般ガス事業者」を「供給地点が他の一般ガス導管事業者」に、「において設置されるものである」を「含まれる」に、「特定導管をガス導管事業」を「届出に係る導管を特定ガス導管事業」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「特定導管をガス導管事業」を「導管を特定ガス導管事業」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第七項中「一般ガス事業者は、第一項の規定による届出に係る」を「一般ガス導管

事業者は、第一項第一号又は第二号に掲げる」に改め、「ときは」の下に「、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ」を加え、同条第八項中「特定導管をガス導管事業」を「導管を特定ガス導管事業」に改め、同条に次の二項を加える。

9　一般ガス導管事業者は、第一項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

10　第一項の規定による届出をした者は、その特定ガス導管事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十二条の二の五を第五十五条とし、同条に見出しとして、「（一般ガス導管事業の用に供する導管と接続して行う特定ガス導管事業の届出）」を付する。

第二十二条の四の見出しを「（禁止行為等）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第八十条第一項」を加え、同項第二号中「業務」の下に「その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務」を加え、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第五十四条とする。

第二十二条の三の見出し中「託送供給等」を「一般ガス導管事業等」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業以外の事業を営む場合に」に、「託送供給」を「一般ガス導管事業」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「前項の場合において、一般ガス導管事業者」に、「前項」を「同項」に改め、同条を第五十三条とする。

第二十二条の前の見出し、同条及び第二十二条の二を削る。

第二十一条中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第五十二条とする。

第十九条及び第二十条を削る。

第十八条の見出し中「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同条第一項中「ガスの」を削り、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「前条第一項」を「第四十八条第一項本文」に、「供給約款（同条第四項又は第七項」を「託送供給約款（同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項」に、「変更後の供給約款）（」を「その変更後のもの）又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件（」に、「変更後の供給約款）の」を「その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件）の」に改め、同条第二項中「供給約款」を「託送供給約款又は料金その他の供給条件」に改め、同条を第五十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（最終保障供給約款）

第五十一条　一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3　経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

二　一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、最終保障供給約款によりガスの供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

4　第四十八条第十三項の規定は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

第十七条の見出しを「（託送供給約款）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者は、ガスの」を「一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る」に、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

第十七条第十一項及び第十二項を削り、同条第十項中「第七項」を「第九項」に、「供給約款」を「託送供給約款」に、「一般ガス事業者」を「当該一般ガス導管事業者」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に、「供給約款が次の各号に」を「託送供給約款が次の各号のいずれにも」に改め、同項第四号中「対し」を「対して」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

第十七条第九項第三号中「一般ガス事業者及びガスの使用者」を「一般ガス導管事業者及び第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第九項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

第十七条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「一般ガス事業者は、第一項後段」を「一般ガス導管事業者は、第二項」に、「一般ガス事業を」を「一般ガス導管事業（一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該事業を含む。同項を除き、以下この節において同じ。）を」に、「同項の認可を受けた供給約款」を「経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款」に改め、「ガスの」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項中「供給約款」を「託送供給約款」に、「、一般ガス事業者」を「、当該一般ガス導管事業者」に改め、同項第三号中「対し」を「対して」に改め、同号を同項第四号とし、同項に次の一号を加える。

五　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

第十七条第五項第二号中「一般ガス事業者及びガスの使用者」を「一般ガス導管事業者及び前項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　前項の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

第十七条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「ガスの」を削り、「供給約款」を「託送供給約款」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般ガス事業者は、第一項後段」を「一般ガス導管事業者は、第二項」に、「ガスの料金」を「料金」に、「同項」を「経済産業省令で定めるところにより、第一項本文」に、「供給約款（」を「託送供給約款（」に、「第七項」を「第九項」に、「変更後の供給約款。以下この条」を「その変更後のもの。第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「同項」を「第一項本文」に改め、同項第四号中「対し」を「対して」に改め、同号を同項第五号とし、同項に次の一号を加える。

六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

第十七条第二項第三号中「一般ガス事業者及びガスの使用者」を「一般ガス導管事業者及び第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第一項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

第十七条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。

3　一般ガス導管事業者（第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、同項本文（前項において準用する場合を含む。）の認可を受けた託送供給約款（第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたとき、又は第五十条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給を行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給を行うときは、この限りでない。

第十七条第十三項を次のように改める。

13　一般ガス導管事業者は、第一項本文の規定により託送供給約款の認可を受け、第六項若しくは第九項の規定により託送供給約款の変更の届出をし、又は第五十条第二項の規定による託送供給約款の変更があつたときは、経済産業省令で定めるところにより、その託送供給約款を公表しなければならない。

第十七条を第四十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件）

第四十九条　前条第一項ただし書の承認を受けた者（以下この条において「承認一般ガス導管事業者」という。）は、その供給区域における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　承認一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給を行つてはならない。

3　経済産業大臣は、第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、その届出をした承認一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件を変更すべきことを命ずることができる。

一　第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

二　料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三　承認一般ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

4　経済産業大臣は、託送供給に関して、承認一般ガス導管事業者と当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認一般ガス導管事業者及び当該承認一般ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。

5　前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認一般ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

第十六条の見出しを「（託送供給義務等）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「又は供給地点」を「（一般ガス導管事業者が第五十五条第一項の規定による届出をして特定ガス導管事業を営む場合にあつては、当該届出に係る供給地点を含む。次条第一項及び第四十九条第一項において同じ。）」に、「一般の需要に応ずるガスの供給」を「託送供給」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

第十六条に次の一項を加える。

3　一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者の最終保障供給の業務の方法又は当該一般ガス導管事業者が行う最終保障供給に係る料金その他の供給条件についての最終保障供給の相手方（当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。）からの苦情及び問

合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第十六条を第四十七条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款　業務

第十五条第一項中「第八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第六条第二項第三号の」を「第三十八条第二項第四号に掲げる」に、「一般ガス事業者が第八条第三項」を「一般ガス導管事業者が第四十条第二項」に、「第七条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、「若しくは供給地点」を削り、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、「又は供給地点」を削り、「一般ガス事業を行なつて」を「一般ガス導管事業を行つて」に改め、「し、又はその供給地点を減少」を削り、同条を第四十六条とする。

第十四条の前の見出しを削り、同条第一項中「一般ガス事業者が第七条第一項」を「一般ガス導管事業者が第三十九条第一項」に、「以下」を「次条第一項において」に、「第三条」を「第三十五条」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第四十五条とし、同条の前に見出しとして「（事業の許可の取消し等）」を付する。

第十三条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第三項中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条を第四十四条とする。

第十二条を削る。

第十一条第一項中「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に、「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「第三条」を「第三十五条」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第四十三条とする。

第十条第一項中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に改め、同条第三項中「第五条」を「第三十七条」に改め、同条を第四十二条とする。

第九条第一項中「一般ガス事業者は、第六条第二項第四号の」を「一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第五号に掲げる」に改め、同条第二号中「一般ガス事業者は、第六条第二項第二号若しくは第三号に掲げる」に、「同項第四号の」を「同項第五号に掲げる」に改め、同条第三項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第四項中「一般ガス事業者の一般ガス事業」を「一般ガス導管事業者の一般ガス導管事業」に改め、同条第五項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「一般ガス事業の」を「一般ガス導管事業の」に改め、同条を第四十一条とする。

第八条の見出しを「（供給区域の変更）」に改め、同条第一項中「一般ガス事業者は、第六条第二項第三号の」を「一般ガス導管事業者は、第三十八条第二項第四号に掲げる」に改め、同条第二項中「第五条」を「第三十七条及び前条」に改め、「許可」の下に「（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。）」を加え、同条第三項を削り、同条を第四十条とする。

第七条第一項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条第二項中「又は供給地点」を削り、同条第三項及び第四項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に改め、同条を第三十九条とする。

第六条第一項中「第三条」を「第三十五条」に改め、同条第二項中、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第四号中「ガス工作物」を「一般ガス導管事業の用に供するガス工作物」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号イを削り、同号ロ中「第四条第一項第三号」を「第三十六条第一項第四号イ」に改め、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ロ　ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

第六条第二項中第四号を第五号とし、同項第三号中「並びに供給地点群ごとに供給地点及びその数」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第六条を第三十八条とする。

第五条中「第三条」を「第三十五条」に改め、同条第一号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「一般の」を「その供給区域における」に改め、同条第二号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、「又は供給地点」及び「ガスの」を削り、同条第三号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又はその供給地点について」を削り、同条第四号及び第五号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同号を同条第六号とし、同条を第三十七条とする。

第四条第一項中「、次の」を「、次に掲げる」に改め、同項第一号中「その」を「、その」に改め、同項第三号中「ガス工作物」を「一般ガス導管事業の用に供するガス工作物」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号に次のように加える。

ロ　ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

第四条第一項中第三号を第四号とし、同項第二号中「並びに供給地点群（特定ガス発生設備に係るガスの供給地点であつて一の団地内にあるものの総体をいう。以下同じ。）ごとに供給地点及びその数」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第四条第二項中「及び供給地点」を削り、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第三十六条とする。

第三条中「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に改め、同条を第三十五条とし、同条の前に次の章名、節名及び款名を付する。

第三章　ガス導管事業

第一節　一般ガス導管事業

第一款　事業の許可

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　ガス小売事業

第一節　事業の登録

（事業の登録）

第三条　ガス小売事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条　前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三　ガス小売事業の用に供するガス工作物に関する次に掲げる事項
イ　ガス発生設備及びガスホルダーにあつては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数
ロ　経済産業省令で定める導管にあつては、その設置の場所及び内径並びに導管内におけるガスの圧力
四　他の者からガス小売事業の用に供するためのガスの供給を受ける場合にあつては、当該ガスの量に関する事項
五　小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に関する事項
六　事業開始の予定年月日
七　その他経済産業省令で定める事項

2　前項の申請書には、第六条第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、ガス小売事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第五条　経済産業大臣は、第三条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をガス小売事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二　第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
四　小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

（変更登録等）

第七条　ガス小売事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前項の変更登録を受けようとするガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第四条第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4　ガス小売事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第五条第一項第一号に掲げる事項をガス小売事業者登録簿に登録しなければならない。

（承継）

第八条　ガス小売事業の全部の譲渡しがあり、又はガス小売事業者について相続、合併若しくは分割（当該ガス小売事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、ガス小売事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該ガス小売事業の全部を承継した法人は、ガス小売事業者の地位を承継する。ただし、当該ガス小売事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該ガス小売事業の全部を承継した法人が第六条第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定によりガス小売事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第九条　ガス小売事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス小売事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　ガス小売事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、ガス小売事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消すことができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
二　不正の手段により第三条の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。
三　第六条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2　第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の抹消）

第十一条　経済産業大臣は、第九条第一項若しくは第二項の規定によるガス小売事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたとき

は、当該ガス小売事業者の登録を抹消しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第十二条　第三条から前条までに定めるもののほか、ガス小売事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第二節　業務

（供給能力の確保）

第十三条　ガス小売事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2　経済産業大臣は、ガス小売事業者がその小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、ガスの使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（供給条件の説明等）

第十四条　ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約（以下「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「ガス小売事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2　ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第十五条　ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

二　契約年月日

三　当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2　ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（苦情等の処理）

第十六条　ガス小売事業者は、当該ガス小売事業者の小売供給の業務の方法又は当該ガス小売事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該ガス小売事業者から小売供給を受けようとする者を含み、ガス事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

（名義の利用等の禁止）

第十七条　ガス小売事業者は、その名義を他人にガス小売事業のため利用させてはならない。

2　ガス小売事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、ガス小売事業を他人にその名において経営させてはならない。

（熱量等の測定義務）

第十八条　ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

（供給計画）

第十九条　ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間におけるガスの供給並びにガス工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（ガス小売事業者となつた日を含む年度にあつては、ガス小売事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス小売事業者は、供給計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、供給計画の変更が公共の利益の増進を図るため特に必要であると認めるときは、ガス小売事業者に対し、その供給計画を変更すべきことを勧告することができる。

4　経済産業大臣は、ガス小売事業者がその供給計画を実施していないため、公共の利益の増進に支障を生じていると認めるときは、ガス小売事業者に対し、その供給計画を確実に実施すべきことを勧告することができる。

（業務改善命令）

第二十条　経済産業大臣は、ガス小売事業の運営が適切でないため、ガスの使用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガスの使用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、そのガス小売事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2　経済産業大臣は、ガス小売事業者等が第十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは、ガス小売事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3　経済産業大臣は、ガス小売事業者が第十六条の規定に違反したときは、ガス小売事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三節　ガス工作物

第一款　技術基準への適合等

（ガス工作物の維持等）

第二十一条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2　経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供す

るガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、ガス小売事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3　経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、そのガス工作物を移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。

（ガス工作物の所有者又は占有者の責務）

第二十二条　ガス小売事業の用に供するガス工作物のうちガス小売事業者以外の者が所有し、又は占有するガス工作物についてガス小売事業者が前条第一項の規定によりその維持のため必要な措置を講じようとするときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者はその措置の実施に協力するよう努めなければならない。

2　前項のガス工作物の所有者又は占有者は、そのガス工作物についてガス小売事業者が前条第二項の規定による命令又は処分を受けたときは、当該ガス小売事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に協力しなければならない。

3　経済産業大臣は、第一項のガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものである場合であつて、当該ガス工作物についてガス小売事業者に対し前条第二項の規定による命令又は処分をした場合において、そのガス小売事業者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該ガス工作物の所有者又は占有者が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該ガス工作物の所有者又は占有者に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告をすることができる。

4　前二項の規定は、第一項のガス工作物又は同項のガス工作物内におけるガスについて前条第三項の規定による命令又は処分を受けた場合に準用する。

（ガスの成分の検査義務）

第二十三条　ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスの成分のうち、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがあるものの量が経済産業省令で定める数量を超えていないかどうかを検査し、その量を記録し、これを保存しなければならない。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第二十四条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十三条第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。

2　ガス小売事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　経済産業大臣は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、ガス小売事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。

4　ガス小売事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。

（ガス主任技術者）

第二十五条　ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

2　ガス小売事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（ガス主任技術者免状）

第二十六条　ガス主任技術者免状の種類は、甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状及び丙種ガス主任技術者免状とする。

2　ガス主任技術者免状の交付を受けている者がその保安について監督をすることができるガス工作物の工事、維持及び運用の範囲は、前項に規定するガス主任技術者免状の種類に応じて経済産業省令で定める。

3　ガス主任技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

一　ガス主任技術者試験に合格した者

二　前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有していると経済産業大臣が認定した者

4　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ガス主任技術者免状の交付を行わないことができる。

一　次条の規定によりガス主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

二　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

5　ガス主任技術者免状の交付に関する手続的事項は、経済産業省令で定める。

第二十七条　経済産業大臣は、ガス主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、そのガス主任技術者免状の返納を命ずることができる。

（免状交付事務の委託）

第二十八条　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、ガス主任技術者免状に関する事務（ガス主任技術者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という。）の全部又は一部を次条第三項の経済産業大臣の指定を受けた者に委託することができる。

2　前項の規定により免状交付事務の委託を受けた者の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（ガス主任技術者試験）

第二十九条　ガス主任技術者試験は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関して必要な知識及び技能について行う。

2　ガス主任技術者試験は、毎年一回ガス主任技術者免状の種類ごとに、経済産業大臣が行う。

3　経済産業大臣は、その指定する者に、ガス主任技術者試験の実施に関する事務を行わせることができる。

4　ガス主任技術者試験の試験科目、受験手続その他ガス主任技術者試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

（ガス主任技術者の義務等）
第三十条　ガス主任技術者は、誠実にその職務を行わなければならない。
2　ガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。
（ガス主任技術者の解任命令）
第三十一条　経済産業大臣は、ガス主任技術者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることがガス小売事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に支障を及ぼすと認めるときは、ガス小売事業者に対し、ガス主任技術者の解任を命ずることができる。

第三款　工事計画及び検査

（工事計画）
第三十二条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、経済産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。
2　ガス小売事業者は、前項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。
3　前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。
4　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
一　そのガス工作物が第二十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。
二　そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。
5　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号に適合していないと認めるときは、ガス小売事業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。
6　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画について、工事の工程における検査を行わなければ当該工事の計画に係るガス工作物が第二十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定することができないと認められる場合において、当該技術上の基準に適合しているかどうかを判定するために必要があるときは、次条第一項の経済産業大臣の登録を受けた者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。
7　ガス小売事業者は、第一項ただし書の場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
8　ガス小売事業者は、第二項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
（使用前検査）
第三十三条　ガス小売事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物（その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、経済産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査（同条第六項の規定によりその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。）を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、この限りでない。
2　前項の経済産業大臣の登録を受けた者が行う検査においては、そのガス工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。
一　その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）に従つて行われたものであること。
二　第二十一条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
3　ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。
（定期自主検査）
第三十四条　ガス小売事業者は、ガス小売事業の用に供するガス工作物であつて経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第六条　ガス事業法の一部を次のように改正する。
第三十六条第一項第一号中「代表者」の下に「及び役員」を加える。
第三十八条第二項第二号中「住所」の下に「並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名」を加える。
第五十四条第一項第一号中「次号及び第八十条第一項において」を「以下」に改め、同項に次の一号を加える。
三　前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。
第五十四条の次に次の七条を加える。
（兼業の制限）
第五十四条の二　一般ガス導管事業者（その一般ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別一般ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。第八十条の二及び第百九十六条第四号において同じ。）を営んではならない。
（特別一般ガス導管事業者の機関）
第五十四条の三　特別一般ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一　取締役会
二　監査役、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。第八十条の三第二号において同じ。）

（特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第五十四条の四　特別一般ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別一般ガス導管事業者の子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第八十条の四第一項において同じ。）、親会社（同法第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この項及び第八十条の四第一項において同じ。）若しくは当該特別一般ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等（同法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役、執行役その他業務を執行する役員（以下この項及び第八十条の四第一項において「取締役等」という。）又は使用人その他の従業者（以下単に「従業者」という。）を、特別一般ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別一般ガス導管事業者が営む一般ガス導管事業の業務その他その維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第五十四条の六第一項において「特別一般ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別一般ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別一般ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の禁止行為等）

第五十四条の五　特別一般ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別一般ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百七十一条第三項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　特別一般ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3　特別一般ガス導管事業者は、その最終保障供給の業務を委託する場合においては、経済産業省令で定めるところにより、当該業務を受託する者を公募することなく、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者に当該業務を委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　特別一般ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

5　経済産業大臣は、前各項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が特別一般ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第五十四条の六　次の各号に掲げる特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別一般ガス導管事業者が営む特別一般ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの
三　第五十四条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第五十四条の七　特別一般ガス導管事業者の特

定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該特別一般ガス導管事業者に対し、第五十四条第一項各号に掲げる行為又は第五十四条の五第一項本文、第二項本文、第三項本文若しくは第四項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第五十四条の八　一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その一般ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　一般ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

第七十二条第一項第一号中「代表者」の下に「及び役員」を加える。

第八十条第一項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

第八十条の次に次の七条を加える。

（兼業の制限）

第八十条の二　特定ガス導管事業者（その特定ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特別特定ガス導管事業者」という。）は、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならない。

（特別特定ガス導管事業者の機関）

第八十条の三　特別特定ガス導管事業者は、株式会社であつて次に掲げる機関を置くものでなければならない。

一　取締役会

二　監査役、監査等委員会又は指名委員会等

（特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役の兼職の制限等）

第八十条の四　特別特定ガス導管事業者の取締役又は執行役は、その特定関係事業者（特別特定ガス導管事業者の子会社、親会社若しくは当該特別特定ガス導管事業者以外の当該親会社の子会社等に該当するガス小売事業者若しくはガス製造事業者又は当該ガス小売事業者若しくはガス製造事業者の経営を実質的に支配していると認められる者として経済産業省令で定める要件に該当する者をいう。以下この節において同じ。）の取締役等又は従業者を、特別特定ガス導管事業者の従業者は、その特定関係事業者の取締役等を、それぞれ兼ねてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

2　特別特定ガス導管事業者は、次の各号に掲げるその特定関係事業者ごとに当該各号に定める当該特定関係事業者の従業者を、当該特別特定ガス導管事業者が営む特定ガス導管事業の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務のうち、ガス供給事業者間の適正な競争関係の確保のためその運営における中立性の確保が特に必要な業務として経済産業省令で定めるもの（第八十条の六第一項において「特別特定ガス導管等業務」という。）に従事させてはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　前項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

3　経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の取締役、執行役又は従業者が第一項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者又はその特定関係事業者に対し、特別特定ガス導管事業者が前項の規定に違反した場合には特別特定ガス導管事業者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の禁止行為等）

第八十条の五　特別特定ガス導管事業者は、通常の取引の条件と異なる条件であつてガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、その特定関係事業者その他特別特定ガス導管事業者と経済産業省令で定める特殊の関係のある者（第百七十一条第三項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等」という。）と取引を行つてはならない。ただし、当該取引を行うことにつきやむを得ない事情がある場合において、あらかじめ経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2　特別特定ガス導管事業者は、その託送供給の業務その他のその維持し、及び運用する導管に係る業務をその特定関係事業者又は当該特定関係事業者の子会社等（特定関係事業者に該当するものを除く。）に委託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

3　特別特定ガス導管事業者は、その特定関係事業者たるガス小売事業者又はガス製造事業者からその営むガス小売事業又はガス製造事業の業務を受託してはならない。ただし、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

4　経済産業大臣は、前三項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が特別特定ガス導管事業者の従業者をその従業者として従事させることの制限等）

第八十条の六　次の各号に掲げる特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、当該特別特定ガス導管事業者が営む特別特定ガス導管等業務に従事する者を、当該各号に定める従業者として従事させてはならない。ただし、ガ

ス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがない場合として経済産業省令で定める場合は、この限りでない。

一　ガス小売事業者　ガス小売事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

二　ガス製造事業者　ガス製造事業の業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

三　第八十条の四第一項本文の経済産業省令で定める要件に該当する者　その経営を実質的に支配していると認められるガス小売事業者又はガス製造事業者の経営管理に係る業務の運営において重要な役割を担う従業者として経済産業省令で定める要件に該当するもの

2　経済産業大臣は、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者が前項の規定に違反した場合には、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の禁止行為等）

第八十条の七　特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一　当該特別特定ガス導管事業者に対し、第八十条第一項各号に掲げる行為又は第八十条の五第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文の行為をするように要求し、又は依頼すること。

二　前号に掲げるもののほか、ガス供給事業者間の適正な競争関係を阻害するものとして経済産業省令で定める行為をすること。

2　経済産業大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

（ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等）

第八十条の八　特定ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務に関して知り得た情報その他その特定ガス導管事業の業務に関する情報を適正に管理し、かつ、託送供給の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　特定ガス導管事業者は、毎年、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定により講じた措置を経済産業大臣に報告しなければならない。

第百二十五条第一項第二号イ中「（平成十七年法律第八十六号）」を削る。

第百七十一条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2　経済産業大臣は、第五十四条若しくは第五十四条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、第五十四条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）又は第八十条の四第一項に規定する特定関係事業者（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。次項及び次条第二項において「特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者」という。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

3　経済産業大臣は、第一項の規定により特別一般ガス導管事業者又は特別特定ガス導管事業者に対し報告をさせた場合において、ガス供給事業者間の適正な競争関係を確保するため特に必要があると認めるときは、第五十四条の五第一項又は第八十条の五第一項の規定の施行に必要な限度において、当該特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。）又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等（特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者を除く。）に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第百七十二条第九項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、第五十四条若しくは第五十四条の四から第五十四条の七まで又は第八十条若しくは第八十条の四から第八十条の七までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者又は特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第百七十七条第一項第五号中「第五十四条第二項」の下に「、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項」を、「第八十条第二項」の下に「、第八十条の四第三項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項」を加え、同項第十号中「第五十一条第二項ただし書」の下に「、第五十四条の五第一項ただし書」を、「第三項ただし書」の下に「、第八十条の五第一項ただし書」を加える。

第百八十九条第一項中「並びにガス事業者」を「、第百七十一条第二項及び第三項の規定による権限、ガス事業者」に、「を委員会」を「並びに第百七十二条第二項の規定による権限を委員会」に改める。

第百九十六条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　第五十四条の二又は第八十条の二の規定に違反してガス小売事業又はガス製造事業を営んだ者

第百九十九条第一号中「第五十四条第二項」の下に「、第五十四条の四第三項、第五十四条の五第五項、第五十四条の六第二項、第五十四条の七第二項」を、「第八十条第二項」の下に「、第八十条の四第三項、第八十条の五第四項、第八十条の六第二項、第八十条の七第二項」を加える。

第二百一条第十二号中「又は第三項」を「、第二項又は第四項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「又は第三項」を「から第三項まで又は第五項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　第五十四条の八第二項又は第八十条の八

第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百二条第三号中「第百七十一条第二項」を「第百七十一条第四項」に改め、同条第四号中「第百七十二条第二項」を「第百七十二条第三項」に改める。

第二百三条中「使用人その他の」を削り、同条第一号及び第二号中「第七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改める。

（熱供給事業法の一部改正）

第七条　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「許可」を「登録」に、「第十九条」を「第十九条の三」に、「第三十三条の二」を「第三十三条の三」に改める。

第二条第三項中「許可」を「登録」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　事業の登録

第三条の見出しを「（事業の登録）」に改め、同条中「、供給区域ごとに」を削り、「許可」を「登録」に改める。

第四条の見出しを「（登録の申請）」に改め、同条第一項中「許可」を「登録」に、「、次の」を「、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる」に改め、同項第一号中「その代表者の氏名及び住所」を「、その代表者の氏名」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

第四条第一項第三号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の四号を加える。

四　他の者から熱供給事業の用に供するための加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気の供給を受ける場合にあつては、当該水又は蒸気の熱量に関する事項

五　熱供給の相手方の熱供給に対する需要に関する事項

六　事業開始の予定年月日

七　その他経済産業省令で定める事項

第四条第二項中「その他」を「、第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）に該当しないことを誓約する書面、熱供給事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条から第十二条までを次のように改める。

（登録の実施）

第五条　経済産業大臣は、第三条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を熱供給事業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第六条　経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　この法律の規定又はこれに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四　熱供給事業を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして経済産業省令で定める基準に適合しない者

五　熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者

2　経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

（変更登録等）

第七条　熱供給事業者は、第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　前項の変更登録を受けようとする熱供給事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第四条第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4　熱供給事業者は、第四条第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第五条第一項第一号に掲げる事項を熱供給事業者登録簿に登録しなければならない。

（承継）

第八条　熱供給事業の全部の譲渡しがあり、又は熱供給事業者について相続、合併若しくは分割（熱供給事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、熱供給事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該熱供給事業の全部を承継した法人は、熱供給事業者の地位を承継する。ただし、当該熱供給事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該熱供給事業の全部を承継した法人が第六条第一項各号（第四号及び第五号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2　前項の規定により熱供給事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第九条　熱供給事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2　熱供給事業者たる法人が合併以外の事由に

より解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3　熱供給事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その熱供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

（登録の取消し）

第十条　経済産業大臣は、熱供給事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の登録を取り消すことができる。

一　この法律の規定又はこれに基づく処分若しくは第二十五条第一項の規定により付された条件に違反した場合において、その熱供給の相手方の日常生活又は事業活動上の利便を著しく害すると認めるとき。

二　不正の手段により第三条の登録又は第七条第一項の変更登録を受けたとき。

三　第六条第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2　第六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（登録の抹消）

第十一条　経済産業大臣は、第九条第一項若しくは第二項の規定による熱供給事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該熱供給事業者の登録を抹消しなければならない。

（経済産業省令への委任）

第十二条　第三条から前条までに定めるもののほか、熱供給事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第十三条から第十六条までを次のように改める。

（供給能力の確保）

第十三条　熱供給事業者は、正当な理由がある場合を除き、その熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2　経済産業大臣は、熱供給事業者がその熱供給の相手方の熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、当該相手方の日常生活又は事業活動上の利便が害され、又は害されるおそれがあると認めるときは、熱供給事業者に対し、当該熱供給に対する需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（供給条件の説明等）

第十四条　熱供給事業者及び熱供給事業者が行う熱供給に関する契約（以下「熱供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「熱供給事業者等」という。）は、熱供給を受けようとする者（熱供給事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と熱供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該熱供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2　熱供給事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、熱供給を受けようとする者に対し、当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第十五条　熱供給事業者等は、熱供給を受けようとする者と熱供給契約を締結したとき（熱供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により熱供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一　熱供給事業者等の氏名又は名称及び住所

二　契約年月日

三　当該熱供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2　熱供給事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、熱供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該熱供給事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（苦情等の処理）

第十六条　熱供給事業者は、当該熱供給事業者の熱供給の業務の方法又は当該熱供給事業者が行う熱供給に係る料金その他の供給条件についての熱供給の相手方（当該熱供給事業者から熱供給を受けようとする者を含み、熱供給事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

第十六条の次に次の一条を加える。

（名義の利用等の禁止）

第十六条の二　熱供給事業者は、その名義を他人に熱供給事業のため利用させてはならない。

2　熱供給事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、熱供給事業を他人にその名において経営させてはならない。

第十八条を次のように改める。

（改善命令）

第十八条　経済産業大臣は、熱供給事業の運営が適切でないため、熱供給を受ける者の日常生活若しくは事業活動上の利便の確保又は熱供給事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、熱供給事業者に対し、熱供給を受ける者の利益又は熱供給事業の健全性を確保するために必要な限度において、その熱供給事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2　経済産業大臣は、熱供給事業者等が第十四条第一項又は第二項の規定に違反したときは、熱供給事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3　経済産業大臣は、熱供給事業者が第十六条の規定に違反したときは、熱供給事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

第三章中第十九条の次に次の二条を加える。

（電力・ガス取引監視等委員会によるあつせん及び仲裁）

第十九条の二　熱供給事業者と当該熱供給事業者に対するその熱供給事業の用に供するため

の加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気に係る熱供給（以下この条において「卸熱供給」という。）を行う事業を営む者との間において、卸熱供給に関する契約その他の取決め（以下この条において「契約等」という。）について、一方が契約等の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方が協議に応じず、若しくは協議が調わないとき、又は契約等の締結に関し、当事者が取得し、若しくは負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に対し、あっせんを申請することができる。ただし、当事者が第三項の規定による仲裁の申請をした後は、この限りでない。

2　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十五条第二項から第六項までの規定は、前項のあっせんに準用する。この場合において、同条第三項中「次条第三項」とあるのは「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第十九条の二第四項において準用する次条第三項」と、同条第六項中「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは「熱供給事業法第十九条の二第三項」と読み替えるものとする。

3　熱供給事業者と当該熱供給事業者に対して卸熱供給を行う事業を営む者との間において、契約等の締結に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額、条件その他の細目について当事者間の協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4　電気事業法第三十六条第二項から第四項までの規定は、前項の仲裁に準用する。

5　第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあっせん又は仲裁の申請は、経済産業大臣を経由してしなければならない。

（政令への委任）

第十九条の三　前条に規定するもののほか、あっせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条第五項第一号中「又は」を「の登録若しくは」に、「許可」を「変更登録」に、「（同項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。）」を「又は同条第四項の規定により届け出たところ」に改める。

第二十三条第一項中「により、」の下に「保安を一体的に確保することが必要な熱供給施設の組織ごとに」を、「定め、」の下に「当該組織における」を加える。

第二十五条の見出し中「許可等」を「登録等」に改め、同条第一項中「許可又は認可」を「登録又は変更登録」に、「附し」を「付し」に改め、同条第二項中「許可又は認可」を「登録又は変更登録」に改める。

第二十七条中「熱供給事業者」を「熱供給事業者等」に改める。

第二十八条の次に次の五条を加える。

（電力・ガス取引監視等委員会の意見の聴取）

第二十八条の二　経済産業大臣は、第三条の登録若しくは第七条第一項の変更登録、第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による登録の取消し又は第十八条第一項から第三項までの規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

（勧告）

第二十八条の三　委員会は、第三十三条の二第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条又は第二十八条第一項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、熱供給事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた熱供給事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十八条の四　委員会は、第三十三条の二第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条又は第二十八条第一項の規定による権限を行使した場合において、特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

（建議）

第二十八条の五　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項に関し、必要があると認めるときは、熱供給事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

（資料の提出等の要求）

第二十八条の六　委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第二十九条第一項中「第十二条第一項から第三項まで」を「第十条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「熱供給事業者の熱供給」を「熱供給事業者等の熱供給又は熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理」に改め、「経済産業大臣」の下に「又は委員会」を、「申出」の下に「（委員会に対するものにあっては、保安に関するものを除く。）」を加え、同条第二項中「経済産業大臣」の下に「及び委員会」を加える。

第三十三条中「権限」の下に「（次条第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加える。

第三十三条の二を次のように改める。

（権限の委任）

第三十三条の二　経済産業大臣は、熱供給事業者等に対する第二十七条の規定による権限（第十四条から第十六条の二まで及び第十九条の二の規定に関するものに限る。）及び熱供給事業者に対する第二十八条第一項の規定に

よる権限（第十四条から第十六条の二まで及び第十九条の二の規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、熱供給事業者等に対する第二十七条の規定による権限（第七条第一項、第十条第一項、第十三条、第十八条第一項及び第十九条の規定に関するものに限る。）及び熱供給事業者に対する第二十八条第一項の規定による権限（第七条第一項、第十条第一項、第十三条、第十八条第一項及び第十九条の規定に関するものに限る。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長又は産業保安監督部長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

第五章中第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（委員会に対する審査請求）

第三十三条の三　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された第二十七条の規定により行う報告の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

第三十五条から第三十七条までを次のように改める。

第三十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の規定に違反して熱供給事業を営んだ者

二　第十六条の二第一項の規定に違反してその名義を他人に熱供給事業のため利用させた者

三　第十六条の二第二項の規定に違反して熱供給事業を他人にその名において経営させた者

第三十六条　第十三条第二項又は第十八条第一項から第三項までの規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第三十七条　削除

第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第七条第一項の規定に違反して第四条第一項第三号から第五号までに掲げる事項を変更した者

第三十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第六条第四項（第七条第四項において準用する場合を含む。）、第十条第二項」を「第八条第二項、第九条第一項」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十五条第一項の規定に違反して同項に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

第四十条中「から前条まで」を「、第三十六条、第三十八条及び前条」に改める。

第四十一条中「第七条第二項又は第八条」を「第七条第四項又は第九条第二項」に、「二十万円」を「十万円」に改める。

（電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の廃止）

第八条　電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）は、廃止する。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第九条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十一条」を「第百二十条」に改める。

第十四条第一項中「、第百十七条、第百十八条、第百二十条及び第百二十一条」を「及び第百十七条から第百二十条まで」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条　削除

第百十九条を削り、第百二十条を第百十九条とし、第百二十一条を第百二十条とする。

附則第二条第二項の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から五の項までを一項ずつ繰り上げる。

（電気事業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち電気事業法目次の改正規定中「第六款　電気の使用制限等（第三十四条―第三十七条）」を「第六款　電気の使用制限等（第三十四条―第三十五条）　第九節　あっせん及び仲裁（第三十六条―第三十七条の二）」に、「第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条）」を「第四章　土地等の使用（第五十八条―第六十六条の十六）　第五章　電力取引監視等委員会（第六十六条の二―第六十六条の十六）」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第百十四条」を「第百十四条の二」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第一条のうち、電気事業法第一編及び第二編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節及び第二節の節名、同節第二款の款名、同章第三節の節名、同編第三章の章名、第三編の編名、同編第一章及び第二章の章名、同章第一節から第五節までの節名、同編第三章の章名、第四編及び第五編の編名、同編第一章から第三章までの章名並びに第六編及び第七編の編名を削る改正規定中「同章第三節の節名、同編第三章」の下に「及び第四章」を加え、「及び第五編」を「から第五編まで」に改め、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定（第二条の十三第一項に係る部分に限る。）中「この条、次条及び第二条の十七第二項において」及び「この条、次の項及び次条第一項において」を削り、同法第二条の次に章名、一節、節名及び款名を加える改正規定（第二条の十五に係る部分に限る。）中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同法第九条の改正規定中「に」を「に掲げる事項」を「に」を「若しくは第三号に掲げる事項に」に、「」を「同項第五号」を「の」を「同項第五号に掲げる」に改め、同法第十七条から第十九条までの改正規定（第十七条第五項に係る部分に限る。）中「問い合わせ」を「問合せ」に改め、同法第二十五条を第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定（第二十五条第二項に係る部分に限る。）中「できる。」を「できる。ただし、当事者が第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をした後は、

この限りでない。」に改め、同法第二十七条の次に一款、五節及び節名を加える改正規定（第二十七条の十二に係る部分に限る。）中「第六条第二項第二号」及び「第二十七条の七第二項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同法第三十四条の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条の次に次の節名を付する。

第九節　あつせん及び仲裁

第一条のうち、電気事業法第三十四条の二を削る改正規定中「第三十四条の二」の下に「から第三十七条まで」を加え、同法第三十五条から第三十七条までの改正規定を次のように改める。

第三十七条の二第一項中「この章」を「この節」に、「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十七条の三第一項中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十七条の四中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十七条の五中「この章」を「この節」に改め、同条を第三十七条の二とする。

第一条のうち、電気事業法第四十一条第二項の改正規定中「第三十二条及び」を「第三十二条第一項本文及び第二項から第四項まで」に、「第二十五条第二項から第五項まで及び」を「第二十五条第二項本文及び第三項から第五項まで」に、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第三十二条第一項本文、第二項及び第三項」に、「第二十五条第二項から第四項まで」を「第二十五条第二項本文、第三項及び第四項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十二条第一項」を「第二十五条第二項本文」に、「第二十五条第二項」を「第二十五条第二項本文」に改め、同法第六十六条の改正規定の次に次のように加える。

第六十六条の次に次の章名を付する。

第五章　電力取引監視等委員会

第六十六条の十第一項各号を次のように改める。

一　第二条の二又は第二十七条の十五の登録をしようとするとき。

二　第二条の九第一項又は第二十七条の二十一第一項の規定による登録の取消しをしようとするとき。

三　第二条の十七第一項、第二項（第二十七条の二十六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第九条第五項（第十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十八条第六項若しくは第十一項、第十九条第一項、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十三条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項（第二十七条の十二、第二十七条の二十六第一項及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十七条の三（第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七条の十一第三項若しくは第四項、第二十七条の十三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十八条の四十六第三項、第二十八条の五十一、第二十九条第六項、第九十九条第二項又は第九十九条の十一の規定による命令をしようとするとき。

四　第三条、第八条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項、第二十七条の四、第二十七条の三十一第一項又は第九十九条の七第一項の規定による許可をしようとするとき。

五　第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）、第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

六　第十五条第二項又は第二十七条の八第二項の規定による許可の取消しをしようとするとき。

七　第十六条第二項の規定による供給区域の減少の処分をしようとするとき。

八　第十九条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

九　第二十条第二項ただし書又は第二十一条第二項ただし書の規定による承認をしようとするとき。

十　第二十五条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による裁定をしようとするとき。

十一　第二十九条第五項の規定による勧告をしようとするとき。

十二　第九十七条第一項の規定による指定をしようとするとき。

十三　第九十九条の十二の規定による指定の取消しをしようとするとき。

第六十六条の十一第一項及び第六十六条の十二第一項中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第七項」に改める。

第一条のうち、電気事業法第六十六条の次に章名及び節名を付する改正規定中「第六十六条の十六」を「第六十六条の十六」に、「第五章」を「第六章」に改め、同法第九十六条の次に章名を付する改正規定中「第六章」を「第七章」に改め、同法第百条の前に十一条及び章名を加える改正規定中「第七章」を「第八章」に改め、同法第百五条の改正規定の次に次のように加える。

第百六条第三項中「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者」に改め、同条第七項中「指定試験機関」の下に「又は卸電力取引所」を加える。

第一条のうち、電気事業法第百六条第七項及び第百七条第七項の改正規定中「第百六条第七項及び」を削り、同法第百十一条第一項の改正規定中「若しくは」を「又は」に改め、「特定電気事業者」の下に「の電気の供給」を加え、「電気事業者」を「小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者の電気の供給又は小売供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理」に改め、同法第百十二条の二の改正規定の次に次のように加える。

第百十四条第一項及び第二項中「及び第五項」の下に「並びに同条第七項（卸電力取引所に係るものに限る。）」を加える。

第百十四条の二中「又は第五項」を「、第五項又は第七項」に改める。

第一条のうち電気事業法第百十四条の次に章

名を付する改正規定中「第百十四条」を「第百十四条の二に、「第八章」を「第九章」に改める。

附則第一条第一号中「第四号」の下に「から第六号まで」を加え、同条に次の二号を加える。

四　附則第二十五条の十第四項の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）の公布の日

五　附則第二十五条の四、第二十五条の五（附則第九条第一項及び第四項、第十条第二項及び第四項、第十一条第二項及び第四項並びに第二十条第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二十五条の八及び第二十五条の九の規定　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則第六条第二項中「及び第二条の十一」を「、第二条の十一、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「及び第二十七条の二十三」を「、第二十七条の二十三、第六十六条の十及び第百十四条第四項」に改める。

附則第十六条第三項中「並びに第三十六条」を「、第三十六条、第六十六条の十、第百十条並びに第百十四条第四項」に改める。

附則第二十一条第二項を削る。

附則第二十三条第三項中「並びに第三十四条」を「、第三十四条、第六十六条の十、第百十条並びに第百十四条第四項」に改める。

附則第二十五条の次に次の十条を加える。

（報告の徴収）

第二十五条の二　経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2　経済産業大臣は、附則第二十三条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし登録特定送配電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（立入検査）

第二十五条の三　経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、附則第二十三条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし登録特定送配電事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（電気事業法の一部改正に伴う電力取引監視等委員会の権限等）

第二十五条の四　電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）第一条の規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定するもののほか、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項の場合において、電気事業法等の一部を改正する等の法律第十三条の規定による改正後の経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第六条第二項の表電力取引監視等委員会の項中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）」と、同法第十七条中「電気事業法第六十六条の二第二項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する法律附則第二十五条の四第一項」とする。

第二十五条の五　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一　附則第九条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第二十条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二　附則第十条第二項、第十一条第二項、第二十四条第七項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするとき。

三　附則第十条第四項、第十一条第四項又は第十九条の承認をしようとするとき。

四　附則第十七条第一項又は第二十四条第二項の許可をしようとするとき。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第二十五条の六　委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十五条の八　委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項に関し、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

きは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第二十五条の七　委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第二十五条の九　委員会は、この附則の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第二十五条の十　経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、この附則の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第二十五条の十一　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十五条の二の規定により行う報告又は資料の提出の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

附則第三十条に次の二号を加える。

五　附則第二十五条の二第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

六　附則第二十五条の三第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第十一条　電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二十五条の四の見出し中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改め、同条第一項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に、「第一条の」を「附則第一条第三号に掲げる」に改め、同条第二項中「第十三条」を「第十四条」に、「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

第十二条　電気事業法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十一条第二項第一号中「附則第二十三条第四項」を「附則第十六条第一項及び第二十三条第四項」に改める。

附則第十六条第一項中「次条並びに附則第二十二条及び第二十六条第一項において「旧供給区域」を「以下この項において同じ。）であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

附則第十六条に次の二項を加える。

6　経済産業大臣は、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（次項において「平成二十七年改正法施行日」という。）前においても、第一項並びに附則第二十五条の五及び第二十五条の十第四項の規定の例により、指定旧供給区域を指定することができる。

7　前項の規定により指定された指定旧供給区域は、平成二十七年改正法施行日において第一項の規定により指定されたものとみなす。

附則第十七条（見出しを含む。）中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改める。

附則第十九条並びに第二十条第四項及び第六項中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に改める。

附則第二十二条中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に、「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改める。

附則第二十五条の五第一項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四　附則第十六条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五　附則第十六条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

附則第二十六条第一項中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に、「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改め、同条第二項中「附則第十六条第三項」を「附則第十六条第四項」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第十三条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表に次のように加える。

電力取引監視等委員会	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

第十七条中「第四十七号から」の下に「第五十一号まで、第五十二号（電気事業法第六十六条の二第二項に規定する事務を除く。）、第五十三号から」を加える。

第十四条　経済産業省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表電力取引監視等委員会の項中「電力取引監視等委員会」を「電力・ガス取引監視等委員会」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条の規定並びに附則第十八条、第十九条、第二十六条、第二十七条（附則第二十六条第一項に係る部分に限る。）、第三十二条、第四十一条第四項、第四十四条、第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限

る。）、第四十六条（附則第四十四条及び第四十五条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第五十条第五項、第五十四条、第六十三条第四項、第七十三条、第七十四条及び第九十八条の規定　公布の日

二　第一条及び第十三条の規定並びに附則第七十一条及び第七十二条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五条第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六条の二の改正規定並びに第四条、第七条、第十一条及び第十四条の規定並びに次条、附則第二十二条第六項、第二十八条第五項、第三十五条、第三十六条（附則第十八条第一項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十六条第一項及び第四項並びに第三十二条第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第三十九条、第四十条、第四十九条、第五十条（第五項を除く。）、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四項を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百三号の改正規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四　附則第十六条及び第八十六条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五　第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四条第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条（附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七条、第三十八条、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三条、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六条（附則第四十三条及び第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第百一号の改正規定及び同表第百四号(八)の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

六　第十二条中電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）附則第十六条に二項を加える改正規定（第六項に係る部分に限る。）並びに附則第七条及び第八条の規定　平成三十一年四月一日

七　第六条の規定　平成三十四年四月一日

八　附則第三条から第五条まで及び第九条から第十一条までの規定、附則第八十八条中電源開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第九条第二項の改正規定（「第十一条に」を「第十一条第一項に」に改める部分に限る。）、同法第十一条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第九十六条の規定　平成二十六年改正法の施行の日

（電力取引監視等委員会の委員長及び委員に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる規定による改正前の電気事業法（以下この条において「第三号旧電気事業法」という。）第六十六条の六の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員である者は、それぞれ、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）に、同号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第三号新電気事業法」という。）第六十六条の六の規定により電力・ガス取引監視等委員会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三号新電気事業法第六十六条の七第一項の規定にかかわらず、第三号施行日における第三号旧電気事業法第六十六条の六の規定により任命された電力取引監視等委員会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

2　前条第三号に掲げる規定の施行の際現に第三号旧電気事業法第六十六条の五第二項の規定により指名された委員である者は、第三号施行日に、第三号新電気事業法第六十六条の五第二項の規定により委員長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

（一般送配電事業者の電力量調整供給に係る託送供給等約款の認可の申請等に関する経過措置）

第三条　平成二十六年改正法の施行の際現に附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の電気事業法（以下この項において「第五号旧電気事業法」という。）第三条の許可を受けている一般送配電事業者（以下この条において単に「一般送配電事業者」という。）は、平成二十六年改正法の施行の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下この条において「第五号新電気事業法」という。）第十八条第一項に規定する託送供給等約款（以下この条において単に「託送供給等約款」という。）について、第五号新電気事業法第二条第一項第七号に規定する電力量調整供給（第五号旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する発電量調整供給を除く。次項第二号及び第四項において同じ。）に係る料金その他の供給条件を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が電力量調整供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
四　一般送配電事業者及び前項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者の責任に関する事項並びに電気計器及び工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
五　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3　第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた託送供給等約款を公表しなければならない。

4　第一項の認可を受けた一般送配電事業者は、同項の認可を受けた託送供給等約款により難い特別の事情がある場合であって、第五号新電気事業法第十八条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により電力量調整供給を行おうとするときは、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5　経済産業大臣は、第一項又は前項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（第三号施行日前にあっては、電力取引監視等委員会）の意見を聴かなければならない。

6　第一項の認可を受けた託送供給等約款及び第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

7　第一項の認可を受けた託送供給等約款は、第五号新電気事業法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

（罰則）

第四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一　前条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
二　前条第三項の規定に違反して公表しなかった者

第五条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の刑を科する。

（電気事業に係る一般担保に関する経過措置）

第六条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に発行された第三条の規定による改正前の電気事業法（次条から附則第十条までにおいて「旧電気事業法」という。）第二十七条の三十第一項から第三項までの社債の社債権者については、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（電気事業法の一部改正に伴う準備行為）

第七条　一般送配電事業者（旧電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。第三項及び次条第一項第一号において同じ。）は、施行日前においても、第三条の規定による改正後の電気事業法（以下この条及び次条において「新電気事業法」という。）第二十二条の二第一項ただし書及び第二項並びに第六十六条の十の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2　送電事業者（旧電気事業法第二条第一項第十一号に規定する送電事業者をいう。次項及び次条第一項第二号において同じ。）は、施行日前においても、新電気事業法第二十七条の十一の二第一項ただし書及び第二項並びに第六十六条の十の規定の例により、経済産業大臣の認可を受けることができる。

3　前二項の経済産業大臣の認可を受けた一般送配電事業者又は送電事業者は、施行日において新電気事業法第二十二条の二第一項ただし書又は第二十七条の十一の二第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

第八条　次に掲げる会社は、施行日前においても、新電気事業法附則第十項から第十二項まで、第十五項及び第十六項の規定の例により、経済産業大臣の認定を受けることができる。
一　一般送配電事業者たる会社
二　送電事業者たる会社
三　発電事業者（旧電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。）たる会社
四　前三号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社

2　前項の認定を受けた会社は、施行日において新電気事業法附則第十二項の認定を受けたものとみなす。

（電気事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置）

第九条　平成二十六年改正法の施行の日から施行日までの間において、兼業者（一般送配電事業（旧電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この条から附則第十一条までにおいて同じ。）のいずれも営む者をいう。以下この条において同じ。）の営む一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業者たる法人について分割があったときは、第一号に掲げる者と第二号に掲げる者との間の電気の取引（計量法（平成四年法律第五十一号）第二条第二項に規定する取引をいう。）における法定計量単位（計量法第八条第一項に規定する法定計量単位をいう。）による計量（計量法第二条第一項に規定する計量をいう。）に使用される電気計器であって、兼業者が当該譲渡し又は分割の日前に設置したものについては、施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、計量法第十六条第一項及び第二項並びに第十八条の規定は、適用しない。
一　当該譲渡し若しくは分割により一般送配電事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは承継した者又は当該譲渡し若しくは分割をした者であって、当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き一般送配電事業を営むもの
二　当該譲渡し若しくは分割により発電事業の全部若しくは一部を譲り受け、若しくは承継した者又は当該譲渡し若しくは分割をした者であって、当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き発電事業を営むもの

第十条　平成二十六年改正法の施行の日から施行日までの間において、兼業者（小売電気事業（旧電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者をいう。次条において同じ。）たる法人について分割があった場合であって、当該分割により一般送配電事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般送配電事業を営むものが、当該分割の後に小売電気事業及び発電事業（小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）のいずれも営まない場合において、当該分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継した法人（以下この条

及び次条において「承継法人」という。）からその事実を証する情報（以下この条において「分割証明情報」という。）の提供を求められたときは、経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、当該承継法人に分割証明情報を提供するものとする。

2　前項の規定により分割証明情報を提供された承継法人が、申請情報（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条に規定する申請情報をいう。附則第四十七条第二項において同じ。）と併せて当該分割証明情報を登記所に提供する場合には、同法第七十四条第一項の規定にかかわらず、当該承継法人が当該分割証明情報に係る分割により表題部所有者（同法第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。附則第四十七条第二項において同じ。）から所有権を取得した不動産（区分建物（同法第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。附則第四十七条第二項において同じ。）を除く。）について所有権の保存の登記を申請することができる。

3　前二項の規定は、送電事業（旧電気事業法第二条第一項第十号に規定する送電事業をいう。次条において同じ。）及び小売電気事業又は発電事業のいずれも営む法人の分割に準用する。この場合において、第一項中「一般送配電事業を承継した」とあるのは、「送電事業（旧電気事業法第二条第一項第十号に規定する送電事業をいう。以下この項において同じ。）を承継した」と読み替えるものとする。

（電気事業に係る兼業者たる法人の分割に関する登録免許税の非課税）

第十一条　平成二十六年改正法の施行の日から施行日までの間に兼業者たる法人（送電事業及び小売電気事業又は発電事業のいずれも営むものを含む。）について分割があった場合において、承継法人（前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。）が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録については、財務省令・経済産業省令で定めるところにより当該承継後三年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（ガス小売事業の登録等に関する経過措置）

第十二条　次の各号に掲げる者は、第五号施行日にガス小売事業（第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「第五号新ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業をいう。附則第十六条第一項並びに第七十八条第二項及び第三項において同じ。）について第五号新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなす。この場合において、第五号新ガス事業法第五条第二項の規定は、適用しない。

一　第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のガス事業法（以下「第五号旧ガス事業法」という。）第三条及び第三十七条の二の許可を受けて一般ガス事業（第五号旧ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）及び簡易ガス事業（第五号旧ガス事業法第二条第三項に規定する簡易ガス事業をいう。以下この条において同じ。）のいずれも営んでいる者

二　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けて一般ガス事業を営んでいる者（前号に掲げる者を除く。）

三　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けて簡易ガス事業を営んでいる者（第一号に掲げる者を除く。）

2　前項の規定により第五号新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなしガス小売事業者」という。）は、第五号施行日から起算して一月以内に第五号新ガス事業法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された第五号新ガス事業法第四条第一項各号（第七号を除く。）に掲げる事項及び第五号新ガス事業法第五条第一項第二号に掲げる事項をガス小売事業者登録簿（同項に規定するガス小売事業者登録簿をいう。）に登録するものとする。

4　第五条の規定の施行の際現にされている一般ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三条の規定による許可の申請及び簡易ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三十七条の二の規定による許可の申請は、第五号新ガス事業法第三条の規定による登録の申請とみなす。

5　前項の規定により第五号新ガス事業法第三条の規定による登録の申請とみなされた一般ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三条の規定による許可の申請又は簡易ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可の申請をした者は、第五号施行日から起算して一月以内に第五号新ガス事業法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十三条　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者（以下この条において「旧一般ガス事業者」という。）であって第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するものは、第五号施行日に一般ガス導管事業（第五号新ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいう。）について第五号新ガス事業法第三十五条の許可を受けたものとみなし、旧一般ガス事業者であって第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定により届出をすべき者に該当するものは、第五号施行日にガス製造事業（第五号新ガス事業法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。附則第十七条において同じ。）について第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、第五号新ガス事業法第三十八条の規定は、適用しない。

2　前項の規定により第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出をしたものとみなされる旧一般ガス事業者は、第五号施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第五条の規定の施行の際現にされている一般ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に係るものは、同条の規定による許可の申請とみなし、第五条の規定の施行の際現にされている一般ガス事業に係る第五号旧ガス事業法第三条の規定による許可の申請であって第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定により届出をすべき者に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第十四条　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第一項の規定による届出（当該届出に係るガス導管事業（第五号旧ガス事業法第二条第五項に規定するガス導管事業をいう。次条第一項において同じ。）が第五号新ガス事業法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業に相当するものである場合のものに限る。）がされている場合は、第五号新ガス事業

法第五十五条第一項の規定による届出がされているものとみなす。

2　前項の規定により第五号新ガス事業法第五十五条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、第五号施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第四項の規定により同条第三項に規定する期間の短縮の処理を受けているときは、第五号新ガス事業法第五十五条第四項の規定により同条第三項に規定する期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

4　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けているときは、第五号新ガス事業法第五十五条第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。

5　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第六項の規定により同条第三項に規定する期間の延長の処理を受けているときは、第五号新ガス事業法第五十五条第六項の規定により同条第三項に規定する期間の延長の処理を受けたものとみなす。

6　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第六項の規定により同条第三項に規定する期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

第十五条　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第一項又は第三十七条の七の二第一項の規定による届出（これらの届出に係るガス導管事業が第五号新ガス事業法第七十二条第一項に規定する特定ガス導管事業に相当するものである場合のものに限る。）がされている場合は、第五号新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされているものとみなす。

2　前項の規定により第五号新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者は、第五号施行日から起算して一月以内に同項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第四項又は第三十七条の七の二第四項の規定により第五号旧ガス事業法第二十二条の五第三項又は第三十七条の七の二第三項に規定する期間の短縮の処理を受けているときは、第五号新ガス事業法第七十二条第四項の規定により同条第三項に規定する期間の短縮の処理を受けたものとみなす。

4　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第五項又は第三十七条の七の二第五項の規定により第五号旧ガス事業法第二十二条の五第一項又は第三十七条の七の二第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けているときは、第五号新ガス事業法第七十二条第五項の規定により同条第一項の規定による届出の内容を変更し、又は中止すべき旨の命令を受けたものとみなす。

5　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第六項又は第三十七条の七の二第六項の規定により第五号旧ガス事業法第二十二条の五第三項又は第三十七条の七の二第三項に規定する期間の延長の処理を受けているときは、第五号新ガス事業法第七十二条第六項の規定により同条第三項に規定する期間の延長の処理を受けたものとみなす。

6　第一項の場合において、第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の五第六項又は第三十七条の七の二第六項の規定により第五号旧ガス事業法第二十二条の五第三項又は第三十七条の七の二第三項に規定する期間の延長後の期間及び当該延長の理由の通知を受けたものとみなす。

第十六条　第五号新ガス事業法第三条の登録を受けてガス小売事業を営もうとする者は、第五号施行日前においても、第五号新ガス事業法第四条の規定の例により、その登録の申請をすることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第五号施行日前においても、第五号新ガス事業法第三条から第六条まで、第十二条、第百七十七条及び第百八十九条第四項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、第五号施行日に第五号新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなす。

第十七条　第五条の規定の施行の際現にガス製造事業に相当する事業を営んでいる者（附則第十三条第一項の規定により第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定による届出をしたものとみなされる者を除く。）は、第五号施行日から起算して三月間は、同項の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。

2　前項の規定により引き続きガス製造事業に相当する事業を営むことができる者（次項において「仮ガス製造事業者」という。）については、これをガス製造事業者（第五号新ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者をいう。）とみなして、第五号新ガス事業法第四章第二節、第百七十一条第一項、第百七十二条第一項、第百七十七条から第百八十一条まで、第百八十四条、第百八十九条及び第百九十条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3　仮ガス製造事業者は、第五号施行日から起算して三月以内に、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

三　ガス製造事業に相当する事業の用に供しているガス工作物に関する次に掲げる事項

イ　液化ガス貯蔵設備（液化したガスの貯蔵設備をいう。）にあっては、その設置の場所、種類及び容量

ロ　ガス発生設備及びガスホルダーにあっては、これらの設置の場所、種類及び能力別の数

四　事業を開始した年月日

五　その他経済産業省令で定める事項

4　第五号新ガス事業法第八十六条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

5　第三項の規定によりされた届出は、第五号新ガス事業法第八十六条第一項の規定によりされた届出とみなす。

（一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認可の申請等に関する経過措置）

第十八条　この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者であって第五号新ガス事業法第三十五条の規定により許可を受けるべき者に該当するもの（以下この条及び次条において単に「一般ガス事業者」という。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款（第五号新ガス事業法第四十八条第一項に規定する託送供給約款をいう。以下この条において同じ。）を定め、経済産業大臣の認可を申請しなければならない。ただし、託送供給（第五号新ガス事業法第二条第四項に規定する託送供給をいう。次項第二号及び第四項において同じ。）の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

2　経済産業大臣は、前項本文の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項本文の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。

三　料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

四　一般ガス事業者及び前項本文の認可の申請に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

五　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

六　前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。

3　第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項本文の認可を受けた託送供給約款を公表しなければならない。

4　第一項本文の認可を受けた一般ガス事業者は、同項本文の認可を受けた託送供給約款により難い特別の事情がある場合であって、第五号新ガス事業法第四十八条第三項ただし書に規定する料金その他の供給条件により託送供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5　第一項本文の認可を受けた託送供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6　第一項本文の認可を受けた託送供給約款は、第五号新ガス事業法第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7　第一項ただし書の承認を受けた一般ガス事業者は、第五号施行日に、第五号新ガス事業法第四十八条第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。

8　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十二条の二第一項の規定により届け出ている料金その他の供給条件であって、前項の規定により第五号新ガス事業法第四十八条第一項ただし書の承認を受けたものとみなされる者に係るものは、第五号新ガス事業法第四十九条第一項の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

（一般ガス導管事業に係る最終保障供給に係る約款の届出等に関する経過措置）

第十九条　一般ガス事業者は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までに、第五号新ガス事業法第五十一条第一項に規定する約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の規定による届出をした約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般ガス事業者に対し、相当の期限を定め、当該約款を変更すべきことを命ずることができる。

一　料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

二　一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

四　社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、当該約款によりガスの供給を受ける者の利益を著しく阻害するおそれがあるものでないこと。

3　第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の規定による届出をした約款を公表しなければならない。

4　第一項の規定による届出をした一般ガス事業者は、同項の規定による届出をした約款により難い特別の事情がある場合であって、第五号新ガス事業法第五十一条第二項ただし書に規定する料金その他の供給条件により最終保障供給（第五号新ガス事業法第二条第五項に規定する最終保障供給をいう。）を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の承認を受けることができる。

5　第一項の規定による届出をした約款及び前項の承認を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6　第一項の規定による届出をした約款は、第五号新ガス事業法第五十一条第一項の規定による届出をした約款とみなし、第四項の承認を受けた料金その他の供給条件は、同条第二項ただし書の承認を受けた料金その他の供給条件とみなす。

（ガス導管事業者の託送供給約款等に関する経過措置）

第二十条　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条第一項本文の規定により届け出ている託送供給約款であって、附則第十五条第一項の規定により第五号新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされているものとみなされる者に係るものは、第五号新ガス事業法第七十六条第一項本文の規定により届け出た託送供給約款とみなす。

2　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条第一項ただし書の承認を受けているガス導管事業者（第五号旧ガス事業法第二条第六項に規定するガス導管事業者をいう。）であって附則第十五条第一項の規定により第五号新ガス事業法第七十二条第一項の規定による届出がされているものとみなされる者は、第五号施行日に、第五号新ガス事業法第七十六条第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。

3　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の八において準用する第五号旧ガス事業法第二十二条の二第一項の規定により届け出ている料金その他の供給条件であって、前項の規定により第五号新ガス事業法第七十六条第一項ただし書の承認を受けたものとみなされる者に係るものは、第五号新ガス事業法第七十七条第一項の規定により届け出た料金その他の供給条件とみなす。

（登録ガス工作物検査機関に関する経過措置）

第二十一条　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十六条の二の二第一項の登録を受けている者は、第五号新ガス事業法第三十三条第一項、第六十九条第一項（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第百二条第一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、第五号旧ガス事業法第三十六条の二の二第一項の登録の有効期間の残存期間とする。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

第二十二条　みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一　当該旧一般ガスみなしガス小売事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給（第五号新ガス事業法第二条第一項に規定する小売供給をいう。以下この項及び附則第二十八条第一項において同じ。）を受けているもの

イ　当該旧一般ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第二十五条及び第二十六条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第二十五条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二　当該旧一般ガスみなしガス小売事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2　経済産業大臣は、指定旧供給区域等について前項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定旧供給区域等について同項の規定による指定を解除するものとする。

3　旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給については、第五号新ガス事業法第十四条及び第十五条の規定は、適用しない。

4　旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　第五号新ガス事業法第二条第五項の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、第五号新ガス事業法第二条第五項中「需要（」とあるのは、「需要（指定旧供給区域等需要（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等需要をいう。）及び」とする。

6　経済産業大臣は、第五号施行日前においても、第一項並びに附則第三十六条及び第四十一条第四項の規定の例により、指定旧供給区域等を指定することができる。

7　前項の規定により指定された指定旧供給区域等は、第五号施行日において第一項の規定により指定されたものとみなす。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）

第二十三条　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給区域等を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その指定旧供給区域等小売供給の開始が指定旧供給区域等需要に適合すること。

二　その指定旧供給区域等小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三　その指定旧供給区域等小売供給の計画が確実であること。

四　指定旧供給区域等需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

3　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可（指定旧供給区域等の減少に係るものを除く。第六項において同じ。）を受けた日から三年以内において経済産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間）内に、その変更に係る指定旧供給区域等小売供給を開始しなければならない。

4　経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、指定旧供給区域等を区分して前項の規定による指定をすることができる。

5　経済産業大臣は、旧一般ガスみなしガス小売事業者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

6　第一項の許可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給区域等小売供給（第四項の規定により指定旧供給区域等を区分して第三項の規定による指定があったときは、その区分に係る指定旧供給区域等小売供給）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款）

第二十四条　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十二条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域等小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところ

により、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

三　旧一般ガスみなしガス小売事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款（附則第二十六条第七項において「旧供給約款」という。）は、第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款とみなす。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置）

第二十五条　旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けたものとみなす。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款に関する準備行為）

第二十六条　この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けている一般ガス事業者（以下この条において単に「一般ガス事業者」という。）は、第五号施行日前においても、附則第二十四条第一項の規定の例により、指定旧供給区域等小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

三　一般ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款を公表しなければならない。

4　第一項の認可を受けた一般ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事情がある場合であって、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域等小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5　第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6　第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款は、附則第二十四条第一項の認可を受けた指定旧供給区域等小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第二十条ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7　第一項の認可を受けた一般ガス事業者に係る旧供給約款については附則第二十四条第三項の規定は、当該一般ガス事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。

（公聴会）

第二十七条　経済産業大臣は、附則第二十四条第一項又は前条第一項の規定による認可をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

第二十八条　みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる者に限る。以下「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第三十七条の五第二項第三号の供給地点であって、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給地点」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給地点需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給地点小売供給」という。）を拒んではならない。

一　当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ　当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第十七条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第三十一条及び第三十二条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第三十一条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二　当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2　経済産業大臣は、指定旧供給地点について前項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定旧供給地点について同項の規定による指定を解除するものとする。

3　旧簡易ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給地点小売供給については、第五号新ガス事業法第十四条及び第十五条の規定は、適用しない。

4　旧簡易ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二の規定、第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八

条、第十九条及び第二十六条第一項の規定並びに第五号旧ガス事業法第四十七条の六、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　経済産業大臣は、第五号施行日前においても、第一項並びに附則第三十六条及び第四十一条第四項の規定の例により、指定旧供給地点を指定することができる。

6　前項の規定により指定された指定旧供給地点は、第五号施行日において第一項の規定により指定されたものとみなす。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の変更等）

第二十九条　旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給地点を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その指定旧供給地点小売供給の開始が指定旧供給地点需要に適合すること。

二　その指定旧供給地点小売供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

三　その指定旧供給地点小売供給の計画が確実であること。

四　指定旧供給地点需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

3　旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、第一項の許可（指定旧供給地点の減少に係るものを除く。第六項において同じ。）を受けた日から三年以内において経済産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に伴い、その事業の開始に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間）内に、その変更に係る指定旧供給地点小売供給を開始しなければならない。

4　経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、指定旧供給地点を区分して前項の規定による指定をすることができる。

5　経済産業大臣は、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

6　第一項の許可を受けた旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、指定旧供給地点小売供給（第四項の規定により指定旧供給地点を区分して第三項の規定による指定があったときは、その区分に係る指定旧供給地点小売供給）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款）

第三十条　旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、附則第二十八条第一項の義務を負う間、指定旧供給地点小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給地点小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

三　旧簡易ガスみなしガス小売事業者及びガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の七第一項において準用する第五号旧ガス事業法第十七条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは第七項の規定により届け出ている供給約款（附則第三十二条第七項において「旧供給約款」という。）は、第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款とみなす。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の旧認可供給条件に関する経過措置）

第三十一条　旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第五号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けたものとみなす。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款に関する準備行為）

第三十二条　この法律の公布の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受けている簡易ガス事業者（以下この条において単に「簡易ガス事業者」という。）は、第五号施行日前においても、附則第三十条第一項の規定の例により、指定旧供給地点小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二　料金が定率又は定額をもって明確に定められていること。

三　簡易ガス事業者及びガスの使用者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款を公表しなければならない。

4　第一項の認可を受けた簡易ガス事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款により難い特別の事情がある場合であって、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給地点小売供給を行おうとするときは、第五号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5　第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第五号施行日にその効力を生ずるものとする。

6　第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款は、附則第三十条第一項の認可を受けた指定旧供給地点小売供給約款とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第二十八条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる第五号旧ガス事業法第三十七条の六の二ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7　第一項の認可を受けた簡易ガス事業者に係る旧供給約款については附則第三十条第三項の規

定は、当該簡易ガス事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

第三十三条　経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2　経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧簡易ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

第三十四条　経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　経済産業大臣は、附則第二十八条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（ガス事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第三十五条　電力・ガス取引監視等委員会（次条から附則第四十二条までにおいて「委員会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定するもののほか、次条から附則第四十条まで並びに第四十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項の場合において、第十四条の規定による改正後の経済産業省設置法（以下この項及び附則第五十七条第二項において「新経済産業省設置法」という。）第六条第二項の表電力・ガス取引監視等委員会の項中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）」と、新経済産業省設置法第十七条中「電気事業法第六十六条の二第二項」とあるのは「電気事業法第六十六条の二第二項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第三十五条第一項」とする。

第三十六条　経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一　附則第十八条第一項本文若しくは第四項、第二十四条第一項、第二十六条第一項若しくは第四項、第三十条第一項又は第三十二条第一項若しくは第四項の認可をしようとするとき。

二　附則第十八条第一項ただし書、第十九条第四項、第二十五条又は第三十一条の承認をしようとするとき。

三　附則第十九条第二項の規定による命令をしようとするとき。

四　附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項の規定による指定をしようとするとき。

五　附則第二十二条第二項又は第二十八条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

六　附則第二十三条第一項又は第二十九条第一項の許可をしようとするとき。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第三十七条　委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、当該勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなしガス小売事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第三十八条　委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第三十九条　委員会は、附則第三十六条第一項、次条並びに附則第四十一条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第四十条　委員会は、附則第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第四十一条　経済産業大臣は、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（ガスの適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定め

る規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第十二条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二条第一項及び第二項、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条から第三十四条まで並びに第三十六条第一項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第四十二条　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条の規定により行う報告の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

（罰則）

第四十三条　附則第二十二条第一項又は第二十八条第一項の規定に違反してガスの供給を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十四条　附則第十九条第二項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第四十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　附則第十八条第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二　附則第十八条第三項、第十九条第三項、第二十六条第三項又は第三十二条第三項の規定に違反して公表しなかった者

三　附則第十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四　附則第二十三条第六項又は第二十九条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　附則第三十三条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六　附則第三十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

（ガス事業に係る兼業者たる法人の分割等に関する特例措置）

第四十七条　第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間において、兼業者（ガス小売事業（第六条の規定による改正前のガス事業法（以下この条において「旧ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）、一般ガス導管事業（旧ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）及びガス製造事業（旧ガス事業法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）のいずれも営む者をいう。次条において同じ。）たる法人について分割があった場合であって、当該分割により一般ガス導管事業を承継した法人又は当該分割をした法人であって当該分割の後も引き続き一般ガス導管事業を営むものが、当該分割の後にガス小売事業及びガス製造事業（ガス小売事業の用に供するためのガスを製造するものに限る。）のいずれも営まない場合において、当該分割によりガス小売事業、一般ガス導管事業又はガス製造事業の全部又は一部を承継した法人（以下この条及び次条において「承継法人」という。）からその事実を証する情報（以下この条において「分割証明情報」という。）の提供を求められたときは、経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、当該承継法人に分割証明情報を提供するものとする。

2　前項の規定により分割証明情報を提供された承継法人が、申請情報と併せて当該分割証明情報を登記所に提供する場合には、不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、当該承継法人が当該分割証明情報に係る分割により表題部所有者から所有権を取得した不動産（区分建物を除く。）について所有権の保存の登記を申請することができる。

3　前二項の規定は、特定ガス導管事業（旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。次条において同じ。）及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも営む法人の分割に準用する。この場合において、第一項中「一般ガス導管事業を承継した」とあるのは、「特定ガス導管事業（旧ガス事業法第二条第七項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下この項において同じ。）を承継した」と読み替えるものとする。

（ガス事業に係る兼業者たる法人の分割に関する登録免許税の非課税）

第四十八条　第五号施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日までの間に兼業者たる法人（特定ガス導管事業及びガス小売事業又はガス製造事業のいずれも営むものを含み、その一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の用に供する導管の総体としての規模が政令で定める規模以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について分割があった場合において、承継法人（前条第三項において読み替えて準用する同条第一項に規定する承継法人を含む。）が当該分割により当該兼業者たる法人の権利の承継をするときは、当該承継に伴う登記又は登録については、財務省令・経済産業省令で定めるところにより当該承継後三年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

（熱供給事業の登録に関する経過措置）

第四十九条　第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の熱供給事業法（以下「旧熱供給事業法」という。）第三条の許可を受けている熱供給事業者は、第三号施行日に熱供給事業法（第七条の規定による改正後の熱供給事業法（以下この条及び次条において「新熱供給事業法」という。）第二条第二項に規定する熱供給事業をいう。附則第七十八条第八項において同じ。）について新熱供給事業法第三条の登録を受けたものとみなす。この場合において、新熱供給事業法第五条第二項の規定は、適用しない。

2　前項の規定により新熱供給事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし熱供給事業者」という。）は、第三号施行日から起算して一月以内に新熱供給事業法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3　経済産業大臣は、前項の規定による書類の提出があったときは、当該書類に記載された新熱供給事業法第四条第一項各号（第七号を除く。）

に掲げる事項及び新熱供給事業法第五条第一項第二号に掲げる事項を熱供給事業者登録簿（同項に規定する熱供給事業者登録簿をいう。）に登録するものとする。

4　第七条の規定の施行の際現にされている熱供給事業（旧熱供給事業法第二条第二項に規定する熱供給事業をいう。次項において同じ。）に係る旧熱供給事業法第三条の規定による許可の申請は、新熱供給事業法第三条の規定による登録の申請とみなす。

5　前項の規定により新熱供給事業法第三条の規定による登録の申請とみなされた熱供給事業に係る旧熱供給事業法第三条の規定による許可の申請をした者は、第三号施行日から起算して一月以内に新熱供給事業法第四条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

（みなし熱供給事業者の供給義務等）

第五十条　みなし熱供給事業者（地方公共団体を除く。以下同じ。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法第四条第一項第二号の供給区域であって、当該供給区域内の熱供給（新熱供給事業法第二条第一項に規定する熱供給をいう。以下この項において同じ。）を受ける者が当該みなし熱供給事業者が行う熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難であることその他の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域需要」という。）に応ずる熱供給を保障するための熱供給（以下「指定旧供給区域熱供給」という。）を拒んではならない。

一　当該みなし熱供給事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により熱供給を受けているもの

イ　当該みなし熱供給事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ　第七条の規定の施行の際現に旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第五十三条及び第五十四条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第五十三条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二　当該みなし熱供給事業者が行う熱供給に代わる熱源機器を選択しているもの

三　当該みなし熱供給事業者以外の者から熱供給を受けているもの

2　経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3　みなし熱供給事業者が行う指定旧供給区域熱供給については、新熱供給事業法第十四条及び第十五条の規定は、適用しない。

4　みなし熱供給事業者については、旧熱供給事業法第六条、第九条から第十二条まで、第十五条第一項、第十六条、第二十九条、第三十条及び第三十三条の二の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、みなし熱供給事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5　経済産業大臣は、第三号施行日前においても、第一項及び附則第六十三条第四項の規定の例により、指定旧供給区域を指定することができる。

6　前項の規定により指定された指定旧供給区域は、第三号施行日において第一項の規定により指定されたものとみなす。

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域の変更等）

第五十一条　みなし熱供給事業者は、指定旧供給区域を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その指定旧供給区域熱供給の開始が指定旧供給区域需要に適合すること。

二　その指定旧供給区域熱供給を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

三　その指定旧供給区域熱供給の計画が確実であること。

四　指定旧供給区域需要に応ずるために必要な供給能力を確保できること。

3　みなし熱供給事業者は、第一項の許可（指定旧供給区域の減少に係るものを除く。第六項において同じ。）を受けた日から三年以内において経済産業大臣が指定する期間（新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業の施行に伴い熱供給施設を設置する場合であって、その設置に特に長期間を要すると認められるときは、経済産業大臣が指定する期間）内に、その変更に係る指定旧供給区域熱供給を開始しなければならない。

4　経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、指定旧供給区域を区分して前項の規定による指定をすることができる。

5　経済産業大臣は、みなし熱供給事業者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、第三項の規定により指定した期間を延長することができる。

6　第一項の許可を受けたみなし熱供給事業者は、指定旧供給区域熱供給（第四項の規定により指定旧供給区域を区分して第三項の規定による指定があったときは、その区分に係る指定旧供給区域熱供給）を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条　みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　みなし熱供給事業者は、第一項後段の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他の指定旧供給区域熱供給を受ける者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定め

るところにより、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程（次項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。

4　みなし熱供給事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の指定旧供給区域熱供給規程を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定による届出に係る指定旧供給区域熱供給規程が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該みなし熱供給事業者に対し、相当の期限を定め、その指定旧供給区域熱供給規程を変更すべきことを命ずることができる。

一　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

二　みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

三　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6　みなし熱供給事業者は、第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程（第四項の規定による変更の届出があったとき、又は附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十六条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）をその実施の日までに指定旧供給区域熱供給を受ける者に周知させる措置をとらなければならない。

7　第七条の規定の施行の際現に旧熱供給事業法第十四条第一項の認可を受けている供給規程（附則第五十四条第七項において「旧供給規程」という。）であって指定旧供給区域に係るものは、第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程とみなす。

（みなし熱供給事業者の旧認可供給条件に関する経過措置）

第五十三条　旧認可供給条件は、経済産業省令で定めるところにより、第三号施行日から起算して一月以内に経済産業大臣の承認を受けたときは、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書の認可を受けたものとみなす。

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程に関する準備行為）

第五十四条　この法律の公布の際現に旧熱供給事業法第三条の許可を受けている熱供給事業者（以下この条において単に「熱供給事業者」という。）は、第三号施行日前においても、附則第五十二条第一項の規定の例により、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けることができる。

2　経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二　料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三　熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四　特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3　第一項の認可を受けた熱供給事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程をその実施の日までに指定旧供給区域熱供給を受ける者に周知させる措置をとらなければならない。

4　第一項の認可を受けた熱供給事業者は、同項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程により難い特別の事情がある場合であって、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書に規定する料金その他の供給条件により指定旧供給区域熱供給を行おうとするときは、第三号施行日前においても、当該料金その他の供給条件について経済産業大臣の認可を受けることができる。

5　第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程及び前項の認可を受けた料金その他の供給条件は、第三号施行日にその効力を生ずるものとする。

6　第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程は、附則第五十二条第一項の認可を受けた指定旧供給区域熱供給規程とみなし、第四項の認可を受けた料金その他の供給条件は、附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件とみなす。

7　第一項の認可を受けた熱供給事業者に係る旧供給規程については附則第五十二条第七項の規定は、当該熱供給事業者に係る旧認可供給条件については前条の規定は、それぞれ適用しない。

（みなし熱供給事業者に対する報告の徴収）

第五十五条　経済産業大臣は、附則第五十条から第五十三条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし熱供給事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（みなし熱供給事業者に対する立入検査）

第五十六条　経済産業大臣は、附則第五十条から第五十三条までの規定の施行に必要な限度において、その職員にみなし熱供給事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、熱供給施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十七条　電力・ガス取引監視等委員会（次条から附則第六十四条までにおいて「委員会」という。）は、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法第六十六条の二第二項に規定するもののほか、次条から附則第六十二条まで並びに第六十三条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2　前項の場合において、新経済産業省設置法第六条第二項の表電力・ガス取引監視等委員会の項中「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）」とあるのは「電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）」と、新経済産業省設置法第十七条中「電気事業法第六十六条の二第二項」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第五十七条第一項」とする。

第五十八条　経済産業大臣は、次に掲げる場合に

は、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一　附則第五十条第一項の規定による指定をしようとするとき。

二　附則第五十条第二項の規定による指定の解除をしようとするとき。

三　附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四　附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十一条第一項の許可又は附則第五十一条第一項の許可をしようとするとき。

五　附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十六条第一項の規定による命令又は附則第五十二条第五項の規定による命令をしようとするとき。

六　附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十六条第二項の規定による変更の処分をしようとするとき。

七　附則第五十三条の規定による承認をしようとするとき。

2　委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第五十九条　委員会は、附則第六十三条第一項又は第二項の規定により委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、必要があると認めるときは、みなし熱供給事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたみなし熱供給事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を経済産業大臣に報告するものとする。

3　委員会は、前項の規定による報告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該報告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第六十条　委員会は、附則第六十三条第一項又は第二項の規定により委任された附則第五十五条又は第五十六条第一項の規定による権限を行使した場合において、特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2　委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による勧告をした場合には、経済産業大臣に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。

第六十一条　委員会は、附則第五十八条第一項、次条並びに附則第六十三条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、必要があると認めるときは、熱供給事業に関し講ずべき施策について経済産業大臣に建議することができる。

2　委員会は、前項の規定による建議をしたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

3　委員会は、第一項の規定による建議をした場合には、経済産業大臣に対し、当該建議に基づき講じた施策について報告を求めることができる。

第六十二条　委員会は、附則第五十八条第一項、第五十九条第一項、第六十条第一項、前条第一項並びに次条第一項及び第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（権限の委任）

第六十三条　経済産業大臣は、附則第五十五条及び第五十六条第一項の規定による権限（附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第十五条第一項の規定並びに附則第五十二条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第五十三条の規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第五十五条及び第五十六条第一項の規定による権限（附則第五十条第一項及び第二項の規定、同条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱供給事業法第九条、第十一条、第十二条及び第十六条の規定並びに附則第五十一条第一項及び第二項の規定に関するものに限る。）を委員会に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第四十九条、第五十条第一項及び第二項、第五十一条から第五十六条まで並びに第五十八条第一項の規定による権限（第一項又は第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を経済産業局長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6　前項の規定により経済産業局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が経済産業局長を指揮監督する。

（委員会に対する審査請求）

第六十四条　委員会が前条第一項又は第二項の規定により委任された附則第五十五条の規定により行う報告の命令（前条第五項の規定により経済産業局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、委員会に対してのみ行うことができる。

（罰則）

第六十五条　附則第五十条第一項の規定に違反して熱供給を拒んだ者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十六条　附則第五十二条第五項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　附則第五十一条第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　附則第五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　附則第五十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

（電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第六十九条　施行日前に株式会社日本政策投資銀行が貸し付けた第八条の規定による廃止前の電気事業会社の株式会社日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律（以下この条において「旧政投銀借入金担保法」という。）第一条第一項に規定する貸付金については、旧政投銀借入金担保法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　施行日前に沖縄振興開発金融公庫が貸し付けた第九条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この条において「旧沖縄振興特別措置法」という。）第六十四条第一項及び第二項に規定する貸付金については、同条及び旧沖縄振興特別措置法第百十九条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（処分等の効力）

第七十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第七十二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（電気事業に係る制度の抜本的な改革の実施に係る検証等）

第七十四条　政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するための電気事業に係る制度の抜本的な改革の段階的な実施を踏まえ、次の各号に掲げる期間の適当な時期において、それぞれ当該各号に定める状況並びに当該改革に係るエネルギー基本計画（エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画をいう。次条第一項において同じ。）に基づく施策の実施の状況及び電気の需給の状況、電気の小売に係る料金の水準その他の電気事業を取り巻く状況について検証を行うものとする。

一　この法律の公布の日から平成二十六年改正法の施行の日の前日までの間　平成二十六年改正法第一条の規定による改正前の電気事業法の施行の状況

二　平成二十六年改正法の施行の日から施行日の前日までの間　第三条の規定による改正前の電気事業法の施行の状況

三　この法律の施行後五年を経過する日までの間　第三条の規定による改正後の電気事業法の施行の状況

2　政府は、前項の検証の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置、電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第七十五条　政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2　政府は、第六条の規定による改正後のガス事業法の施行に当たっては、液化天然ガスの調達並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に支障が生じないよう必要な施策を推進するものとする。

第七十六条　政府は、第七条の規定による改正後の熱供給事業法の施行の状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法の一部改正）

第七十七条　地方税法の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第二十項」を「第三百四十九条の三第十九項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三第二十六項」を「第三百四十九条の三第二十五項」に改める。

第三百四十九条の三第三項中「第二条第二項の一般ガス事業者又は同条第四項の簡易ガス事業者」を「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」に、「同条第一項の一般ガス事業又は同条第三項の簡易ガス事業」を「同条第五項に規定する一般ガス導管事業」に、「同条第一項の一般ガス事業の用に供する償却資産については、同条第二項の一般ガス事業者」を「同条第六項に規定する一般ガス導管事業者」に、「当該一般ガス事業者」を「当該一般ガス導管事業者」に改め、「でガスの製造及び供給の用に供するもの」を削り、同条第十四項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同条第十八項を削り、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第二十七項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第二十一項を第二十項とし、第二十二項から第三十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百一条の三十四第三項第十五号を次のように改める。

十五　削除

第七百一条の三十四第三項第十七号中「第二条第一項」を「第二条第五項」に、「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「同条第三項」を「同条第九項」に、「簡易ガス事業」を「ガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）」に改める。

第七百二条第二項中「第二十三項、第二十四項、第二十六項、第二十八項又は第三十項から第三十三項まで」を「第二十二項、第二十三項、第二十五項、第二十七項又は第二十九項から第三十二項まで」に改める。

附則第十五条第二項中「、第四項若しくは第

十八項」を「若しくは第四項」に改め、同条第十三項中「第二十七項」を「第二十六項」に改める。

附則第十五条の二第二項中「第二十七項」を「第二十六項」に改める。

附則第十七条第六号ロの表(2)中「ついて第三百四十九条の三(第二十項」を「ついて第三百四十九条の三(第十九項」に改める。

附則第十七条の二第五項の表第三百四十九条の三第二十項、第二十四項、第二十八項及び第三十三項の項中「第三百四十九条の三第二十項、第二十四項、第二十八項及び第三十三項」を「第三百四十九条の三第十九項、第二十三項、第二十七項及び第三十二項」に改め、同表第三百四十九条の三第十二項及び第二十三項並びに第三百四十九条の三の二第一項及び第二項の項中「第二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第二十五条第一項から第五項までの規定中「第二十項」を「第十九項」に改める。

附則第二十五条の三第二項及び第四項中「ついて第三百四十九条の三(第二十項」を「ついて第三百四十九条の三(第十九項」に改める。

附則第二十六条第一項、第二十七条の二第一項及び第二項並びに第二十七条の四中「第二十項」を「第十九項」に改める。

附則第二十七条の四の二第一項及び第二項の表中「ついて第三百四十九条の三(第二十項」を「ついて第三百四十九条の三(第十九項」に改める。

附則第五十六条の二第四項中「、平成二十三年度分の固定資産税について」の下に「電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第　号)附則第七十七条の規定による改正前の地方税法」を加え、「第二十七項」を「第二十六項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十八条　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法(次項から第六項までにおいて「第五号新地方税法」という。)第三百四十九条の三第三項の規定は、第五号施行日以後に新設される同項に規定する償却資産に対して課する第五号施行日の属する年の翌年の一月一日(第五号施行日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、第五号施行日前に新設された附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2　第五号施行日から附則第二十二条第一項の義務を負わないこととなった日(第五項において「指定旧供給区域等解除日」という。)の前日までの間に、旧一般ガスみなしガス小売事業者が新設したガス小売事業の用に供する償却資産(地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産をいい、指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するもので政令で定めるものに限る。)に対して課する固定資産税に係る第五号新地方税法第三百四十九条の三第三項の規定の適用については、同項中「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第　号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者」と、「同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する償却資産(同条第六項に規定する一般ガス導管事業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の政令で定める法人が新設した当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給する事業の用に供するものを含む。)のうち政令で定めるもの」とあるのは「同法附則第七十八条第二項に規定する償却資産」とする。

3　第五号施行日から附則第二十八条第一項の義務を負わないこととなった日(第六項において「指定旧供給地点解除日」という。)の前日までの間に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が新設したガス小売事業の用に供する償却資産(地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産をいい、指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するもので政令で定めるものに限る。)に対して課する固定資産税に係る第五号新地方税法第三百四十九条の三第三項の規定の適用については、同項中「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第　号)附則第二十八条第一項に規定する旧簡易ガス小売事業者」と、「同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する償却資産(同条第六項に規定する一般ガス導管事業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の政令で定める法人が新設した当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給する事業の用に供するものを含む。)のうち政令で定めるもの」とあるのは「同法附則第七十八条第三項に規定する償却資産」とする。

4　第五号新地方税法第七百一条の三十四第三項第十七号の規定は、第五号施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び第五号施行日の属する年以後の年分の個人の事業(第五号施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、第五号施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに第五号施行日の属する年前の年分の個人の事業及び第五号施行日の属する年分の個人の事業で第五号施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

5　旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う事業のうち、第五号施行日から指定旧供給区域等解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給区域等解除日の属する年の前の年分の個人の事業及び指定旧供給区域等解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給区域等解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税に係る第五号新地方税法第七百一条の三十四第三項第十七号の規定の適用については、同号中「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業(当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられる」とあるのは、「第二条第二項に規定するガス小売事業(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第　号)附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等においてガスを供給する」とする。

6　旧簡易ガスみなしガス小売事業者が行う事業のうち、第五号施行日から指定旧供給地点解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給地点解除日の属する年

前の年分の個人の事業及び指定旧供給地点解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給地点解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税に係る第五号新地方税法第七百一条の三十四第三項第十七号の規定の適用については、同号中「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられる」とあるのは、「第二条第二項に規定するガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点においてガスを供給する」とする。

7　第三号施行日前に新設された附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「第三号旧地方税法」という。）第三百四十九条の三第十八項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　第三号旧地方税法第三百四十九条の三第十八項の規定は、第三号施行日から附則第五十条第一項の義務を負わないこととなった日（第十項において「指定旧供給区域解除日」という。）の前日までの間に、みなし熱供給事業者が新設した熱供給事業の用に供する償却資産（地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産をいい、指定旧供給区域における熱供給事業の用に供するものに限る。）に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、第三号旧地方税法第三百四十九条の三第十八項中「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条の規定による許可を受けた熱供給事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第四十九条第二項に規定するみなし熱供給事業者」と、「同法第二条第二項の熱供給事業の用に供する」とあるのは「同法附則第七十八条第八項に規定する」とする。

9　第三号旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十五号に掲げる施設に係る事業のうち、第三号施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに第三号施行日の属する年前の年分の個人の事業及び第三号施行日の属する年分の個人の事業で第三号施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

10　第三号旧地方税法第七百一条の三十四第三項第十五号の規定は、みなし熱供給事業者が行う事業のうち、第三号施行日から指定旧供給区域解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給区域解除日の属する年前の年分の個人の事業及び指定旧供給区域解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給区域解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第十五号中「熱供給事業の」とあるのは、「熱供給事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第五十条第一項に規定する指定旧供給区域において熱供給を行うものに限る。）の」とする。

（道路法の一部改正）

第七十九条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「ガス事業法第二条第一項」を「ガス事業法第二条第十一項」に、「一般ガス事業」を「ガス事業（同条第二項に規定するガス小売事業を除く。）」に改め、「又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を削る。

（道路法の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　第五号施行日前に一般ガス事業者（第五号旧ガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者をいう。）又は簡易ガス事業者（第五号旧ガス事業法第二条第四項に規定する簡易ガス事業者をいう。）がした前条の規定による改正前の道路法（以下この項において「旧道路法」という。）第三十六条第一項の計画書に基づく工事のための旧道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可の申請であって、第五条の規定の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の道路法（以下この条において「新道路法」という。）第三十六条第一項の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が附則第二十二条第一項の義務を負う間、新道路法第三十六条第一項中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは、「ガス小売事業を除く。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十二条第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。

3　新道路法第三十六条第一項の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が附則第二十八条第一項の義務を負う間、新道路法第三十六条第一項中「ガス小売事業を除く。）」とあるのは、「ガス小売事業を除く。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十八条第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正）

第八十一条　共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「一般ガス事業者又は簡易ガス事業者」を「一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者」に改める。

（共同溝の整備等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　前条の規定による改正後の共同溝の整備等に関する特別措置法（次項において「新共同溝法」という。）第二条第三項第三号の規定の適用については、旧一般ガスみなしガス小売事業者が附則第二十二条第一項の義務を負う間、同号中「又はガス製造事業者」とあるのは、「若しくはガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）による指定旧供給地点小売供給を行う事業者」とする。

2　新共同溝法第二条第三項第三号の規定の適用については、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が附則第二十八条第一項の義務を負う間、同号中「又はガス製造事業者」とあるのは、「若しくはガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）による指定旧供給地点小売供給を行う事業者」とする。

（法人税法の一部改正）

第八十三条　法人税法の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「、熱供給を受ける者」を削り、同項第二号中「第二条第一項」を「第二条第五項」に、「一般ガス事業又は同条第三項に規定する簡易ガス事業」を「一般ガス導管事業」に

改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十四条　法人が第三号施行日前に前条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第四十五条第一項に規定する受益者から交付を受けた金銭又は資材をもって第三号施行日前に取得した同項第四号に掲げる事業に必要な施設を構成する旧法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産及び当該金銭又は資材をもって第三号施行日以後に取得する附則第四十九条第一項に規定する熱供給事業に必要な施設を構成する前条の規定による改正後の法人税法（次項において「新法人税法」という。）第二条第二十二号に規定する固定資産については、なお従前の例による。

2　みなし熱供給事業者が営む指定旧供給区域熱供給を行う事業は新法人税法第四十五条第一項各号に掲げる事業と、熱供給を受ける者は同項に規定する受益者と、それぞれみなして、同条の規定を適用する。

（登録免許税法の一部改正）

第八十五条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第百一号中「ガス事業の許可、」を「ガス小売事業の登録、旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更の許可、一般ガス導管事業の許可若しくは」に改め、「若しくは供給地点」を削り、同号㈡を削り、同号㈣中「第三十九条の十一第一項」を「第百四十六条第一項」に、「㈣に」を「㈥に」に改め、同号㈣を同号㈥とし、同号㈢中「第三十六条の二の二第一項」を「第三十三条第一項」に改め、「登録」の下に「、第六十九条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）（同法第八十四条第一項（ガス工作物に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）又は第百二条第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）」を加え、同号㈢を同号㈤とし、同号㈠中「（昭和二十九年法律第五十一号）第三条」を「第三十五条」に、「一般ガス事業」を「一般ガス導管事業」に、「第八条第一項（供給区域等の変更）」を「第四十条第一項（供給区域の変更）」に改め、同号㈠を同号㈣とし、同号に㈠から㈢までとして次のように加える。

㈠	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三条（事業の登録）のガス小売事業の登録	登録件数　一件につき九万円
㈡	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十三条第一項（旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等の変更等）の指定旧供給区域等の変更の許可（同法第五条（ガス事業法の一部改正）の規定による改正前のガス事業法㈢において「旧ガス事業法」という。）第六条第二項第三号（許可証）の供給区域の増加に係るものに限り、当該供給区域の属する市町村内における供給区域の増加に係るものを除く。）	許可件数　一件につき九万円
㈢	電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第二十三条第一項の指定旧供給区域等の変更の許可（旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給地点群の増加に係るものに限る。）	許可件数　一件につき一万五千円

別表第一第百三号中「の許可」を「の登録」に、「許可件数」を「登録件数」に改め、同表第百四号中「の旧供給区域」を「の指定旧供給区域」に改め、同号㈡中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改め、同号㈢中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に、「九万円」を「十五万円」に改め、同号㈤中「第二十七条の七第二項第四号」を「第二十七条の七第二項第五号」に、「九万円」を「十五万円」に改め、同号㈥中「第二十七条の三十一第一項」を「第二十七条の三十第一項」に改め、同号㈧中「、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）」を削る。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第五号施行日の前日までの間に受ける附則第十六条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第百一号の規定の適用については、同号中「ガス事業の許可、」とあるのは「ガス事業の許可、ガス小売事業の登録、」と、同号㈠中「又はとあるのは「若しくは」と、「除く。）」とあるのは「除く。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）附則第十六条第二項（ガス小売事業の登録等に関する経過措置）の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八十七条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第十項のガス事業及び同法第二十三条又は第二十四条の届出をして行う事業」を「第二条第二項のガス小売事業及び同条第五項の一般ガス導管事業」に改める。

第三十八条の四第三項第二号及び第四項中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第八十八条　電源開発促進税法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「次号イ」の下に「及び第十一条第二項」を加え、同条第三号イ中「いう。イにおいて同じ」を「いう」に改め、「小売電気事業及び」及び「、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業として供給し、又は」を削り、「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

第九条第二項中「第十一条第一項（承継）」を「第十一条（承継）」に、「第十一条に」を「第十一条第一項に」に改める。

第十一条の見出しを「（申告義務の承継等）」に改め、同条中「第十一条第一項（承継）」を「第十一条（承継）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　一般送配電事業者が営む電気事業の譲渡しがあり、又は一般送配電事業者について分割があった場合において、事業承継法人等（当該電気事業を譲り受けた者若しくは当該分割により電気事業を承継した法人又は当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き電気事業を営む者をいう。）が一般送配電事業者でないときは、当該譲渡し又は分割に係る販売電気については、当該事業承継法人等を一般送配電事業者とみなす。

（電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十九条　施行日前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

2　施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定

される前条の規定（電源開発促進税法第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分を除く。）に限る。以下この条において同じ。）による改正前の同法第七条第一項第一号に規定する販売電気については、前条の規定による改正後の電源開発促進税法（以下この条において「新電源開発促進税法」という。）第七条第一項第一号に規定する販売電気とみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第九十条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

（大規模地震対策特別措置法等の一部改正）

第九十一条　次に掲げる法律の規定中「第三十条第一項（同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十」を「第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条」に改め、「含む。）」の下に「及び第九十七条第一項」を加える。

一　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第八条第一項第四号

二　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第八条第一項第五号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第八条第一項第四号

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の一部改正）

第九十二条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十条の二第一項」を「第百五十九条第一項」に改める。

第三条中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改める。

（地価税法の一部改正）

第九十三条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「一般ガス事業者の同条第一項」を「ガス小売事業者の同条第二項」に、「一般ガス事業若しくは同条第四項」を「ガス小売事業、同条第六項」に、「簡易ガス事業者の同条第三項」を「一般ガス導管事業者の同条第五項」に、「簡易ガス事業に」を「一般ガス導管事業若しくは同条第十項に規定するガス製造事業者の同条第九項に規定するガス製造事業に」に改める。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第九十四条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「第三十九条の十七第一項第八号」を「第百五十六条第一項第八号」に、「第四十七条第一項及び第三項」を「第百七十二条第一項及び第三項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第九十五条　次に掲げる法律の規定中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百三十四条第一項

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第五十二条第一項

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正）

第九十六条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「相続又は合併」の下に「若しくは分割」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその使用済燃料を承継した法人」を加える。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十七条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六十五条第二項中「同条第一項第二号から第四号まで」を「特別の修繕（同条第一項第二号」に、「同項第二号から第四号までに定める修繕」を「同号に定める修繕、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第　号）第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。附則第八十二条第二項において「新ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業若しくは同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるために行う修繕又は旧租税特別措置法第五十七条の八第一項第四号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕をいう。第四項第一号及び第二号において同じ。）」に改め、同条第四項中「同項に規定する」を削り、同項第一号中「（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）」を削る。

附則第八十二条第二項中「同条第一項第二号から第四号まで」を「特別の修繕（同条第一項第二号」に、「同項第二号から第四号までに定める修繕」を「同号に定める修繕、新ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業若しくは同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるために行う修繕又は旧租税特別措置法第五十七条の八第一項第四号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕をいう。第四項第一号及び第二号において同じ。）」に改め、同条第四項中「同項に規定する」を削り、同項第一号中「（第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。）」を削る。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九十八条　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条中電気事業法の改正規定に次のように加える。

第百十四条の二（見出しを含む。）中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

官　報　（号　外）

調査報告書
国の統治機構等に関する調査
右の件について別紙のとおり中間報告する。
平成二十七年六月十一日

国の統治機構に関する調査会長　山崎　力

参議院議長　山崎　正昭殿

国の統治機構等に関する調査報告
（中間報告）

目　　次

第１　調査の経過 …… 1

第２　調査の概要 …… 3

１　委員間の意見交換（平成26年11月５日） …… 3

２　参考人からの意見聴取及び主な議論 …… 10

（１）これからの地方自治（平成27年３月４日）

意見の概要

東京大学名誉教授
地方公共団体情報システム機構理事長　西尾　勝参考人 …… 10

毎日新聞論説委員　人羅　格参考人 …… 12

主な議論 …… 14

（２）国と地方の役割分担（平成27年４月15日）

意見の概要

広島県知事　湯﨑　英彦参考人 …… 25

東京大学名誉教授　神野　直彦参考人 …… 26

京都大学大学院法学研究科教授　秋月　謙吾参考人 …… 28

主な議論 …… 30

（３）広域行政（平成27年４月22日）

意見の概要

兵庫県知事
関西広域連合長　井戸　敏三参考人 …… 40

中央大学大学院経済学研究科教授　佐々木信夫参考人 …… 42

主な議論 …… 44

（４）人口減少社会における基礎自治体（平成27年５月13日）

意見の概要

国立社会保障・人口問題研究所長　森田　朗参考人 …… 53

北海道ニセコ町長　片山　健也参考人 …… 55

主な議論 …… 57

３　委員間の意見交換（平成27年５月20日） …… 71

第３　主要論点別の整理 …… 80

国と地方の役割分担 …… 80

地方分権改革 …… 82

基礎自治体 …… 84

広域行政 …… 87

地方自治 …… 89

地方税財政 …… 91

第１　調査の経過

参議院国の統治機構に関する調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会（臨時会）の平成25年８月７日に設置された。

本調査会における調査テーマについては、理事会等における協議を経て、「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とすることとした。

この調査テーマの下、調査の１年目においては、調査項目として「議院内閣制における内閣の在り方」を取り上げて調査を行い、平成26年６月11日に中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

調査の２年目においては、「国と地方の関係」を調査項目として取り上げて調査を行うこととした。

第187回国会（臨時会）においては、平成26年11月５日、国と地方の関係の調査を進めるに当たり、委員間の意見交換を行った。委員からは、国から地方への権限移譲、基礎自治体と広域自治体、道州制を含む広域行政、地方税財政、住民自治等について意見が述べられた。

第189回国会（常会）においては、平成27年３月４日、これからの地方自治について、参考人東京大学名誉教授・地方公共団体情報システム機構理事長西尾勝君及び毎日新聞論説委員人羅格君から、４月15日、国と地方の役割分担について、参考人広島県知事湯﨑英彦君、東京大学名誉教授神野直彦君及び京都大学大学院法学研究科教授秋月謙吾君から、４月22日、広域行政について、参考人兵庫県知事・関西広域連合長井戸敏三君及び中央大学大学院経済学研究科教授佐々木信夫君から、５月13日、人口減少社会における基礎自治体について、参考人国立社会保障・人口問題研究所長森田朗君及び北海道ニセコ町長片山健也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

以上の調査を踏まえ、平成27年５月20日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。委員からは、国と地方の役割分担、人口減少社会への対応、自治体間連携、自主財源の充実と財政調整制度、地方議会の課題等について意見が述べられ、これらを受けて主要論点別の整理を行った。

なお、平成26年７月、本院から、英国及びドイツ連邦共和国における議会制度、行政府、地方制度等統治機構に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、海外派遣が行われたことから、その報告を11月５日の調査会において聴取した。

官　報（号　外）

第２　調査の概要

１　委員間の意見交換（平成26年11月５日）

２年目の調査を進めるに当たり、国と地方の関係について、委員間の意見交換を行った。その概要は、次のとおりである。（発言順）

猪口　邦子　君（自由民主党）

地方分権改革については、国主導から地方主導の改革へと転換を進め、地方の発想や多様性を重んずる取組が求められる。地方自治体には、分権改革の成果を住民に還元することが求められており、住民が積極的に地方自治に参画する住民自治の充実についても検討していく必要がある。

広域行政については、人々の活動が広域化した現代においても都道府県の枠組みは長年変更されておらず、行政区域を超えた広域的な施策への要請に十分応じられていない。都道府県がより良く役割を果たす方策、より大きな枠組みを想定した場合の是非についての検討も必要である。

人口減少社会における地方自治については、東京一極集中の流れを変えるために、農林水産業等における生活の安定や雇用の創出力の強化につながる地方振興策が必要である。また、子育て支援の充実、地域社会における男女共同参画の社会文化の推進が必要である。なお、国が子育て支援等の制度を拡充する際、先進的な取組を行う地方自治体が引き続き国の制度に上乗せして支援を続けられるようにすることも必要である。

長浜　博行　君（民主党・新緑風会）

国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話できる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することが大切である。さらに、住民が地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想が求められる。

国と地方の関係に係る課題として、まず国と地方の役割分担の見直しが挙げられる。義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関改革等について地方が求める形での更なる取組が必要である。また、事務事業について、住民に身近なものは基礎自治体が担うこととし、基礎自治体が担えないものは広域自治体が、広域自治体が担えないものは国が担うこととするよう、配分の見直しが求められる。

次に、基礎自治体の在り方も課題である。財政力の弱い基礎自治体も役割を持続的に果たしていけるよう議論する必要がある。他方で、大都市については、人々を支えるコミュニティーの機能低下が指摘されるとともに、通勤、通学、経済活動等の範囲が行政区域をはるかに超えている。このため、大都市における住民自治の拡充や行政サービスの提供の在り方等についても議論が必要と考える。

横山　信一　君（公明党）

基礎自治体が活気ある温かな地域づくりを推進していけるよう、新しい発想で地域の自立性を高めていくことが重要と考えている。

そのためには、一つ目に、国と地方の役割の見直しが必要である。これまで国は、地域によって産業構造が異なっていても全国一律の制度を実施し、特区制度においても権限移譲は限定的であった。今後は地域の主導的な取組を実現できる制度が必要である。

二つ目は、地域振興と産業振興であり、両方の側面を持つ地方の基幹産業である農林漁業は、地域づくりの根幹を担っている。地方が食料供給の役割を果たす上で、地域コミュニティーの維持が欠かせない。住民がより積極的に農林漁業に関わることのできる仕組みづくりが必要である。産業としての側面からは、地域における協働や協業が効率性の観点から重要となる。

三つ目は、広域行政であり、総務省が進める地方中枢拠点都市圏と定住自立圏を核として、中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携協力することにより地域全体の経済の底上げを狙うという取組に注目している。

井上　義行　君（みんなの党）

首相官邸で７年間勤務して、ＡＰＥＣ等国際的な枠組みの中で内政にも影響のある事項が決まり、また、安全保障の分野でも様々な問題が生じている状況の中で、今の国の形では海外に勝てないという非常に強い危機感があった。国の役割は外交、防衛、財政、社会保障等国にしかできない分野に絞り、その他のことは地方に財源及び権限を大きく移して地方が担い、小さくて独自では担えない市町村を州が支える道州制を訴えている。

まず、国にしかできない分野とは何かを議論し、その後に道州制等の地方の形を議論した方がよい。その上で、地方の代表が国会で発言できるドイツ連邦参議院のような仕組みを今後考えていく必要がある。

清水　貴之　君（維新の党）

効率的で自律分散型の統治機構を確立するために国と地方の役割を抜本的に見直し、国は外交・安全保障、マクロ経済政策などの国家的な課題に集中し、住民に身近な課題は基礎自治体が担うべきである。また、広域地方政府として道州制の導入を検討する必要がある。道州制は、地域や個人の創意工夫、民間の自由な競争によって経済、社会の活性化を促す成長戦略としての可能性を有している。権限と財源を地方に移譲し規制緩和を図り、国からの上意下達によらず地域、個人が自立できる社会システムを確立すべきである。

こうした地方分権のモデルケースとなるであろう大阪都構想を進めているが、住民投票の見通しは今のところ立っていない。隣接する兵庫県で、人口規模が大きくはない市長、町長と道州制の話をすると反対意見が示される。また、先に都道府県による広域連合を目指すべきという議論もある。以上のように様々な意見があることも承知しており、議論していきたい。

倉林　明子　君（日本共産党）

国と地方の関係を考えるに当たって、憲法における地方自治の位置付けを改めて確認する必要がある。現在、果たして地方自治体は憲法の団体自治と住民自治という原則を発揮できているのだろうか。国と地方の関係について問題点を提起したい。

第一に、少子高齢化の進展、基幹産業である農林水産業の衰退、商店の廃業、高まる住民のニーズへの対応等、地方自治体が抱える課題には待ったなしの対策が求められている。

第二に、平成の合併と三位一体改革による地方交付税及び国庫補助負担金の削減・見直しが、地方財政を破綻寸前に追い込んだことである。基礎自治体がその役割を発揮するために必要な財源の確保は国の責任で行うべきである。

第三に、道州制は、憲法で位置付けられた社会保障や教育等、国民の基本的人権を守る国の責任を放棄しようとするものである。また、新たな集権体制を生み出し、大都市圏への更なる集中と地域間格差の一層の拡大を招くと指摘した全国町村会の特別決議を重く受け止めるべきである。道州制の導入は、憲法が定めた地方自治の原則に反するものである。

浜田　和幸　君（新党改革・無所属の会）

一般的に外交は国の役割と言われているが、経済活動や文化活動を通じた近隣諸国との活発な交流等、地方には国の外交を補完する機能があり、国と地方の協力の在り方を検討する必要がある。

現在、地方分権に関する地方からの提案の大半を中央官庁が拒否している。地方からは特に農地に関する提案が多い。地方の実態や提案を真摯に受け止めるとともに、地方側にも自立のための責任ある対応を求めることが重要となる。

鳥取県では、住民投票制度が実施されており、有権者の３分の１以上の署名があれば、知事や県議会の意向にかかわらず住民投票が実施できる。住民のイニシアチブに基づく取組を地方自治体が応援し、両者が一体となって地方経済の活性化に取り組むことが求められる。

また、地方が主体的に課題に取り組むためには、地方環境税等地方独自の新たな税制についても検討を進めていく必要がある。

さらに、地方が独自の天然資源を海外と共同開発し有効活用する可能性につい

ても議論することは、地方自治の在り方を新たな観点で捉えることにつながると考える。

古賀　友一郎　君（自由民主党）

国と地方の関係は時代の変化に対応していく必要がある。戦後、中央政府に対する抑制均衡の要請などから新たな地方自治制度が導入されたが、戦後復興から高度経済成長を経て社会が成熟化し国民の価値観も多様化してくると、国が主導する一律の行政では社会のニーズに対応しにくくなってきた。

そこで、平成５年の国会決議以降、国の関与を縮小して地方自治体の自由度を高める地方分権を進めることによって地方自治体の行政能力を向上させ効率よく住民ニーズに対応しようとしてきたが、経済のパイが停滞する時代にあって税財源移譲の課題が残されている。

その後、少子高齢化、人口減少が進み地方が消滅してしまうのではないかという危機感すら出てきた時代においては、既存の行政権限を国と地方でどう分け合うかという観点だけでなく、やる気と能力のある地方自治体には現状認められていない行政権限を与えてみることによって、地方の潜在的可能性を引き出し持続可能な地域社会を創出していくべきである。他方、そうした中でも、国の関与が必要な部分もあるため、併せてその見極めの議論も必要である。

風間　直樹　君（民主党・新緑風会）

国と地方の関係について、統治機構及び地方制度の思い切った改革が必要であるというのが委員共通の認識であると考える。

新潟県議会議員時代に、今の都道府県制度は産業力・経済力を成長させるのに不適切であると強く感じた。同県では、制度融資等戦術的な予算が非常に多く、産業基盤への投資等戦略的な予算はほとんどなかった。都道府県がおよそ国の事務の受皿としてのみ機能することに疑問を持ち続けている。

ドイツや中国には、産業投資を活発に行いながら独自性や主体性をいかして自治を行っている地域が多数ある。かつて道州制導入の検討に参加した際、日本を

10から11に分けて道州をつくった場合、それぞれの道州はＧＤＰで世界の上位20位以内に相当する経済力があることが分かった。したがって、地域の産業基盤の強化によって日本経済の成長を促すのが王道であると考える。これを阻害する要因として、都道府県への出向ポストの維持を意図する中央省庁による抵抗がある。経済成長及び道州制移行という地方自治システムの改革を考える上で、官僚制度の改革も併せて考える必要がある。

井原　巧　君（自由民主党）

我が国は社会資本、サービス等が全国に均一に行き渡った成熟期を迎えており、行政や地域との関わりに対する住民の高いニーズを最も身近な行政が把握し、きめ細かな行政サービスを付加していくことが求められている。また、東京への一極集中の度合いは諸外国と比べても高く、中央集権体制を検証していく必要がある。

地方自治体は、市町村合併や三位一体改革が進められる中、行政改革等に取り組んできたが、これにより地方の能力が十分向上したかというと不安も残る。地方自治体は実施事業の優先順位を決定する際、補助金や地方交付税措置といった国の制度に大きく影響される。今後、国は財源を提供しつつも地方に任せ、地方は自立的な行政運営に向けて検討していくことが必要である。また、自立が困難な市町村に対しては、広域自治体である都道府県が補完する必要がある。都道府県の再編も含め広域自治体に行政能力を持たせていくことの検討も必要である。

秋野　公造　君（公明党）

地方分権改革の推進は、国の主導から地方の提案に根差した手法への転換が望まれており、地方の多様性を重視した取組を推進することが求められている。

地方分権の議論は権限と財源の議論にとどまることなく、分権後の自治体間連携の仕組みまで一体で行うべきである。自治体間連携には調整の役割を担う存在が重要となる。

地方分権改革は、究極的には住民生活の向上が目的であり、目に見える形で成

果を住民に還元することが求められる。今後、地方自治体は制度改革や移譲された権限等を最大限にいかすとともに、広域連携等の相互補完のネットワークを意識し、地域の課題解決に向けて独自の工夫を凝らし、地域を元気にしていくことが期待されている。

地域再生の主役は住民であり、住民は単なる行政サービスの受益者にとどまることなく、地方自治体の政策決定に参画し、協働する主体であることが期待される。また、住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で議会の役割は重要であり、政策提言機能を強化する地方議会改革について議論が必要と考える。

2　参考人からの意見聴取及び主な議論

（1）これからの地方自治（平成27年３月４日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

東京大学名誉教授

地方公共団体情報システム機構理事長　　西尾　勝　参考人

地方分権推進委員会及び地方分権改革推進委員会に参画し、また第24次から第30次までの地方制度調査会で地方自治制度の改革に関わってきた。

地方分権改革20年の評価として、地方分権推進委員会の勧告に基づく機関委任事務制度の全面廃止、国による地方自治体への関与の縮小・定型化は、第一次分権改革と総称され、シャウプ勧告に基づく改革以来の大改革と言える。その後の地方分権改革推進委員会の勧告に基づく義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への事務権限の移譲、国と地方の協議の場の法制化などは、地方分権推進委員会の流れを継承した大きな成果と評価できる。

これらの改革は行政面にとどまり、国と地方の税財源配分については成果を上げることができず、未完の改革と言わざるを得ない。しかし、現在の国と地方の財政状況の下で財政面の改革に着手することは極めて難しい。そのため、地方は当分の間、国に地方分権改革を審議する大掛かりな諮問機関の設置を求めず、個々の地方自治体が分権改革の成果を積極的に活用して公共サービスを充実し、その効果を住民に還元することに専念すべきである。

地方分権改革の推進には、大きく分けて所掌事務拡張路線と自由度拡充路線と呼ぶべき手法がある。シャウプ勧告は、国と都道府県、都道府県と市町村の事務配分を改め、合わせて税財源の配分構造を改めようとした。それ以来、国から都道府県へ、都道府県から市町村への事務権限の移譲を地方分権の推進と考える社会通念が確立された。その後の地方制度調査会による度重なる答申も基本的にはこの考え方を踏襲している。このように、国から地方自治体へ事務を移して所掌

事務を拡張する手法、中でも基礎自治体の所掌事務を拡張する手法を所掌事務拡張路線と呼んでいる。

地方分権推進委員会で最大の勧告事項となった機関委任事務制度の全面廃止、国による地方自治体への関与の縮小・定型化等の一連の措置は、所掌事務拡張路線に属するものではない。機関委任事務制度の全面廃止は、都道府県や市町村に委任されていた事務を原則として自治事務か法定受託事務に改めたものであり、国、都道府県、市町村の事務配分は変更せず、国による関与の仕組みのみを変更した。このように、自治事務に区分けされた事務への通達、通知を技術的な助言に改めるなど、地方自治体の裁量、地域事情に即応した創意工夫の余地を広げる手法を自由度拡充路線と呼んでいる。

その後の地方分権改革推進委員会の勧告に基づく義務付け・枠付けの見直しも、自由度拡充路線に属する改革手法であり、地方分権改革の手法に新しい道を切り開いた。しかし、最近、地方からは旧来の所掌事務拡張路線への回帰を求めて、より大胆な改革構想が続出している。例えば、大阪都構想、特別自治市構想、国の出先機関の原則廃止、道州制などの改革構想は、大規模な事務権限の一括移譲を求めるもので所掌事務拡張路線に属する。

こうした大胆な改革構想には危険な面があり、所掌事務拡張路線を進める場合には十分な留意が必要である。特に国の出先機関の原則廃止や道州制の改革構想は、国の行政改革の観点からは、できるだけ多くの機関の廃止・縮小、国家公務員の大幅削減への期待が出てくる。その実現のため、大幅な事務権限の移譲を行おうとする可能性がある。

国の出先機関の原則廃止に関しては、経済財政諮問会議が決定した歳出歳入一体改革を実現すべく、地方分権改革推進委員会で具体策を検討するよう指示された。当時、全国知事会は国の出先機関を原則廃止し、事務権限を都道府県へ移譲すべきとする立場にあり、それが地方分権改革の趣旨にかなうと考えていた。しかし、関係省庁が、国が責任を負うべきと考える事務権限についてはそのコントロール手段を維持したいと抵抗したため、進展しなかった。関係省庁は事務権限を都道府県、広域連合等に移譲する場合でも、法定受託事務にすることを最低限

の要件とし、場合によっては大臣に特別な指揮監督権を行使する余地を留保しようとした。このような、いわゆるひも付きの事務権限が多くなるほど、移譲を受けた地方自治体は国の下請機関の性格を強めていかざるを得ない。こうした改革は分権改革の趣旨に合わない。

国が最終責任を負うべき事務権限は、純粋な国の事務として留保し、地方自治体に移譲してはならない。こうした改革構想を具体化する際には、国の事務として留保するものか、地方自治体の事務として移譲するものかについて、事務権限ごとに精査しなければならない。この仕分け作業は民間有識者で構成される諮問機関だけでは対応できないため、実務に詳しい、国と地方自治体の職員の助力が不可欠である。

原則廃止、丸ごと移管というような論議では、丁寧な仕分け作業を行う必要性が軽視されることを危惧している。国の出先機関の廃止・縮小に反対ではないが、全てを移譲する議論は危険であり、道州制論議でもこのような議論が必ず再現することを強調しておきたい。

毎日新聞論説委員　　人羅　格　参考人

メディアで地方自治、地方分権改革等を担当してきた。

最近、地方分権改革はメディアで取り上げられる機会が減っている。その理由としては、国民にとって分権改革の必要性や自分たちへの影響がイメージしにくく、国と地方の権限争いであるという印象があるため、切実な関心を持つに至っていないからではないか。

また、第二次分権改革で義務付け・枠付けの見直し等、国による地方自治体への関与の縮小がかなり進められたが、その先の地方分権や地方自治についての政治的なイメージが集約されていない。そのため、国の出先機関改革が膠着して以来、国と地方の事務や権限の議論について一種の足踏み感があるのではないか。

今後の議論の方向性として二つある。一つは、国の守備範囲を極力狭めて、再び国から地方に大胆に事務や権限を移譲する方向の議論であり、道州制がその代表である。もう一つは、地方には既に相当事務が移譲されており、更なる移譲で

はなく基礎自治体が自由にまちづくりや都市計画を行えるような地方分権を進めるべきという議論である。

現在、議論されている地方創生は、人口減少問題への対応であり、厳密に言うと地方分権改革とは異なる議論であるが、町村には、この議論が合併につながることへの懸念も多い。実際は、道州制の議論以前に、当面の切実な課題についてまずは都道府県を中心に考えて、市町村が周囲と連携して解決するという議論が起きているのではないか。

道州制や地方制度改革は議論の進め方が大きな課題である。地方分権改革を徹底するならば道州制は一つの選択肢である。そのためには現在の都道府県にどのような問題があり、道州に再編することでどのように改善されるかという具体的な説明が求められる。特に道州制の基本法を議論するに当たっては、道州制の目的、権限移譲の方法、基礎自治体の将来の姿を確立してから道州制を導入するという議論であれば理解できるが、手続面のみを先行させようとしている点に危惧を感じる。都道府県の再編は憲法改正の国民投票に値する重要な案件であり、十分な議論が必要である。

これからの人口減少社会では、まちづくりをやり直す方向にもなるので、基礎自治体のまちづくりや都市計画の自由度を高めて、そこに住民参加の方策を講じることが最低限必要ではないか。それによって、有権者が地方分権は生活に関係があると納得し、地方分権改革に切実な関心を持つ契機となり得る。

地方分権改革については、税財政に関して難しい問題が多々あるにもかかわらず議論が不足しており、地方の税財政をどのように拡充していくかを積極的に議論すべきである。三位一体改革では、地方への約３兆円の税源移譲が行われた一方で地方交付税が約５兆円減額されたため、地方側は不信感を非常に強めた。

税源移譲の議論が難しい理由の一つは、税源移譲が進むほど地方自治体間の税収格差が拡大し、バランスを逸してしまうからである。恐らく地方消費税や住民税も同様の問題が生じ、地方に税源を移すという議論が進まない。議論を進めるためには、難しいかもしれないが、何らかの形で税を融通し合う仕組みについて議論する必要がある。

地方議会の在り方についての積極的な議論が必要である。現行制度では、首長と議会がそれぞれ住民から選ばれる二元代表制を採っており、両者がうまく機能する必要がある。最近、多くの地方議会が政策機能や監視機能の拡充に努めていることは承知しているものの、不十分である。

地方議会についての最たる問題は、地方議会が住民から非常に遠い存在で、その活動がよく理解されていないことである。こうした状況に対し、例えば通年議会化や夜間の開催の拡充、議員提案による政策条例の制定、情報公開等の運用面で地方議会を改革できる。制度的には、例えば地方議員の選挙制度、候補者の選定手法、女性議員割合の拡大、議会の機能の仕方について、地方分権にふさわしいものとする議論が必要である。

住民投票の議題や拘束力等住民参加の在り方についても、もう少し正面から議論するとよいのではないか。

（主な議論）　　*○は委員の発言、□は参考人の発言*

【地方分権改革】

〈地方分権の推進〉

○　憲法を改正しないと、今後の地方分権や地方自治の議論が難しくなることがあるのか。

□　多くの改革を進めていくに当たって、憲法が障害になることは少ないと思う。憲法93条は地方公共団体の長と議会を直接選挙することとし、二元代表制を定めているが、別の形態を選択する余地を認めるべきという議論がある。

□　首長と議会の関係を見ると、首長が予算や条例の執行権の全てを掌握し、地方議会の領分がやや少ない印象を持つ。憲法との関係を議論しなくとも、首長と議会の権限関係について議論していく余地がある。

○　平成７年の地方分権推進法施行後、国の下請からの解放、機関委任事務の廃止について議論があった。いわゆる分権の受皿論について、どのように整理しているのか。

□　地方分権推進委員会としては、地方自治体の要望する地方分権改革を実現

官　報（号　外）
平成二十七年六月十七日　参議院会議録第二十七号（その二）　調査報告書

し、また地方の協力を得る観点から、国、都道府県、市町村という体制を前提とし、その中でできる限りの地方分権を図ることを方針とした。しかし、その過程で分権改革と同時並行で市町村合併も議論することとなり、第二次勧告で市町村合併は自主合併が大原則であり、政府はそれを支援すべきであるとした。それにより平成の合併が進むことになったが、時期尚早であったため、町村関係者は分権改革に非常に批判的になり、地方六団体の一致した支持を得られなくなった。ただ、高齢化の進行と人口減少時代に入ることは当時から予想されており、平成の合併が行われていなかったら、現在大議論になっていると思う。

○　地方自治の充実、地方分権改革を進める上で行政改革との両立をいかに考えるべきか。

□　国会決議を契機に地方分権推進委員会が発足し、地方分権改革は行政改革と並走状態になったが、全体としては行政改革に後押しされながら進められてきた。また、分権改革と行政改革が衝突する問題も多い。

○　国と地方自治体の事務権限の仕分けは困難な作業であるが、どのように行えばよいか。

□　地方分権推進委員会で事務権限の仕分け作業を行った際には、委員が中央官庁の幹部職員にグループヒアリングを行った。回数を重ねて議論を行い、互いの主張をすり合わせた。全ての問題について長時間議論を行う必要はないが、特に重要な問題については慎重に議論すべきである。

○　道州制等、所掌事務拡張路線の改革案が提案されているが、地方分権改革を進める方策としては、現在の国、都道府県、市町村の枠組みを維持しつつ、権限移譲や自由度の拡充に取り組んでいくべきなのか。

□　現状の枠組みの中で権限移譲や自由度の拡充に取り組むべきと考える。また、道州制については、手続論のみを先行するのではなく、導入の目的、事務権限移譲の範囲、基礎自治体の在り方について十分に議論をした上で、導入について判断すべきである。

○　大阪都構想、新たな大都市制度等、地方から様々な改革案が提案されている。政府は、地方の形はそれぞれの地方からの発意を尊重し決めるとしている。しかし、地方制度は国の形とも言えるため、国と地方、地方と地方の形は国が制度設計をすべきとの考えもあるがいかがか。

□　地方自治法上、市町村の合併等の廃置分合又は境界変更については、市町村の発議が原則である。一方、都道府県に関しては、法律で定めることになっている。このように、現行制度においても地方制度について全てが地方からの発議によってなされるものとはなっていない。これは都道府県は国の直下にある広域自治体であり、国の形に密接に関わるからとも言える。

〈市町村合併〉

○　地方自治の充実の観点から、平成の合併をどう評価するか。

□　平成の合併については、いずれは取り組まざるを得ない課題であったと考えるが、進め方として編入合併される町村の自治を尊重する方策等が不足しており、余りメリットのない結果となった。

□　平成の合併については、行政の効率化、分権の受皿としての基盤強化に関する検証が必要である。また、合併後の地域に自治組織を設置する等の議論が進まなかったため、合併に対する住民の印象は良くない。

○　事務権限の移譲が進められていけば、地方自治体は一定程度の規模が必要と予想される。今後地方分権改革が更に進んだ場合、人口減少にも鑑みて、再び市町村合併が必要になることも考えられるが、見解を伺う。

□　平成の合併が一区切りしてから年数が経過しておらず、当分は市町村合併を行う余地はほとんどない。ただし、当時合併議論が活発化しなかった大都市周辺では、人口減少、社会資本の老朽化、高齢化等で財政が厳しくなり、今後合併の余地はある。その場合でも市町村数が全体で1,000以下になるとは考えられない。

また、幾ら合併を行っても、規模を拡大できない町村があり、規模を拡大する市との格差は深刻な問題である。離島はそれぞれの島でコミュニティーが形成されており、合併しても余り意味がない。我が国にはこうした町村が多数存在することを意識する必要がある。

□　人口が減少する中で、更なる市町村合併が行われる可能性は低く、小規模町村は、むしろ都道府県による補完や自治体間連携等の対応が中心になる。今後急速に高齢化が進む大都市圏については、合併という方策が適切なのか、又は連携等の方策がよいか、早急に議論する必要がある。地域の連携なしに市町村が個別に対応すると危険が生じる可能性もある。

〈国の出先機関の位置付け〉

○　市町村長は、なぜ国の出先機関の廃止を主張しないのか。

□　国の出先機関の廃止については、むしろ反対していたという印象がある。市町村には都道府県が強くなることについて抵抗感があるのではないか。

□　最大の要因は河川問題である。河川が氾濫した場合、市町村長は住民からの苦情の矢面に立たされる。都道府県の財政力に対する懸念があり、現行どおり国が管理した方が安心感があるということだろう。

○　千年に一度程度の確率で起きる大災害に備えて、地方自治体が継続して人員を確保しておくことは負担が大きく、国が人員を含めて備えておくことは有益である。一方、国の財政状況から、行政改革の一環として国の出先機関の見直しは不可避ではないかと思うがいかがか。

□　東日本大震災を契機に、国土交通省地方整備局を地方に移管することが適切なのかという議論が強まったが、全面的に移管することについては懐疑的である。まず、国と地方の役割分担について十分に議論した上で、道州制とするのか、国の出先機関の一部移管とするのかという議論を行うべきである。

□　国の出先機関の原則廃止の狙いは国家公務員数の削減に絞られていたが、国家公務員を解雇するのではなく地方公務員とすることが前提だった。しかし、その分の人件費を国が負担すると行政改革にならず、国が負担しない場合は地方自治体が何らかの対応を迫られることになり、その結果サービス水準が低下しかねない。

〈地方税財政〉

○　国の出先機関を地方自治体に財源付きで移管する改革の検討に際して、財源移譲のリスクにはどのようなものがあるのか。

□　財源移譲により地方分権は進むが、執行に対する地方議会の監視が十分に行き届くのか。さらに、地方間のバランスが取れた形で財源移譲の設計ができるのか、懸念される。

□　増税の余地がない状況下で地方税の比率を高めることは、国税を減らすことになる。三位一体改革は、当初、国、地方それぞれの歳入歳出のバランスが取れるようにするという構想であった。国から地方への税源移譲はされたものの、結果的に総額は減ったため地方は総反発し、増税なしで財源を移譲するのは大変難しい状況となっている。消費税率の引上げは国と地方の配分を見直す一つの契機である。

○　地方自治の充実の観点から、三位一体改革をどう評価するか。

□　三位一体改革に対しては期待していたが、政治主導で進められ、唖然とする結果となってしまった。税財源移譲については今後もこの経験を踏まえていくしかないが、容易に提案できない状況になっている。

□　三位一体改革については、国庫補助負担金と地方交付税を縮減し、地方の自主税源を増やそうとする発想とアプローチは良かったが、自主税源の増加より地方交付税等の縮減額が大きく、地方側に大きな打撃を与えた。税財源について改めて地方六団体を中心に議論を進めてほしい。

○　三位一体改革で地方交付税の総額が圧縮されたため、いわゆる交付団体は大きな打撃を受けた一方で、不交付団体はその影響を受けず、むしろ税源移譲により税収が大幅に伸びた。このことを前提として、特に税率が引き上げられた消費税に関する垂直的財源調整についてどう考えるか。

□　税収の偏在を少しでも解消するために、一旦国税として徴収した上で地方へ再配分せざるを得ないのではないか。そういう意味では、地方交付税の原資となる国税の種類及び徴収比率の在り方は大変重要である。

〈農地転用許可の権限移譲〉

○　農地転用に係る権限が移譲されたことにより地方自治体が自主的に農地転用を決められるようになるが、これは人口減少下のまちづくりに有益になると考えてよいか。

官　報（号外）
参議院会議録第二十七号（その二）　調査報告書　平成二十七年六月十七日

□　まちづくりの土地利用に関する計画作成やそれに関する権限は、基礎自治体が持つべきである。長年の懸案事項であった農地関連の制約が解消され、市町村がまちづくりに取り組む際の有効な手段になるだろう。

□　まちづくりの自由度を基礎自治体が持つ流れの中では、非常に意味のある改革であった。国は耕作放棄地の問題について、地方自治体と十分に話し合う体制をつくるべきではないか。

○　農地転用に係る事務権限が国から地方へ移譲されることとなり、今後都市計画の中で地方自治体と国の方針が競合する場合、解決策をどう考えるか。

□　市街地と農地に関する折衝は、地方分権改革開始以来の大きな課題であった。農地転用に係る事務権限を市町村へ移譲することについて、従来は国及び都道府県が反対していたが、地方六団体が都道府県と市町村の間の意見調整を行い、両者が合意できる案を作成できた。さらに、農地確保の重要性を踏まえた提案を地方側が行った。その結果、農地確保に地方も責任を負うという認識の下、合意に至ったことは大きな前進である。

現在は都市が縮小し、農村も人口が減少する時期を迎えている。都市の膨張圧力がなくなる状況の下、むしろ農地に戻すことが重要になる。

【広域行政】

〈都道府県の役割〉

○　都道府県は現在、市町村の状況や要望を国につなぐ中間的な役割を果たしているが、更に都道府県が主体的に担うべき役割はあるか。

□　市町村は合併が進む一方で、47都道府県体制が長らく続いている。政令指定都市を含めた市町村への権限移譲が進む中、都道府県の役割が次第に曖昧なものとなっている。

□　都道府県域全体に係る広域行政と、小規模な市町村の補完が、都道府県の重要な役割となる。

地方分権改革で、都道府県から市町村への大幅な権限移譲が行われた一方で、国から都道府県への権限移譲は十分には行われておらず、権限移譲を求める声が都道府県にある。国の出先機関が担う事務の中で、都道府県への移譲が可能なものは相当程度あると考えられ、議論を進めることは必要であるが、全てを移譲できるとは思わない方がよい。

〈大阪都構想〉

○　大阪都構想では現在の大阪市を五つの特別区にするとしているが、住民にとってのメリットとデメリットは何か。

□　大阪都構想のメリットは、大阪府と大阪市の二元状態がある程度解消されることである。また、政令指定都市の区長には公務員が配置されているが、大阪都構想により区長、区議会議員の公選が行われると、ガバナンスが強力になる可能性がある。デメリットは、分割された区の財政の均衡を保ち格差が生じないよう調整できるかの議論を待たなければならないことである。

□　大阪都構想は、大阪府に、従来の事務に加えて大阪市の広域的な事務を移すという集権的な側面を持つ構想である。一方、大阪都構想により設けられる特別区においては、公選の首長、区議会が置かれ、従来の行政区より強力で住民に身近な自治体ができることになり、そこに権限を移譲するという点で分権的な側面を有する。ただし、大阪には東京ほどの財政力がないため、特別区がうまく機能するかどうかは分からない。

○　大阪都構想の下で行われている大阪府と大阪市の事務権限の仕分けは、円滑に進んでいないところもあるが、ある程度力業で進めていかなければ、二重行政の解消は困難であるが、どのように行えばよいか。

□　大阪都構想の場合、大阪府と大阪市という自治体間における事務権限の分け合いの話であり、現在整理が進められていると受け止めている。平成27年５月に予定される住民投票で、自治体の形について拘束力のある決定を行う点に注目している。メリットやデメリットも含めて判断材料となる情報が十分に公開され、住民が判断することが必要である。

○　大阪都構想と道州制の関連について伺う。

□　基本的に大阪都構想と道州制は別問題と思うが、政治的には都に移行すれば、改革の機運が高まり道州制などの議論に波及することはある。

□　大阪都構想が実現し、その後道州制導入により都道府県を廃止する場合、特別区も廃止となる。このとき、再び大阪市を復活させるか、特別区を市に移行するかなど、その扱いを決めておく必要がある。

〈道州制〉

○　道州制に対して慎重な理由を伺う。

□　現在の道州制議論には三つの危惧がある。第一には、現在の各政党における議論ができるだけ多くの事務権限を道州へ移譲しようとするものであり、それは集権的な道州制になりかねない。分権的な道州制とするには、国税徴収等、国に留保する事務権限についての丁寧な議論が必要である。第二には、更なる市町村数の削減が必要との意見がある。町村関係者は一致して反対しており、非現実的な発想である。第三には、都道府県を全面廃止する場合の道州の区割り問題である。道州間に生じる格差等を考慮すると、関東や関西では適切な道州の設計ができない。例えば関東では市町村、都県、道州の三層構造にするのが現実的ではないか。

○　道州制に移行するのであれば、十分に検討した上でのシミュレーションが必要である。先行モデル地域を設け、国民に導入のメリットを証明する行動が起きないのはなぜか。

□　北海道は現在でも道州制での区割りと同じであるが、札幌一極集中の緩和等に対する具体像が示されていない。そのため、先行モデル地域として、例えば国の出先機関を一部先行移譲することも考えられる。

○　経済が右肩下がり又は成長が止まった段階、少子高齢の段階においては、地方に権限、財源を移譲し、コストパフォーマンスを上げることが重要である。道州制議論において、道州政府は国の総合出先機関であるべきか、完全な自治体であるべきか。

□　完全に国の総合出先機関となった場合、それはもう自治体ではない。自治体としての性格を強めていくことが必要ではあるが、国の事務を一切引き受けないことが理想とは思っていない。

□　国の総合出先機関にするのであれば、道州制はやめた方がよい。現在の都道府県で十分であり、必要があれば都道府県の合併で対処すべきではないか。道州制は、地方分権改革を徹底するという前提の下に議論するのが当然である。

【地方自治の在り方】

〈地方議会〉

○　地方議会の役割がなかなか住民に理解されていない。地方自治制度では、首長の暴走を議会が統制することが非常に難しくなっている。地方議会の最大の役割は首長に対する統制であると考えるが、見解を伺う。

□　地方議会の在り方については、政策発信機能を強化すべきという考え方と、行政監視機能を強化すべきという考え方がある。前者がより発揮される必要があり、議員が政策条例等を活発に提案することが地方議会活性化のために重要だと考えている。ただ、首長の権限が強い中で、地方議会の権限をどこまで強化できるのかという議論を更に行う必要がある。

〈地方自治の充実〉

○　地方自治の充実の観点から、住民投票の在り方について見解を伺う。

□　地方議会との役割分担をいかに考えるかであり、住民に身近な問題について、適切な議題設定の下で住民投票が行われることに問題はない。ただ、議題設定や投票の拘束力について混乱が生じており、政治的に議論するのがよいのではないか。

○　現在、18歳への選挙権年齢の引下げが議論されているが、成年年齢の引下げ、若者の政治参加を促す被選挙権年齢の引下げの議論は十分とは言えない。選挙権年齢の引下げだけを先行させることについて見解を伺う。

□　選挙権年齢を18歳に引き下げるべきである。成人年齢と少年法との関係が議論になるが、法務省は成人年齢が選挙権年齢と分離しても支障はないとしている。諸外国でも選挙権年齢と成人年齢は必ずしも一致しておらず、ドイツは選挙権年齢を引き下げた後、成人年齢をそれに合わせている。選挙権年齢の引下げを先行させることで、18歳で成人年齢に値するかという議論が醸成されていくこともあり得る。

官　報（号外）
平成二十七年六月十七日　参議院会議録第二十七号（その二）　調査報告書

□　選挙権年齢を引き下げた場合、それに合わせて成人年齢を統一した方が分かりやすくなるが、合理的な理由があれば違いが生じてもやむを得ない。

○　被選挙権年齢の引下げについて見解を伺う。

□　選挙権年齢と被選挙権年齢を区別することは、余り合理的な理由がない。選挙法改正の際に被選挙権年齢を見直すことは十分あり得る。

○　供託金の減額について見解を伺う。

□　供託金が高過ぎるという意見に同意する。供託金を見直す議論が必要である。全ての選挙とは言わないが、少なくとも基礎自治体である市町村議会議員選挙における供託金は下げるべきと考えている。

○　選挙に対する有権者の関心の低さを度々感じる。学校教育において有権者教育を行う必要があると考えるが、見解を伺う。

□　選挙権年齢が18歳となった場合、高校３年生で投票権を得る人も出るため、投票の仕組みや選挙の大切さ等のいわゆる主権者教育を行うことが重要となる。超低投票率国家にならないためにも、若者に投票行動を定着させることが重要である。

〈人口減少社会への対応〉

○　地方自治体が職員の削減を進めつつ、国から事務権限の移譲を受けると、公共サービス水準の低下が生じ得る。地方分権改革の議論を進める中で人口減少をどのように捉えていたのか。

□　当時、短期的な課題としては介護保険制度の開始に市町村が対応できるかという問題があり、中期的な課題としては地方財政の逼迫があった。人口減少は長期的な課題として予測していたが、その後の人口減少速度は想定をはるかに超えるものであった。

○　地方の人口が減少する中、東京一極集中の是正は必ず取り組むべき課題である。地方自治体は、商店街や地域を中心に様々な活性化方策を講じているが、根本的な解決策に至らない場合も多い。地方の活性化に向けた方策は何か。

□　横並び的な取組からは、根本的な活性化方策は導き出せない。各地域の実情が異なるため、一般的な方策を打ち出すのは困難である。一定程度の財源を保障した上でそれぞれの地域の創意工夫に委ねることも有効ではないか。

○　大都市圏、例えば東京圏と地方という地域格差はあるが、大都市圏内でも人口減少に関する地域格差がある。横須賀市ではここ20年間で人口が約１割減少している。今後、大都市圏内の地域格差についてどのように考えればよいか。

□　人口減少問題は全国に及んでいる。東京圏も例外でなく、相当な速度で人口減少が進む。この問題への対処は全国の市町村が抱える問題であり、大都市圏と地方の違いは程度の差でしかない。

□　人口減少問題は大都市圏でも例外ではない。大都市圏も含めた対応策が必要である。

（２）国と地方の役割分担（平成27年４月15日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

広島県知事　　湯﨑　英彦　参考人

国と地方の役割について現状の課題、解決に向けた方向性、広島県が構想する地方分権型道州制について説明したい。

我が国における現在の課題としては、人口減少、東京圏への人口集中が挙げられ、統治機構の在り方を考える上でも大きく影響している。

また、国と地方の役割分担の最適化について改めて考えるべきである。国においては、地方行政への多大な関与を含め役割が膨大であり、本来取り組むべき課題への集中的対応が困難になっているのではないかという問題意識を持っている。一方、地方は、創意工夫し独自性を発揮するための権限、財源が極めて乏しい状況にある。

さらに、財政上の課題としては、国は、少ない人員で地方予算への関与も含め多額の予算を管理するというマネジメント面での大きな課題を抱えている。一方、地方は、歳出総額の大部分、例えば広島県の平成26年度予算においては、一般財源ベースの約86％を法令等の国の関与が存する義務的経費が占めており、県が政策的経費として使える財源は１割程度しかない。その中でも私学振興費等事実上変更が困難な費目もあり、地方自治体が自由に施策を実行するための財源は更に少ない。私が指摘する「１割自治」はこうした状況を指している。

これらの課題解決の方向性としては、真の地方創生の実現に向けた新たな成長モデルの構築が重要であり、そのためには多様性が必要と考える。災害時のリスク分散という観点からも、現在の東京一極集中から、経済機能の分散あるいは権限、財源の移譲によって多様性を生み出し、更なる活力と競争力を創出していくべきである。

その実現のためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直して、地方が自らの発想と創意工夫によって魅力ある地域づくりに効果的に取り組むことができる体制にすべきである。加えて、国の予算を管理可能な規模に適正化することで、財政再建にも資すると考えている。

こうした観点から、地方分権型道州制への移行を主張している。これは単に地方制度に関する議論ではなく、国と地方の役割を見直すことで国全体の活力と競争力を生み出し、さらに、双方の行政機能を強化し、公共サービスを向上させることを目的としている。

地方分権型道州制における国と地方の役割分担の在り方としては、国は外交、防衛、マクロ経済等本来取り組むべき課題に集中的に対応し、それ以外の役割は住民に身近な地方が担うべきである。地方が多様性、独自性を発揮し得る自立した行政権限を持つべきである。それにより地域の実情及び要請に的確に応えることができ、住民への公共サービスが向上する。

税制についても抜本的に見直すことにより、役割及び実際の業務に見合った財源を地方が確保し、歳出の決定を地方に任せ、国と地方の財政支出を適正化することが必要である。また、地方が多様性、独自性を発揮するためには、自治立法権の範囲及び課税自主権の対象について拡大・強化を図るべきである。

現在、我が国の経済力及び産業力が停滞している原因の一つとして、社会の画一化が考えられる。こうした状況を抜本的に打開するためには、イノベーションを生み出すことが必要である。そのためには多様性が必要であり、地方分権型道州制は多様性の創出に大きく寄与すると考えている。

東京大学名誉教授　　神野　直彦　参考人

地方分権改革に携わってきた経験に基づいて、また財政学を専攻する立場から、国と地方の役割分担についての所見を述べる。

地方分権改革あるいは国の統治機構の改革は、経済のグローバル化と密接に結び付いている。ヨーロッパでは、ＥＵの創設により経済のグローバル化に対応するとともに、1985年にヨーロッパ地方自治憲章を制定して地方分権を推進した。この憲章が世界的に地方分権の潮流を巻き起こす契機となり、国民国家の機能を超国家機関という上方と、地方分権という下方に分岐させる動きが生じ始めた。

第二次世界大戦後、先進諸国は福祉国家を目指した。福祉国家は所得再分配国家と言ってよく、国の所得再分配機能を認め、資本の動きを制御する権限が認められてきた。1973年に固定為替相場制度が崩壊し、金融が自由化すると資本は国境を越えて自由に移動するようになった。こうした経済のグローバル化によって、国による所得再分配が困難となった。そこで地域に密着している国民生活を守る機能を地方自治体に担わせようとする動きが生じた。

資源配分、所得再分配、経済安定化の三つの財政機能のうち、所得再分配機能と経済安定化機能については、これまで国のみが担ってきた。しかし、経済のグローバル化によりそれらが適切に機能しなくなり、教育、医療、福祉等を地方自治体にサービス給付として提供させることで、所得再分配機能を国と地方で分担する動きが出てきた。

我が国において20年間にわたって行われてきた地方分権改革は、ゆとりと豊かさを実感できる社会を掲げた平成５年の国会決議により始まった。福祉国家の現金給付による所得再分配機能をサービス給付の強化によって補強する動きと絡み合いながら、地方分権が推進された。

三位一体改革を挟んで、第一次、第二次分権改革が行われてきた。私が座長を務める地方分権改革有識者会議ではこれまでの地方分権改革を総括し、残された課題について新たな手法で改革を進めている。国民はまだゆとりと豊かさを実感できる社会を享受しておらず、今後ともこの使命を果たしていく必要がある。

地方分権において制度改革は進んでいるため、この成果をいかして地方自治体に実際に様々な公共サービスを提供してもらうという、下からの改革に手法を大きく変えた。これまでのように国が集中的に地方分権改革を進めるのではなく、地方自治体、国民のイニシアチブによる提案募集方式と、権限の移譲等についてまず可能なところから実践し順次広げるという手挙げ方式の二つを組み合わせて分権改革を進めている。

政府間財政関係は、公共サービスの提供に関し、決定は国が行い、執行は地方自治体が行う集権的分散システムである。これを決定も執行も地方自治体が行う分権的分散システムに変えていくことが地方分権改革の任務なのではないか。

国民がゆとりと豊かさを実感できない主な原因の一つは、国際的に見て社会保障関連支出が、年金と医療保険は平均かそれ以上であるが、高齢者福祉サービス、保育サービス等の地方自治体が責任を負うべきサービス給付の割合が小さいことにある。その理由は財源がないことである。

なぜ財源がないのか。ＯＥＣＤ加盟国の租税負担率は一貫して上昇している。これらの福祉国家では、1980年代から地方分権改革を行い、税負担を上げることで必要な財源を確保している。ところが我が国では、分権改革と同時に租税負担率を急速に下げている。地方への税源移譲という問題以前に、国税が減っていくために財政調整制度の財源がなくなり、地方の一般財源を保障できない状態になってくる。現在、一般財源は増加しておらず、これがゆとりも豊かさも実感できない主な要因である。分権改革で財源面での改革が進まないのは、国、地方を通じて租税負担が上がっていないためである。

京都大学大学院法学研究科教授　　秋月　謙吾　参考人

国と地方の役割や地方分権の問題を考える際に参考となり得る視点について、例を挙げながら提示したい。

第一に、事実を述べる記述的論議と価値観を含む規範的論議は、しばしば混同されるが、可能な限り両者を峻別することが必要である。その参考として、2000年に行われたロンドン市長選挙についての我が国の新聞記事を示す。同記事は、ブレア首相の路線と対立する候補が当選したことについて事実のみを述べているが、実は重大な規範的要素が隠れている。通常、選挙結果についての報道では投票率も伝えられるが、同選挙の結果を伝える他社の新聞記事にも投票率は記載されていなかった。

その背景として、我が国では当時、投票率が５割以下になりかけており、マスコミを中心に投票率向上の必要性が唱えられていたことを指摘することができる。民主主義の母国とも言われるイギリスの首都における重要な選挙の投票率が３割程度であるという事実は、マスコミにとって不都合であるため記載されなかったと推測され、そこには規範意識が隠れていると言える。

第二に、実態との矛盾が生じ得る制度設計の難しさについて述べる。例として明治22年に設けられた市制特例を紹介する。当時の地方制度の下で、市長は市会が推薦する３人の候補者の中から内務大臣の上奏に基づく天皇の裁可によって決められていた。この制度は、市長と市会が協調しやすくするためのものである。しかし、東京市、大阪市及び京都市については、その重要性に鑑みて例外的に知事が市長を兼任することとされ、市長の決定に市会の関与が認められなかった。これに反発した京都市民は、東京市及び大阪市と連携しつつ帝国議会や中央政府に働き掛け、９年間掛けてこの特例を廃止させた。この３市以外では天皇の恩典としての自治を行っていたのに対し、京都市民は自ら自治を勝ち取ったとも言える。自治の観点からは問題のある制度であったがゆえに、京都の自治にとって輝かしい歴史となったとも言える。研究者にとっては興味深いことが制度設計者にとっては難しいこともある。

次に、具体的な地方分権議論について幾つか問題点を指摘する。

まず、分権議論においては、国は外交、防衛等に特化して、その他の事務権限は地方が担うべきだという過剰に単純化した議論がある。こうした議論を、例えば沖縄県の米軍基地問題に単純に当てはめると、基地問題は安全保障や外交の問題として国が担うべきであり、県や市町村は口を挟むべきではないという議論になりかねない。しかし、基地問題は、経済、労働、治安等地方自治体にとっての課題にも関わるものであり、このような過剰に単純化した議論は適切ではない。

また、今後の地方分権改革に必要な方向性として、制度の多様化を挙げたい。アメリカにおいてはシティーマネージャー制度がある。イギリスでは地方自治体の体制、制度等について住民が自ら選択できるようになっている。我が国でも一部の地方自治体がシティーマネージャー制度に類似した制度の導入を試みたが、憲法及び地方自治法の規定により、いまだ実現には至っていない。成熟社会に突入している我が国において、権限移譲についての議論も重要ではあるが、どのようなシステムで地方自治体を運営するかについて、より柔軟に多様性を許容する方向性が必要と考える。

（主な議論）　　○は委員の発言、□は参考人の発言

【国と地方の役割】

〈国と地方の役割分担〉

○　国と地方の役割分担について、どのように考えればよいか。

□　我が国は権限や管轄の重なりを完全に排除できない融合の国である。役割分担を明確化するには、手間を掛けて国と地方が膝詰めで協議するしかない。その中で権限移譲の範囲に多少差が出ることもあるが、それは多様性の一つの現れ方であると考える。

○　国と地方の役割分担を見直し地方分権を進めれば、効率よく事務が執行でき、また、効果的に予算を使うようになるため、行政全体の歳出削減につながるという考えについて伺う。

□　地方分権が進めば住民の目も届きやすく、より効率的な行政も進められるので、同水準の公共サービスを提供するのであれば歳出は低減する。しかし、47都道府県では逆に分割損が発生するため、10程度の道州にまとめることでそれが削減でき、効率的な運営が可能となる。

○　我が国が、様々な調査によってＯＥＣＤ諸国と比較して所得再分配機能が弱いとされていることと、国と地方の役割分担との関連性をどのように見ているか。

□　所得再分配機能、とりわけ税制による機能が弱まっている。我が国の社会保障による所得再分配機能の効果は高いものの規模は小さい。財政による所得再分配機能は弱い。また、市場による所得分配機能が世界的に見て平等なことも我が国の特徴である。市場による所得分配機能の差が大きくなると格差問題となる。

国と地方の役割分担は所得再分配機能に影響している。対象を限定する生活保護のような現金給付を手厚くするほど格差が拡大し、貧困が増えるという再分配のパラドックスがある。対象を限定することで受益者と非受益者の格差が拡大するからである。対象を限定せずにサービス給付を充実した方が財政の所得再分配機能は上がることが証明されている。我が国はサービス給付が小さい

が、教育や福祉等を無料又は安価に受けられるようにすることで財政の所得再分配機能が高まり、実質的な格差縮小に有効と考える。

□　福祉の機能を国と地方のどちらが担った方がより効率的かということについて、相反する議論がある。一つは、国が責任を持って最終的なセーフティーネットをつくらなければならないという議論である。もう一つは、福祉の知恵、経験は国ではなくサービス提供者である地方に集まるため、より身近な地方の方が優れているという議論である。中長期的には所得再分配及び福祉の機能は、積極的に地方自治体、特に基礎自治体に任せていく方向性が基本的に正しいのではないか。

○　地方のことを地方で決めることには賛成であるが、地方自治体の判断で優先度が決められた場合、地域によっては介護保険における施設居住系のサービス低下が見られる。また、高校未設置離島に居住する生徒が進学する場合の支援制度があるが、市町村の採用が遅れたため、支援が受けられない事態も発生した。このような場合、国が調整機能を果たすことがあってもよいと考えるが、地方が抱える課題について見解を伺う。

□　地方自治体は国が決めた仕事に追われ、自由度が高まったとしても地域支援に手が回らないのが現状である。優先すべき自治体業務を決めるのは住民であり、身近な地方自治体の方が住民は意思表示を行いやすい。何か別の要因で住民が決定できない状態になっているのではないか。それが制度的な問題で阻害されている場合は、提案募集方式により住民が望むことを具体的に示すことで解決することができる。

□　我が国のあるべき将来に向けて、自治体間競争により国のガバナンスを良くしていくという議論がある。しかし、企業間の競争とは異なり、境界線を合併以外で変えることができない地方自治体の場合については、単純な競争論や過度な競争論による格差拡大を懸念しなければならない。その解決には、良好とされる国、都道府県、市町村間のコミュニケーションを可能な限り維持していくことが必要となる。地域間格差が国の制度の欠陥による場合であれば、国は最低限の役割として、地方の競争を見ながら是正することが必要となる。

□　地域間格差には、東京一極集中から構造的に発生するものがある。その解決は地方の努力だけでは難しいため、企業の地方移転、若者の流入を図る等の積極的な施策が必要である。その上で地域間で生じる差は、地方自治体は他の地域に好事例があれば採用するため、許容範囲内であろう。高校未設置離島の問題は、国がナショナルミニマムをどう担保すべきかである。その範囲はできるだけ狭く考えるべきと思うが、一定の水準は国として保障すべきである。

○　持続可能な社会をつくるため、格差是正と少子化対策は最重要課題である。若者を対象として、所得を増やすこと、低家賃の住宅を確保することにおいて、格差是正と少子化対策は連動している。これについて、国と地方の役割はそれぞれどのようなものか。

□　保育サービスの提供や女性が働きやすい環境の整備、男性の働き方を見直して育児参加を促すこと等の少子化対策については、経営者への直接的な働き掛けが可能である地方自治体が担う役割は大きい。また、格差是正についても、教育を始めとする公共サービスの提供を通じて格差を縮小するという観点から、地方自治体の果たすべき役割は大きい。

　広島県内の状況を見ても、住宅の広さは出生率向上の大きな要因の一つであると推測している。子育て世代の住宅環境改善のため、子育てをしやすい住宅の認定等の施策に今後も取り組んでいく。

□　格差是正のための国の役割は、現金給付による所得再分配であるが、それにも限界がある。高齢者の生活は年金だけでなく地方自治体が行う高齢者福祉サービスでも支え、子供の生活は児童手当だけでなく保育を始めとする各種サービスでも支えるという体制の構築が格差是正につながるのではないか。また少子化対策も、国による現金給付と地方自治体によるサービス給付で保障することが重要である。

□　福祉や所得再分配機能については、これまでも地方自治体が一定の役割を果たしているが、今後より大きな役割を地方自治体に与えることが必要となる。少子化対策について、女性の労働環境等に係る法整備は全国で同じ水準の保障が求められるため国の役割となるが、例えば保育所の運営方法、設置場所等に

ついては、各地域の実情に応じて地方自治体の裁量に委ねることが適切である。

○　現在、米軍基地建設問題について、国と沖縄県が対立している。沖縄ではこれまでの選挙で県内に基地は不要とする民意が繰り返し示されており、国はその民意を尊重すべきと考えるが、国と地方の関係においてどのように考えるか。

□　基地は、安全保障や外交において重要な基軸であり、空港のような社会資本と同様に地域社会に非常に大きな影響を与える存在でもある。沖縄県内の地方自治体や住民が国に対して抱く不信感は相当強いものであるが、時間が掛かっても濃密な交渉を進めながら問題を解決していくしかないと考える。

〈地方への権限移譲〉

○　権限移譲は、地方自治の目的でもある住民の福祉の増進につながったと考えるか。

□　権限移譲が、地方自治体に対し大きな影響を与えたことに疑いはない。しかし、それが地方自治制度や国と地方の関係にどのような影響を与えたのか、住民の直接の利便性につながったのかについては、まだ十分な検証ができていない。長期的視点に立って影響を見定めながら、国会と学界の双方が検証を続けていく必要がある。

□　地方への権限移譲は、例えばパスポート交付事務等の都道府県から市町村への移譲も含めて、公共サービスの向上につながったと言える。しかし、法律の枠組みに変更がない中で独自性を発揮できる部分は限定的である。例えば合理的な判断を下す機関として国務大臣と都道府県知事の意思決定に大きな違いはない。抜本的な改革が必要であり、福祉等の自治について住民自身が選択できる程度まで権限を移譲しなければ根本的な変化にはならないと考える。

□　これまでの地方分権改革は、既に地方自治体が執行している事務に対する国の関与の縮小・廃止に重点を置いたものであり、権限移譲は公共サービスの増加というよりは地域生活における利便性の向上につながったと言える。

【広域行政】

〈道州制〉

○　道州制の導入は、目的を明確にしなければ議論が進まない。メリットとデメリットを同時に議論することも重要と考えるが見解を伺う。

□　道州制はその進め方によっては、分権を推進する場合と集権を強化する場合がある。我が国の道州制の議論では何のために行うのかが分かりにくい。ヨーロッパではＥＵが産業政策を行うために地域振興の基金を支出する。その受皿として道州に当たるスウェーデンのレギオン、フランスのレジオーネが検討されている。道州制の導入でもデザインは異なってくる。フランスの場合は元々そのような区画が存在した。スウェーデンは10年間にわたり実験を行っている。我が国は新たに受皿をつくることになるため目的を決めておく必要がある。都道府県を廃止して道州をつくると国民から遠い組織となる。こうした問題を含め慎重に議論し、目的に照らして整合的に考えていく必要がある。

○　道州制が実現した場合、都道府県や市町村の在り方をどう考えるか。

□　現在の市町村は基本的に変更する必要はないと考える。中国・四国地方においては、広島市が最大の都市であり、これを分割すると広域的な都市政策は道州政府に任せることになり、行き過ぎである。むしろ、広島市が中心になって周辺の市、町と広域的な連携を図ることを考えている。市町村に多くの仕事を任せるべきであるが、その場合、人材面等で受け止め切れるかが問われる。独立して周辺と広域連合や事務組合を形成して処理するのか、合併するのかは各地域の選択の問題である。

○　道州制が実現した場合、域内において州都と周辺部との格差が拡大すると懸念する声もあるが、道州制のメリットについて伺う。

□　現在、格差是正は国の役割であるが、道州制が実現した場合、それは道州政府の役割となり、地方自治体は、国ではなく身近な道州政府に働き掛けることになる。道州政府と地方自治体の距離が近いことは、域内の状況を把握する観点からも有利である。

○　道州制の推進により周辺部が寂れる懸念があるが、これにどのように対処す

べきか。

□　周辺部の基礎自治体については、合併のデメリットが大きくなり過ぎるため、これ以上合併すべきではない。現状の基礎自治体を維持しつつ、それを更に強化することによって解決される問題であると考える。

○　地方分権型道州制を進めるに当たって、具体的にどのような税源を地方に移譲するのが望ましいと考えるか。

□　基幹的な税の大部分を移譲すべきと思っている。加えて、現在地方は自ら税や財源を設計することは余りできないが、補完的な税についても、国全体としての観点に留意しつつ、道州に税財源の制度設計の権限を与えることが必要である。

○　我が国の様々な課題を克服するために道州制の導入は不可避であると感じているが、その際の障害の一つが官僚制度である。中央省庁は地方自治体にいわゆる指定ポストを持っており、その減少につながりかねない都道府県制の廃止や道州制への移行は抵抗感が強いものと思われる。道州制導入時に何らかの見直しが不可欠であると思うが、官僚経験者としてどう考えるか。

□　道州制が実現した場合、国の役割は小さくなり、必要な官僚の数も減る。国の役割が小さくなると、自ら拡大された地方に移る官僚が多数出てくると思うが、そのこと自体は余り問題ではない。ただ、官僚に限らず、人間には自分が所属する組織を守るという自然な性向がある。これは問題であり、官僚制度を超えた政治が変えていくしかない。

〈都道府県の役割〉

○　道州制が導入されるまでの間、都道府県が果たすべき役割は何か。

□　都道府県の役割はいわゆる地域経営だと考える。経営とは経済的、福祉的に発展させることである。

　都道府県に権限を移譲することが検討されているが、国が法令を定めているため限界がある。国が枠組みを決めている現状を打破することが道州制を目指す意義となっている。

○　国と市町村の中間に位置する都道府県の在り方を検討する上で、公選の政治家として果たすべき役割をどのように認識しているか。

□　道州制の議論が国会で進まないのは、全国町村会の反対もあり議論しにくい状況があるためだと思う。市町村との政治的な関係において道州制に賛成しにくい現状があると感じている。現在の我が国には、経済面、政治面、その他様々な側面で多様性が必要である。ヨーロッパはＥＵの下で各国が多様性を実現している。アメリカも多様な50州が存在し国全体の活力を生み出している。こうした観点から、我が国においても多様性の創出に取り組んでほしい。

【地方税財政】

〈三位一体改革〉

○　三位一体改革の影響について見解を伺う。

□　三位一体改革によって地方自治体の財源は大きく減らされた。加えて、福祉関連の義務的経費の占める割合が大きくなっているため、地方自治体の自由になる財源が更に減少する状況にある。

□　地方分権の重要な目的としては、これまで家族や地域社会が担ってきた機能を地方自治体が代替し、公共サービスとして住民参加の下で自主的に判断し、提供できるようにすることだと考える。その実現のためには、地方自治体が自由に使用できる財源の確保が求められる。そこで三位一体改革では、従来の国庫補助負担金や地方交付税ではなく自主財源である地方税を増やし、それと地方交付税を合わせた一般財源を増やすことを当初は意図していた。しかし、実際には、税源移譲を行ったものの、国庫補助負担金の削減だけでなく、地方交付税も削減されたため、一般財源を増やすということにはならず、当初の意図とは逆の結果になってしまった。

〈地方税制の在り方〉

○　ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に向け、どのような税制改革に取り組むべきか。

□　所得税と消費税という二つの基幹税を、国税と地方税に少なくとも半分ずつ配分するのがよいのではないか。自主財源を増やすと地域間格差が生じ、必然

的に財政調整制度、つまり所得再分配が必要となり、その財源確保のため国税を増税せざるを得ない。増税が国民に受け入れられるか否かは、国民が公共サービスの受益を実感できているかによる。

○　国と地方の財政支出の在り方は大変重要な課題である。平成26年度の税制改革で、地方法人税の偏在是正のためいわゆる法人住民税の一部国税化が実施された。その税収の確保は地方自治体が企業誘致に努力した結果であり、国税として拠出する部分については地方自治体が自ら使途を決定できるようにすべきではないか。地方自治体がそれを企業誘致活動に充てることで、人の交流や経済の活性化も期待できるからである。このような考えについての意見を伺う。

□　財政調整制度は、国民統合のために考案された。地方税は地域間格差が大きいため、財政力格差を縮小させる方向で地方交付税を配分するという趣旨である。法人住民税は地域間格差が最も大きい基幹税である。そのため、都道府県の独立財源としては法人事業税の方が適している。一方、法人住民税の一部を国税として地方交付税の財源に充当するというのが現在の制度の考え方である。財政民主主義上、歳出は国民全体で決定するもので、一部の地方自治体の決定に委ねるわけにはいかない。

〈地方自治体の予算〉

○　県議会議員当時、予算における県の裁量が小さく、また、産業投資用の予算がほとんどないことを実感した。社会資本整備や産業資本整備のための予算を地方自治体が確保し、知事や市長の裁量で必要な地域に予算を付けるべきであると考える。もし道州の長になったら、どのような社会資本、産業資本に投資するか。

□　優先的に投資すべきなのは人材である。特に教育については東京一極集中が極めて強いため、地域で優秀な人材を育成する仕組みをつくることが第一である。従来からの社会資本、産業資本では、まず、現在の社会システムの基盤である高速道路の未整備区間への着手、東京を経由しないで世界とつながるための空港の充実、瀬戸内海の特殊な制約を取り除くための港湾の整備が必要であると考える。

○　地方自治体の予算は、受益と負担の関係が希薄であるため歳出増への抑止力が働きにくく、独自の施策を講じる上での制約があると思うが、その実態について伺う。

□　予算に限らず、日常業務においても、地方自治体は国から多くの指示を受けている。例えば、国の計画に基づいて作成しなくてはならない計画が多数ある。また、法律の規定に基づく条例も多いため、法律が改正されるたびに膨大な条例の改正作業を行わなくてはならない。

子育て支援等もより積極的に行いたいが、財源が少ないため、一般事業のほとんどは補助金が出る事業とせざるを得ない。その場合、要綱に拘束されるため、自由になるものは少ない。

【地方自治の在り方】

〈市町村合併〉

○　平成の合併に対する評価と今後の課題について伺う。

□　広島県は合併が最も進んだ都道府県の一つであるが、合併を実施したことは適切であったと思う。財政状況や提供すべき公共サービスの複雑性を考慮すると、旧来の非常に小さい町村が受皿になるのは難しいためである。しかし、合併により地理的に拡大し、役所が遠くなることから住民に密着した行政が難しくなった側面もある。

条例で市町への権限移譲を進めた結果、特に住民に直接提供する公共サービスが向上した。一方、技術的に非常に高度であったり、頻度が低くノウハウが蓄積しにくい事務については共同処理するか再び県が行うこととして、合併による能力の拡大というメリットを活用して地方分権を進めていくことが重要である。

□　市町村合併の検討に当たっては、メリットとデメリットを明確にすべきである。メリットはコストの低減や規模の利益が働くことである。

合併を選択する場合、住民が小さな単位で決定できる仕組みをつくって、役所が住民から遠くなるというデメリットを解消すべきである。合併を選択しな

いのであれば、合併によって得られるであろうメリットをどのような代替手段で確保していくか明らかにすべきであり、合併の是非については中立的に考えている。合併の効果はいまだ目に見える形では現れていない印象がある。

□　市町村合併の効果が具体的に現れている例もあるが、我が国全体として、平成の合併が自治体や地方自治に与えた影響や行財政効果は現時点では不明であり、それが明らかになるにはもう少し時間が必要である。

諸外国では、複数の首長を一人にする合併を市町村が自主的に行うのは珍しい。我が国では、たとえ国の誘導、財政的な背景、都道府県の関与等があったにせよ、平成の合併が行われた。

一方、地理的にも産業的にも多様であり規模の利益が働く余地がほとんどなかったところは合併が少なかった。つまり、地方自治体はメリットがないと判断すれば国が幾ら誘導しても合併はしないであろうと思われる。

〈地方自治の充実〉

○　地方議会議員選挙の投票率が低い現状において、住民参加、地方議会の充実をどのように考えるか。

□　地方分権の成果を住民に還元することが重要である。地方分権の目的は、住民の生活や未来に対する決定権限を一人一人に拡大することであり、住民が地域の決定に参加することが重要となる。住民自治を活性化するには選挙の投票率を上げるだけではなく、住民が地域の問題に対して市民組織等を形成して共同作業を行い、それを通じて地域の結束を強めていくことも重要である。

（３）広域行政（平成27年４月22日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

兵庫県知事

関西広域連合長　　井戸　敏三　参考人

兵庫県知事、関西広域連合長として、国と地方の関係、関西広域連合の設立と成果について説明したい。

従来の成長社会においては、経済的豊かさ、集中、画一、標準、供給側の視点が原理原則とされていたが、現在の成熟社会においては、心の豊かさ、分散、多様、個性、需要側の視点へと変わってきている。

それに対応して、行政システムも中央集権型から地方分権型へと転換しなくてはならない。また、我が国の構造についても、東京一極集中から複眼構造へ転換することが急務である。

国の役割は、外交、防衛、通貨、司法等の国家としての存立に関わる事務に限定すべきである。地方自治法に国が担うべき事務の規定があるが、これに基づく具体的な事務の仕分けはほとんど行われたことがない。従来の権限移譲は、国が当然に権限を有しており、その中で地方が担うことがふさわしい権限を分配するという発想に基づく、部分的、限定的移譲であった。むしろ、国の役割を限定する発想が必要である。

こうした発想に基づき、兵庫県は、平成５年、国が処理すべき事務を19項目に限定し、それ以外の事務は全て地方が処理することを内容とする中央集権制限法案を提唱した。現在の手挙げ方式は、権限移譲が必要な理由について地方側に立証責任があるが、その立証は困難である。国の役割とは何かという大命題を打ち立てて議論していかなければ、地方分権は進まないのではないかと懸念している。

また、財源についても、権限、責任と一致させ、地方の自己決定、自己責任を貫徹できる仕組みが必要である。

市町村は基礎自治体として、住民に身近な公共サービスを提供している。しかし、規模の小さい市町村は、公共サービスの全てを提供することは困難である。専門的な事業、大規模な事業については、市町村を超えた団体が引き受けざるを得なくなる可能性がある。また、伝染病対策、大規模災害への対応等は、基礎自治体だけで行うことができるのかという課題がある。

一方、市町村の合併は新たな課題を引き起こす。平成の合併では、新しい役所に機能が集中したため、周辺部となった住民の利便性が低下し、旧役場所在地におけるにぎわいの喪失によって過疎化と人口減少が加速し、さらには地域の文化、伝統の喪失をもたらした。以上の観点から、平成の合併についての評価が必要である。また、コンパクトシティー構想は、中心部だけが繁栄して周辺部の衰退を加速させる一極集中構造を全国各地に広げようとするものであり、反対である。我々の生活は、効率性や経済性だけで成り立っているわけではない。各地域の個性をいかしながら市町村が連携することは、今後の方策の一つとして考えられる。

広域自治体の在り方としては、道州等のように規模が大き過ぎると様々な課題が生じる。現在の都道府県は、自然、文化、歴史的背景を基に国民に定着している。それに長年変更がないことが問題視されているが、むしろ国民に信頼されていると評価すべきである。逆に、文化的な共通性がない地域が統合されたとしても、住民自治は発揮できるのだろうか。さらに、中心部から離れた地域に対して垂直補完機能を果たせるのか、疑問である。

地域の実情に即した対応が可能となる行政体制の構築が必要である。個々の細かい事務だけではなく、意思決定に係る事務も一体的に移譲すべきである。

関西広域連合は平成22年12月に設立された。その趣旨は三つあり、第一に、分権型社会の実現への突破口となることである。第二に、南海トラフ地震への対応という大きな共通課題、つまり、関西全体の広域行政を担う責任主体をつくるという要請への対応である。第三に、国の事務権限の受皿となることである。27年３月には奈良県知事より部分参加の意向が表明されたこともあり、関西は名実共に一つになるであろう。

組織体制としては、構成団体の首長で構成される広域連合委員会、構成団体の議会議員で構成される広域連合議会を設置している。特色としては、実施事務を各府県が分担する業務首都制を採用している。また、共通事務以外については全て各府県の担当職員が本来業務と兼務している。

これまでの成果としては、構成府県による東日本大震災の担当被災県への支援、ドクターヘリの共同運航、広域課題の調整が挙げられる。設立趣旨に挙げた以外のメリットとしては、地域の実情を把握する市町村と広域自治体として定着している都道府県の仕組みを維持できること、府県合併を行わずとも機能的連携により広域課題への対応が可能となること、課題に対する柔軟な対応が可能であること、業務首都制による効率的な組織運営が可能であること等が挙げられる。

道州制に対しては、単に統治機構を変更するだけでは地方自治の発展につながるとは言えないのではないかという懸念がある。また、憲法が規定する地方自治の本旨を道州制で保障できるのか疑問である。他の優先課題への対応が先であり、都道府県と広域連合で分権型社会の実現は十分可能と考える。

地域創生は、多様性と連携が鍵となる。それぞれの地域が個性をいかし、地域資源を活用しながら連携して支え合う仕組みが求められている。兵庫県においては地域創生条例を制定し、地方分権及び市町村との連携の推進に取り組んでいる。

中央大学大学院経済学研究科教授　　佐々木　信夫　参考人

人口減少時代の新たな地方行政体制の在り方を議論している第31次地方制度調査会委員としての知見も踏まえて、市町村の広域化に対応した仕組みについて意見を述べる。

20世紀の間に我が国の人口は爆発的に増加したが、様々な予測では今後は減少していく。人口減少は問題とされているが、むしろ20世紀の人口爆発が異常であった。我が国の人口が8,000万人程度に減少しても、現在のＧＤＰを先端技術の活用等で維持することができれば、１億3,000万人を前提とした社会資本等を使うことで、最も豊かな国になる可能性がある。

統治の仕組みも世の中の変化に対応し、新たな統治の仕組みを構築する時期にあると考える。長らく続いてきたことを大切にすることと、効率性、効果性を考えた統治の仕組みの再構築という両方の視点が必要ではないか。

現在統一地方選挙期間中であるが、無投票当選が一つの問題になっている。ゼロ票議員、ゼロ票議会という表現を使っているが、政治的正統性が失われている議員あるいは議会の割合が、戦後最大となっている。地方分権により、地方が自ら決定し責任を負う仕組みをつくる一方で、政策の決定者である議会がこのような状況となっている。さらに、議員のなり手がいなくなっているのが小規模市町村の実態であり、今後の地方の行政体制を考える際の大きな課題である。

現在、我が国の人口は毎年25万人減少しているが、団塊の世代が75歳を過ぎる約10年後からは毎年100万人の急激な人口減となる。これからの基礎自治体の在り方として、人口減少を考慮した新たな行政対応の仕組みの構築が求められる。その仕組みとしては、大きく五つある。

一つ目は、統治機構の一元化により規模を拡大する合併である。平成の合併では3,232市町村が1,718市町村となっている。規模を拡大し公共サービスを充実させる手法はイギリス、ドイツ、日本等で比較的多く実施されてきた。

二つ目は、広域化に対応する方法として合併の次に使われる一部事務組合がある。ごみ処理等の事務について、それぞれの市町村が資金と人員を出し合って組合をつくり、実施するものである。さらに、市町村が、例えば介護保険などで一部事務組合の規模を広げた広域連合を設置する手法もある。

三つ目は、母都市との連携を強化する方式である。中心となり得る人口20万以上の都市と隣接する市町村を合わせて人口35万程度の都市圏を形成するものである。市町村間で連携協約を結ぶことで、規模にかかわらず同じサービスの水準を担保できる。政府が進める連携中枢都市圏構想では、今後財政支援も行いながら法的な仕組みをつくろうとしている。

四つ目は、母都市と個別に委託契約を結ぶ方式である。

五つ目は、都道府県による垂直補完方式である。条件不利地域等では自立や委託や連携も難しい。このような地域では都道府県が垂直補完を行う必要がある。

加えて、問題を提起したい。第27次地方制度調査会で市町村の合併に関連して議論された特例町村制がある。全ての町村に全ての事務を一律に任せることには限界があるため、小規模町村では住民に密着した部分だけに事務を絞り込み、その他の事務は都道府県や周辺市町村が補完する手法である。

（主な議論）　*○は委員の発言、□は参考人の発言*

【広域行政】

〈広域連合〉

○　関西広域連合のこれまでの活動実績を踏まえ、今後、他の地域の参考となることを伺う。

□　関西広域連合の調整機能は予想以上に発揮された。防災面で具体的な分担を決めるなど、関西全体として取り組むべき広域事務に大きな進展が見られた。現在の課題は、国から関西広域連合への権限移譲と考える。また、検討中の事務には、府県の特色に応じた公設試験研究機関の役割分担、人事や監査のような各種の委員会や附置機関の共同化がある。

○　関西広域連合においては、各地域の利害が一致する案件については進展が早いと思うが、利害が対立する課題については議論が難しいのではないか。

□　関西広域連合では、利害が相反する難しい課題こそ、十分議論して一定の方向性を出すことにしている。具体的には、リニア中央新幹線や北陸新幹線への対応が挙げられる。そのルート選定や費用負担の課題は、広域連合だからこそ調整が可能であり、府県間では難しいのではないかと考える。

□　広域連合において、内部の利害が一致する部分は協働が可能であるが、対立する部分は難しい。現在、関西で行っている取組が広域連合の限界である。

我が国の統治機構は、国、都道府県、市町村のほかそれぞれが出先機関を保有しており、給付される公共サービスより維持費用が掛かる。そのため、全国を10程度の州に区分し、基礎自治体は、大都市、中都市を中心に連携を進めて行政の基礎的な部分を担当し、広域的な部分は、権限の大部分を国から移譲する形にしてはどうか。

こうした地方分権により、北海道、東北、九州等が、各地域内で自治を完結し、相互に競える統治機構にしていく必要がある。地域が主体となって運営していくことが21世紀の国の姿と考えている。

○　国から関西広域連合への権限移譲を進めるためには、関西がより強固に連携するための仕組みづくりが必要と考えるが、見解を伺う。

□　関西広域連合は道州制への移行を前提としていないため、府県の役割を残しながら府県域を越える権限や責任について検討していきたい。ただし、複数の都道府県が参加する広域連合が関西のみであることから、国との折衝で困難を伴う。今後、国との交渉力をどのように強化していくかが課題である。中国、四国、九州では共通課題をブロックで検討しているようだが具体的な動きはないため、継続して働き掛ける必要がある。

○　これまで奈良県は関西広域連合に参加していなかったが、参加のメリットを考慮して知事が部分参加の意向を表明した。この件について関西広域連合長としての所見を伺う。

□　防災、観光文化等関西全体で取り組むべき課題に対応するため、奈良県には可能な範囲で参加を要請してきた経緯もあり、今回の表明を歓迎する。

関西広域連合の意思決定は、全会一致が原則である。各地方自治体はその規模にかかわらず一票を有しており、困難な課題に対しても調整して乗り越えることができる。奈良県が加入した関西広域連合となることを期待している。

〈道州制〉

○　憲法における地方自治の本旨と道州制との関係についてどう考えるか。

□　憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定めると規定するのみである。地方自治の本旨とは団体自治と住民自治を指す。道州制が実現した場合、団体自治は十分確保できると考えるが、住民の意思を反映する住民自治が十分に確保できるかが懸念される。例えば関西州が設置され100人規模の州議会となった場合、単純に人口割りで考えても、現在の兵庫県の区域からは20人程度しか議員を選出できないと推測される。その人数で住民の意思を十分に反映できるか疑問である。

○　関西広域連合は政治的統治体制ではなく、あくまで広域連携の一つの方法であり、広域連合の発展形態が道州制ではないと理解した。第28次地方制度調査会の答申で、都道府県を廃止して、それに代わる広域自治体として道州を設置することが望ましいという提案が出された。その後は、道州制の議論が進展していない印象を持っている。

道州制は統治機構の変更として大きいテーマであり、今後の議論の方向性を伺う。

□　国の形を基本的に変えずに都道府県を廃止するというこれまでの議論に対しては危機感があった。国に権限を残したままでは、道州は国の総合出先機関となるだけで、中央集権体制が強化され、地方自治の発展につながらないからである。

今後道州制の議論を進めるのであれば、並行して立法権も含めた国の在り方の議論も進める必要がある。地方についての議論だけでは、都道府県を廃止して行政効率を上げ、中央集権を徹底するための道州制になるおそれがある。国と地方の在り方を並行して議論し、それを国民に理解し選択してもらうという姿勢が重要である。

□　中央集権型に近い道州制には地方の拒否反応が強い。立法権及び行政権がある主権型の道州制を、多くの国民が参加する形で設計すべきである。

道州政府自らが意思決定できる仕組みをつくる方が我が国は活性化し、格差は縮まると考える。現在の都道府県制のままでは、格差はより拡大する。

〈広域連携〉

○　広域連携を進めるに当たり、連携すべき事務や役割分担が不明確であるとの声が地方にはある。地方自治体間の広域連携をどのように進めていくべきか。

□　政府が進める連携中枢都市圏構想は、中心となる都市に対して隣接する市町村から連携の提案がないことが問題となっている。

□　今後は、介護、病院、スポーツなど、生活に身近な公共サービスでの連携が考えられる。例えば周辺部に特別養護老人ホームを設置して雇用を創出したり、都市部に農産物等の直売所を設けて産業を支えることができる。また、総

合的に考えると、周辺部に人が住まなくなり減退した防災力の保全費用より、継続して居住してもらった方が費用が少ないこともある。こうした総合評価で連携を考えていくことも必要である。

○　小規模市町村は消滅の危機から脱しようと全力を尽くしており、地方自治体間の連携等の試みが始められている。小規模市町村が存続し、一定水準の公共サービスを提供するために、都道府県の役割として有用な取組等について伺う。

□　都庁に勤めた経験では、都道府県は市町村のような様々な事務を行っていないため、垂直補完は難しいと思う。むしろ、中規模以上の基礎自治体による水平補完の方が望ましい。

○　都道府県と条件不利地域の連携は従来の中央集権型の考えだと思われるが、地方分権型社会におけるこのような連携をどう考えるか。

□　都道府県が行う垂直補完を中央集権型と捉える必要はないが、条件不利地域に対しては垂直補完よりも水平補完を考えるべきである。都道府県が全ての基礎的な公共サービスを提供できるわけではないため、規模が小さい町村については、限定された事務を行う特例町村制を検討せざるを得ない。

【基礎自治体】

〈市町村合併〉

○　平成の合併についての評価を伺う。

□　平成の合併により、3,200余りの市町村がほぼ半数になった。合併の目的は、地方分権の受皿すなわち政策主体となり得る基礎自治体をつくることであったが、実際には適正規模について議論されないまま、財政支援に誘導される形で進められた。現段階で平成の合併を評価することはまだ早い。受皿としての規模が確保された市町村とそれ以外の市町村で、今後評価が分かれてくると思われる。小規模でも円滑に運営している市町村もあるが、適正規模が示されないことから、明治及び昭和の合併よりも理念が明確ではない。必ずしも失敗とは考えていないが、財政支援により誘導されたため、結果が見えにくいものとなっている。

□　兵庫県は、人口や財政の将来的な状況等合併の是非を市町が判断するための材料を提供するにとどめた。そして、小規模で財政的に厳しくても合併せずに自主的な再建を貫くのか、あるいは合併して地域づくりを進めるのかについての決断は住民が行うべきとした。結果的に各市町の財政力が高まったという意味では、合併は成功だったとも言える。

その一方で、旧役場所在地周辺の疲弊、公共施設の統合により住民に身近な公共サービスが十分に提供されない等のひずみも生じている。この対策が不十分であったことに対して、合併に対する批判が生じているものと考える。

○　平成の合併により疲弊した大きな市と、合併をすることなく発展した小さな町村がある。このことについての評価を伺う。

□　合併により大きくなったことで、域内の地域間格差が拡大したところはある。ただ、国内全体で考えた場合の格差の方が非常に大きく、意思決定の仕組みが集権的なまま残っているため、この仕組みを変えなければならない。

○　平成の合併については、何一つ良くならない、行政が行き届かないという住民の評価もある。道州制の議論もある中で、地方自治体の規模が大きくなるほど格差は広がると考えるが、地方分権は果たして住民側に立った改革か疑問である。住民が置き去りにされ、制度だけを変えようとする手法が今日の地方創生論議を生み出しているのではないか。

□　平成の合併で格差が拡大したという指摘は正しい。兵庫県では、独自に被合併地域に向けた地域振興制度を創設しているが、格差は十分に是正できていない。地方創生の目的が地域間格差の是正であれば、住民が自ら考えるとともに、周辺地域や都市の住民との交流を基盤とした施策も実施しなければならない。そのため、小規模集落の再生に向けた都市地域との主体的な交流を支援する事業を実施している。その結果、小規模集落の活動が活発化した。しかし、都市側の意欲が衰え、相互交流とならなくなることが課題である。地方だけが努力するのではなく、共に交流、連携し合うという相互補完的発想が必要と考える。

〈大都市制度〉

○　人口減少に対応するためには、大都市制度についての見直しも必要である。中長期的な視点で大都市制度をどのように変えるべきと考えるか。また、その際、地方自治について規定している憲法、地方自治法等の改正は必要となるか。

□　大都市に関する制度には、主なものとして政令指定都市と都区がある。先般成立した大都市地域における特別区の設置に関する法律には、合併した場合を含めて人口200万以上の指定都市は特別区を設置できるとの規定がある。現在大阪で進められている構想では、特別区は区長、区議会が公選であり、職員も専任である。また、東京都の特別区よりも権限が強く、中核市並みの権限を持つため、住民自治が充実すると考える。

国際的に見ると、大都市制度は数種類ある。我が国の政令指定都市のような制度、都道府県と完全に同格の特別市制度、東京都のような都区制度、内部団体として自治区を包含する都市州制度である。

我が国は、大都市制度に余り関心を示してこなかったが、時代にふさわしい都市制度に関する議論を行う時期であると思う。

□　現在の大都市制度においては、政令指定都市の区は、区長が公務員であり、議会も存在せず、住民自治が働いていないことが問題である。阪神・淡路大震災の際、住民は神戸市の区長の指示に従わなかった。住民代表である首長ではないからである。政令指定都市の区の在り方を問わなくてはならない。

〈地域生活・コンパクトシティー構想〉

○　地域は人々のアイデンティティーの源である。人々は地域の歴史、伝統、文化の中で自らの考えや社会的規範を会得し、自由、独立、自尊の気持ちを醸成していく。このことについてどのように考えるか。

□　兵庫県では、学校教育において年代別の体験学習コースを設け、地域に対する帰属意識の醸成に取り組んでいる。さらに、地域住民を対象として地域に対する帰属意識の喚起に向けた運動を展開している。地域に対する意識は、大都市の子供も十分に持っている。大都市だからこそ、地域愛や住民同士の結び付きを強く意識した対応が必要となる。

□　アイデンティティーの源としての地域の在り方と、公共サービスの提供主体としての市町村の在り方は、必ずしも同じではない。大都市で生まれ育った人々が地方の生活を経験できる施策も必要である。

○　人口減少社会において地域生活を守るということと、コンパクトシティー構想が重視する経済性・効率性をどのように考えるか。

□　人口が増加している時代と同じ発想で地域を経営することは問題だと思う。小さな集落では、人口は減少しているが、Ｕターンや Ｉターンをする人、定年後にふるさとに戻って農業を再開する人など、地域活力が低下しているとは限らない。利便施設は必要であるが、合理的に全てをまとめる必要はない。地域に対する住民の愛着心から考えても実態とは合っていない。高齢者の通信、交通手段等、連携の基盤を工夫することにより集落機能を維持していくことが十分に可能である。

□　コンパクトシティー構想は、公共機能をまとめるものであり、周辺部から中心部に移り住むことを住民に強制するものではない。

○　コンパクトシティー構想は、高齢化社会に対応して都市機能を集積し、高齢者を含むあらゆる世代の住民が居住することにより共同体意識を育てるものと理解するが、これはどの程度成功すると考えるか。

□　市町村を中心に、地方自治体間の機能的な連携を重視するのか、それとも可能な限り機能を集約化した地域づくりを行うのか、選択すべき問題である。高度経済成長期にも地域の機能の集約化が進められたが、過疎化や高齢化対策としては有効でなかった。現在の人口減少社会においては、地域の機能を集約化するよりも、各地域の機能を互いに補完する仕組みづくりの方が現実的と考える。

□　高齢化や人口減少が進む中、地方においても中心部に一定程度総合的な機能を集中させた、暮らしやすい都市づくりが求められる。

【地方分権改革】

〈地方分権の推進〉

○　地方分権については、これまで機関委任事務の廃止等大きな成果が上がっているもののいまだ改革の途上であり、引き続き進めていく必要がある。全国町村会は道州制に強い懸念を示しているが、本来の地方分権は、市町村が賛同する方向で行われるべきである。地方分権の議論として今後取り組むべきテーマについて伺う。

□　関西広域連合は、国の出先機関の丸ごと移管に取り組んできた。国の出先機関は、戦後、都道府県知事が公選化された際、中央政府の意思を徹底させるために設置された。国の出先機関の事務は原則として都道府県に移譲し、それができない場合は広域連合のような団体に移譲するという方向性を明確にすべきである。都道府県等にはその能力がないという批判があるが、能力が与えられていないのが実情であり、この問題を解消することが地方分権化の一つであると考える。

　また、現在の手挙げ方式では、企画事務等を含めた一括した移譲は対象外とされてしまう。これらを国の事務とすべきか地方の事務とすべきかという議論が必要なのではないか。

○　国の出先機関の広域連合への移管は、本来国が担うべき事務も含め一括して移管しようとしたことが、実現に至らなかった一因と考える。地方分権を実現するためには、国と地方の役割分担を明確化する基本法の制定が必要ではないか。

□　国と地方の間では事務権限の移譲について、長年、協議を重ねてきた。しかし、従来の方法では、形式的事務の移譲にとどまり、本質的部分の移譲が実現されてこなかった。そこで、国の出先機関の丸ごと移管を主張し、国が実施すべき事務は国が立証していく手法への転換を考えた。良い手法だったと考えるが、市町村から説明不足を指摘され、実現には至らなかった。

　農地転用許可の権限移譲等、地方分権改革有識者会議における取組も評価しているが、地方創生が議論される中では、地方に主体性を持たせることが不可欠である。なお、そのような趣旨で兵庫県は中央集権制限法案を提唱した。

○　国及び地方自治体の職員数は、共に純減している。また、国際比較においても我が国の公務員数は極めて少ない。効率的、効果的な行政を確保するには、まず、適正な公務員数についての科学的な分析が必要ではないか。

□　地方分権の観点から考えると、地方自治体が政策的に自立するには、行政面だけではなく立法面についてもその能力を発揮できる仕組みが必要である。そのためには、政策立案等の高度な事務を担うことができる優秀な職員の確保が必要となる。一方、ＮＰＯや企業に実際の事務を担ってもらうことで、職員数の削減が可能となる。公務員制度改革の議論においては、官僚制度改革のみが取り上げられているが、様々な主体が公の領域に参加できる制度設計について検討すべきである。

〈三位一体改革〉

○　三位一体改革についての評価を伺う。

□　国の財政が厳しい中、地方自治体に３兆円規模の税源移譲を行ったことは、税が基本的な財源であることに鑑みると地方自治の強化に寄与したと評価できる。一方、財源不足の解消分を超えて地方交付税が削減されたことは、国に都合の良い方向に誘導されてしまったと考える。地方は国民健康保険のような住民生活に密着する国庫補助負担金を廃止し、相当分を地方に税源移譲することを強く求めていたが、残念ながら実現には至らなかった。

（４）人口減少社会における基礎自治体（平成27年５月13日）

参考人の意見の概要及び質疑における主な議論は、次のとおりである。

（意見の概要）

国立社会保障・人口問題研究所長　　森田　朗　参考人

人口減少社会における地方自治体の在り方、特に基礎自治体に焦点を当てて意見を述べる。

地方分権推進委員会及び地方分権改革推進会議に関わってきた。これらが目指した地方分権改革は、国の中央集権的な体制を改め、憲法に示された地方自治の実現を図ることである。理想的な地方自治の実現には、政策の地域的完結性、住民自治の実現、自主財源の確保が必要であり、こうした観点から、機関委任事務制度の廃止、自主財源の拡充、必置規制の廃止、権限移譲などが行われてきた。その結果、地方自治体が自己決定できる範囲の拡大など、基本的な制度改革は実現したが、必ずしも理想に大きく近づいたとは言えない。その理由は、全国一律の改革を行ったため各自治体の多様性を十分に取り込めなかったこと、国と地方の事務の仕分けが困難であったことにある。また、分権改革を始めた1990年代半ば以降、社会環境が大きく変わり、改革の前提が失われたことも大きな理由の一つである。

この間の大きな社会環境の変化として二点指摘したい。

第一に、国と地方の財政状況の悪化がある。地方の税源は限られており、国からの移転財源に依存している。地方分権改革により、補助金を地方交付税等の一般財源に転換することで国からの財源の自由度を高めること、国と地方で分け合う税源の一部を地方に移譲することが行われた。しかし、国、地方の財政難により地方財政が悪化したため、国への依存度を下げることにはならなかった。特に税収の偏在が農村部の小規模自治体の財政状況を一段と厳しいものにした。21世紀に入ってからは、高齢化に伴う社会保障の負担増により地方財政は悪化し、さらに平成の合併による財政特例措置の期限切れにより一層厳しい状態に陥った市町村もある。今後、都市部でも急速な高齢化による財政の悪化が予想される。

第二には、人口減少があり、特に農村部の問題がある。子供の数を増やす政策を最大限実施する一方で、当面は少子化、人口減少を前提とした社会の在り方を考えなければならない。現在の人口減少対策の内容は、特に若者の大都市への流出等により、急速な人口減少と高齢化が生じている地域が、いかに活性化し人口増に転換できるかについて議論されている。しかし、短期的な自然増は見込めず、厳しい状況にある。

人口減少と高齢化は、地域社会の活力や地域共同体の機能を低下させ、公共サービスの質、量の維持を困難にする。特に災害時等における対応能力の低下は大きな課題である。このため平成の合併が行われ、市町村数はほぼ半減したが、あつれきやしこりが残った。地域社会の機能維持のためには市町村合併が望ましいと考えるが、合併を選択しない場合でも、公共施設や医療施設の集約化は避け難いのではないか。

現在の人口減少問題は、大都市、特に首都圏と農村部の対立図式で論じられ、首都圏への若者や富の流出を止めることが地方創生につながると考えられている。しかし、首都圏はこれまで以上の規模と速度で高齢化が進展し、若者が急速に減少すると予測されている。持続可能な社会を構築するには、都市と農村部の人口の奪い合いではなく、人口減少の課題を緩和する地方自治体の在り方を検討する必要がある。

基礎自治体に求められることは、住民が安心して暮らせる環境を保障することである。しかし、人口減少が生じているため、各地域でそれを実現することは困難であり、地域社会の機能低下は避け難いと言わざるを得ない。こうした状況を踏まえ、今後の基礎自治体の在り方を考える上で必要となることを三点指摘したい。

第一は、基礎自治体の規模、能力等に応じた多様な制度を検討することである。自立可能な自治体には多くの自治権を認め、それ以外の自治体には広域自治体や国が事務を担うなど、補完性の原理に基づく制度も考えられる。自治体の規模ごとに類型化して担う事務を定めておくことが望ましい。

第二は、こうした基礎自治体の事務編成を前提に、行政機能を集約化、共同化

することである。そのためには、公共施設や他の都市機能を中核的な自治体に集中させ、周辺の小規模自治体と連携し、支援する仕組みをつくることが必要である。特に農村部の小規模自治体は、その機能の維持が困難となるところもあり、代替制度が必要となる。あるいは、行政事務を代行するアメリカのシティーマネージャーのような制度も検討すべきである。また、こうした小規模自治体では、無投票当選、議員定数が充足できない状況などにより、自治機能の低下が懸念される。その場合、住民生活の維持も困難となる可能性がある。

第三は、ダウンサイジングを計画的に進めていくことである。人口減少、高齢化により、今後も存続が困難な基礎自治体が出てくるが、地域に住み続ける住民がいる限り支援は必要である。若年人口を維持できない自治体は消滅する可能性が高いため、長期的な計画に基づき、その機能を他の自治体に統合していくことが必要である。

結論として、高度に発展した現代社会においては、国民の生命、生活を守り、必要なミニマムの公共サービスを的確に供給することが重要となる。その目的を達成するために適した地方自治体の在り方が探求されるべきである。また、伝統的、歴史的な自治の姿に固執すべきではなく、今後の我が国の姿を見据えて、それに適した制度の構築を検討していくことが求められる。

北海道ニセコ町長　　片山　健也　参考人

我が国の社会は、例えば農村部では道路の草刈りを住民自ら行うなど、基本的に相互扶助でまちづくりを行ってきた。しかし高度経済成長に伴い、公共サービス向上の名の下、本来住民が行うことを行政が担い、その結果、地方自治体は職員数や予算規模を増大させてきた。それを本来の形に戻す必要がある。

そのような問題意識から、ニセコ町では町民が自ら考えて行動するまちづくりを進めているが、その前提は情報の共有化である。財政民主主義の観点から、予算の詳細な内容を理解した上で議論できるようにするため、町内の全世帯に予算説明書を配付している。この中には、例えば道路整備について、工事区間、国からの交付額、町の負担額等が記載されている。また、町の借入金や積立金の状況、人件費や補助金の使途、人口の状況等についても記載している。徹底した情報公開を行うことで、町民は町の予算や職員の能力の実態を知り、自ら考えて行動するという風土ができつつある。子供も含めた町民との多様な意見交換を日常的に行いながら、まちづくりの公共課題を解決している。

町長の交代のたびに町民と行政の関係、情報共有の在り方が変わることのないよう、ニセコ町まちづくり基本条例を制定している。これに基づいて、当選した町長と特別職が議会で宣誓を行い、まちづくりを進めている。

予算編成に当たっても、内部の会議を含め全て公開して進めている。例えば一般廃棄物の最終処分場の建設では反対運動も起きたが、全てを公開して取り組んだことにより、反対運動は広がらず、最終的には理解を得られた。このように、住民自治が徐々に広がり、例えば町民も出資して観光協会を株式会社化した。

また、ニセコ町はリゾート地であり、環境と景観を守ることが大変重要であるため、厳しい開発規制を行っている。財産権との調整は訴訟リスクもあり困難を伴うが、覚悟を持って開発規制を行う必要があると考えている。

このような中、人口はこの15年間増え続けており、住宅不足対策、子育て支援施設の拡充等に取り組んでいる。

また、観光については、外国人観光客が最近10年間で約10倍に増加しており、人口減少に伴う国内観光客の減少を補っている。これは従来から海外に向けて行っている取組の成果と考えている。現在進行中のリゾート開発も町民の合意形成の下で取り組んでいる。

地方自治体の在り方については、市町村合併、地方財政の健全化等について他の自治体とともに提言を行っており、地方自治法等の改正に反映された。町村が担う事務の範囲を将来的に基礎、総合、拡大の三類型に分けて、事務を補完する多様な仕組みを構築する必要がある。今後精査して提言したい。

現在の広域連合は優れた制度であるが、独自の財源を持たないことは問題である。広域連合に課税権を認めることで、環境、観光等様々な分野における自治が多様化し、地方自治の豊かさにつながると考えている。

（主な議論）　　○は委員の発言、□は参考人の発言

【基礎自治体】

〈基礎自治体の在り方〉

○　社会保障分野における支出が増加し、充当するための借入金も増加している中で、基礎自治体の役割をどう考えるか。

□　一定の規模がないと効率的に社会保障サービスを提供できない。基礎自治体のみでは担うことが困難な場合には広域連合等の仕組みを活用し、権限と自治能力を持たせていくという手法も考えられる。

社会保障、特に介護と医療は、個々の住民に応じて提供しなければならないが、保険制度は全国一律である。そのため完全に基礎自治体に移管することもできず、広域的な団体が引き受けた際にはきめ細かな社会保障サービスの提供が難しい。現在審議されている国民健康保険法の改正案では、財政運営の責任主体は市町村から都道府県に移行するが、住民へのサービス提供は引き続き市町村が担うこととなっており、その調整は今後重要な課題となる。

□　国民健康保険に関する財政を市町村が負担することは厳しく、かねてより広域化を要望していた。ニセコ町も周辺町村と共に広域連合を設立し、国民健康保険、介護保険、税の滞納処分という小規模町村では実施困難な事務を共同で処理してきた。国が広域連合等に対する許容範囲を拡大することで、市町村が大きな規模で住民の福祉向上に取り組むことができると考えている。

○　小規模自治体におけるミニマムの公共サービスとは何か。

□　基本的に、社会保障、教育、住宅を含めた地域の社会資本整備等を指している。

○　我が国をミニマムの公共サービスが供給可能な、適正で効率的な全国一律の規模の地方自治体に分けたと仮定し、あるべき統治機構はどのようなものと考えるか。

□　適切な規模に統一することで効率化を図ることができると思う。平成の合併は、そのような方向を目指した改革であった。問題は、個別の市町村が自主的に合併することを推奨した結果、望ましい合併とはならず、有利となる合併が

先行し、残された市町村で合併せざるを得なくなった。

何らかの形で適切な規模に統合することが可能ならば、効率化は進むと思うが、小規模自治体の住民が従来と同じ形で公共サービスを受けることができなくなる可能性があり、居住権、地方自治体を含めた統治構造の在り方等の憲法上の問題に関わってくると思う。

□　人口に基づき適正規模とすることは、これだけの面積と多様な歴史がある我が国では、かえって非効率になる。多様な仕組みをつくることで、より効率的になると考えている。

○　どのような財源や権限を市町村に移譲すると、国の統治機構としてあるべき形に近づくか。

□　財源については、国の税収から地方に移管している補助金、交付金が相当数あり、これらをできるだけ最初から地方に配分することが必要ではないか。

権限については、例えば、法律上の要件を満たす農地売買は認めざるを得ない。将来土地が荒らされるおそれがある売買に対して大きな危機感を持っている。農地を守ることができる権限を地方に移譲してほしい。

○　地方自治体の存続よりも国民の幸福が優先されるべきとの意見は、平成の合併を経た現在においてもミニマムの公共サービスを提供できない市町村が存在していると考えるためか。

□　従来の地方自治においては、住民が居住地において最大の公共サービスを受けることがあるべき姿であった。しかし将来的には、先端医療等の高度な機能を持つ地域への集約化が必要である。現在の人口動態、財政的状況を前提に、集約化がなされなければ公共サービスの質は全体的に落とさざるを得ない。思い切った発想の転換により、我が国が今後持続可能となるように変えていく必要がある。

○　政令指定都市の在り方について伺う。

□　政令指定都市は、大都市圏に位置する都市と、地方において周辺地域の中核的な機能を果たす都市の二種類に分類される。人口減少の状況下においては、小規模市町村を補完する意味で、地方の政令指定都市の役割が重要となる。

○　人口減少社会の下、一定程度の機能を集約するコンパクトシティーの取組には賛成である。一方、中心部のみが活性化し、それ以外の地域は活力を失うことを懸念する声もあるが、どう考えるか。

□　同様の懸念は平成の合併の際にもあった。ふるさとの活力が失われ、場合によって住民がいなくなってしまうことは、残念である。しかし、現状はこうした地域を従来の形で維持することが困難になっており、医療機関や交通機関等が生活圏内にある地域をつくるためには、一定程度の集約化は避けられないのではないか。人口減少も含めて、地域の在り方について決断すべき状況にあることを認識する必要がある。

○　コンパクトシティーの取組によって周辺部の住民の利便性が一定程度失われるのはやむを得ないことであり、利便性を求めて中心部に移るか、利便性が低下しても周辺部に残るかは住民自身の選択によるものと考えるのか。

□　高齢化が進む中で、十分な医療、福祉を提供し、住民の生活を支えていくためには、一定程度の集約化は有力な選択肢である。現状においても、全ての地域で高水準の公共サービスを提供することは、人材面でも財政面でも困難である。

〈人口減少社会〉

○　人口減少に歯止めを掛ける方策は、我が国の大きな課題である。政府が進める地方創生は、人口増加、経済成長を重視しているが、異なる観点からの地方創生もあり得るのではないか。地方創生の在り方について見解を伺う。

□　現在の地方創生は、地域の活力が失われると、公共サービスの提供に支障が生じるという問題意識の下で進められている。しかし、その背景には人口減少問題があり、その根本的な要因は出生数の減少である。農村部から都市部への人口流出を防ぐ現在の地方創生は、短期的には効果があるかもしれないが、より根本的な対応策としては、出生数を増やして子供を育てやすい社会づくりが求められる。

○　ニセコ町では以前から人口増加や地域活性化の先進的な取組を進めているが、現在の地方創生を契機として新たな取組を行うのか。

□　現在、地方創生の下で計画作成や人口分析等を進めている。各地方自治体は10年から20年程度の長期計画を既に作成しているが、地方自治体の将来的な存続に向けた議論を国全体で行うことを高く評価している。

地方創生については、地域の活性化が必ずしも人口増加に直結するものではなく、持続的な活性化方策が必要となる。活力ある地域社会を意識しながら計画を作成したい。

○　我が国の人口減少は、国の政策の問題なのか、それとも先進国に共通の現象なのか伺う。

□　人口減少は、我が国に限らずほぼ全ての先進国で起こり始めており、文明の発達に伴う現象であると思われる。ただ、我が国の場合、20年以上前に人口減少の傾向が分かっていたにもかかわらず、十分な対策を講じてこなかったため、この点は政策の問題とも言える。

□　経済競争の中、国民に子供を持つゆとりがなかったのは事実ではないかと考える。

○　ニセコ町における人口増加の要因は何か。

□　景観、環境について厳しい規制を設けており、子育ての環境が整備されているとの安心感があるためと考える。

○　ニセコ町への移住者と従来からの住民との関係について、問題は生じていないか。

□　都市部からの移住者と価値観の違いは多少はあるものの、大きな問題は生じていない。

○　ニセコ町を将来的に存続させる上で、外国人の移住について伺う。

□　インターナショナルスクールの開校や英語合宿の開催等を行っている。

〈市町村合併〉

○　住民自治の観点から、今後の市町村合併について伺う。

□　市町村合併は、地域資源を効率的に活用できるという意味では望ましい手段と考えている。一方、周辺部となる地域住民の心情も理解できる。

人口減少が進み、財政状況が悪化する中、現状を維持したままの財政的支援

だけでは、必要な公共サービスを住民に提供し続けることは難しい。合併を選択しなくても、隣接市町村あるいは都道府県への事務の委託等、集約化、効率化に向けた検討が必要となってくる。

□　基本的には、市町村合併に推進的な立場を取っている。しかし、財政面だけを考えた合併、強制的な合併は望ましくない。住民の誇りと将来への覚悟に基づく合併であれば、今後も選択肢としてあり得ると考える。

○　人口減少の状況下で、市町村合併という手法と、広域連携等従来の市町村の形を残した手法との相違点、メリット、デメリットについて伺う。

□　どちらも目指すべき姿は同じではないか。その選択権を認め多様性を担保することと、決定への民主的過程が重要である。

□　市町村合併を選択した場合には、従来の地域社会に基づく自己決定が難しくなる。しかし、必要な公共サービスを維持できなくなった場合、合併は重要な選択肢である。一方、合併せずに広域自治体等への委託などによって事務の範囲を限定し、従来の形を残すという選択肢もある。ただし、その場合、委託した事務についての発言権は非常に小さくなる。いずれにしても、従来の形を維持し、更に基礎自治体としての全ての事務を担っていくことは難しい状況である。

○　市町村合併の弊害を考慮すると、理念、哲学を地域ごとに持たなければならない部分は市町村が担い、社会保障のように規模の利益を追求すべき分野は広域連合が担うという方法が望ましいと考えるが、意見を伺う。

□　広域連合の活用は賛成である。ただし、広域連合には自主財源がなく、各参加自治体の意向を聴かないと何も決定できない。広域連合に課税権を付与することが可能となれば、様々な広域行政が進むと考える。

□　広域的な仕組みは、市町村合併に限らず様々である。広域連合に課税権という大きな権限を持たせることは一つの方法だと考える。しかし、課税権を持ち公共サービスを担う広域連合ができれば、広域連合と各参加自治体間の調整という新たな問題が発生する。調整に時間的、財政的コストが掛かるのであれば、多くの住民の理解を得て合併を行う方が効率化が進むと考える。

〈地域の在り方〉

○　国、都道府県、市町村のいずれの事務であっても、住民の意思を反映することが重要である。住民自治の意義及び質の向上策について伺う。

□　住民自治は、住民が地域の在り方について決定する権限、仕組みを指すものであるとともに、あるべき基本的な姿を示すものでもある。議会を通じて住民の意思を政策に反映させる制度が住民自治の一つの体現であるが、それだけでは住民の声を反映し切れない面もあるため、様々な住民参加の仕組みがつくられている。

□　住民と行政が情報を共有することにより、予算の決定過程や使途等を住民が理解することが重要である。公共の課題及びその解決のための選択肢を示して、住民の多様な価値観や意見を政策意思形成過程に取り入れることにより、政策の質の向上を図ることが住民自治の根幹である。住民と行政の意見が異なる場合には、首長が政治責任を明らかにして方針を示すことになり、さらに住民の代表である議会が存在する。こうした取組を通じて、行政の無駄を排除して、本当に必要な部分に予算を投入するという質の高い地方自治が生まれる。

○　ニセコ町の住民自治が充実している理由について伺う。

□　町の存続に対する最終的な責任者は為政者ではなく住民である。人口減少の進行、観光業の低迷等、町の将来に対する危機感をきっかけに、持続的なまちづくりに向けて徹底した情報共有と住民参加に取り組んできた。

○　自助、共助、公助の区分の再検討が必要である。地域のことは地域で行うという共助が重要になっている。共助により、豊かさが感じられ、財政的負担が軽減し、個人の負担も減る。社会、生活、財政が良くなるという効果も現れると思うが、見解を伺う。

□　首長は、住民に対し常々財政が厳しいと説明しているが、住民には実感として伝わっていない。税金の使途や行政の課題等の情報を住民と共有することにより、これは地域で担うという議論が出てくる。その過程で、住民が、財政の問題や予算の使途に関する議論を行うことを期待している。

○　地域の在り方を考えるとき、利便性を追求することで、例えば、商店街が

担ってきた登下校の子供や高齢者に対する見守り等の大事な機能が失われたことに気付くべきである。安易に効率性や利便性だけで判断すると地方の衰退につながると思うが、いかがか。

□　地域の力、共助の仕組みを活性化していくことは重要であると思うが、人口減少下で、その仕組みが長期的に持続することは困難である。このような状況の下、地域社会をどのように維持していくかが、今後の統治構造、地方自治体の在り方を考える上で重要な論点と考える。

□　公共の役割を見直す時期に来ている。費用対効果が高ければ、公共で行う必要があるのか。民間が行わないから公共が担ってきた役割が多い。住民と議論し、住民全体で情報共有しながら、町の将来を決めていくことが重要と感じている。

○　無投票当選の増加、投票率の低下など、地方議会を取り巻く状況に危機感を持っている。ニセコ町の情報公開等の取組が議会に与えた影響は何か。

□　20年以上にわたり情報公開を行う中で、議会への町民の期待の高まりを実感している。議員の責任や負担の重さについて理解が広がったこともあり、立候補者数はそれほど多くはないが、議会に対する関心及び議員への信頼感は高まっている。

【地方自治の在り方】

〈国と地方の役割〉

○　補完性の原理という考え方は、現在の人口減少社会において変化が生じたか。

□　補完性の原理は、我が国においては、基礎自治体で担える事務は権限を移し、担えない事務は広域自治体、国にその権限をとどめるという解釈である。一方、ヨーロッパでは基礎自治体で担い切れない事務については広域自治体に移すべきという、我が国とは逆方向の解釈である。これは、ヨーロッパの主な国における基礎自治体は我が国と比べてはるかに小規模であり、担えることが非常に限られているためである。

今後の我が国を考えた場合、人口が減少し全ての事務を担うことが困難となる小規模自治体については、都道府県若しくは広域連合、又は国に事務を移管することにより、住民の意思を反映できる範囲のみを担うという統治構造の在り方もある。

□　暮らし方は地域により様々である。住民が目指す市町村の在り方を議論する中で合意形成がなされ、他の市町村に委託する事務、都道府県に委託する事務、自ら行うべき事務を決定していく柔軟性、多様性があってよいと考える。そのため、補完性の原理が高度になり複雑化すると考える。

○　福祉、介護、医療等の公共サービスは、住民に最も身近な基礎自治体が担うことが適している。地域の実情、特性に応じたきめ細かな対応が求められており、基礎自治体の独自性、多様性が発揮されるべき分野である。一方で、国の制度として一定水準の確保も必要である。両者の関係について見解を伺う。

□　地域の独自性をどの程度認めるかはバランスの問題である。負担と給付の関係、重視すべき事務は、各地方自治体の選択の問題である。

〈地方行政〉

○　地方行政において、可能であるが民間に委託されていない事務、国、都道府県、市町村で重複する事務、無駄な補助金、本来公務として行うべきではない事務について意見を伺う。

□　無駄か否かの判断、民間委託の可否やその対象などについては基準が明確ではない。例えば、民間がビジネスとして事務を担えればよいが、小規模自治体でビジネスとして成り立たない場合には、民間委託しても基本的にコストが下がるかどうか、精査が必要である。

□　ニセコ町においても民間委託を進めているが、結果的にコスト削減になるかは精査が必要と考える。例えば町営バスを全て民間委託したが、法改正により借り上げ負担が大幅に増加し、財政圧迫の要因となっている。そのため再びバスの購入を検討せざるを得ない状況にある。

また、小規模自治体では、費用対効果という点で民間の受託者がなく、行政が行わざるを得ない事務もある。加えて、民間委託した場合、災害時の対応に

議論がある。危機管理も含め、今後の課題として考える必要がある。

○　ニセコ町では、水資源保全のための条例等、先駆的な条例の制定に取り組んでいる。多くの困難も伴ったと思うが、その経緯について伺う。

□　財産権に対する規制とも考えられるので首長としての覚悟と、公共の福祉と財産権の関係、諸外国の事例、条例の先駆性等を検討し、訴訟に備えた理論を構築しながら、条例の制定に取り組んだ。その過程で、国に対し法律の制定を求めることが先ではないかとの意見もあった。しかし、これまでの公害に関する法制においても、まず課題に直面している地方自治体が先行して条例を制定し、それが全国に普及し、最終的に国が法律によって制度を整備するという流れがあり、財産権等個人の権利を制約するものについては、この手法が適していると考える。

○　市町村が住民との直接対話、予算資料の配付などを実施する際、人口規模による違いはあるか。

□　住民への情報公開については人口規模は関係ないと考える。大規模な市町村であれば、域内分権を行い、情報共有の仕組みを構築することで対応できる。

○　ニセコ町が行政と町民の意見交換に積極的に取り組む中で、町民の意識や姿勢及び意見交換への参加者がどのように変化したのか。

□　日常的に町民と意見交換を行い、町の行財政に関する情報を公開することで、従来は300件以上あった要望・陳情が、現在は50件程度となっている。これは、財源や職員数に限りがある中で町が最大限の取組を行っていることについて、町民の理解が広まったためであると考える。

○　ニセコ町が全世帯に配付する予算説明書は、丁寧で分かりやすいものである。しかしその作成には様々な困難があると推測するが、実情を伺う。

□　当初は職員から強い抵抗が示されたが、従来から作成している議会説明資料を町民が理解しやすい形にするだけのことである。現在は職員の反対はなく、資料の配付を待ち望む町民の声が強い。

○　行財政に関する情報を全て公開した場合、住民からの要望を断りにくくなることはないのか。

□　予算配分には理由があり、それを住民に理解してもらうことが重要である。そこからまちづくりに関する多様な議論が生じることが望ましい。

○　ニセコ町の予算編成について、その過程を町民に公開し共有しているが、道路整備等の多くの要望がある中で、限られた財源でいわゆる箇所付けの優先順位を町民にどう示しているか。

□　箇所付けについては、全ての情報を公開することで、町民もどこが優先されるか分かるため、その理由を説明すればよい。

○　地域資源の域内循環の仕組みづくりについてニセコ町の取組を伺う。

□　ものづくり等において地域文化を担ってきた人材の活用に取り組んでいる。特に公共調達においては、経済性のみを追求するのではなく、地域経済の循環を考慮している。さらに、エネルギーの循環の実現にも取り組んでいる。

○　ニセコ町が外国人観光客の誘致に成功している理由は何か。

□　香港や台湾等に向けた広報活動を以前から行っており、その成果が現れてきたと考える。また、スキー場の雪質に対する高評価に加え、過去の雪崩事故を教訓とした、町民による事故防止の積極的な取組が、高い信頼感に結び付いたと考える。

○　ニセコ町が行う海外への情報発信についてどのような工夫をしているのか。

□　移住者からの口コミで評判が広まったこと、また国際交流員等から得た各国の価値観に基づき、町が情報を直接発信し続けることが挙げられる。マスコミや旅行会社との信頼関係も大きい。

○　原子力発電所事故に伴い、別の地方自治体に避難している住民が双方のまちづくりに参加できるよう、二重の住民票という特例を創設することを考えている。

○　観光や農業などで魅力的な地域資源が見いだせない市町村についてどのように考えるか。

□　各地域はそれぞれ歴史や風土などの地域資源を有しているが、それに住民が気付かない場合もある。その価値を確認する作業が必要と考える。

○　食と農業と観光業は、これからの北海道を支えていく上で重要である。こう

した特色と原子力発電所の関係について見解を伺う。

□　エネルギー政策全体で、目指すべき姿や過渡的な電源対策を考えることは重要である。多様な価値観やライフスタイルを踏まえつつ、今後、議論していきたい。

○　ニセコ町にカジノ施設を誘致する考えはあるか。

□　ニセコ町で具体的に検討したことはない。

〈地方分権の推進〉

○　地方分権改革についての評価を伺う。

□　地方分権改革は、地方が自己決定できる形にしたという意味で大きな成果を上げたと言える。しかし、改革が前提としていた条件が財政状況の悪化や人口減少によって満たされなくなった。そのため権限を移譲した場合でも、自立的な政策運営を行う財政的基盤を確立できず、地方は厳しい状況に置かれている。今後の分権改革の在り方としては、現状を踏まえた新たな制度の在り方を検討していくべきである。

□　地方分権改革を通じて、特に国と地方の協議の場が設置されたことは大変画期的であり、評価している。

○　地方分権改革において、財源移譲や地方交付税制度の見直し等、制度論のみでは、地方分権に不可欠な住民自治の向上につながりにくいのではないか。一方、格差が生じることを前提に分権改革を進めることになるのか。

□　納税者である住民が公共サービスの在り方を決定することが、本来の住民自治の姿である。地方分権改革の際にも、受益と負担の関係の明確化が重要とされた。公共サービスに見合う負担を住民が納得して受け入れることで、本来の住民自治が成り立つ。現在、必ずしも本来の形で住民自治が十分に展開されているとは言えないが、住民の意識に応じて一定程度の相違が生じることは、住民自治に内在するものと考える。ただし、社会福祉など国が一律の制度で行っている公共サービスについて地域間格差が生じることは問題である。

○　地方自治の充実には自主財源の確保が必要であるとの考えから、これまでの地方分権改革では税源移譲が取り組まれてきた。しかし、この税源移譲が地域

間格差を拡大させることを危惧している。この点について見解を伺う。

□　地方への税源移譲を行ったとしても、多くの地方自治体では税収はそれほど増加しない。その意味では格差の拡大に結び付く可能性は高いと考えている。

地方自治において絶対的な格差は放置できないが、負担と給付の関係については、住民が選択する自治の問題であると考える。しかし、実際に地方自治体が担う事務は社会保障関連が中心である。これらは国の制度に基づくため、地方自治体の財政状況にかかわらず、国としては財政措置を講じざるを得ない。それについて、自治の制約と言えるかもしれないが、住民への公共サービスを保障するためには受け入れざるを得ないのではないかと考える。

○　市町村への権限移譲が進んだ場合、多くの住民の意見を踏まえた政策決定が重要である一方で、地域内の住民の価値観のみで政策が決定される弊害も生じ得るのではないか。市町村に全て権限移譲するのではなく、国や都道府県が大局的、専門的な観点から支援等を行うことも必要だと考えるが、見解を伺う。

□　市町村が全ての事務権限を担うべきとは考えておらず、国、都道府県、市町村は互いに協力することが重要である。

〈道州制〉

○　道州制についての見解を伺う。

□　道州制は人口が減少して地域の活力が失われる際の選択肢としてあり得るが、都道府県合併では不適切である理由や道州が持つべき権限について十分に議論されていない。仮に道州制を導入した場合、道州間、道州内で大きな格差が生じる可能性があり、財政調整の仕組みが必要となる。道州制よりも都道府県合併等の方が検討に値すると考える。

○　憲法的観点から首長の権限強化につながる道州制に対する見解を伺う。

□　道州制が導入され、各道州に自治権が付与された場合、公選の首長が持つ権限は強大となる。こうした首長が、道州間の調整や国全体のバランスを考慮した調整を行うのは困難ではないか。そこで、首長を議会から選出するという議院内閣制のような手法も考えられるが、その場合は地方公共団体の長を直接選挙するという憲法93条と抵触することになる。

〈地方税財政〉

○　三位一体改革についての評価を伺う。

□　三位一体改革については、地方交付税、国庫補助負担金等について整理する方向で議論が行われたものの利害が一致せず、不満を残す結果となった。

□　三位一体改革は、地方にとっては非常に厳しいものであった。しかし、ニセコ町においては、これを契機に今後のまちづくりについて町民の議論が進み、職員も危機感を持つことができたという側面もあった。

○　今後の地方交付税制度の在り方をどう考えるか。

□　地方交付税はその原資だけでは必要額を確保できず、不足分を借入れ等で補っている。地方交付税額が経済や財政の状態により、裁量的な判断の余地があるため、地方にとっては将来的に不安定な財源である。

　制度の在り方としては、一定の財政調整を機械的に行った上で、不足分については各地方自治体が住民に負担を求める仕組みが必要だと考えるが、現実的には難しい問題である。地方交付税額と原資の額との乖離についても今後の課題である。

□　地方交付税は優れた制度であるが、長期的な担保がないため、財政の長期計画が立てられないことは問題である。

○　地方の借入金の削減についてどのように考えるか。

□　住民に対する公共サービスを維持するため、可能な限り効率化しつつ、徐々に借入金を削減していくことが必要である。

　しかし、現状では国、地方を合わせた収支はバランスが取れておらず、地方が一定の割合を担う状況は簡単には変わらないため、削減は非常に難しい。

○　ニセコ町における借入金の削減見通しについて伺う。

□　地方交付税等を考えながら進めており、地域が持続していくためには新たな目的税が必要と考え、宿泊税を含めた観光税を現在検討している。

　借入金を削減する仕組みの中で、一番大きなものは行政コストの削減である。不要なものを徹底して除き、住民が主権者としてまちづくりを担っていかなければならないと考える。

○　格差是正と少子化対策は、国による現金給付と地方自治体によるサービス給付で保障するという考え方もあるが、こうした国と地方の役割、国の現金給付制度を充実させることについての見解を伺う。

□　様々な議論はあるが、財源の確保が問題である。国債の発行は将来の負担となり、行政の効率化による財源確保にも限界がある。どの支出を減らして財源とするか、どういう支援に充てるかという判断が必要となるため、財政の全体像を把握できた段階で考えるべきである。

□　我が国の教育支援は十分とは言えないため、財源配分を変えていく必要がある。ニセコ町では今後、合意形成を得ながら子供への投資を増やしていきたい。国の現金給付制度については、持続可能な財政運営のためには、プライマリーバランスや将来の国家財政を踏まえて考えることも重要である。個別に考えるのではなく、全体像を見ながら議論していく必要がある。

　しかし、現金給付だけでなく、地域支援の観点から、総務省は地域おこし協力隊や集落支援員という制度を設けている。こうした多様な制度の活用が重要である。

官　報（号　外）
平成二十七年六月十七日　参議院会議録第二十七号（その二）　調査報告書
1

3　委員間の意見交換（平成27年５月20日）

参考人からの意見聴取等を踏まえ、国と地方の関係について、中間報告の取りまとめに向け、委員間の意見交換を行った。その概要は、次のとおりである。

（発言順）

島村　大　君（自由民主党）

地方分権改革の最大の課題は、税源移譲が進むほど地方自治体間の税収格差が拡大し、バランスが崩れることであり、財政調整が必要となる。

国の出先機関の見直しについては、原則廃止ではなく、国の事務とするか地方自治体の事務とするかは、事務ごとに精査する必要がある。

広域行政については道州制の議論が行われているが、当面は地方創生の視点から、国、都道府県、市町村の役割分担を整理し、住民に最も身近な基礎自治体の機能強化を図るべきではないか。地方自治の本旨は住民自治であり、住民の意思が現在より反映されなくなるのでは意味がなく、高齢化、少子化、人口減少、税収の伸び悩み等に対応し得るものでなければならない。また、広域自治体の在り方を考える場合は、国の役割について根本から議論する必要がある。

本調査会におけるこの一年間の議論は、以下の三点に集約されると考える。

第一は、格差である。平成の合併による規模の拡大にはメリットもあったが、周辺部では活力が失われ、地域の伝統、文化が廃れたという声も多い。周辺部の地域活性化を推進すべきである。

第二は、多様性である。かつての成長社会では画一性が原則であったが、現在の成熟社会では多様性が重要である。全国一律の政策を実施することは地域の実情に合わないため、今後は地域の個性や資源を活用することが求められる。

第三は、連携である。特に小規模町村では、全ての事務を行うことが今後難しくなるおそれがある。周辺地域との水平連携による相互補完、またそれが困難である場合は都道府県による垂直連携が必要となってくる。

以上を踏まえ、今後更に議論を進めていくべきと考える。

長浜　博行　君（民主党・新緑風会）

行政は複雑多岐にわたっており、国と地方の役割分担が不明確な部分も少なくない。また、国の事業は、地方自治体に様々な影響を与えている。このため、国と地方が時間を掛けて協議、調整していくことが重要である。その結果、地域ごとで異なる結論となっても多様性の現れと理解する必要がある。

地方分権改革を進める上で、地方の自主財源の充実が重要である。これには、国と地方の税財源配分、自主財源の充実に伴って生じる地域間格差への対応としての財政調整制度の在り方が複雑に関連する。そのため、議論の必要性については合意できても、利害の相反により議論を進めることが難しい。

大阪都構想の賛否を問う住民投票は、地方自治の現場で統治機構の在り方に一石を投じる出来事であった。基礎自治体に関する議論は、平成の合併の評価、人口減少等で地方の市町村が中心となる傾向がある。しかし、人口減少は都市部の問題でもあり、その観点も含め、時代の変化に対応した都市制度について議論が必要である。

統一地方選挙では低投票率、無投票当選等が指摘され、地方議会の在り方が問われている。これは議会の存在が住民から遠いためであり、夜間や休日の議会開催、議会に関する情報公開の推進など運用面の改善が指摘されている。しかし、選挙制度、候補者の人選という人的要因についても問題があるのではないか。

地方自治における民意の反映、二元代表制の機能、また住民投票が住民自治の充実に果たす役割など、現行の統治機構上考察すべき点がある。住民が主体的かつ積極的に自治に関わり、自らの地域の在り方を決めていくことが重要である。また、低投票率、つまり参政権を住民自らが放棄する原因について、慎重に検討すべきと考える。

横山　信一　君（公明党）

人口減少社会における地方分権の在り方として、地方自治体の連携が重要である。特に、条件不利地域の市町村を都道府県が補完する垂直連携の仕組みは、今後の連携の一つの在り方と言える。しかし、連携の仕組みが集権型や上下関係型

ならないよう留意が必要である。災害対応については、広域災害を共通課題とした水平連携と垂直連携が必要である。

地方分権を進める上で困難かつ進展が見られない財源問題については、国民に対する租税負担の議論が必要ではないかと考える。

国から地方への権限移譲の問題については、国が果たすべき役割に留意する必要がある。例えば、農地転用に関する権限については、地域のまちづくりの自由度を高める観点から、地方はその移譲を求めている。しかし、食料自給や農業の成長産業化等の観点においては、国全体として、優良な農地の総量確保が重要である。このように、国と地方の政策が競合する場合には、双方の協議の積み重ねが必要である。

これからの基礎自治体には、住民自治の向上が求められる。質の高い自治を実現するためには、行政と住民が情報を共有し、優先度を考慮しつつ予算を配分することが求められる。

格差問題については、権限移譲、自治体間競争により著しく格差が拡大することは望ましくない。その是正のため、特に社会保障や教育に関しては、ナショナルミニマムの保障や国による調整機能について議論を深めることが必要である。

地方分権改革等の統治機構改革は、住民生活の向上が目的であり、見える形での成果の還元が求められる。

清水　貴之　君（維新の党）

地方が独自の発想で主体的に活性化に取り組む必要性は、共通の認識だと考えるが、そのための地方制度改革について意見を集約することは難しい。

大阪都構想の賛否を問う住民投票は、残念な結果となった。反対の立場からは、地名に対する愛着や制度の分かりにくさ等が指摘されていた。このため、600回以上のタウンミーティング等を通じて、住民の理解を得るための努力を続けたが、内容よりも改革の進め方等が焦点となってしまった。

一方、投票率は高く、タウンミーティングでは質問が多く出るなど住民の関心も高く、地方自治の主役は住民であることを実感した。住民投票は否決となった

が、大阪の問題が解決したわけではなく、現状で良いと考える住民は多くはない。大阪都構想は、大都市制度や住民自治の在り方を考える大きな契機になったとも言え、今後一層議論が深まることを期待している。

また、統治機構改革を通じてこの国の形を変えていくべきと考える。高度経済成長期には中央集権体制が有効であったが、現在の成熟社会においては、なじまない。国と地方の役割を抜本的に見直し、国の役割を外交・安全保障、マクロ経済政策などに集中させ、地方にできることは地方に任せることが重要である。

住民に身近な課題は基礎自治体が担うとともに、道州制の導入、権限及び財源の移譲等によって地域、個人が自立する社会システムを確立し、経済、社会の活性化を促すことが求められる。道州制については議論すべき論点が多数指摘されているが、その導入によって制度や公共サービスの地域間競争が生まれ、行政の効率化、無駄の排除につながる。また海外との競争力が高まり、国力の向上にもつながると考える。

倉林　明子　君（日本共産党）

国と地方の関係については、憲法を踏まえた議論が必要である。団体自治、住民自治という地方自治の原則が発揮され、地方自治体が住民福祉の増進という地方自治の目的を果たすことが要請されている。

地方分権改革と一体で進められた三位一体改革は、地方分権を保障する財源を確保するどころか大幅に削減したものであり、地方自治を後退させた。これは、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を目指し、権限移譲、地方税財源の充実強化等を図るとした国会決議に反するものである。

平成の合併は、財政上の優遇措置によって小規模自治体を解体し、地方自治の機能を弱体化させ、住民福祉の後退、地方の疲弊を招いた。また、コンパクトシティー構想についても、周辺部の衰退等が懸念されている。

道州制については、更なる市町村合併や集権的な道州制に対する懸念等、慎重な意見が多数示されていることを重く受け止めるべきである。

大阪市で、地方自治の在り方を問う住民投票が実施された。これは、自らのこ

とは自らで決めるという住民自治が発揮されたものであった。沖縄での新基地建設問題についても、地方自治の精神にのっとり、政府は沖縄の民意を尊重すべきである。

国と地方の関係を検討するに当たって地方から求められていることは、国と地方の統治機構の変更ではなく、憲法が定める地方自治の原則を国が尊重し、民主主義を徹底することであると考える。

行田　邦子　君（日本を元気にする会・無所属会）

国の統治機構を考える上で基本となるのは市町村である。その地域の中で子供は成長し、社会規範や帰属意識が育まれる。地域が多様性、独自性を発揮することが、我が国全体の活力を生み出す力となる。

現在の我が国では、格差問題の解決は優先課題である。市町村が福祉、医療、介護、子育て支援などのきめ細かなサービス給付を行い、所得再分配機能を担うことは、格差是正、経済成長に資する。市町村にはそのための財政力が必要であるが、現在、経済力の偏在により市町村間の財政格差は拡大している。さらに農村部では急激な人口減少と高齢化が見られ、同時に社会保障費が増加する傾向にある。市町村の財政力強化のため、財源移譲、財政調整制度の見直しを行うとともに、課税自主権の拡大等を含む権限移譲が急務となる。

市町村が効率的に公共サービスを実施するためには、合併、広域連合等の広域化は有効であるが、その選択は地域に委ねるべきである。

地域が主体となり自ら地域を運営する地域主権型道州制は、人口減少下において多様で持続可能な国とする制度と考える。道州制の議論に当たっては、手続論を先行させるのではなく、まず、目的、移管すべき権限及び事務、基礎自治体の在り方を明らかにする必要がある。

国民が自らのことと理解して行政に参加する仕組みが必要であり、判断するための情報公開が重要である。また、住民生活や地域の将来に重大な影響を与える案件について住民投票で意思を問うことは、住民自治の観点から意義がある。

国と地方の関係については、過度な単純化を行うことなく、国民の生命、生活

を守ることを念頭に置いて議論することが必要である。

山本　太郎　君（生活の党と山本太郎となかまたち）

真の地方分権を実現するため、国と地方の役割分担を明確にした基本法を制定する必要がある。国の事務は、外交、防衛、司法、危機管理、通貨等国の根幹に関わる事務に限定し、それ以外は地方の事務とすることが重要である。

持続可能な社会をつくるための最重要課題は、格差是正と少子化対策である。そのためには、国の現金給付による所得再分配と地方自治体のサービス給付が重要である。

ヨーロッパの例から分かるように、若者に対する住宅政策の推進が出生率の上昇につながる。また、国の現金給付により中山間地域における子育てが容易になる。その財源の確保が課題であるとの指摘があるが、捻出は可能である。

まず、重複を除いて国と地方を合わせて約300兆円の予算における無駄を削減する。次に、過剰な減税を是正することで税収の増加を図る。消費税導入以前と現在を比較すると、消費税収を上回る所得税及び法人税の減税が行われている。所得税及び法人税を消費税導入時の水準に戻すことで、必要な財源は確保できる。これらにより財政再建も可能となる。

荒井　広幸　君（新党改革・無所属の会）

統治機構を考える上で重要なことは、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会に向けて、市町村が自己決定、自己責任を貫徹できることである。その実現に必要とされる論点を三つ指摘しておきたい。

一つ目は、市町村の連携である。人口減少社会において、全ての市町村が全ての事務を行うことは困難である。そのため、特に小規模町村は、住民生活に密着した事務を行い、他の事務は周辺市町村が補完するという連携の仕組みを構築していくことが求められる。

二つ目は、住民間の共助を広げることである。住民、首長、議会は、住民の生きがい、公共サービスの在り方等を踏まえ、自助、共助、公助の区分を再確認す

る必要がある。特に住民が補い合い、助け合い、支え合う共助が重要であり、広げるべき領域と考えている。住民が自己実現し、充実感を得られるだけでなく、税財政負担の軽減、公共サービスの充実にもつながるからである。

三つ目は、地域づくりにおける多様性である。住民が居住、仕事、教育を考えて市町村を選ぶ時代に入ってきており、社会が多様化したことを、国が認識する必要がある。市町村には構想力が要求され、住民と共に助け合い、創意工夫しながら、魅力ある地域づくりを進めることが求められる。

国は、連携、共助、多様性を住民と共に考え、協力していくべきである。その際、住民に多様な選択肢を提示するとともに、柔軟性と寛容さを持つことが求められている。

足立　信也　君（民主党・新緑風会）

平成25年の参議院議員通常選挙の際、多くの政党が公約で道州制について触れていたものの、本調査会において、道州制に関する主張が少なかったという印象を持っている。

これまで進められてきた地方分権の議論は、国の出先機関の権限の範囲を決定するものであった。国の出先機関改革については、地方に権限を移譲して地方の自主性を高めることが必要であるとの認識の下、財源不足という地方側の主張に焦点を当てた議論が主になされてきた。一方、国は出先機関を通じて行政を進めるという観点からの議論は余り行われておらず、今後それについて議論を進める必要がある。

秋野　公造　君（公明党）

国、都道府県、市町村のいずれにおいても、住民自治を充実させていくことが重要であり、それが統治機構を考察する目的である。しかし、時代が変化していく中で、権限移譲のみで対応していくことに、限界を感じている。住民自治、住民参加の拡大に向けた行政の在り方を検討する必要がある。

国と地方を対立軸で捉えるのではなく、両者は住民に必要な公共サービスを提

供する主体として連携していくべきである。また、災害協力を始め、公共サービスの向上を目的とした自治体間連携は必要なものではあるが、地域間調整が難航することで公共サービスが低下することはあってはならない。調整機能の構築、ナショナルミニマムの確保については、今後の課題である。

国に対しては、国全体のバランスを考慮しながら、地方に寄り添う対応がこれまで以上に求められる。

また、国会、都道府県議会、市町村議会が連携することが必要である。住民の視点、地域の実情を共有する中で、それぞれの行政機関に働き掛け、地域の課題解決等に取り組んでいくことも必要である。

江田　五月　君（民主党・新緑風会）

元来、政治は生活であり、現代における我々の生活は政治を離れて成り立たない。生活の主体は、地域で生活している一人一人の市民である。地方自治、市民自治という統治構造は、主役である市民が日常生活を決定する上で、自己決定のシステムを持つことである。国から地方に権限を移譲するのではなく、主体はまず基礎自治体、次に都道府県にあり、その上で国でなければできないことは国が行うという補完性の原理が重要である。さらに、国家で対応できない環境問題、人権問題、戦争と平和等に関することは、国連等の国際機関に権限を移譲するというように、地球市民の自己決定システムを構築するという発想を持ちたいと考えている。

山崎　力　君（自由民主党）

地方分権を本格的に進めるのであれば、いわゆる立法権、課税権を地方に移譲しなければならない。その結果、例えば高福祉高負担の市町村と低福祉低負担の市町村が併存することも想定されるが、こうした地域間の相違を住民が受け入れることができるか、議論する必要がある。

地方の主体となるべき地方自治体の議員の選挙における低投票率、無投票当選あるいは定数割れの議会という問題は、制度の問題という説明では難しく、住民

意識の問題も背景にあり、我が国の地方自治制度が危機的な状況にあるのではないかと考える。

第３　主要論点別の整理

憲法第８章でうたわれた地方自治は、同時に施行された地方自治法によって、これまでその地歩が築かれてきた。経済・産業の発展に伴い、大都市圏が形成されるのに呼応して政令指定都市も順次誕生し、人口も最近まで増加の一途をたどった。

一方、従来の中央集権型行政システムの弊害等が指摘され、平成５年には衆参両院で地方分権の推進に関する決議が行われた。このようなことを背景に地方分権改革が始まった。その成果として、これまでに機関委任事務制度の廃止、義務付け・枠付けの見直し、事務権限の移譲、国と地方の協議の場の法制化等がなされてきた。

しかしながら、現在においても東京一極集中の是正、地方税財源の充実・強化、さらには人口減少・超高齢社会への対応等、課題は山積している。今後、国と地方の在り方、広域行政、大都市制度、基礎自治体、住民自治の拡充等についても議論を深めることが求められている。

本調査会では、以上のような問題意識の下、調査を行ってきた。２年目の調査項目である「国と地方の関係」に関して行った参考人からの意見聴取、これに対する質疑、委員間の意見交換を踏まえ、本調査会における議論を主要論点別に以下のとおり整理した。

【国と地方の役割分担】

◇　国においては、地方行政への多大な関与を含め役割が膨大であり、本来取り組むべき課題への集中的対応が困難になっている。国と地方の役割分担を抜本的に見直す必要がある。

◇　事務について、住民に身近なものは基礎自治体が担うこととし、基礎自治体が担えないものを広域自治体が、広域自治体が担えないものは国が担うこととするよう、配分の見直しが求められる。

［関連意見］

・国家で対応できない環境問題、人権問題、戦争と平和等に関することは、国連等の国際機関に権限を移譲するという発想を持ちたいと考えている。

◇　国が最終責任を負うべき事務権限は、純粋な国の事務として留保し、地方自治体に移譲してはならない。国の事務として留保するものか、地方自治体の事務として移譲するものかについて、事務権限ごとに精査しなければならない。

［関連意見］

・国の役割を外交、安全保障、マクロ経済政策などに集中させ、地方にできることは地方に任せることが重要である。

・分権議論においては、国は外交、防衛等に特化して、その他の事務権限は地方が担うべきだという過剰に単純化した議論がある。米軍基地問題に当てはめると、経済、労働、治安等地方自治体の課題にも関わるため、このような議論は適切でない。

・我が国は、権限や管轄の重なりを完全に排除できない融合の国である。役割分担の明確化には、国と地方が膝詰めで協議する必要があるのではないか。

・真の地方分権を実現するため、国と地方の役割分担を明確にした基本法を制定する必要があるのではないか。

◇　従来の権限移譲は、国が当然に権限を有しており、その中で地方が担うことがふさわしい権限を配分するという発想に基づく、部分的、限定的移譲であった。むしろ、国の役割を限定するという発想が必要である。

［関連意見］

・国と地方の関係を検討するに当たって地方から求められていることは、国と地方の統治機構の変更ではなく、憲法が定める地方自治の原則を国が尊重し、民主主義を徹底することではないか。

・一般的に外交は国の役割と言われているが、経済活動や文化活動を通じた近隣諸国との活発な交流等、地方には国の外交を補完する機能があり、国と地方の協力の在り方を検討する必要がある。

◇　国と地方の役割分担は所得再分配機能に影響している。地方自治体がサービス給付として教育や福祉等を無料又は安価に提供することで、財政の所得再分配機能が高まり、実質的な格差縮小に有効となる。

【地方分権改革】

◇　地方分権改革については、国主導から地方主導の改革へと転換を進め、地方の発想や多様性を重んずる取組が求められる。

［関連意見］

・国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話できる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することが大切である。

・地方分権の議論は権限と財源の議論にとどまることなく、分権後の自治体連携の仕組みまで一体で行うべきである。

・基本的な制度改革は実現したが、全国一律に改革が行われたため、各地方自治体の多様性を十分に取り込めなかったのではないか。

・これまで国は、地域によって産業構造が異なっていても全国一律の制度を実施し、特区制度においても権限移譲は限定的であった。今後は、地域の主導的な取組を実現できる制度が必要である。

・意欲のある地方自治体には新たな行政権限を付与することで、地方の潜在的可能性を引き出し持続可能な地域社会を創出していくべきではないか。

・地域間の相違を住民が受け入れることができるか、議論する必要があるのではないか。

◇　権限移譲が、地方自治体に対し大きな影響を与えたことに疑いはないが、十分な検証ができていない。長期的視点に立って影響を見定めながら、国会と学界の双方が検証を続けていく必要がある。

［関連意見］

・国の役割とは何かという大命題を打ち立てて議論していかなければ、地方分権は進まないのではないか。

・自治に関し、住民自身が選択できる程度まで権限を移譲しなければ、根本的な変化にはならないのではないか。

・市町村に全て権限移譲するのではなく、国や都道府県が大局的、専門的な観点から支援等を行うことも必要だと考える。

◇　国の指揮監督が留保された事務権限が多くなるほど、移譲を受けた地方自治体は国の下請機関の性格が強まることを懸念する。

［関連意見］

・国の出先機関の原則廃止の狙いは国家公務員数の削減に絞られていたが、国家公務員を解雇するのではなく地方公務員とすることが前提だった。しかし、その分の人件費を国が負担すると行政改革にならず、国が負担しない場合は地方自治体が何らかの対応を迫られることになり、その結果サービス水準が低下しかねない。

・東日本大震災を契機に、国土交通省地方整備局を地方に移管することが適切なのかという議論が強まったが、全面的な移管には懐疑的である。

・千年に一度程度の確率で起きる大災害に備えて、地方自治体が継続して人員を確保しておくことは負担が大きく、国が人員を含めて備えておくことは有益である。

・国の出先機関の事務は原則として都道府県に移譲し、それができない場合は広域連合のような団体に移譲するという方向性を明確にすべきである。

◇　これまでの地方分権改革は、税財源配分に関しては未完の改革と言わざるを得ない。しかし、現在の国と地方の財政状況下でその改革は極めて難しい。財源については、権限、責任と一致させ、地方の自己決定、自己責任を貫徹できる仕組みが必要である。

［関連意見］

・分権改革と同時に租税負担率を急速に下げている。分権改革で財源面での改革が進まないのは、国、地方を通じて租税負担が上がっていないためである。

・国の税収から地方に移管している補助金、交付金が相当数あり、これらをできるだけ最初から地方に配分することが必要ではないか。

・三位一体改革では、一般財源の増加を意図したが、実際には税源移譲を行ったものの、国庫補助負担金の削減だけでなく、地方交付税も削減されたため、当初の意図とは逆の結果になってしまったのではないか。

・いわゆる不交付団体は三位一体改革の影響を受けず、むしろ税源移譲により税収が大幅に伸びた。

【基礎自治体】

◇　当分は市町村合併を行う余地はほとんどない。合併を行っても、規模を拡大できない町村があり、また、離島のような町村が存在することを意識する必要がある。

［関連意見］

・平成の合併については、編入合併される町村の自治を尊重する方策等が不足しており、余りメリットのない結果となったのではないか。

・平成の合併が自治体や地方自治に与えた影響や行財政効果は現時点では不明であり、それが明らかになるには時間が必要ではないか。

・今後、急速に高齢化が進む大都市圏については、市町村合併という方策が適切なのか、又は連携等の方策がよいか、早急な議論が必要ではないか。

・旧役場所在地周辺の疲弊、公共施設の統合により、住民に身近な公共サービスが十分に提供されない等のひずみが生じているのではないか。

・必要な公共サービスを維持できなくなった場合、市町村合併は重要な選択肢である。

◇　基礎自治体の規模、能力等に応じた多様な制度を検討することが重要である。

［関連意見］

・自立可能な基礎自治体には多くの自治権を認め、それ以外の基礎自治体には広域自治体や国が事務を担うなど、補完性の原理に基づく制度も考えられる。

・住民が目指す市町村の在り方を議論する中で合意形成がなされ、他の市町村に委託する事務、都道府県に委託する事務、自ら行うべき事務を決定していく柔軟性、多様性があってよいと考える。

・市町村合併を選択しなくても、隣接市町村あるいは都道府県への事務の委託等、集約化、効率化に向けた検討が必要ではないか。

・町村が担う事務の範囲を将来的に基礎、総合、拡大の三類型に分けて、事務を補完する多様な仕組みを構築する必要があるのではないか。

◇　規模の小さい市町村は、公共サービスの全てを提供することは困難である。専門的な事業、大規模な事業については、市町村を超えた団体が引き受けざるを得なくなる可能性がある。

［関連意見］

・小規模自治体の住民は従来と同じ形で公共サービスを受けることができなくなる可能性があり、居住権、地方自治体を含めた統治構造の在り方等の憲法上の問題に関わってくるのではないか。

・現在の人口動態、財政的状況を前提に集約化がなされなければ公共サービスの質は全体的に落とさざるを得ない。思い切った発想の転換により、我が国が今後持続可能となるように変えていく必要がある。

・条件不利地域に対しては垂直補完よりも水平補完を考えるべきである。都道府県が全ての基礎的な公共サービスを提供できるわけではないため、規模が小さい町村については、限定された事務を行う特例町村制を検討せざるを得ない。

◇　東京圏も相当な速度で人口減少が進む。この問題への対処は全国の市町村が抱える問題であり、大都市圏と地方の違いは程度の差でしかない。

［関連意見］

・人口減少は、我が国に限らずほぼ全ての先進国で起こり始めており、文明の発達に伴う現象であると思われる。ただ、20年以上前に人口減少の傾向が分かっていたにもかかわらず、十分な対策を講じてこなかったため、この点は政策の問題とも言える。

・人口減少問題は、大都市、特に首都圏と農村部の対立図式で論じられる。持続可能な社会を構築するには、人口の奪い合いではなく、人口減少の課題を緩和する地方自治体の在り方を検討する必要があるのではないか。

・子供の数を増やす政策を最大限実施する一方で、当面は少子化、人口減少を前提とした社会の在り方を考えなければならない。短期的な自然増は見込めず、厳しい状況にある。

◇　時代にふさわしい都市制度に関する議論を行う時期である。

［関連意見］

・人口減少に対応するためには、大都市制度についての見直しも必要である。

・大都市については、人々を支えるコミュニティーの機能低下が指摘されるとともに、通勤、通学、経済活動等の範囲が行政区域をはるかに超えている。このため、大都市における住民自治の拡充や行政サービスの提供の在り方等についても議論が必要ではないか。

・現在の大都市制度においては、政令指定都市の区は、区長が公務員であり、議会も存在せず、住民自治が働いていないのではないか。

◇　基礎自治体に求められることは、住民が安心して暮らせる環境を保障することである。しかし、人口減少が生じているため、各地域でそれを実現することは困難であり、地域社会の機能低下は避け難いと言わざるを得ない。こうした状況を踏まえ、今後の基礎自治体の在り方を考える必要がある。

［関連意見］

・高齢化が進む中で、十分な医療、福祉を提供し、住民の生活を支えていくため都市機能を一定程度集約するコンパクトシティー構想は、有力な選択肢である。

・利便施設は必要であるが、合理的に全てをまとめる必要はない。高齢者の通信、交通手段等、連携の基盤を工夫することにより集落機能を維持していくことが十分に可能ではないか。

【広域行政】

◇　都道府県域全体に係る広域行政と、小規模な市町村の補完が、都道府県の重要な役割となる。

［関連意見］

・都道府県の役割はいわゆる地域経営だと考える。経営とは経済的、福祉的に発展させることである。

◇　道州制については、手続論のみを先行させるのではなく、導入の目的、権限移譲の範囲、基礎自治体の在り方について十分に議論をした上で、導入について判断すべきである。

［関連意見］

・道州制は、地域や個人の創意工夫、民間の自由な競争によって経済、社会の活性化を促す成長戦略としての可能性を有している。

・現在の道州制議論には三つの危惧がある。第一は、集権的な道州制となることの懸念である。第二は、更なる市町村数の削減が必要との意見の存在である。第三は、道州の区割り問題である。

・道州制が実現した場合、住民の意思を反映する住民自治が十分に確保できるかが懸念されるのではないか。

・都道府県の再編は憲法改正の国民投票に値する重要な案件であり、十分な議論が必要ではないか。

・各道州に自治権が付与された場合、公選の首長が持つ権限は強大となり、道州間の調整や国全体のバランスを考慮した調整を行うのは困難ではないか。

◇　今後道州制の議論を進めるのであれば、並行して立法権も含めた国の在り方の議論も進める必要があるのではないか。

［関連意見］

・中央集権型に近い道州制には地方の拒否反応が強い。立法権及び行政権がある主権型の道州制を、多くの国民が参加する形で設計すべきではないか。

・憲法が規定する地方自治の本旨を道州制で保障できるのか疑問である。都道府県と広域連合で分権型社会の実現は十分可能ではないか。

・道州制は憲法で位置付けられた社会保障や教育等、国民の基本的人権を守る国の責任を放棄しようとするものではないか。

・現在、格差是正は国の役割であるが、道州制が実現した場合、それは道州政府の役割となり、地方自治体は、国ではなく身近な道州政府に働き掛けることになる。道州政府と地方自治体の距離が近いことは、域内の状況を把握する観点からも有益ではないか。

◇　今後の我が国を考えた場合、人口が減少し全ての事務を担うことが困難となる小規模自治体については、都道府県若しくは広域連合、又は国に事務を移管することにより、住民の意思を反映できる範囲のみを担うという統治構造の在り方もある。

［関連意見］

・国が広域連合等に対する許容範囲を拡大することで、市町村が大きな規模で住民の福祉向上に取り組むことができるのではないか。

・現在の広域連合は優れた制度であるが、独自の財源を持たないことは問題である。広域連合に課税権を認めることで、環境、観光等様々な分野における自治が多様化し、地方自治の豊かさにつながる。

・連携の仕組みが集権型や上下関係型とならないよう留意が必要ではないか。

官　報　(号外)

【地方自治】

◇　理想的な地方自治の実現には、政策の地域的完結性、住民自治の実現、自主財源の確保が必要である。

◇　地方自治法上、市町村の合併等の廃置分合又は境界変更については、市町村の発議が原則である。一方、都道府県に関しては、法律で定めることになっている。これは都道府県は国の直下にある広域自治体であり、国の形に密接に関わるからとも言える。

◇　住民自治の活性化には、住民が地域の問題に対して住民組織等を形成して共同作業を行い、それを通じて地域の結束を強めていくことが重要である。

［関連意見］

・住民の意識に応じて一定程度の相違が生じることは、住民自治に内在するものではないか。
・住民が自ら考えて行動するまちづくりを進める前提として、情報の共有化が必要ではないか。
・住民の意見を地域の政策課題に反映させる上で議会の役割は重要であり、政策提言機能を強化する地方議会改革について議論が必要ではないか。
・公共の課題及びその解決のための選択肢を示して、住民の多様な価値観や意見を政策意思形成過程に取り入れることにより、政策の質の向上を図ることが住民自治の根幹ではないか。
・住民生活や地域の将来に重大な影響を与える案件について住民投票で意思を問うことは、住民自治の観点から意義があるのではないか。

◇　課題に直面している地方自治体が先行して条例を制定し、それが全国に普及し、最終的に国が法律によって制度を整備するという流れがある。財産権等個人の権利を制約するものについては、この手法が適していると考える。

◇　我が国の社会は、基本的に相互扶助でまちづくりを行ってきたが、公共サービス向上の名の下、本来住民が行うことを行政が担い、その結果、地方自治体は職員数や予算規模を増大させてきた。それを本来の形に戻す必要がある。

［関連意見］

・自助、共助、公助の区分の再検討が必要である。地域のことは地域で行うという共助が重要になっている。共助により、豊かさが感じられ、財政的負担が軽減し、個人の負担も減る。
・地域の力、共助の仕組みを活性化していくことは重要であると思うが、人口減少下で、その仕組みが長期的に持続することは困難ではないか。

◇　大阪都構想は、大都市制度や住民自治の在り方を考える大きな契機となる。

［関連意見］

・大阪都構想のメリットは、府と市の二元状態がある程度解消されることである。区長、区議会議員の公選が行われるとガバナンスが強力になる可能性がある。デメリットは、分割された区の財政格差が生じないよう調整できるか懸念されることである。
・大阪には東京ほどの財政力がないため、都構想により設けられる特別区がうまく機能するかどうかは分からない。

◇　地方議会が住民から遠い存在で、その活動がよく理解されていないことが問題である。議会の機能について、地方分権にふさわしいものとする議論が必要である。

［関連意見］

・議会に関する情報公開の推進など運用面の改善が指摘されているが、選挙制度、候補者の人選という人的要因についても問題があるのではないか。
・地方の主体となるべき地方自治体の議員の選挙における低投票率、無投票当選あるいは定数割れの議会という問題は、制度の問題という説明では難しく、住民意識の問題も背景にあるのではないか。

・議員が政策条例等を活発に提案することが地方議会活性化のために重要ではないか。
・地方議会の最大の役割は首長に対する統制ではないか。
・首長と議会の関係を見ると、首長が予算や条例の執行権の全てを掌握し、地方議会の領分がやや少ないのではないか。
・選挙権年齢が引き下げられた場合には、いわゆる主権者教育が重要となるのではないか。

【地方税財政】

◇　地方の税財政を、どのように拡充していくかを積極的に議論すべきである。

［関連意見］

・地方の税源は限られており、国からの移転財源に依存している。地方分権改革により、補助金を地方交付税等の一般財源に転換することで国からの財源の自由度を高めること、国と地方で分け合う税源の一部を地方に移譲することが行われた。しかし、国、地方の財政難により地方財政が悪化したため、国への依存度を下げることにはならなかった。
・三位一体改革による地方交付税及び国庫補助負担金の削減・見直しが、地方財政を破綻寸前に追い込んだ。基礎自治体がその役割を発揮するために必要な財源の確保は国の責任で行うべきではないか。
・増税の余地がない状況下で地方税の比率を高めることは、国税を減らすことになる。増税せずに地方へ財源を移譲することは困難であり、消費税率の引上げは国と地方の配分を見直す一つの契機である。
・税収の偏在を少しでも解消するために、一旦国税として徴収した上で地方へ再配分せざるを得ないのではないか。そういう意味では、地方交付税の原資となる国税の種類及び徴収比率の在り方は大変重要である。
・地方交付税額が、経済や財政の状態により、裁量的な判断の余地があるため、地方にとっては将来的に不安定な財源である。

◇　税源移譲の議論が難しい理由の一つは、税源移譲が進むほど地方自治体間の税収格差が拡大し、バランスを逸してしまうからである。何らかの形で税を融通し合う仕組みについて議論する必要がある。

［関連意見］

・市町村の財政力強化のため、財源移譲、財政調整制度の見直しを行う必要があるのではないか。

◇　税制についても抜本的に見直すことにより、役割及び実際の業務に見合った財源を地方が確保し、歳出の決定を地方に任せ、国と地方の財政支出を適正化することが必要である。

［関連意見］

・地方が多様性、独自性を発揮するためには、自治立法権の範囲及び課税自主権の対象について拡大・強化を図るべきではないか。
・地方が主体的に課題に取り組むためには、地方環境税等地方独自の新たな税制についても検討を進めていく必要があるのではないか。

官　報（号外）

調査報告書

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査

右の件について別紙のとおり中間報告する。

平成二十七年六月十二日

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会長　濵地　雅一

参議院議長　山崎　正昭　殿

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告

（中間報告）

目　　次

Ⅰ　調査の経過 …… 1

Ⅱ　調査の概要 …… 2

1　参考人からの意見聴取及び質疑 …… 2

（1）日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果（平成27年２月25日）…… 3

（2）デフレからの脱却と成長戦略（平成27年３月４日）…… 17

（3）我が国の財政事情と財政再建への取組（平成27年４月15日）…… 33

2　政府からの説明聴取及び質疑 …… 49

デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組

（平成27年５月13日）…… 49

3　海外派遣議員の報告（平成27年２月25日）…… 58

4　委員間の意見交換（平成27年５月20日）…… 61

Ⅲ　提言 …… 71

（参考）

調査会委員 …… 77

主な活動経過 …… 78

（凡例）

会派の略称は、以下のとおりである。

（自民）……自由民主党
（民主）……民主党・新緑風会
（公明）……公明党
（維新）……維新の党
（共産）……日本共産党
（次代）……次世代の党
（無ク）……無所属クラブ
（社民）……社会民主党・護憲連合

Ⅰ　調査の経過

参議院国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会（平成25年８月７日）に設置された。

本調査会は、３年間を通じた調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」とし、１年目は、調査項目について調査を行い、平成26年６月11日、中間報告書を議長に提出した。

２年目は、調査項目のうち、「経済の再生と財政再建の在り方」について調査を行うこととし、「日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果」、「デフレからの脱却と成長戦略」及び「我が国の財政事情と財政再建への取組」について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。さらに、「デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組」について、内閣府、財務省及び日本銀行から説明を聴取し、質疑を行った。その後、２年目の中間報告書を取りまとめるに当たって、委員間の意見交換を行った。

なお、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びスウェーデン王国における財政再建に対する先進諸国、国際機関の取組状況に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、本院から海外に派遣された議員から、その報告を聴取した。

Ⅱ　調査の概要

１　参考人からの意見聴取及び質疑

「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、「経済の再生と財政再建の在り方」に関し、次の事項について、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

（１）日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果

（２）デフレからの脱却と成長戦略

（３）我が国の財政事情と財政再建への取組

（１）日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果（平成27年２月25日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

公益社団法人日本経済研究センター代表理事・理事長　岩田　一政　参考人

○　日銀が掲げた物価上昇率２％の目標は適切である。内外の経験を踏まえると、経済に大きなショックがあった場合にデフレに戻りやすいので、のり代として１％、また、物価指数は物価上昇による国民の所得の目減りを必ずしも正確に捉えていないので、その分１％、合わせて２％程度の物価目標が望ましい。

○　量的・質的金融緩和の効果について言うと、2013年度は拡大的な財政政策も同時にあったため、成長率を2.1％、物価上昇率を0.8％に押し上げ、長期金利を押し下げ、株価と為替レートに大きく影響し、期待インフレ率を押し上げた。

○　物価上昇率について、日経センターと日銀、民間の見通しを比較する。2014年度は日銀と民間で余り差がない。2015年度は日経センター0.2％、日銀1.0％である。2016年度は、日銀は2.2％と2015年度を中心とする期間に２％達成のシナリオを描いているが、日経センターでは1.1％と半分しか実現しない。

○　物価上昇率の加速には、ＧＤＰギャップのマイナス幅縮小と輸入物価の上昇の加速が重要であるが、ＧＤＰギャップは、かつて一時プラス２％程度まで拡大したにもかかわらず、結果的にはデフレに逆戻りしてしまった経験がある。また、輸入物価の上昇による効果も１回限りである。よって、安定的な物価上昇率の実現は２年程度では非常に難しく、５年は掛かる。さらに、安定的に２％でいくためには、中長期的に日本の期待成長率あるいは現実の成長率が高まっていくことが必要である。

○　量的・質的金融緩和政策の問題点の一つは、長期金利である。長期金利は予想短期金利とタームプレミアムの二つに分解できる。量的・質的金融緩和が主に影響を与えたのはタームプレミアムで、株価、為替レート、資産価格に大きな影響を与える。タームプレミアムが圧縮されていると、反動でマーケットに多くの悪影響が生じるので、追加緩和は余り望ましくないと言われている。予想短期金利は、民間の設備投資あるいは住宅投資を通じて実体経済に大きな影響が及ぶ。こういうことを考えると、日銀は予想短期金利に働きかけるため、フォワードガイダンスを強化した方がよい。

○　長期にわたって低金利を続けると、いわゆる資産市場のバブルというリスクが発生するので、マクロプルーデンス政策が必要である。日本には金融政策とマクロプルーデンス政策の間を調整するメカニズムが、組織的、制度的に全く存在しないので、早急に仕組みを整えておく必要がある。

○　もう一つの問題点は、量的・質的金融緩和政策の出口についてである。日経センターの実験では、２年程度で２％を達成し、それから次第に金利を引き上げる過程になった場合、日銀の経常収支が赤字となるリスクがある。事前の段階から、日銀と政府でその赤字をどうするかの取決めが必要である。イギリスの場合は、中央銀行が量的緩和に踏み切る前に財務省と、量的緩和に伴う収益と損失は全て財務省に帰属すること、国債管理政策を変更しないことという二つの約束を交わした。

○　原油価格の急落に対し、日銀は金融政策をどう運営すべきか。１、２年先のＧＤＰギャップの変動分と物価上昇率の変動分は、通常は同じ方向に動くが、原油価格のような場合は正反対に動くので、プラスとマイナス両方を勘案した上で追加緩和の議論をすべきである。私の計算では、プラスとマイナスがほぼ相殺されるので、日銀は追加緩和よりはフォワードガイダンスを強化すべきである。ただし、原油価格のマイナス幅が余りに大きく、エネルギー、食料を除く物価上昇率がマイナスになる、あるいはインフレ期待が更に大きく下振れするような場合には、何らかの対応が求められるのではないか。

○　日本は、2000年代になって一人当たりの実質ＧＤＰの水準に比べて成長率が低い状態となってしまっている。少なくともこれをまず各国並みに持っていく成長戦略が必要である。そのためには、人口減少への歯止め、イノベーションの促進、第三の開国という三つの柱で2020年代の初めには高めの成長率を達成

し、その後は、より進んだ国にキャッチアップしていくというような成長戦略と同時に量的・質的金融緩和を実行する。それにより安定的に２％の物価上昇率が達成できるのではないか。

ＪＰモルガン証券株式会社チーフエコノミスト　菅野　雅明　参考人

○　量的・質的金融緩和導入の際、日銀総裁は三つの波及経路を指摘していたが、１番目のリスクプレミアム縮小効果については、実際に長期金利が下がり株価も上がっているので80点、２番目のポートフォリオ・バランス効果については、銀行の貸出しは少し増えているものの、どこも運用難の状況であるので20点、３番目の期待インフレ率上昇効果については、実質金利は下がっているものの、設備投資等は十分に増加していないので40点と評価する。

○　日銀の政策に最も敏感に反応したのは為替で、円安が起こった。その結果、株価、一部の不動産価格が上がり始めているが、設備投資、個人消費等の需要項目は十分に反応していない。ただ、一部中小企業等で必ずしも十分に恩恵が行き渡っていないところはあるものの、企業、家計の景況感はかなり改善している。マクロ的に見れば確実に景況感が改善し、日銀の政策の貢献があったと言える。

○　一方、政策のコストとして、債券市場では流動性の低下、また、資産価格が実体経済と離れて上がり過ぎる懸念、そして、金融機関の収益がかなり圧迫され、経営が不安定化するリスクがある。

○　出口政策でつまずくとこれまでのプラスは全て相殺されてしまうので、まだ全体の評価はできない。

○　現状で市場、家計、企業、エコノミストは期待インフレ率をどう見ているのか。市場は、１％は何とか達成できそうだが２％は難しいと見ている。家計は、日銀の政策の影響がなく、余り期待インフレ率も変わっていない。企業は、少なくとも毎年絶えず上昇していくとは思っていない。エコノミストはほとんどが、2015年度を中心とする期間に２％程度のインフレ実現は難しいと考え、また、年内に追加緩和があると考えている。

○　ＪＰモルガンの2015年のインフレ率予測では、４～７月辺りにコアＣＰＩの前年比がマイナスになりそうだが、原油価格が少し持ち直すと、年の終わりには再び１％に近づき、2016年には１％台の半ばまでは上がってくる。ただ、まだ２％には届かない。

○　有効求人倍率は1.15倍までようやく回復しているが、まだ賃金の上昇圧力は弱い状況である。ただ、2017年頃には有効求人倍率が1.5倍、賃金上昇率も２％になり、その後少し遅れて2017年の後半から2018年頃に２％のインフレが見えてくるのではないか。

○　物価上昇率２％達成が視野に入ってくると、市場がやや過敏に反応し、長期金利が非常に大きく振れやすくなる可能性がある。一方、金利を安定させるために更に日銀が国債を買い続けると、一層インフレになってしまう悪循環となる。したがって、市場との対話が非常に重要であるが、現在日銀は出口政策の議論を封印している。将来のショックを和らげるため今すぐ議論を始めた方がよい。

○　日銀の収支について2015年末予測のバランスシートに基づき試算すると、政策金利を２％に上げた場合の超過準備への利払いと長期国債の金利収入の収支は赤字となる。赤字に備えて政府と事前の協定を結ぶべきだと思うが、政府債務のＧＤＰ比率が230％と非常に大きいときに、政府が日銀の赤字を補填することは、国民あるいはマーケットの信認を得られないだろう。

○　政府が日銀の赤字を補填することは、国民の側から見ると増税と同じで、政府ではなく国民が補填することになる。しかも自分たちの次の代に付けを残していく政策にほかならない。日銀は金利が上がったときのリスクを国民に知らしめた上で、追加緩和をするのか否か、どの時期に量的緩和の縮小に向かうのかを説明すべきである。

○　量的・質的金融緩和政策の最大の目的は時間を買うことにあり、その間に財政健全化と成長戦略を同時に完全実施できれば、時間を買った成果という形で大いに評価される。ただ、その間に歳出削減などの手を緩めてしまって成長戦略も余り進まないようなときには、結果として時間の浪費になり、日銀の出口

政策はますます困難になってしまう。

○　日本は債務残高が非常に高く、出口で投資家からの信認が得られる保証は今のところ全くない。出口戦略に関するリスクは予想でき、かつ、顕現した場合の経済的混乱が非常に大きい。政府あるいは国会はプロジェクトチームを設置し、リスク縮小策、あるいはリスクが顕現した場合の措置を今から検討すべきである。

株式会社富士通総研経済研究所エグゼクティブ・フェロー　早川　英男　参考人

○　非伝統的金融政策の効果について経済学界に明確なコンセンサスはなく、量的・質的金融緩和はある種の実験的な性格を持つ政策である。

○　金融学会における植田和男東京大学教授の分類を使って説明すると、第一に、ＱＥ０という単にマネタリーベースを増やす政策は、少なくとも理論的には効果はない。第二に、ＱＥ１という金融市場が混乱しているような状態で住宅ローン証券等を買い入れる政策は、理論的にも効果がある。第三に、ＱＥ２という長期国債を大量に買う政策は、ある程度の長期金利の低下効果をもたらす。今回の日銀の量的・質的金融緩和は、金融市場の混乱は余りないので、ＱＥ０とＱＥ２を足したものである。量的・質的金融緩和開始時の長期金利が低いので、理論的には効果はあっても少ないというのが結論であるが、実際には為替レートや株価に効果がある。

○　実際に効果があるならば、実行してみてはどうかということになるが、非伝統的金融緩和には倫理的側面の問題がある。一つは、市場参加者の誤解により効果を持つような政策を中央銀行は行ってよいのかということがある。もう一つは、量的・質的金融緩和の出口で日銀は巨額の損失を被る可能性があるが、それは最終的には国民負担であり、ある種の課税を国会の議決を経ずして中央銀行が行ってよいのかということがある。

○　量的・質的金融緩和の成果として、第一に、大幅な円安、株高が実現したことがある。第二に、デフレからの脱却が実現したことである。2013年の後半から約１年半、消費者物価の前年比はプラスを続けているので、デフレが物価の

持続的下落と定義されていることを考えれば、デフレが終わったことは明らかである。

○　一方で、量的・質的金融緩和ないしアベノミクスの誤算もあった。第一に、デフレから脱却しても成長率は高まらなかったことである。確かに2013年度の実質成長率は2.1％であったが、実は公共投資の寄与と消費税増税前の駆け込み需要を除いた実力は１％足らずであった。一方、2014年度は恐らくマイナス成長となる。また、大企業が収益改善したにもかかわらず、輸出増による中小企業への発注増、設備投資増、賃上げは大したことがなく、家計や中小企業、地方には円安のメリットよりもデメリットあるいは消費税増税の影響の方が上回ってしまった。

○　第二に、成長の天井が予想以上に下がっていたことである。アベノミクス始動から１年程度でほぼ完全雇用が達成され、人手不足感が強まったが、これは労働人口の減少によって潜在成長率が下がっていることにほかならない。

○　第三に、原油価格の下落もあって、量的・質的金融緩和を始めて２年になる2015年４月頃の物価上昇率はゼロ近くになる可能性が高く、時限を限ったインフレ目標の達成は難しくなった。

○　以上の成果と誤算を踏まえて常識的に考えると、学ぶべき教訓は次のようになる。第一は、成長の天井の低下があらわになった以上、供給力の強化が大事で、成長戦略の策定が極めて重要である。第二に、完全雇用は実現し、財政による景気刺激は意味がなく、むしろ成長の天井の低下によって財政バランスの維持が困難になるので、早期に財政健全化にかじを切る必要がある。第三に、成長力強化も財政健全化も進まないうちにインフレ目標だけが達成され、日銀の国債の買入れが終わってしまうと、長期金利が上がってしまうおそれがあるので、目標達成を急ぐ必要はない。

○　しかし、教訓と正反対に、2014年10月末に日銀は量的・質的金融緩和の強化を行い、この結果、国債の市中消化分のほとんどが日銀に買い入れられ、財政ファイナンスの色彩が一層強まった。同時に、安倍総理は、2015年10月に予定されていた消費税増税の先送りを決意した上で衆議院の解散・総選挙に踏み

切った。この二つの決定は財政の維持可能性を危うくするおそれがあった。現に一部の格付会社は日本国債の信用格付を引き下げた。

○　量的・質的金融緩和の出口をうまく抜けられるかどうかは、インフレ率２％が達成されたときに、市場参加者が財政の維持可能性を信じているかどうかに依存する。一つ大きな幸運は、原油価格の急落により、景気は順調に回復し、他方で、インフレ率が２％に達するのはしばらく先になるので、財政の維持可能性を回復するまでの時間の余裕ができたことである。

○　2020年度の基礎的財政収支黒字化に向けた具体的計画の策定が極めて重要である。2020年度の黒字化は簡単ではない。消費税増税だけでなく社会保障改革を含めた歳出削減、成長力強化、それらを全部組み合わせた対応が必要になる。政府・与党だけではなく、野党も議論をしていく必要がある。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　２％の物価安定目標に関しては、達成までに時間を掛ければよいと思うが、２年程度にこだわる日銀が年内に追加緩和を行うこともあり得る。これ以上の追加緩和は非常に副作用が大きいと思うが、仮に行うならば日本経済がどのような状況になっていれば許容できるのか。

答　エネルギーと食料を除いても物価上昇率がマイナスになっているような事態、あるいはインフレ期待が大幅に低下してしまって中長期の物価上昇率が２％に向かっていく動きが停止してしまう、又は極めて困難になると予想される事態が起こる場合には、何らかの手だてが必要である。

答　期待インフレ率が低下し、すぐに回復が難しいと思えば、短期的に日本経済を支えるという意味からは正当化される政策である。かなりの市場参加者が常に追加緩和を織り込んでいるので、逆に追加緩和がないと円高と株安のリスクがあり、仮にその時に世界経済が不安定になっていると、更に期待インフレ率を下げてしまう。そのリスクを軽減するには追加緩和があり得る。

答　2015年は世界経済にリスクがたくさんある。世界経済で思いも寄らないようなショックが起こり、経済の前向きな循環そのものが損なわれたときこそ追加緩和だろう。同時に、必ずしも国債買入れにとらわれず、ショックの性質によって、よりリスク資産を買う、あるいは、マイナスの金利を使うなどいろいろな可能性があると考える。

問　量的・質的金融緩和の出口戦略について、時期やその内容はどうあるべきか。

答　アメリカと同じようなプロセスをたどっていった場合に、日銀の赤字は避け難い。そのときにクレディビリティの喪失につながらないように措置しておくことが重要ではないか。例えばイギリスでは、中央銀行が金利ゼロのコンソル債を永遠に持ち続けるという議論があった。

問　日銀の金融政策と政府の財政再建策とはどう連携したらよいのか。

答　2013年度は財政支出の効果に助けられて2.1％成長したが、消費税増税後の2014年度の予測はマイナス0.9％である。財政再建には歳出削減か増税しかないが、どうしてもマイナスの効果が出てしまうので、それに十分耐えられる経済にする成長戦略が必要である。そのためには人口減少を止めなくてはならないが、その財源確保には社会保障制度の抜本的な改革が必要である。

問　企業収益の改善が経済成長に結び付かないのは何が足りないのか。

答　1990年以降、製造業に新興国が台頭してきたが、日本は製造業から非製造業中心の経済構造への移行が非常に遅れていた。また、製造業でも世界で競争力が強いものはブランド価値がある。構造転換のためには、政府は規制を緩和し、競争を活性化し、国内に国際的な競争の場を設けることが大事である。

答　労働供給が減っていく中で成長するには、一つは高齢者や女性の労働参加があるが、もう一つは生産性を上げることが必要である。日本は非製造業の生産性が他の国に比べて極端に劣っているのが最大の問題である。ＩＣＴの活用で生産性を上げるべきである。

問　量的・質的金融緩和政策の下で、マネタリーベースを増やしても貸出しや設備投資につながっていないが、これらを増やす方策はあるか。

答　もちろん規制緩和なども大事だが、社会保障制度改革が非常に大きなテーマ

である。単に歳出削減だけではなく、いかにしてこの分野において生産性を上げていくかが重要である。

答　アベノミクスの成長戦略は極めてよくできているが、遅々として進んでいないので是非早く進めてほしい。貸出しが増えないのは、大企業が収益をため込んでいるからであり、これを直すためにコーポレートガバナンスが重要である。中小企業については、特に地方の場合には別の対策が必要であるが、地方分権を進めて、地方に頑張ってもらうしかない。

答　今の政策の有効性を高めるには、長期金利のうち予想短期金利の部分はフォワードガイダンスの影響を受けるので、金利やマネタリーベースに関してどのような政策を用意しているかをアナウンスすることが重要である。もう一つは、国債管理政策との調整が必要である。

問　量的・質的金融緩和政策の出口で日銀が損失を抱えた場合、参考人の意見にあったイギリスの事例は日本にも当てはめることができるのか。

答　イギリスでは中央銀行が財政政策を代行しているという理解があった。日本の場合、政府や財政当局からの日銀の独立性を財務面で保障するため、現行日銀法で財政補填の条項が削除されている。特別に財政補填をする場合には法律に書く必要があり、最終的には議会の判断になる。

問　日銀は出口に向けて市場との対話を具体的にどのような形で行っていくのがよいか。

答　とにかく財政の維持可能性を市場に信じてもらうことが最大のテーマであり、2015年夏の新たな財政健全化計画に向けて、政府だけではなく立法府も含めて何を議論していくかが重要である。日銀が非常に大きな赤字を抱えることは間違いなく、対応をあらかじめ決めておく必要があるが、そのためには日銀自身がどの程度の赤字が出るかを示すべきである。

答　出口戦略の封印を直ちに解いてもらいたい。期待インフレ率が下がるかもしれないが、日銀が赤字になるということは国民のお金を使うことになるということであり、国民に真実を知らせないで期待インフレ率を上げる政策は間違いだと思う。日銀は利上げしたときの赤字を避けて通れないので、そのときに起

きる混乱を最小化する対策を議論すべきである。また、出口に近づくと海外の投資家が投資のチャンスを見いだそうと動き出すので、注意しなければならない。

問　出口戦略について日本がアメリカの経験に学ぶことはできないのではないか。

答　マーケットが財政の維持可能性を信じているという前提がなければ、アメリカの経験から学ぶことはできない。

問　物価上昇率は、バブル経済の反省から、消費者物価だけでなく土地や株の価格にも着目する必要があるのではないか。

答　80年代後半と同じ過ちは犯すべきではなく、マクロプルーデンスの体制を早く整備し、少なくとも資産市場を厳しく点検する当局がなくてはならない。

問　日銀が債務超過に陥る前に長期金利が暴騰、円が大暴落するような事態が考えられ、日銀の損失を国民が補填するというような次元の話では終わらないのではないか。

答　市場は最終的にどうなるかを予測するので、当然、日銀が債務超過になる前に異変が起こる。日銀券は国債で保証されている。そして国債は将来世代の税金で賄われるので、それが担保されていれば信認は守られる。今は日銀が大量に国債を買うことで、政府は金利ゼロで資金調達し、財政が良くなっているが、その分は後に付けが回るので、どこかで信認が崩れる。どこの時点かは誰も言うことができないので、まさに国家的なリスク管理が必要である。

問　大企業の利益が上がっているが、法人税率を引き下げることを財政再建の見地からどう評価するか。

答　法人税率は下げる必要がある。海外の企業がアジアに進出しようとした場合、日本ではなく、法人税や所得税が低くて規制も緩い香港とシンガポールが選ばれてしまい、日本の雇用は増えない。また、直接税で財政再建しようとすると、法人税の場合は企業、所得税の場合は富裕層が国外に逃げてしまう。欧州などでも消費税率は20％以上であるので、日本もその方向に行くべきである。

答　法人税率引下げについては消極的賛成である。日本は立地競争において負けてしまうので、法人税率を下げていかざるを得ない。ただし、単に税金が安くなった分をため込むことは許されないので、コーポレートガバナンス改革をすべきである。

答　日本にとって望ましい税体系を考えると、投資や貯蓄の行動に対してより中立的である支出税体系に少しずつ近づけていくべきである。そして、資本は自由にどこの国にでも動くので、資本に対する課税は低い方が効率的である。日本の場合、直接投資残高の対ＧＤＰ比率が低く、開国が遅れている。法人税率は外国企業立地の決定要因の一つでしかないが、25％まで下げていくことが望ましい。

問　個人消費が冷え込むと実体経済が良くならないと思うが、財政再建のための消費税増税により消費を冷え込ませてしまい、税収が減ることになれば、更に財政再建が厳しくなるのではないか。

答　消費税率を上げるから消費が落ちるというのは余りにも短絡的で、むしろ、将来の社会保障に不安があるから所得があっても消費しないというのが実態である。その社会保障の財源として消費税は極めて重要であり、社会保障改革、すなわち歳出削減もそれ以上に重要となってくる。

答　欧州の消費税率は20％台である。高齢化は日本の方が圧倒的に進んでいるのに消費税率８％、10％では足りない。2014年の増税が景気に及ぼした影響は大きかったが、逆に言えば駆け込み需要も大きかったということである。景気は既に底を打ち回復途上にあるので、景気が悪くなると過度に言い過ぎるのはいかがかと思う。

答　増税でマイナスが明らかになったのは、強い財政政策を取れば経済がそれなりに反応するということである。消費税増税については１％ずつ実行し、１％でも起こり得るマイナス効果を相殺するような、例えば法人税減税といった措置を同時に実行していくべきである。将来の日本の望ましい税体系から出発せず、個別の税率から議論すること自体が非生産的で結果も良くないと思う。

問　マクロプルーデンス体制をどのように整備する必要があるのか。

答　制度的に最も整備されているのはイギリスで、中央銀行のマネタリー・ポリシー・コミッティーとマクロプルーデンスを議論する場としてのファイナンシャル・ポリシー・コミッティーの二つに金融政策を収れんさせている。

答　金融危機が起こり、公的資金を注入しようにも、国の財政が安定していないと財政にリスクが生じるので、マクロプルーデンスの観点から、平時のうちに財政の問題を議論しておくことが必要である。

問　物価上昇が始まるきっかけは、石油価格の上昇であると考えるが、その場合どのような対策が必要か。

答　エネルギー価格は中央銀行が影響を与えることがほとんど不可能であり、そのような物価の上昇まで中央銀行が責任を持つべきではない。したがって、物価上昇の目標にはエネルギーと食料を除いた物価指数を使う方が望ましい。石油価格が上がると実質所得が目減りをするので、ＧＤＰギャップは拡大する。物価上昇率の目標値からの乖離とＧＤＰギャップの大きさを比べて、おおむね打ち消し合う程度の効果になるように柔軟に対応すればよい。

答　賃金が上がらないまま原油価格が上がると購買力が減っていずれ物価は下がるが、賃金が上がっているときには本当にインフレになり、一種のスタグフレーション状態で、中央銀行にとっては苦しい状況になる。その時にはまずインフレ期待を収めなくてはならないが、財政に信認がない状況ではそれもできない。やはり今のうちに財政の問題を議論しておく必要がある。

答　原油価格の上昇によって数字上物価が上がっても、それをもって金融政策が反応すべきではない。むしろ重要なのは労働需給と賃金である。労働需給が引き締まり、賃金が上がってくるタイミングは市場が思っているよりももう少し早いと思うが、それもあと１、２年はあるので、その間に財政健全化に関する市場の信認を得ることが大事である。

問　完全雇用達成後も社会インフラに対して国としてやらねばならない政策にどのようなものがあるか。

答　完全雇用が実現したら景気対策として公共事業を増やす意味はないが、一方で社会資本について何もしなくてよいわけではない。日本の社会資本の多くは

高度成長期に造ったもので、相当に危うくなっているので、その対策は必要である。ただ、人口減に向かっているので全部の社会資本を維持する必要はない。地方創生においても、大事なのは集約である。集約の裏側には必ず廃棄があるため、政治的な困難があるが、合意形成が早くできた地方には国から予算などで対応するような方法があるのではないか。

問　2014年10月の追加緩和をどう評価するのか。もし次なる緩和があるとしたら違う評価になるのか。

答　2013年の量的・質的金融緩和は価値ある実験であったが、2014年の追加緩和は望ましくなかったと考えている。ただ、幸い原油安もあって当面景気は良くなり、物価はすぐには上がらないので、１年なり１年半なりの時間の余裕をいかしてほしい。この先は基本的には経済が順調に動いていく限り、追加緩和は必要ない。

答　2014年の追加緩和の結果、時間は余計に買えるようになったが、その間に政府は財政再建、歳出カット、成長戦略を進めなければ、時間の浪費であってコストの方が大きくなる。残念ながら、アベノミクス３本の柱の２本目と３本目がしっかり実行できているようには見えない。

答　2014年の追加緩和については、逆に日銀が何もしなかった場合、物価上昇率がゼロに近づいていく動きがある中で何も行動しない中央銀行だと市場に受け止められ、物価目標、デフレ脱却まで難しくなったであろうから、そのコストを考えれば、実施すべきであった。また、為替レートには、均衡レートから余りに乖離すると経済が円滑に運営できなくなるという制約があると同時に、相手があるという制約がある。更に円安を加速するような金融政策を、国際的スピルオーバーを全く考慮しないでできるのかは課題である。

問　アベノミクスの効果は限定的であり、更に格差が拡大したのではないか。それを是正するためにはどうする必要があるのか。

答　格差の問題は、日本の場合、高所得者層ではなく低所得者層にゆがみがあることである。これは人口構造の大変化により、働く人と退職世代の比率が大きく変動し、これまでの雇用制度を維持できなくなっている結果、コスト削減のため非正規雇用が増え、低所得者層にしわ寄せが行っている。一番大きな問題点は、相対的貧困層が非常に膨らんでいることではないか。大きな人口構造の変化に対して、企業も政府も社会保障制度などうまく適応していないところを抜本的に変えていかない限り、格差は無くならないと思う。

答　日本の格差問題は低所得者層の問題であるが、高齢化が進むと自動的に低所得者層が増えることから、人口構造に伴う問題は分けて考える必要がある。同時に、資産格差も開いているが、低所得者が必ず資産が少ないわけではないので、丁寧な議論が必要である。また、世代間格差の問題があり、硬直的な社会保障制度の下では、高齢者に相対的に所得が移転してしまう。そして、世代内格差であるが、正規雇用が過度に保護されているところに問題がある。また、事前の格差と事後の格差は分けて考えるべきである。教育の機会を与えた結果として出てくる格差は健全な格差であって、国が教育の機会を全ての若者に与えることは極めて重要である。

答　国が所得分配を考えて課税ができなくなっており、法人、高所得者、資産への課税が難しくなった結果、大企業の課税逃れなどが発生してきているので、国際的に協力して対応していくことは是非ともやらねばならない。日本国内の格差は、やはり正規雇用と非正規雇用の格差が大きいので、働き方を変えていくべきであるが、今は人手不足が起こっているおかげで非正規の待遇が良くなりつつある。世代間格差は非常に大きく、社会保障改革、財政赤字削減をきちんと実行する必要がある。

（2）デフレからの脱却と成長戦略（平成27年３月４日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

法政大学大学院政策創造研究科教授　小峰　隆夫　参考人

○　2012年末から始まったいわゆるアベノミクスは、2014年３月頃までの第１幕、2014年末までの第２幕、それ以降の第３幕に分けて考えるのが適当である。

○　第１幕では、財政金融政策が大きな効果を発揮した。金融政策は、そのアナウンスメント効果が市場関係者の期待を変えた。インフレ目標は珍しい政策ではないが、日本では採用の是非について議論が極端に分かれていたので、採用したことが実体以上に大きなインパクトを持った。また、量的・質的金融緩和の実施に当たり黒田日銀総裁が行った明確な説明は、市場心理を大きく変えた。

○　こういった中で株高と円安が起き、特に円安は、輸出製造業の収益を増やし、輸入価格上昇により消費者物価を上昇させ、デフレからの脱却を助けた。輸出価格については、ほとんどの輸出企業が外貨建ての値段を変えなかった。そのため、輸出数量は変化せず、経常収支の黒字が減っていくことになった。

○　2013年度の公共投資は10.3％増加し、成長率を0.5％引き上げた。

○　2013年度の成長と物価上昇には、円安、株高、公共投資、消費税の駆け込み需要の四つが大きく影響した。

○　第２幕になると、問題点や限界が現れてきた。金融政策は、２年間で２％の物価上昇が難しくなったので、ちゅうちょなく緩和をするという最初の約束を守るため、2014年10月末に追加緩和を行わなければならなくなり、第２段の円安が起きた。円安は一時的に企業収益を増やすものの輸出数量の増加には結び付かず、そのため企業が設備投資をしないので持続的な成長につながらない。また、原油安のプラスの影響が打ち消されてしまった。追加緩和は行わない方がよかった。

○　公共投資は増加させているときにしか効果がなく、2015年度は15％減少する見通しなので、経済の足を大きく引っ張ることになる。しかも財政赤字の拡大という大きな副作用をもたらし、マイナスの側面が出てきている。

○　第３幕では、成長戦略が一番重要である。元々、財政金融政策は一時的な経済の振れを是正する効果しかないので、財政金融政策で時間を稼いでいる間に、持続的な成長に結び付く成長戦略を着実に実行する必要がある。

○　多くの経済学者が考える成長戦略は、企業が活動しやすい経済環境を整え、人的資源の質を高めるために、いわゆる岩盤規制を緩和していくことである。そうした成長戦略を実行していくと日本の生産性が上がるので、恐らく円高に進むと思われる。持続的な成長と整合するのはむしろ円高である。

○　雇用面の改革が重要であり、長期的には働き方をメンバーシップ型からジョブ型に変える必要がある。メンバーシップ型とは、あるメンバーに入れてもらうと雇用が安定し、賃金も上がっていくという働き方であり、ジョブ型とは、自分はこういうジョブをする人間であるという専門能力を持って特定のメンバーシップにこだわらない働き方である。

○　今後は、アベノミクスの三本の矢に入っていない分野に力を入れる必要がある。一つは財政再建であり、2020年度の基礎的財政収支の黒字化も相当困難だが、2020年度以降はもっと厳しい。デフレから脱却していれば金利が上がり、2025年頃からは団塊の世代が後期高齢者になって社会保障費が膨らむためである。このときに、金利が上がると財政にマイナスなので更なる金融政策で金利上昇を抑えると、物価が上昇する中、政府の借金は目減りするが、他方で国民全体が持っている預金も目減りする。これには、消費税ではなく、言わば貯蓄税で財政再建をするという最悪のシナリオになる懸念もある。

○　また、社会保障改革も重要である。現在の社会保障の費用は、企業と働く人がかなり負担しており、これは企業にとってみれば、人を雇えば雇うほど社会保険料が上がる一種の雇用税になっている。財政上だけでなく、成長戦略としても社会保障改革を進めることが重要だと考える。

○　最後に、地域再生も重要な課題である。地域づくりの在り方は、国から地方

へ、分散から集中へ、社会資本依存から地域資源活用型へという流れであるべきである。しかし、最近の地域づくりは、国が地域創生を主導し、東京一極集中是正のために分散を志向し、国土強靭化で社会資本に対する期待が大きいという点で、本来あるべき姿から逆行している。また、これからは大都市でこそ後期高齢者が大きく増え、医療、介護が問題になることを考える必要がある。

株式会社日本総合研究所副理事長　湯元　健治　参考人

○　内閣府は、日本経済の現状はもはやデフレではないと判断しているが、デフレ脱却宣言には至っていない。それは、デフレ脱却の定義はデフレに後戻りしないと判断されることであるためである。

○　デフレからの脱却を判断するための指標については、コアコアＣＰＩ、ＧＤＰデフレーター及びユニット・レーバー・コストがプラスに転じている。しかし、ＧＤＰギャップはまだマイナス圏にあり、需要不足、供給過剰の状態が続いている。なお、コアコアＣＰＩ以外は消費税の影響が除かれていないため、2015年４月以降どうなるか注意が必要である。

○　デフレに後戻りしないと判断できるためには、ディマンドプル型のインフレになることが条件である。ＧＤＰギャップがマイナスである現状は、コストプッシュ型の色彩がやや強いということであり、デフレからの脱却にはまだ時間が掛かる。

○　デフレの本質は、企業などの経済主体がリスク回避的な行動をし続けることである。企業部門の貯蓄投資バランスは貯蓄の方が多く、まだ投資超過に転じる兆しはない。企業部門の収益率を見ると、ＲＯＡ（総資産利益率）は改善しているが、その要因は、低金利、借金返済、人件費抑制、設備投資圧縮という縮小均衡による。別の収益率であるＲＯＥ（自己資本利益率）は欧米諸国と比べて低く、引き上げていくためには、借金をして投資をし、その投資が果実を生むことが必要なのだが、企業部門はそういう状況に至っていない。

○　日銀による金融政策の最大の目的は、市場、企業及び家計の期待を変化させることであり、その結果、ある程度インフレ期待は上昇した。しかし、これは、量的・質的金融緩和のアナウンスメント効果というより、円安及び消費税の引上げで現実の物価が上昇した結果であり、最近は現実の物価上昇率の低下に応じて一部短期のインフレ期待が下がっている。物価の上昇に賃金が追い付かない状況になると、経済には大きなダメージが及ぶので、成長期待を高めることが大事で、その結果、企業の投資が増えていくという循環につながる。

○　別の角度から量的・質的金融緩和を評価すると、マネタリーベースの急速な拡大の割にはマネーストックの拡大は大きくなく、緩和の結果で生じた円安によって貿易収支の赤字は拡大しており、金融緩和に過度に依存してデフレからの脱却を目指すと副作用が大きく出てくる。

○　2014年秋以降、景気は回復基調に戻っており、2015年もそれなりの経済成長が見込まれる。その最大の要因は、原油価格の低下によるメリットが、円安によるデメリットを相殺し、更に余りある状況になってきていることである。

○　デフレからの脱却には、企業業績が増えて、賃上げから個人消費の拡大へとつながる経済の好循環が非常に重要である。それには、物価上昇率を差し引いた実質賃金がプラスになることが必要で、ベースアップが毎年行われ、更に伸び率が高まらなければならない。また、非正規雇用の正規雇用への転換、正規でも非正規でも同じ仕事であれば同じ時間給を払う動きに持っていくことも必要である。なお、賃金が十分に上がっていない段階で更に物価上昇を目指すことはマイナスであり、２％の物価目標を急ぐ必要はない。

○　アベノミクスの効果は地方の隅々まで行き渡っておらず、トリクルダウン効果が非常に小さいと指摘されている。円安や株高を通じたプラス効果は大企業や大都市圏を中心に現れており、地方はどちらかというと、円安が進むほどデメリットを受ける中小企業が多く、賃上げ幅も小さい。ただし、最近では、白物家電など一部の業界で生産拠点の国内回帰の動きも見られる。また、外国人観光客の増加も地方経済にプラスであり、アベノミクスの効果は、時間は掛かるが、徐々に浸透していく方向かと思う。

○　地方創生には、地方の持つ資源を最大限活用し、いろいろなものを輸出して外から稼いでくることが戦略の一つとなり、観光、食、農業、コンテンツなど

へのサポートが重要である。大都市圏への人口移動を食い止めるには、地方で仕事をつくるのが大事で、技術開発、製品開発を進めることや、ベンチャーが生まれるような環境整備が必要である。加えて、地方に居ながら大都市圏から仕事をもらうクラウドソーシングを使った働き方の強化も重要ではないか。

○　潜在成長力を引き上げないと持続的な成長は難しい。成長戦略の実行という意味では、２年間で40本以上の関連法案が成立するなど一定の進捗がある。電力・エネルギー、農業、再生医療といった一部分野で行われている企業の新規参入や新しい取組を、様々な分野に広げていくことが重要である。法人実効税率、岩盤規制改革などで課題があり、また、ＴＰＰも急ぐ必要がある。

早稲田大学政治経済学術院教授　若田部　昌澄　参考人

○　デフレからの脱却に関して、金融政策は効果があったが、消費税増税が足かせとなった。経済成長は国民生活にとって重要かつ可能で、格差の是正とも両立できる。ここから先、何をするか政治的な決断が問われている。

○　経済政策の基本は、景気の安定化、経済成長、所得再分配と言われるが、今の日本はリフレーション（Reflation）、リフォーム（Reform）、リディストリビューション（Redistribution）という三つのＲをバランスよく達成することが求められている。

○　現状までのアベノミクスの論理と方向は正しかった。特に有効だったのは第一の矢で、緒戦において成功を収めた。しかし、消費税増税によってアクセルとブレーキを同時に踏むようなことが起きてしまった。

○　アベノミクスは、第一の矢である大胆な金融緩和と第二の矢である機動的な財政政策によって予想インフレ率を上げることが全ての要になっている。これが成功すれば、あとは経済学の理論どおりに、消費、投資、輸出及び政府支出の増加を通じて総需要が増加し、デフレギャップの改善、資金需要の増加、労働需要の増加によって、インフレ率の上昇、信用創造機能の回復、名目賃金の上昇へと進むことになる。そして、大体このとおりに進んでいる。

○　このプロセスが理論どおりにいけば２年程度で完結すると考えられた。第二

の矢を実行したまではよかったが、消費税増税によって全く逆の方向に矢が放たれ、予想インフレ率と政府支出の増加に毀損が生じ、ブレーキが掛かってしまった。その結果、アベノミクスは再起動が必要になっている。

○　2015年１月の貿易統計では、前年比で、輸出額が17%、輸出数量も11%増えている。Ｊカーブ効果は、出るまでに２年程度掛かる上、円安が段階的に起きているため、更に時間が掛かってしまうが、いよいよ効果が出てきていると思う。

○　設備投資は停滞しているが、まだリーマン・ショック前の水準にまで稼働率が戻っていないからである。

○　予想インフレ率は、当初上昇したものが停滞し、下落している。最近の下落には原油安が関わっており、予想インフレ率と軌を一にするような形で実際の物価も下がりつつあって、デフレ脱却の可能性が多少危ぶまれている。

○　就業率はアベノミクスが発動された辺りから上昇トレンドへと入り、失業率と自殺率は低下している。一方で、アベノミクスで縮小していたＧＤＰギャップは消費税増税で拡大し、概算で約10兆円である。実質賃金については、消費税増税によって物価が人為的に約2.1%押し上げられており、消費税増税がなければ、今頃プラスになっていただろう。

○　ここからはアベノミクスを再起動し、ネオアベノミクスを実行すべきであると考えている。基本的に三つの矢の方向は正しく、更に第四の矢として所得再分配政策を加えるのが望ましい。

○　第一の矢は、政府と日銀が共同でインフレ目標の達成を強化することである。そのためには、日銀法を改正し、インフレ目標あるいは雇用の最大化を法律に明記することが必要ではないか。

○　第二の矢は、約10兆円のＧＤＰギャップを埋めるために、消費税増税の延期等に加え、減税と給付金を中心にするのが望ましいと考える。

○　第三の矢では、実効性のある経済成長政策が必要である。なぜなら、経済成長は、貧困、失業率、格差といった様々な問題を解決し、社会保障サービスや財政再建に不可欠の前提であるからである。また、経済成長の基本は３点ある

と考える。第一に、成長は大事だが成長政策の難しさを理解すること、第二に、成長の要は民間であること、第三に、時間が掛かることである。つまり、経済成長にはイノベーションと効率化が重要になる。そして、経済成長を持続的に維持するには、新規参入者を歓迎するようなオープンな仕組みと、裁量ではなくルールによって政策を決めることが必要である。

○　最近の潜在成長率が下がっている理由の一つは、資本が増えていないことにも大きく依存している。そのため、投資しやすい環境にすること、規制を撤廃することによって生産性を増やすことは可能だと思う。

○　地方経済については、成長と格差是正の両立が重要だが、お金を与えるのではなく、お金を継続的に生み出すエンジンの再構築が必要である。その際、成長戦略と同様、主役は民間である。政府の役割は、地域間と地域内の移動を促進し、財源や権限や人間を地方に移転する制度設計を行うことである。

○　政治的な決断で、成長、格差是正、デフレ脱却を実行することが大事である。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　デフレの原因は、平成になってからの新自由主義に基づく経済政策であると考える。まずデフレになった原因について整理をしないと、デフレから脱却できないのではないか。

答　バブル以降の経済政策は誤りであったと思うが、それを新自由主義という言い方で概括してよいのか、まだ確信が持てない。バブル以降、資産価格の下落が一般価格の下落へとつながり、その過程で需要が縮小していく状況で、財政と金融政策が一体となった拡張的運営による下支えが必要だったが、拡張の度合いやタイミングがかなりずれていた。規制緩和や民営化の効果については議論があるが、適切なマクロ経済政策の支えがあるところにおいては潜在成長率を上げることに課題が移る。その場合、民間部門が主体となってそれを達成すべきである。その過程における政府の役割は、規制の緩和又は強化、教育等のインフラ整備について、めり張りのあるサポートを行うことである。

問　教育、福祉などは政府が財政出動しなければならない。貯蓄超過の民間にお金を回すのではなく、消費税に限らず、累進課税を強化し、国民負担率を上げるべきではないか。

答　税制、社会保障の改革は重要である。消費税だけに焦点を当てるのではなく、所得税、相続税、固定資産税等の税制を一体的に改革する必要がある。また、所得税の捕捉の問題もあり、歳入を強化する改革も必要である。

問　日本企業が外貨建ての価格を変えなかったのはなぜか。過去のような、円安を背景に国内を生産拠点として輸出で稼ぐ戦略は終わったのか。

答　日本企業のビジネスモデルは、国内で生産して輸出するモデルではなく、海外で生産して海外で売るモデルになってきているのではないか。そのため、円安になっても、輸出数量も設備投資も長期的な雇用も増えず、持続的成長につながらない。医療、福祉、環境といった新しい分野で国内マーケットを形成する本来の成長戦略を行うべきである。

問　パートなど非正規雇用の正規化、正規雇用と非正規雇用の賃金格差是正は大事なことだと思う。とりわけ、一人親世帯の貧困が非常に厳しい中で、どのように考えるか。

答　女性の就業カーブがM字カーブになっており、女性の活用の仕方は、正規雇用、非正規雇用以前の問題として改革しなければならない。非正規雇用の正規化という政策の進め方は、働く人の意識の違いはあるが、望む人が正規雇用されるような方向付けが必要である。正規雇用と非正規雇用で時間当たり賃金に大きな格差があるのは事実で、同一労働同一賃金に向かうのは非常に良いことだと思うが、格差は仕事の内容が同じかどうか評価した上で見なければならず、そのためには、仕事の質及び成果についてきちんと評価できる仕組みが必要である。仕事の在り方、働き方も含めて、多様性を認めながらも、結果的に時間給のところで平等になることが日本ではやや遅れている。

問　将来のコストを内在したまま日銀による国債の大量買入れが進んでいるが、コストの負担の在り方について、どのように分析しているか。

答　世上言われているコストは三つある。一つ目はインフレ率の高騰だが、これはインフレ目標を実施している限り生じ得ないだろう。二つ目は長期金利の急激な上昇だが、２％程度上昇しても、財政はその分だけ税収が名目で増えるので余り問題にならず、銀行システムも耐えられる。三つ目は、日銀のバランスシートの毀損だが、国債買入れによる利益が政府に入っているので、日銀でバランスシートの毀損があっても、政府と日銀を一つの統合政府で考えると、今の政府の利益を補填に回すだけで国民負担にはならないと思う。

問　量的・質的金融緩和の出口を迎えるに当たって、懸念すべきことは何か。

答　なるべく早く出口の議論を始めるべきである。まず出口の議論を始めるというアナウンスメントが必要だが、この段階で長期金利が上がってしまうリスクがある。次に、国債の買入れを縮小し、量的緩和をやめ、金利を引き上げていく段階があるが、利払い費が増えて財政に大きな負担となるリスクがある。最後に、金利が上がると日銀が持っている大量の国債が値下がりし、バランスシートを毀損する可能性がある。残存期間の長い国債を償還まで持ち続けるのは難しく、日銀が債務超過になると財政で救うしかなくなる。

答　アメリカのＱＥ３終了の状況から推定すると、量的拡大を止めるのは、その段階で経済に不安が残っているとマーケットに大きな影響が及ぶので、完全にデフレから脱却して安定的に経済成長するまで難しい。政策金利を引き上げる段階では、金利の上昇で金融機関や日銀が評価損等を被るおそれがある。バランスシート縮小に着手した段階では、更に国債が売られ評価損が拡大するので、日銀の納付金の縮小で足りなければ財政資金で穴埋めすることになる。べき論の世界では今すぐやめるべきだが、ここまで来た以上は、ある程度デフレからの脱却が見通せるまでやるべきだと思う。

問　マネタイゼーションをしてもハイパーインフレにならない方法があると考えるか。

答　現状で国債の需要は民間において非常に強く、日銀が買わなければ国債を買ってくれないというわけではない。ハイパーインフレは、歴史的にマネタイゼーションが必要十分条件ではなく、生産設備が非常に毀損して、戦争や革命

が起きて国が混乱しているところで更にマネーを増やすと起きている。日本はまだデフレから脱却するかどうかという状況で、その後はインフレ目標２％が設定してあり、急激にインフレが起きるとは考えにくい。

問　日本経済が悪くなったにもかかわらず、円高が、日本人の労賃、日本人の提供するサービス、物を全て値上げしてきた。景気が悪ければ値段を安くするのが商売の常道で、このままの120円レベルで円安が止まれば、日本の将来は全くないと思っているが、見解を伺いたい。

答　アベノミクスによって円安に振れたのは間違いないと思うが、為替相場には国際的な要因も関わってくるのでコントロールは難しい。過去のデフレは円高も要因の一つで、100円程度の円安に振れたのは行き過ぎた部分が是正された一方、120円近くなると仕入れコストが上がって厳しいという声が出てきている。更に円安が進むと、輸入インフレの増加を通じて、コストプッシュ型のインフレを招来してくる。したがって、円は少なくとも120円のレベルで安定するか、むしろ、それよりやや円高に振れた方が日本経済全体にとってはサステーナブルだと考えている。

答　日本の実質所得が上がっていくためには、生産性が上がるか交易条件が改善するかで、円高は本来、交易条件を改善する。しかし、かつては円高になっても値段を下げて輸出を維持しようとしたため、交易条件の改善効果を十分享受できなかった。新興国と直接競争するような産業構造ではなく、付加価値の高い、値段を上げようと思えば上げられるような産業構造に変えていくしかない。

問　公的資金のつくったいわゆる官製相場が、本来民間が決めるべき価格形成をゆがめているという問題は、後で相当の付けを国民に回すのではないか。

答　量的・質的金融緩和は、将来のリスクや弊害を先取りしてプラスを享受している可能性もある。株価が本当に公的資金で支えられているならば、日本企業の収益力が高まらないといずれ元に戻るので、第三の矢の成長戦略で成長力の底上げが必要である。日本の株式市場は、外国人投資家の存在感が極めて大きいことも問題で、短期的に利ざやを稼ぐヘッジファンドのようなところが多

官　報　（号　外）

く、相場形成が不安定になる。官製相場の形で時間を稼いでいる間に、日本人の投資家が長期的に株式を保有し自分の資産の増加につなげる政策が重要だと思う。

問　定年制ができた頃とは相当に平均寿命が違ってきており、定年制は廃止してよいのではないか。

答　これからは柔軟な働き方、流動性の高い労働市場をつくる必要がある。年齢差別禁止法があるアメリカには定年制がなく、日本もない方がよいと思う。ただし、そのためには、同一労働同一賃金的なものにし、メンバーシップ型からジョブ型、つまり、一人一人が自分の専門分野を持って、それをいかしながらキャリアアップをしていくという働き方に変えることとワンセットで行わないと難しい。

答　言い方が厳しくなるが、企業サイドから見ると、定年は年齢を口実とした退職勧告に近いというところはある。したがって、能力、仕事の成果、経験等を評価した上で、年齢に関わりなく雇用するという制度が最も望ましい。日本は将来労働力不足に悩まされるので、能力や実績に見合った評価がなされ、働きたいと思えば生涯現役で働ける社会を目指すべきである。

問　日本は高福祉社会と言ってよいと思っているが、高福祉であれば高負担でないと成り立たない中で、日本の社会保障制度をこのまま維持してよいものか、又は全く違う形の制度をつくれるのか。

答　社会保障をより効率化することが必要である。高齢者や中小企業の全てが弱者ではなく、本当の弱者に必要なお金が効率的に回るようにすればよい。

答　日本は中福祉低負担で、差額が財政赤字になっており、差額を埋めるには、中福祉を圧縮するか、低負担を中負担に上げるか、あるいはその両者の組合せということになる。国民負担と福祉のレベルについては、国によって国民性や国民の価値観に差があるのでベストを決めるのは難しいが、一つの考え方として、受益に見合った負担であれば、負担が高くても納得できる。国という大きな単位で受益と負担の関係を決めることは困難になってきており、地方で住民と行政が意見を交わしながら自由に決めていくのが大きな方向性の流れとなっている。

問　貧困層の問題についてどう考えるか。

答　日本は20年間で、格差が広がったというよりも全体が貧しくなった。アベノミクスの第四の矢としては、貧困対策、あらゆる貧しい国民に対してお金が行く仕組みが必要である。それは、給付金、給付付き税額控除、負の所得税、ベーシックインカムといったもので、集団ベースから個人ベースへと再分配を切り替え、貧しい人を救うことが必要である。

問　円安のデメリットもいろいろと言われる中、円安は全体としては経済にとってプラスと考えるか。

答　プラザ合意以降、ずっと円高基調で来たのは日本経済にとってダメージがあり、デフレが起きた。それを是正する中で一定程度円安に行くのは自然な流れである。内閣府の短期計量経済モデルによると、円安が10％進むと実質成長率が１年目は0.08％、２年目以降は0.4％上がるので、効果は少しずつ出てくる。モデル的には景気が良くなると輸入が増えるため、貿易収支が悪化するが、円安は全体にとってはプラスである。生産拠点が少しずつ国内回帰する動きがあり、企業収益が上昇し、訪日外国人数が増加しているので、この程度の円安はメリットが大きい。

問　財政再建の道筋については、国民負担を上げていくべきか、それとも経済成長を重視すべきか。

答　財政再建の実現のためには、経済成長は大前提であるが、経済成長だけでは難しいので、政府のマクロ経済予測に基づいた財政健全化のルールを設定する必要がある。例えば、名目経済成長率はほぼ税収の伸びと考えると、これを上回る社会保障の歳出の伸びには増税で手当てするような仕組みを作ることが重要である。社会保障の財源としての増税であれば、税金は国民に還元されるので、理論的には経済成長に大きな影響はない。さらに、社会保障以外の歳出についても、名目経済成長率あるいは税収の伸び率以下に抑制するルールが設定されれば、時期はともかく、財政は健全化していく。また、当初予算で厳格に財政健全化しようとしているが、補正予算を縛るものがない点は変えなければ

ならない。

問　今の経済成長戦略のメニューに足りないものは何か。

答　政府の成長戦略はかなり大部で、新たに付け加えるような項目はほとんどなく、問題は何を重点とするかである。一つ目は、優れた人材が発展分野に集まって、衰退分野から出ていくという雇用の流動化である。この点から、雇用が固定的なメンバーシップ型よりも、ジョブ型にした方がよい。二つ目は、企業が活動しやすい環境をつくり、リスクを取りながら成長分野に進出できるようにすることである。混合診療や混合介護を認めて、医療や介護に高い料金で質の高いサービスを受けられるビジネスクラスをつくれば、民間の活力をいかしやすい。三つ目は、地域問題については、人が移動しやすくすることが有効ではないか。持家主義、長期雇用が居住地の移動を阻む要因となっている。

問　成長戦略の一環として政府で検討されている雇用政策について、どのように評価するか。今のまま行くと日本の基盤が壊れる懸念があるが、日本の現状に照らして雇用政策はどうあるべきか。

答　新卒で企業に入って定年まで働くという、従来の日本型の働き方が時代の要請に合わなくなっている。いわゆる正社員のように正という言葉が付くと、それが一番正しい働き方だと考えてしまう。同一労働同一賃金的なものになれば、雇用期間が無期でも有期でも、働く時間が長くても短くても待遇としては同じになるので、正規雇用と非正規雇用の区別が無くなっていく。今のままでは、正社員になった人となれなかった人の差が非常に大きくなる。働きたい人全員を正社員にするのは無理であり、また、正社員でない働き方を希望する人もいることから、解雇規制を柔軟にしたり、時間に縛られない働き方にしたりしていってもよいのではないか。

答　デフレが長期化した原因は、新興国には作れないような、より付加価値の高い物を生み出すための産業構造の高度化ができなかったことに遡る。産業構造の高度化のためには、労働市場の流動性を高めることは一つの方策である。それ以外にも、個人の持っている能力を高めていく方法があり、ヨーロッパには、社会人が自発的に新しい技能、知見を学べるように政府が無償でサポートする積極的労働市場政策がある。労働市場改革は、産業政策、積極的労働市場政策も含めた三位一体で議論しないといけない。

答　これまで働き方の多様性を求めるような環境が余り整備されていなかったが、アベノミクスによって労働市場が過熱すれば、労働者が働き方の多様な選択を求めてくるので、ルールを作り、明確化する必要がある。働き方を選択することがより良い人生になるような制度づくりが大事である。

問　多様性のある国土と農業の実態がある中、日本を壊さない日本型とも言うべき農業等の成長戦略があるのではないか。

答　ヨーロッパの先進国を中心に、農林漁業も高い賃金を払いながら産業として成り立っているので、同じ先進国の一員として競争力のある農業をつくり上げることは十分可能だと思う。この場合、生産性を大幅に上げなければならないので、今働いている人が全員同じように働き続けられるかは保証できないが、市場のバリアを少なくして国際的な競争の場にさらす中で競争力が強くなるという方向を目指すのがよいのではないか。

答　日本の平均就農年齢は66歳に達しており、このまま新しい担い手が現れないと10年後には農業が崩壊してしまうのではないか。大規模化して生産性を上げること、若い担い手を増やすために６次産業化などで所得を増やすことが必要である。また、担い手としては企業も期待されるが、出資等の規制をどうするかという問題がある。一方で、国土面積が狭いことが非常に生産性向上の制約になっている問題もあり、零細農家等に対しては、別次元の政策が必要になってくると思う。

答　日本の農業のポテンシャルをいかすためには、新規参入を促進するための制度改革が必要である。ＴＰＰ対応型で関税も減反も廃止する、関税で取っていたお金を戸別所得補償という形で渡すなど、適切に制度改革を行えば、日本の農業は産業として成長できると思う。

問　財政再建、特に歳出削減の在り方、内容等についてどのような考えを持っているか。

答　私自身は日本の成長力を楽観視しており、実質成長率の政府目標が２％、イ

ンフレ目標が２％なので、名目成長率は４％となり、財政は好転が見込める。ただし、成長があっても歳出は見直さねばならず、その歳出の持つ社会的な効果の評価が必要である。財政政策もルール化し、その下で支出の必要性について精査する仕組みがあればよいと思う。社会保障費の自然増を許容していると、４％の名目成長率があったとしても財政が立ち行かなくなる可能性はある。

答　経済成長あるいは税収の伸びを上回る社会保障の歳出については、財源を消費税等の増税で調達し、それ以外の歳出については、経済成長等の伸び以下に抑えるというルール化が望ましい。これまで社会保障の財源を調達しなかったがゆえに、それ以外の公共事業などが大きく削られたが、このルールがあれば、社会保障以外の歳出も経済成長の範囲内で伸びが認められる。ただ、優先順位を付けて歳出の伸びを管理していく必要がある。これらを制度化すれば、経済成長し続ける中で、財政は着実に改善していく。

答　財政再建のためには、経済成長の実現、歳出の削減、歳入の増加の三つが全て必要だと思う。歳出削減は、自然増がかなりある社会保障の部分を重点にせざるを得ず、必要なものもある程度削っていくような考え方をしないと削れない。消費税率については、経済学者の多くは、20％程度は必要だと考えている。財政再建計画を作る際には、楽観的ではなく堅めの成長率を前提とすべきで、計画よりも歳入が増えて剰余金が出たときに、補正予算で使ってしまうことがないよう、補正予算も含めて財政再建の枠組みを決めることが重要である。

問　量的・質的金融緩和の出口に関して、日銀のバランスシートが毀損した場合、政府と日銀は大きな意味で政府なのだから、連結すれば余りリスクがないのではないかということだったが、損失が出たとき、日銀に政府が補填するということか。そのためには別の法律が必要か。

答　連結するときのリスクがないというよりは、日銀が国債を買っていることによって政府には既に利益が入っているという認識である。その利益と日銀の将来の損失は、理論値的には一緒になるはずなので、日銀の納付金の減額で調整

しても日銀のバランスシートが毀損するならば、政府の方で既に生じた利益によって日銀の損失は相殺できるということである。ほかにも、日銀に損失が出ないような形で金利をスワップし、政府がこれまで得た利益を補填するというボンドコンバージョンと呼ばれる方法がある。日銀単体のリスクを見るより、政府と日銀が統合政府として行っていると認識した方がよい。

（３）我が国の財政事情と財政再建への取組（平成27年４月15日）

参考人の意見の概要は、次のとおりである。

慶應義塾大学経済学部教授　井手　英策　参考人

○　財政再建と言うと、歳出を削減するという見解と歳入を増やす、つまり増税をするという見解が対立する。しかし、歳出と歳入の関係を考えなければ、本当の意味での財政再建はできないということを、強く主張したい。

○　公務員の割合で見ても、政府の規模で見ても、日本は非常に小さな政府である。そもそも歳出を削る余地が非常に小さいので、歳出削減だけで本当に財政再建ができるかを考えなければならない。また、決定的に不足しているのは税収である。

○　日本の増税は、必ず減税とセットにして実施されてきた。減税にはお金が必要で、そのために増税するという組合せであった。今回の消費税増税は、1981年の法人税増税以来、三十数年ぶりの基幹税の純増税である。

○　何を節約するかよりも、なぜ日本では増税が難しいのかを考えなければならない。

○　国民が増税を受け入れるためには、三つの条件が必要になる。一つ目は、他の納税者が自分と同様に納税義務を果たしているという信頼があること、二つ目は、政府が責任を持って税を集め、かつ、これを適切に使用しているという信頼があること、三つ目は、過去の人、例えば高齢者世代などが、意味のある借金をしてきたという信頼があることである。したがって、租税抵抗が強い社会は、そもそも社会や政府に対する信頼感が弱いのではないか。

○　データを見ると、日本は世界各国の中で社会に対する信頼度が非常に低い。信頼度と税収の関係を見ると、信頼度の低い国は多くの税を集めることができず、小さな政府になっていく。

○　不平等の改善度と政府の財政規模の関係を見ると、政府が大きければ格差は改善されている。日本では、低所得層への給付による格差是正効果も、富裕層に税を重く掛けることによる格差是正効果も弱く、極めて再分配の効果が弱い。財政と社会に対する信頼度が低いこととの関係を、真面目に考えなければならない。

○　人を疑うことが合理的な社会の要因としては、以下の三つがある。

○　一つ目は、雇用の不安定化による中間層の所得の歴史的な低下である。所得水準については、ピーク時の1996年と比較すると、世帯所得が２割近く下落している。こうした中で、中間層が低所得層に対して寛容ではいられない社会が生み出されている。

○　二つ目は、財政の利益が個別に分断され、それぞれの既得権益が明確なことである。日本の財政は、例えば、公共事業は地方の、障害者医療は障害者の、生活保護や児童手当などは低所得層の利益という形で分断され、あらゆる人々の利益ではなく個別の誰かの利益になっている。その中で、財政赤字が大きくなると、誰が無駄遣いをしているのかを暴露し合うような、人間の不信を助長する政治が主流になっていく。

○　三つ目は、財政ニーズが満たされておらず十分な受益感がないことである。今の日本の社会支出は、主な受益者たる高齢者とほとんど受益感のない現役世代の間で対立を深めるような形になっており、このことも社会の不信感につながっている。

○　国民の負担率から、医療、教育、社会的保護のような、あらゆる人々が必要とするサービスの受益を引いた純粋な負担率を見ると、日本と北欧諸国はほとんど変わらない。北欧諸国は税負担が非常に大きいが、受益感も大きいため、実質的な負担率は低くなっており、その結果、税を軽いと思っている人々の割合が日本より大きくなっている。

○　格差是正には二つの再分配の方法がある。所得制限を付ける現金給付による方法と、所得制限を付けない現物給付による方法である。前者は、特定の人々を受益者、中間層以上を負担者とするため、所得階層間の対立と中間層の租税抵抗を生む。後者は、あらゆる人々が受益者となるため、中間層が低所得層や他の人々を批判する必要が無くなる。したがって、象徴的に言えば、誰かの利

益ではなく、人間の利益について考えなければならないということである。

○　財政再建を考えるとき、歳出の中身を組み替えることとすれば、中間層と低所得層、現役世代と高齢者の対立を無くしていくことができる。そうすることで社会の信頼度を高め、増税への合意形成を図ることが大事ではないか。政府の規模が大きくなれば財政赤字が大きくなるという反論があるが、統計的には、一般政府の歳出規模と借金の大きさの間に関係はない。

政策研究大学院大学教授　井堀　利宏　参考人

○　今の財政健全化のシナリオは2020年に基礎的財政収支の黒字化を目指しているが、問題は2020年以降である。中長期の視点をもって、日本の財政健全化や世代間の公平の問題は、今からきちんと対応することが必要である。

○　経済同友会の試算によれば、経済成長率が相当高く、かつ社会保障給付費を自然増分よりもかなり削減していくことで、2020年の基礎的財政収支が均衡し、公債残高対ＧＤＰ比も減少するということである。

○　2020年以降の課題としては、一つ目は、東京オリンピックの終了後、その反動で消費や経済活動の意欲がマイナスになる可能性があることである。二つ目は、経済成長率の中長期的なトレンドで考えると、生産年齢人口が減少し、貯蓄率も下がるので、技術進歩が相当増えない限り、2020年代の経済成長率はマイナスになる可能性が高いことである。三つ目は、団塊の世代が後期高齢者になり、医療費が急増するが、医療は人の健康や生命に懸かるので削減が難しいことである。四つ目は、社会資本が更新の時期を迎え、更新需要が増えざるを得ないことである。五つ目は、石油価格が低位で安定するとは限らず、エネルギー資源のコスト面からの制約を無視できないことである。

○　財政再建をどの程度進めるかは、現在と2020年以降の経済、生活環境のどちらが良くなるかという価値判断に懸かっている。将来の方が厳しくなると思うなら、早めに財政再建に着手した方がよい。

○　幾ら政府、財務省、国会が財政再建の必要性を言っても、国民が信じなければ増税の合意も出てこない。ただ、三党合意や政権交代を受け、かなりの程

度、財政状況の深刻さに関しては国民に共有できていると思う。

○　受益と負担の乖離が起き、将来世代に負担が転嫁されることとなるが、将来世代は政治的な決定に参加できないので、どうしても現実の政治の世界では政策決定の視野が短期化する。

○　消費税の増税にはメリットとデメリットがある。増税自体はその時点で負担増である。駆け込み需要とその反動減があるが、特に住宅や車などの耐久消費財については、経済に対する攪乱効果が問題であり、平準化する必要がある。

○　平準化したとして、消費税を増税すると、その分だけ財政状況が良くなるため、将来の増税圧力を小さくするが、消費税を将来増税するとなると、将来の人にとって大きな負担となる。現在の増税か将来の増税かの選択であり、現在と将来のマクロ環境のどちらが厳しいかである。

○　基礎的財政収支が2020年代以降ある程度黒字化されたとしても、社会保障制度における世代間の不公平は残る。賦課方式では現役世代が高齢者世代を支えるため、人口が減少し賃金が上がらなくなると、財政が均衡しても、若い世代ほど損をすることになる。そこを何とかしないと日本の社会全体の安定感は維持できない。

○　中高年世代の社会保障給付の既得権を削減するしかないが、特に年金は、受給が権利であるため、削減は政治的に非常に困難である。これを克服するための理想の方法は、個人勘定の積立方式とすることである。若いときから個人勘定で積み立て、それを老後の年金や生活に充てるが、80歳を過ぎてからの長寿リスクに関しては賦課方式の公的年金でカバーする。

○　個人勘定の積立方式への移行が難しいとすると、賦課方式に個人勘定を入れる方法もある。これは、報酬比例部分を個人勘定化し、勤労世代が払う保険料が直接自分の親に行く形にすることである。親子間の移転という形で世代間の再分配ができれば、世代間の対立も克服される。親は子どもをきちんと育て、子どもが収益を上げれば回収できるので、結果として少子化対策にもなる。これは医療にもある程度適用でき、高齢者の医療費を引き上げる場合、その分を自分の子どもに払う形に変えていくと、親子間でシェアする形で負担増に対応

できるようになる。

○　高齢者が政治の交渉力の中心になると、高齢者の既得権を削減するような対策はできなくなる。そこで、若い人が政治に参加する機会を増やすことが重要となる。選挙制度を抜本的に変えるなど、若い人の意向がより政治の世界に反映されるようになると、歳出効率化への環境も整備され、若い世代と中高年世代との政治的な対立もより緩和される方向に行くのではないか。

嘉悦大学ビジネス創造学部教授　高橋　洋一　参考人

○　小泉政権と第１次安倍政権のときに官邸などで経済運営を担当してきた経験に基づくと、増税なしでほぼ財政再建ができていたという事実がある。

○　財政再建の方法としては、第一にデフレ脱却・名目経済成長、第二に不公正の是正・歳入庁、第三に常識的な意味での歳出カット、第四に資産売却・埋蔵金、第五に増税がある。増税は、行うとしても最後の手段である。

○　クレジット・デフォルト・スワップ（ＣＤＳ）は、政府が破綻したときに国債の損失をカバーするための保険料であり、マーケットで取引されているので危険度をよく表している。４月10日現在、日本は0.35％である。日本はずっと落ち着いており、高くなっても１％を超えることは余りない。なお、ドイツは0.17％、イギリスは0.21％、アメリカは0.18％であり、先進国では100年から200年で１回程度のデフォルトというレベルである。この数字を見る限り、日本の財政状況はそれほど深刻ではなく、先進国の中で悪い方ではない。

○　財政再建は、名目経済成長率が高くないと基本的にはうまくいかない。1981年以降、１年前の名目経済成長率と基礎的財政収支のＧＤＰ比の動きを見ると、それらはほぼ重なっている。１年前の名目経済成長率を高めれば基礎的財政収支も改善するという意味である。４～５％程度の名目経済成長率で歳出削減を今までどおり行えばよい。

○　足下は消費税増税のため需要が落ち、物価上昇率が下がっているが、そういうことがなければ、名目経済成長率４％はそれほど難しくはない。ただし、政府の中期財政試算では、物価上昇率には消費者物価とＧＤＰデフレーターという二つの物価があり、インフレ目標である消費者物価上昇率は２％、ＧＤＰデフレーターは１％という前提で試算している。そのため、実質経済成長率２％、ＧＤＰデフレーター１％で、名目経済成長率が３％となり、なかなか財政再建ができないようになっている。この前提が問題だと思う。1981年から2013年までの先進国のデータを見ると、消費者物価とＧＤＰデフレーターの上昇率はほとんど同じであり、その意味ではＧＤＰデフレーターは２％にしなければいけない。

○　財政再建のためには増収を狙うのが正しく、そのためには、経済成長以外では税と保険料の不公平是正や歳入庁が必要である。番号制はこのための一歩であり、さらに歳入庁が加わるとかなり良くなるので、期待している。番号制と歳入庁により保険料で10兆円、いわゆるクロヨン関係で５兆円、また、消費税のインボイスを行えば３兆円と、毎年、収入が上がってくると思う。

○　歳入庁は、税と保険料を一体的に取り扱うという意味で世界の潮流である。我が国では、財務省が国税庁の国税徴収権力を手放さないため、第１次安倍政権において導入しようとしたときには猛烈な反対を受けた。

○　特別会計改革は進んでいない。外国為替資金特別会計では、円安のため莫大な利益が出ており、労働保険特別会計でも、失業率が下がっているためお金がたまっていく状況である。これらを放置しておくと、政府はいろいろな無駄遣いをしてしまう。

○　日本の政府は資産規模で見ると非常に大きい。これは特殊法人に関係しているが、民営化すれば減らすことができる。

○　消費税増税については、増税の影響は軽微、増税しないと国際公約に反する、増税しないと国債が暴落する、財政再建のためには増税が必要、消費税は国際的には20％程度が妥当、消費税は社会保障目的税化すべき、消費税は国の基幹税など多くのことが言われているが、ほとんど当たっていない。

○　消費税増税の影響は甚大であり、ほとんど無くなっていた需給ギャップが増税のため13兆円ほど開いている。また、諸外国において消費税を社会保障目的税としている国は見当たらない。消費税は安定財源であり、分権度が高い国で

は地方に回している。国税化して社会保障に回すというのは、財政、年金、社会保障の理論からも逸脱した議論だと思う。

質疑の概要は、次のとおりである。

問　税の負担率を上げる場合、どのような税について、どのような形で上げていくべきか。

答　国税と地方税を分けて考えるべきである。国税は生存保障のための税であるから、困っている人や貧しい人を助ける視点から累進性を強くしていけばよい。地方税は、あらゆる人々にとって必要な生活を保障する税であるから、あらゆる人々がフラットに払う税にしていくのがよい。

問　ＧＤＰはこの20年増えていないが、どのような経済政策が間違っていたのか。

答　一つは、人々の社会へのニーズが変わっていく中で、財政もそれに合わせて保育、介護など必要に見合ったサービスを出せば、雇用を生んでいたはずなのに、十分に対応できなかったことである。もう一つは、教育投資が将来の成長率を高めるという研究が次々に出ているが、1990年代以降の教育費が横ばいであることである。ただ、人々の生活を財政が保障することの意味は、成長率が鈍化しても生きていける社会をつくることであり、成長の停滞により人々の生活が危機に陥るような財政に本質的な問題があるのではないか。

問　小泉政権のときも名目ＧＤＰは伸びず、個人の国民所得自体は給料を中心に減っていた。もう少し違う経済政策をすべきではなかったか。

答　小泉政権では量的緩和が不徹底であった。2006年、物価が上がる前に解除してしまったのは痛恨の極みである。なお、為替レートは１ドル120円程度であったので、国外への投資が余りなく、国内の雇用は守ることができたと思う。

問　消費税を地方税とすると、税収は東京都に集まり、過疎県には行かなくなる。国税として吸い上げて、交付税として地方に対する所得再配分も行うべきではないか。

答　消費税は全て地方税にするが、共同税として配分したらよい。東京には基本的に配分しないということである。

問　年金を個人勘定化すると、子どものいない人には年金が与えられなくなるのではないか。

答　基礎年金が全ての人をカバーしている。個人勘定化するのは上乗せ部分であり、そういうことがあるので、子どもを産んで育てようというインセンティブができ、中長期的には効くのではないかということである。

問　現在、消費税の低所得者対策として軽減税率が優先的に検討され、給付付き税額控除の検討が停滞しているが、このことについてどう考えるか。

答　軽減税率の第一の目標は格差是正であるが、中間層や富裕層も含めてメリットを享受してしまうという問題があり、格差是正効果は大きくない。給付付き税額控除に進めていく方向性は正しいと思う。ただ、税を通じて格差を是正するという議論も重要であるが、例えば税が不平等であったとしても、給付を適切に行うことにより総合的に格差を是正することも可能である。

答　軽減税率は逆進性対策としてはそれほど効果がなく、給付付き税額控除で対象を絞って集中的に給付をした方が有効である。ただ、国民の間で軽減税率に対する評価が高いのは、政府や税務当局に対する信頼の問題があるからで、弱者でない人にも給付が行くかもしれないという危惧があると、セカンドベストとして軽減税率でも仕方がないと思ってしまう。また、軽減税率は本来、駆け込み需要とその反動への備えとして使うべきであり、逆進性対策として使うのは望ましくない。

答　軽減税率より給付付き税額控除の方がはるかに望ましいが、手順としては、給付付き税額控除の周りの社会インフラを固めていくことが先決である。給付付き税額控除を行うためには、個人勘定、番号制、歳入庁の三つが必要である。番号制までは進んでいるので、歳入庁や個人勘定について整備していくと、自然の発想として給付付き税額控除が出てくると思う。

問　配偶者控除については、専業主婦の内助の功が言われてきたが、兼業主婦に

も内助の功はあり、不公平である。また、女性の中立的な働き方を後押しするという意味でも廃止すべきではないか。

答　そもそも女性と男性というような区別が対立を生んでいくことに目を向けるべきであり、可能な限り区別を無くしていく方がよい。また、配偶者控除は専業主婦を前提とした税制であり、社会の変化に応じて変えていくべきだと思う。

問　財政再建に関する参考人の立場は、歳出をどのようにコントロールするかだと思う。一方で、増税、歳入について、優先度等についての提言等があれば伺いたい。

答　日本の潜在的な成長率も落ちているので、早めに財政再建のめどを付けた方がよい。消費税を上げるのであれば15％程度まではやむを得ないが、それ以上は上げないで、歳出削減で頑張ることである。そのためには、抜本的な社会保障制度の改革が重要であり、例えば医療については個人が老後に備えて個人勘定の医療基金をつくるなどして、将来の医療費の増大に備えておく必要がある。

問　いわゆる負担と受益の在り方について、国民に情報を開示した方がよいという観点から、これまでの取組をどう評価するか。

答　2012年のいわゆる三党合意は非常に重要だったと思う。与党野党問わず、痛みも含めて情報を開示して議論し、政治的な合意を経るという努力は、特に今後、年金改革や医療制度改革では非常に重要になる。社会保障と税の一体改革は良い教訓にはなったと思う。

問　誰かの利益ではなく人間の利益に変えていくとき、世代間の格差についてはどのように考えていくのか。

答　世代間格差の問題については、社会保障と税の一体改革がヒントを与えてくれる。元々は、医療、年金、介護という高齢者向けサービスの議論であったが、４番目に子育てが入ってきた。これにより、これは高齢者の利益、これは現役世代の利益というように、受益をパッケージとして考えていくことができるようになった。その際は、可能な限り所得制限を付けない形で世代内の対立

も緩和する必要がある。

問　ＣＤＳとは、国のお金が無くなり国債の元本も利息も払えない状況に陥る確率のことである。日本の場合、ギリシャとは違って、日銀が輪転機を回せばお金が足りなくなることはないが、ハイパーインフレになる。ＣＤＳのレートが低いから日本の財政は大丈夫とは言えないのではないか。

答　ＣＤＳではなくネット債務残高で説明すると、ＧＤＰ比ではアメリカと同じ程度である。世界から見ると、これほど経済がうまく回るのであれば財政赤字は大したことではないと考えるのが普通だと思う。

問　基礎的財政収支黒字化を達成した後、累積赤字は減るのか。これほど累積赤字が大きくなると、景気が良くなれば、実質金利に期待インフレ率とクレジットリスクを加えた名目金利が跳ね上がるので、名目金利よりも名目成長率が高くなることはあり得ず、累積赤字は更に膨れ上がってしまうのではないか。

答　先進国の長期金利と成長率の関係を見ると、ここ30年程度はほぼ同じである。数学的な結論としては、金利と成長率が同じであれば、基礎的財政収支が回復すれば、少なくとも債務残高ＧＤＰ比は発散しないということが言える。発散しなければそれでよく、財政再建は終了である。

問　2006年に量的緩和を解除したのが非常に悔しいとのことであるが、当時の日銀は短期国債しか買っていなかった。今は長期国債も買っており、日銀は平成26年度の国債発行高のうち約70％を買っている。量的緩和を行っていく中で、日銀が手を引き、買手がいなくなれば、国債は暴落するのではないか。

答　2006年は、形の上でのインフレ率がゼロになったとき、物価指数の上方バイアスのため実際にはマイナスであるのに引き締めてしまい、大失敗となった。そのときインフレ目標２％があれば、引締めは起こり得なかった。量的緩和の終了は、アメリカの出口政策がそうであるが、ゆっくりと進めていくものであり、インフレ目標を守り、オペレーションをきちんと予測を立てて行っている限り、金利の暴騰や国債の暴落などが起こる可能性は極めて少ない。

問　日本でも格差と貧困の問題が言われてきたが、高額所得者や大企業への課税は非常に弱いので、課税強化が必要ではないか。

答　人間の生存を保障する国税では、累進性や大企業への課税は、あってもよいと思う。法人への課税が非常に弱くなっていることは事実であり、1990年代以降、大胆に法人税を切り下げ過ぎた。また、所得税についても、富裕層への課税を強化し、税を通じた再分配効果を普通の国民国家並みにしていくことは大事である。一方で、地方は、教育、介護、保育など人間が必要とするサービスを提供しているので、地方税は全ての層の人々が負担することが大事である。

問　トリクルダウンは本当にあるのか。

答　トリクルダウンは財政を媒介として起きるものであるが、日本の財政は先進国の中で最も再分配機能の弱い財政であり、ここを通じてのトリクルダウンは難しいと思う。

問　日本のＧＤＰの６割は個人消費が占めており、消費税を増税すると日本の経済そのものを冷え込ませ、税収減につながるのではないか。消費税の増税について、今後のことも含めて見解を伺いたい。

答　非常に景気が良くなってから増税することが望ましいが、景気が良くなり過ぎて増税が不要になれば最も望ましい。今後のことについては、税法で2017年４月の引上げが決まっている。何もなければそのまま引き上げられることになるので、それを本当に実行するかしないかは政治判断だと思う。ただし、その前にある国政選挙で議論してもらいたいと思う。

問　社会保障給付の普遍主義を実現し、現金給付から現物給付へ力点を移していく場合、一気に変えることはできるのか。

答　人間たるもの働かなければならないという価値観が強い中で、税で社会保障を豊かにしていくと言うと、働かずに福祉を受けるのかという響きを持つ。しかし、現実には、独居老人や老老介護の問題、現役世代が経済的理由で子どもをつくれない状況があり、皆で分かち合っていかなければいけないと痛切に感じているところもある。そのせめぎ合いで実際の政治や現実が動いていくのであり、大胆な、革命的な変化ではなく、少しずつ変わっていくのだと思う。

問　消費税15％程度で長期的に安定した財政運営ができるとのことであるが、消費税が財政に及ぼす影響、経済成長と社会保障の関係について、個人勘定の賦課方式のことも含めて伺いたい。

答　消費税は安定的に税収が期待できるので、社会保障需要を支えるため安易に増税される弊害がある。そのため、消費税にある程度上限を掛けておくことが一つの方法である。今の財政状況を考えると15％程度まではやむを得ないが、常識的な経済成長である限りは消費税15％では相当状況が厳しく、足らないところは保険料の引上げや給付の削減という形で踏み込んでいく必要がある。個人勘定賦課方式については、それにより全て社会保障の問題が解決するということではないが、世代間の対立の問題を解消する一つの手段として提案した。

問　名目経済成長率が４％程度であれば増税することなく財政再建は可能ということであるが、４％に高めるための方策を伺いたい。

答　内閣府の中期試算のデフレーターを２、３％に上げると達成できる。デフレーターの２、３％はインフレ目標２％と余り変わらないので、インフレ目標を守れば名目経済成長率４～５％の達成の可能性が高まる。

問　歳入庁が必要とのことであるが、今の社会保障制度はこのままでよいか。

答　保険料の徴収漏れが非常に多いので、歳入庁や番号制で保険料と所得税をきちんと徴収することが先決である。そうすれば、社会保障は今後10年程度は問題が無くなり、不公平の是正にもなる。

問　常に政府の経済見通しは下振れ、税収は上振れであるが、これはなぜか。また、財務省と内閣府の税収弾性値は低過ぎると思えるが、どの程度が適当と考えるか。

答　マクロ経済見通しは内閣府で、税収は財務省で試算しているので、そうなっている。税収弾性値については、安定状態になれば１に近づくのは分かっているが、景気の上がり下がりということで大きく取るのが普通である。財務省は予算上のテクニックで低く見ているが、きちんとしたベースで試算すべきである。

問　財政健全化のためには、基礎的財政収支の黒字化でよいのか、財政収支の黒字化が必要か、あるいは債務残高ＧＤＰ比が発散しなければよいのか。

答　財政全体の持続可能性から言えば、基礎的財政収支を黒字化し、公債残高Ｇ

ＤＰ比が低下していく必要がある。しかし、それだけでは不十分で、人口減少社会では、マクロベースの収支が均衡していても世代間の不公平は残る。少子化、高齢化により人口構成が極端に変わるとき、それと両立可能な財政と社会保障制度に変えていかなければ、中長期的に国民が受け入れられるものにならない。抜本的な社会保障制度改革が必要である。

問　国税では累進性を高めてもよいが、地方税は低所得層も払うべきであるということであった。その場合、直間比率はどういう姿になるのか。

答　1980年代以降、地方自治体に仕事や権限が下りていく動きが世界的に起きており、直間比率を考えるときには、地方税のことを考えないといけない。一つの方向性としては、皆が納税者になるという考え方から、住民税の課税最低限を下げていくことである。もう一つは、消費税は誰もが納税者になるので、地方消費税のウエートを増やしていくことである。どちらが増えるかにより、全体の直間比率は変わってくる。

問　主要先進国の中ではドイツが収支均衡を達成したと言われているが、ドイツの取組についてどのように見ているのか。

答　ドイツは、資産、所得、消費等への課税のバランスを取りながら、国民に増税を丁寧に訴えており、このことで大きな増税ができた。歳出削減の努力も行っているが、削減一辺倒ではなく、現物給付、対人社会サービスを増やそうとするなど歳出構造の改革も行っている。なお、ユーロ導入により事実上の為替切下げが起き、輸出が伸びたことなどが経済を成長に導いたという側面もある。

答　ドイツはリーマン・ショックの後、財政赤字を出しながら公共投資や減税でマクロ経済を支えるというケインズ的な政策ではなく、財政収支の均衡を重視した。ドイツはＥＵの中心的役割なので、ＥＵ全体の財政規律を重視する観点から、自国の財政規律を遵守する姿勢を示さざるを得ず、国民も財政規律に関しては非常に敏感である。

答　ドイツの例は、財政再建は経済の後から付いてくるという典型例である。ユーロという単一通貨の導入により、中心国であるドイツの圧倒的な独り勝ちとなった。マクロ経済の状態が良くなり経済成長していれば、財政再建もできるということである。

問　日本の税制は、応能負担の原則から多くの問題点があると思っているが、今後のあるべき税制改革の方向性について、どう考えるか。

答　今は議論が消費税一辺倒になっているが、まずは国税と地方税で分け、国税では、再分配機能を持つ税を大きくしていくことも議論すべきである。一方で、地方税では、皆が負担者となる税制をどうつくっていくか考えるべきであり、そのような中で最終的に資産、所得、消費への課税バランスが決まり、あるべき税制の姿というものも出てくると思う。

答　地方税では、住民が広く薄く負担する意味で、住民税の均等割を増やすなどの対応が必要である。国税では、所得再分配機能が論点であり、相続税や所得税で累進的なところを効かせる必要がある。ただ、相続税は、資産が多いほど脱税、節税のインセンティブが高くなり、徴税体制ができないとなかなか難しい。所得税は、中間所得階層が余り負担していないという問題がある。法人税は、むしろ下げる方が望ましい。基本的には、法人の所得は株主や企業経営者の所得として、そこに累進的な所得税を掛けるのが筋であり、法人税はなるべく減らす方が国際的な競争力の面でもプラスになる。

答　国では所得再分配が、地方では基礎的サービスの提供が中心となる。所得再分配のためには所得税や資産税など応能税を、基礎的サービスの提供のためには応益税を原則とするのがよく、地方に消費税が望ましいのはここから出てくる話である。また、法人税は実は所得税との二重課税であり、その排除が法人税を下げるロジックとなっている。番号制や歳入庁で所得をきちんと捕捉できれば、二重課税を排除でき、所得税で解決できると思う。

問　財務省の資料では、純債務残高ＧＤＰ比はアメリカ85％、日本150％となっている。参考人の試算では日米で同じ程度ということであるが、これは算出の仕方が違うからか。

答　財務省が純債務、純資産を算出するときには金融資産しか引いていない。しかし、国のバランスシートを作り、金融資産だけではなく全部の資産を引く

と、アメリカと日本でほとんど同じという結果になる。

問　国の借金は、経済成長すれば大した問題ではないということであるが、どの程度成長すれば大丈夫なのか。

答　ここ20年の日本の名目経済成長率は世界でほぼ最下位であり、そのため税収が全然伸びず、非常に困難なことになっていた。名目経済成長率が普通の先進国程度となれば、全く違う景色が見えるということである。

問　経済成長のアイデアがあれば伺いたい。

答　実質経済成長率は１、２％程度を維持しているが、インフレ率が極めて低いため、名目経済成長率が上がらなくなっている。インフレ率はお金の量と相関があるので、お金を普通に供給することが一つの解決策になる。

問　参考人は、既裁定年金を来年から３割削減するくらいでないと若い人にとって意味のある改革はできないと主張しているが、厚生年金で比較的高額な年金の受給者に投じられている基礎年金の税金部分を減額する案について、どう考えるか。

答　年金の負担と給付から収益率を世代別に計算すると、高齢者ほど収益率が高い。かなり昔の試算になるが、高齢者への給付を一律に３割削減すると、若い人の保険料が下がり、各世代で収益率がほぼ均等化する。高額の年金受給者だけではなく、全ての人の年金を削減しなければ世代間の収支は均等化しないが、今の年金受給者の給付を下げて将来世代を相対的に楽にする方向は、いずれにしても、世代間の不公平を解消する観点から望ましい。

問　高橋是清は国債の日銀引受け等を行い、現在と状況が似ているようにも思うが、参考になることはあるか。

答　高橋財政は、経済成長という意味では成功だったが、財政再建という意味では失敗しており、今の状況で実現できるものは余りないのではないか。

問　財政健全化計画を作るに当たっては、国の資産や特別会計などにも目を向けるべきである。有価証券や貸付金など約250兆円の資産を流動化、現金化し、外国為替資金特別会計の一部とともに財政調整基金のようなものに移していく計画を作ればよいと思うが、このことについてどう考えるか。

答　流動化がどの程度できるかは、特殊法人をどの程度民営化できるかという話に帰着する。実質的なバランスシートが債務超過でなければ民営化はできるので、そういうものを積み重ね、民営化計画のようなものを作れば、５年間で40兆円を出した小泉政権のときのようなことはできると思う。

問　ＯＤＡ等の関係で、貸付けを減らし、返ってくる受取債権を流動化するといったことも検討に値するのではないか。

答　ＯＤＡについては、返ってくるものが多く、ＯＤＡの原資である国債の償還に回せるはずであるが、それをまた還流させている。還流させないでＯＤＡの原資の償還をすると、国債残高を減らすことができる。

問　歳入庁により税と保険料の一体徴収体制を構築することについてはどう考えるか。

答　歳入庁によって収入の合理化を図ることは非常に重要であるが、これを採用している国では、歳出面でも、特定の誰かの利益ではなく、皆が必要とするものを満たしていこうとしていることを考えないといけない。さらに、歳入を合理化するだけではなく、予算制度を改革し、人々のニーズを適切につかみ取ること、つまり民主主義の活性化を考えていかないといけない。

問　日銀が量的・質的金融緩和の出口でテーパリング等を行う場合、長期金利が上昇すると日銀は損失を抱えることになるが、そういったリスク、コストについてはどう捉えているか。政府が損失補填する場合、それは国民負担になるのか。

答　バーナンキは、中央銀行の損失は政府のプラスであり、連結で考えれば国民負担はほとんど発生しないが、心配であれば中央銀行と政府の間で損失補填契約を結べばよいと述べている。日本はアメリカの後発であり、アメリカの出口政策を検証することができる。出口政策をゆっくりと時間を掛けて行えば、損失補填契約を結ぶまでもない状況になると思う。

2　政府からの説明聴取及び質疑

デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組（平成27年５月13日）

「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、「経済の再生と財政再建の在り方」に関し、「デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建の取組」について、内閣府、財務省及び日本銀行からそれぞれ説明を聴取し、質疑を行った。

政府からの説明事項は、次のとおりである。

我が国経済政策の現状と課題（内閣府）

我が国財政の現状と課題（財務省）

我が国金融政策の現状と課題（日本銀行）

質疑の概要は、次のとおりである。

問　財政再建を考えるに当たって、歳出については、現在の日本は小さな政府になっており、削減の余地が小さい。一方で、歳入改革については、税外収入の視点が不十分であると思うが見解を伺いたい。

答　財政再建を実行するに当たっては、まず歳入を増やしていくことが大事である。むやみに歳出を削減するだけではマイナスの面もあり注意しなくてはならない。一方で効率化も必要である。例えば、ＰＦＩ等民間のノウハウの活用、ジェネリック医薬品の使用、マイナンバー制度を活用した行政手続の簡素化等による歳出の抑制等により、財政の歳出構造を改革し、2020年度の基礎的財政収支の黒字化に向けた努力をしていく。こういった点について、現在経済財政諮問会議で議論を重ねており、2015年夏の財政健全化計画に間に合うよう議論を深めていきたい。

答　財政健全化については、経済財政諮問会議の議論を踏まえ、2015年夏に計画を示す予定である。しかし、経済再生ケースでも9.4兆円の赤字が残るため、歳出削減を進めると同時に、税外収入が今まで以上に確保できるよう努めていきたい。

問　バランスシートにより日本の資産と負債の差をＧＤＰ比で見ると、アメリカとそれほど変わらない。また、日銀を政府のバランスシートに含めると債務はＧＤＰ比80％となる。以上から、日本の債務は余り大きな問題ではないように思われる。このような債務の見方は妥当か。

答　アメリカは連邦制のため、国の資産として計上する内容が日本と異なり、一概に比較はできない。よって、資産と負債の対ＧＤＰ比だけを単純に比較する見方は適切ではないと考える。一般的に、ストックベースで財政状況を見ると、2015年の純債務残高対ＧＤＰ比は、日本が146.8％であるのに対してアメリカは85.9％となっており、日本は先進国の中で極めて厳しい水準にある。また、日銀を政府のバランスシートに含めるとすれば、日銀が政府から独立し金融政策を決定しているにもかかわらず、永久に国債を保有することを念頭に、財政ファイナンスを行うことを狙っているというそしりは免れない。

問　量的・質的金融緩和の出口戦略について、出口になったときに国債を売却すると金利が上昇し利払い費が膨れるため、保有し続ける方がよいのではないかという意見があるが、見解を伺いたい。

答　出口に際しての具体的な手段は、その時々の経済、物価情勢あるいは市場の状況などによって変わり得るものであり、現時点で例えば購入した長期国債についてどうするのかということを具体的に述べることは時期尚早である。その時点で最も適切な手段、順序で出口政策を進めるとともに、経済や金融に予期しない影響が出ることを避けなければならない。

問　ＴＰＰの交渉内容の情報公開を撤回した理由は何か。

答　ＴＰＰについては、できるだけ情報開示はすべきだという気持ちは持っており、日本の制度、制約の中で、今後更にどういう工夫ができるか、考えていきたい。

問　アベノミクスの取組でＧＤＰギャップが解消に向かっていたが、現在マイナス2.3％に低下している。2015年の年初、政府は3.5兆円規模の緊急経済対策を実施したが、デフレギャップの解消につながる効果はあるのか、また、どのような形で効果が現れてくると見込んでいるか。

答　内閣府が実施した進捗状況調査によれば、2014年度末までに、件数ベースで、国が実施する事業の約６割、地方公共団体を経由して実施する事業の約４割が契約開始段階に至っている。また、緊急経済対策の重点施策である地域住民生活等緊急支援のための交付金は、2014年度内に予算額のうち地域消費喚起・生活支援型は99％、地方創生先行型は96％を交付決定済みである。

問　物価安定目標２％の達成時期が2016年度前半まで遅れた要因として、消費税の増税がどのように影響したと考えるか。

答　2014年４月の消費税率３％引上げにより、引上げ前の駆け込み需要、その後の反動及び税の負担増による実質所得の減少がやや予想を超えた大きさであったことは認めざるを得ない。しかし、既に駆け込み需要の反動の影響は収束しつつあり、その結果、成長率もプラスに戻っている。物価は４月以降に影響が剥げ落ちていくと思われる。

問　政府は、平成27年度一般会計予算の歳出に占める社会保障費の割合が32.7％であるとし、それを基に対ＧＤＰ比等の分析をしている。しかし、実際には、地方交付税のうち25％は民生費という一種の社会保障費であり、国債費の中にも同じ割合で過去の社会保障費の負担分がある。その結果、社会保障費は予算全体の約40％を占める。財政再建のためには、抜本的な社会保障費の改革をしなければならないのではないか。

答　数字は平成27年度一般会計予算の社会保障費のうち、年金、医療、介護、少子化対策、福祉等における国費部分の単年度の支出であり、過去の累積は含まれていない。

問　バブル期のことを考えると、実質金利を下げなくても経済が狂乱した。その原因として、不動産価格や株価が上昇したことが、期待インフレ率の代わりになったと推測される。物価安定目標２％に固着している間に、土地と株の値段

が上昇し、その結果、経済が狂乱するとハイパーインフレを招来するのではないか。

答　２％の物価安定目標の実現に向けて量的・質的金融緩和を継続していくことが重要であると考えるが、その際、経済、物価見通しに加え、金融システムへの影響等、上下双方向の様々なリスク要因を点検し、展望レポート及び金融システムレポートにおいて公表している。資産価格の動向については、現時点で資産市場や金融機関行動において過度な期待の強気化を示す動きは観察されていない。今後ともリスク要因は点検をしていきたい。

問　最近世界的に金利が急上昇しているが、日銀は長期金利を抑え切れる自信があるのか。

答　最近ドイツの金利が急騰している理由は、第一に、2014年の終わり頃からドイツの長期金利が急速に低下し、極端な低水準になったため、その巻き戻しではないかという意見が強い。第二に、ユーロ圏ではデフレ懸念がかなり高まっていたが、2015年に入り、量的緩和が開始され、やや懸念が後退しつつあり、それが金利に影響を及ぼしたという意見もある。日銀は、量的・質的金融緩和の下で巨額の国債買入れを行って、リスクプレミアムの縮小を通じて金利の低下圧力を及ぼしているが、当然金利は国際的な影響も受けるため、その点も含めて十分注視していきたい。これまでのところ、長期金利は低位で推移しており、経済に対してプラスの影響を及ぼしている。

問　日銀が発行された国債の70％を購入しているため、金利が低くなっているが、日銀が国債の購入をやめたときの影響をどのように考えているのか。また、その際日本の長期金利に対する影響はないのか。

答　量的・質的金融緩和の下で大量の長期国債を購入し、その結果、現在金利は低位で推移している。金利は、経済、物価見通し、リスクプレミアム等で形成されているので、経済、物価情勢が改善していく見通しになれば、金利が上がっていくことは自然である。日銀としては、２％の物価安定目標を達成し、これを安定的に持続できるようになるまで量的・質的金融緩和を継続するので、金融市場に不測の影響が出ることのないよう、オペレーションの方法、金

融政策の運営一般について十分注意していきたい。

問　日銀の生活意識に関するアンケート調査によると、収入について、現在と比較して１年後は増えると答えた人の割合は8.7％であり、変わらない若しくは減ると答えた人の割合は91％である。支出について、現在と比較して１年後は増やすと答えた人の割合は５％にすぎず、逆に減らすと回答している人の割合は53％である。また、変えないと答えている人の割合は41％という結果となっている。アンケートの結果をどのように分析しているのか。

答　消費税率引上げの消費者物価に対する影響は、基本的に12か月で剥落する。また、消費税率は、社会保障の持続可能性を確保する等のために必要なものとして国民の税負担を増やすために引き上げたのであり、その影響で実質所得が減るのは確かである。一方で、春闘の動向、雇用の増加等から名目雇用者所得は引き続き増加し続けると考える。そうした中で消費税率引上げの消費者物価に対する影響も剥落していくので、今後実質賃金及び実質雇用者所得も増加していくことは間違いないと考える。

問　消費税に頼らない財政再建はあると考えるが、日銀総裁は、消費税以外の財政再建というのはあり得ないと考えているのか。

答　歳入の確保あるいは歳出の抑制といった財政再建の内容については、政府、国会において議論し、決定することである。

問　大企業の内部留保が増えているにもかかわらず法人税減税を行うことにした。その結果、法人税収が減ることについてどのように考えるか。

答　税制改正の中身あるいは税制改革の在り方について具体的に述べることは差し控えるが、法人税率の引下げについて、政府は課税ベースの拡大等によって恒久的な財源を確保した上で、数年掛けて20％台まで実効税率を引き下げるという方針を示していると承知している。

問　今後の経済政策を策定するに当たって、人口減少及び高齢化の問題をどのように考慮しているのか。

答　人口減少に歯止めを掛けていくことと併せて、柔軟な働き方を実現していくことにより、女性、若者、高齢者の労働参加率を高め、労働力の減少を補っていくことが重要である。また、生産性を高めるため、ＩＴ投資、研究開発投資等を拡充し、付加価値を生み出していくことも大事である。あわせて、内需を喚起しつつ、アジア太平洋地域のマーケットを取り込んでいく施策の展開も大事であると考える。

問　人口減少、高齢化に対応して、どのような具体的政策を考えているか。

答　政府は、１億人程度の人口を維持できるような出生率に回復させたいという方向性を打ち出している。今後人口が減少する中で、生産性を高めて賃金を上げ、国民生活が豊かになるようにしていきたい。

問　2015年４月30日の日銀の展望レポートにおいて、物価安定目標２％の達成時期が2016年度前半に変更されたが、日銀の金融政策決定会合よりも前に変更を決め、政策委員はそれを追認しただけではないのか。

答　金融政策決定会合前は、消費者物価の先行きについて、原油価格の動向によって多少前後する可能性はあるものの、2015年度を中心とする期間に２％程度に達する可能性が高いと見ていた。４月30日の金融政策決定会合では、物価上昇率が２％程度に達する時期は、原油価格の動向によって左右されるが、現状程度の水準から緩やかに上昇していくとの前提に立てば、消費者物価の前年比に対するエネルギー価格下落の影響がおおむねゼロとなる2016年度前半頃になるというのが政策委員の大半の意見であった。これらを踏まえ、2017年度までの経済、物価の見通しを日銀の最新の展望レポートとして取りまとめた。

問　2015年３月の完全失業率は3.4％であり、日銀総裁は、構造的失業率の水準にあると述べたが、これは完全雇用状態にあるということか。

答　完全失業率が３％台半ばに達しており、その意味では完全雇用水準に達していると思う。しかし経済学的には、完全雇用がいかなるものかという点について様々な議論があるため、日銀としては構造的失業率という言い方をしている。

問　日銀は需給ギャップはほぼゼロ近辺であるとし、更に完全雇用が達成されている状況にあることを踏まえると、金融政策の所期の目的はほぼ達成されているということか。

官　報（号　外）

答　景気が良くなっているときは、完全失業率が構造的失業率以下になることはあり得るし、計算上需給ギャップはマイナスからゼロになり、さらにプラスになってもおかしくはない。ただし、大幅なプラスの状況が何年も続くということはあり得ず、また、２％の物価安定目標への道筋はまだ半ばである。常に様々な上下双方向のリスクを十分点検しながら、今後も物価安定目標の実現を目指して量的・質的金融緩和を着実に実施していくことが必要であると考える。

問　追加緩和実施の判断は、２％の物価安定目標の期限が迫っているために行うのか、又は物価がただ上昇すればよいわけではないと考えているために行うのか。

答　2013年１月に政府と日銀は共同声明を出し、日銀は２％の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを約束した。それを踏まえ、量的・質的金融緩和も２年程度の期間を念頭に置いて始めており、この約束は引き続き重要であると考えている。

問　消費税増税の影響による需要の落ち込みが良い物価上昇を妨げているということについての見解を伺いたい。

答　消費税増税の短期的な影響は、多くの人が予想したよりも大きかったことは事実であると思う。しかし、消費税増税の経済成長に対する影響は、基本的には収束し、物価に対する影響も、12か月後には完全に剥落する。消費税のマイナスの影響は消えつつあると考える。

問　民間格付会社による日本国債格下げにより、どのような影響が考えられるか。

答　財政に関する一般論としては、国全体として財政運営に対する信認をしっかり確保し、国債のリスクプレミアムが拡大しないようにするということが重要であると考える。

問　中長期的に日銀としてどのように金融政策にコミットメントしていくのか。

答　２％の物価安定目標とは、景気循環を通じて２％前後で推移すると、平均的に２％程度の物価上昇率を達成するということである。物価が上がって本格的

なインフレにもならないし、下がって再びデフレに戻ってしまうことにもならない適切な金融政策を運営する必要がある。そのような安定的な状況になったときの金融政策は、現在のような異次元の金融緩和とは当然違ったものになると考える。

問　農業等第１次産業に対する政策はどうあるべきか。

答　今後景気が緩やかな回復を続けて日本経済が全体として更に好転していけば、プラスの影響が農業も含めた様々なセクターに及んでいくと考える。農業については、土地、水の制約を非常に大きく受ける。さらに、マーケットの開拓や技術革新等経営の影響も大きい。一方で、そのような制約の下でも、楽観的ではあるが６次産業化等による飛躍の可能性はあるのではないか。

問　交易条件の改善等成長戦略の効果により、基礎的財政収支の赤字幅が試算よりも更に縮小する見通しを伺いたい。

答　経済再生ケースの9.4兆円よりも更に縮小することは示していない。

問　基礎的財政収支の赤字を歳入改革と歳出改革のベストミックスで解消する必要があるが、「アレシナの黄金律」のような、歳入拡大と歳出削減の割合は念頭にあるのか。

答　歳出削減先にありきということは現在のところ考えていない。公的部門の産業化、インセンティブを与えることによりジェネリック医薬品の使用を増やす等国民等の意識や行動の変化を促す等の改革を行うための方法を考えている。あわせて、実質２％、名目３％の経済成長により、歳入も増やしていくことも考えている。

問　経済再生ケースにおける基礎的財政収支の9.4兆円の赤字は、成長することを前提に算定されているが、これを全て歳出改革で減らしていくのか。

答　高齢化に伴って社会保障費は伸びていくが、できる限り効率化をすることにより伸びを抑えつつ、9.4兆円の削減を実現していくことを考えている。

問　歳入と歳出のミックスにより、経済再生ケースにおける9.4兆円の基礎的財政収支の赤字が削減されるということでよいのか。

答　成長戦略による歳入拡大は当然であり、9.4兆円の赤字削減には、歳入及び

歳出の両方により取り組む。

問　今後長期金利が上昇する中で、日銀が抱えている国債の金利が上昇した場合日銀の純資産を超える評価損が出ることが想定される。評価損について、国債を持ち続けていれば問題はないという意見があるが、日銀総裁も同様の考えか。

答　日銀では、国債の評価方法について償却原価法というものを採用しており、長期金利が上昇した場合でも評価損失が計上されることはない。ＦＲＢも同様であり、中央銀行は、民間企業と違い、金融政策の過程で取得した国債について時価評価はしないのが通例のようである。量的・質的金融緩和が日銀の収益に及ぼす影響はあり、バランスシートが拡大している過程では、買入れ資産からの収益が増加するために収益が押し上げられ、他方で、いわゆる出口の局面では収益は押し下げられる。量的緩和を実施すると、従来よりも収益の振れが大きくなる傾向があり、日銀としては、財務の健全性を確保する観点から、法定の５％を超える準備金の積立てにより自己資本の充実を図っている。

３　海外派遣議員の報告（平成27年２月25日）

ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びスウェーデン王国における財政再建に対する先進諸国、国際機関の取組状況に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察のため、平成26年９月８日から17日までの10日間、本院から派遣された海外派遣重要事項調査議員団第２班から、報告を聴取した。

派遣議員を代表して江崎委員から報告が行われたが、その概要は次のとおりである。

派遣議員は、団長江崎孝委員、辰巳孝太郎委員、吉田忠智委員であった。訪問国においては、欧州委員会の副委員長を始め、各国政府及び国際機関の高官並びに関連団体との意見交換、在外公館からの説明聴取、資料収集及び関係施設の視察等を行った。

ベルギーでは、ブリュッセルにあるＥＵの本部を訪問した。

意見交換の冒頭では、当時はギリシャ問題が再燃する前であったが、ＥＵは金融危機を脱しつつあるという極めて印象深い発言があった。

一つの中央銀行の金融政策、各国の財政当局による財政政策というユニークな実験のさなかにあるＥＵにあって、欧州委員会は各国の財政運営状況をチェックするサーベイランスルールを設定してモニターしているとのことであった。そのルールは、基本的には、赤字を生じさせないよう抑止的で、財政の持続可能性を確保できるようにすることを目的としており、中央銀行がインフレ基調の政策を取らなくてもよいような設計となっている。

特に、財政赤字をＧＤＰ３％以内に、公的累積債務を同60％以内にすることが一般的基準であり、それに反する場合、同0.2％の罰金や、ＥＵからの補助金の返還要請を行うとの厳しい対応は特筆すべき点である。また、当時検討中であった、加盟国が政府から独立した機関である財政カウンシルを設置して、そこが政府の財政運営をモニターするルールは、我が国においても参考になる。

公正な企業間競争の観点から、効率的な企業の活動が阻害されることがないよう、国家補助が不適切な形で実施されないように監視し、反競争的な障害を取り除き、逆に非効率な企業を再編、更生させる、若しくは市場から退出させることで持続可能な成長が達成されるようにすることが重要である。例えば、日本の航空会社救済策のようなケースでは、ＥＵではより厳しい規律を課し、高利潤が期待できる路線などは放棄させることが考えられ、効率的な企業が活動しやすい競争環境を提供するのが欧州委員会の役割であるとのことであった。

ドイツでは、連邦財務省及びフランクフルトにある欧州中央銀行（ＥＣＢ）を各々訪問した。

ドイツにおける財政政策について、短期的な景気対策が有効なのは金融危機やリーマン危機のような緊急時のみであり、平時は雇用を促進し、投資環境を整えるといった構造改革に用いるべきであるとのことであった。ドイツでは、構造改革として、一つ目に労働市場改革、二つ目に金融市場改革、三つ目に企業税制改革、四つ目に社会保障制度改革を実施しているということであった。

欧州における金融政策についてＥＣＢは、加盟17か国の全ての国に合った政策を取ることは困難であるとし、各国がＥＣＢの金融政策と矛盾しない経済政策を行うべきであるという姿勢であった。ソブリン危機においては、ユーロを守るためには何でもするというドラギ総裁発言と併せて、国債市場が混乱した際には、2012年９月にOMTと呼ばれる新たな国債買入れ策の枠組みを決定し、一定の条件を満たせばＥＣＢが無限に国債を買い入れることを明らかにし、南欧諸国の国債の利回り低下に貢献したという自負は大変強いものであった。

スウェーデンでは、社会省、雇用省及び財務省を各々訪問した。

年金は、国の歳出とは別会計で運営されており、人口構成の変化に即して自動調整されるように設計されているとのことであった。スウェーデンの年金改革は日本でも広く知られているが、次なる改革の必要性を認識し、既に改革内容の検討に入っている点は驚きであった。

また、女性の社会参加については、1971年の所得税制度改正、1973年の育児休業法、児童福祉法、公的施設での老人介護の実施によって促進され、高齢者雇用については、雇用保護法で67歳まで働く権利が保障されているとのことであった。

さらに、財政赤字削減については、全党が協力して削減策と新しいルールを決定し対応しているとのことで、その主な中身は、次の３点であった。一つ目に、長期的視点での予算フレームワークを構築する。すなわち、予算編成は単年度であるが当該年度には３年後の歳出案を策定する。二つ目に、予算額の数値的目標を設定する。すなわち、政府はＧＤＰの１％の余剰を捻出し、これを経済危機等の不測の事態に対する予備費として活用するとともに、その必要がない場合過去の債務の返済に充てられる。三つ目に、トップダウン方式を採用する。すなわち、まず議会が年度予算総額、支出上限を決定して、内閣がその割当てを決め、それを各省レベルに下ろして予算要求を確定させる。

極めて厳しい内容の対策であるが、スウェーデンでは危機が瞬く間に蔓起したので危機感を共有でき短期間で対策決定が行えたということであった。日本は危機が長期間掛けて徐々に進行している印象であり、対応が難しかったのではないかという指摘があった。

以上、各国政府、国際機関の高官との会談のほかに、ドイツにおいては、再生可能エネルギー施設、地産地消、産業振興を行っている農場、エネルギーの自給自足を実現したコミュニティ、スウェーデンにおいては、コンパクトシティ、まちづくり、公共インフラ投資の実施状況について、関連施設や現地を視察する機会を得た。それぞれに特徴深く、我が国の参考になるものを数多く視察できた。特にスウェーデンでは、総選挙の投票日と重なったこともあり、実際の選挙を見る機会に恵まれた。投票率を上げるため、日本でいう期日前投票所として、人が多く集まるアーケードやダウンタウンの中心に特設ブースが設置されていた。投票日でもある日曜日も期日前投票所で投票できる制度になっており、この制度は低投票率が問題となっている我が国でも参考になる制度との印象を受けた。

4　委員間の意見交換（平成27年５月20日）

中間報告書を取りまとめるに当たって、平成27年５月20日、委員間の意見交換を行った。

意見交換の概要は、次のとおりである（発言順）。

西田　昌司　君（自民）

デフレの原因は、バブル崩壊後、企業がバランスシートの改善のために、投資するのではなく借入れを減らし、その結果、需要が減少し経済が悪化したことである。さらに、グローバル化が一挙に進み、企業は、国内よりも海外で投資を行い、雇用と所得が海外に移転し、内需が更に減少する。そういう構造が今も続いている。

このような状況では、政府が主導的に雇用を創出するためのインフラ整備等を実施すべきであった。しかし、過去20年間政府は逆に公的な予算を削減し、内需も削減され、その結果、経済が悪化し、税収まで落ちてしまった。

このような構造を改善するためには、まず企業の海外移転を阻止しなければならないが、企業活動は自由なため、無理に止めることはできない。しかし、国内でしかできない事業もあり、また、インフラや情報網を整備することにより、海外よりも安全で有利な条件で工場操業などができるような環境整備を国の責任で行うことが必要である。

また、医療、福祉等高齢化に伴う社会保障の需要は大きい。日本の社会保障は、いわゆる中福祉低負担であり、社会保障費を賄うだけの負担を国民に対して求めてこなかった。そのため、消費税率の引上げは既に決まっているが、国民の負担率、特に、所得に対する負担率を国際水準に戻していくことについて、世論の醸成を図っていくことが必要である。

しかし、その前にまずデフレから脱却をすることが大事であるので、現在の、金利が低水準で資金量が豊富な時期に、しっかりとした公共事業投資、インフラ

整備などを行っていくことが必要である。しかも、それは短期的な補正予算の話ではなく、今後10年の間に、インフラの建て替え、防災等を踏まえ、首都圏からそれぞれの地方に分散型の社会をつくる観点から、政府に長期的な歳出計画の策定、実施を行わせることが必要である。その結果、経済状況が上昇してきたときに、国民負担率についても増税も含めて求めていけば、間違いなく日本経済はデフレから脱却し、経済も良くなり、税収も増え、財政再建も実現すると考える。

尾立　源幸　君（民主）

現在の経済金融政策には批判的な立場である。政策の本当の評価は全て終わってみないと正しくできず、過程における一時的な株価の上昇に本質的な意味はない。最終的に失敗してしまうと国民負担に行き着くので、政策の出口戦略が非常に重要で、国会の場で忌憚なく意見交換すべきである。

量的・質的金融緩和政策は飽くまで時間稼ぎで、その間に将来の成長に資するような構造改革や規制緩和を行うことが大切である。今は政策的に金利上昇を抑えているが、長期国債の大量購入は必ずどこかで行き詰まる。

後世に負担を残さないため財政再建を進めなければならない。2020年度の基礎的財政収支の赤字は、実質２％、名目３％という高めの経済成長率を前提にした政府試算でも9.4兆円ということである。この成長率はバブル期と同程度で、それが毎年続く前提であるから、この試算は本当の姿を表していない。一方、政府は消費税再増税をしないと言うが、この9.4兆円の財政赤字を歳出削減だけで解消できるのか非常に疑問である。

まず経済成長しながら、最終的に財政再建と低金利政策との両立をさせることがいつまでにできるのか。経済成長に伴い金利が上昇すれば日銀保有の国債の評価損も出て、中央銀行や通貨の信認を損なう大問題が起こる。

財政再建の手法には、増税、歳出削減又はインフレタックスがあるが、増税や歳出削減が不十分であれば、インフレタックスを採用することになってしまう。これはまさに国民に負担を押し付ける非常に危険な方法である。

地道な歳出・歳入改革、社会保障改革が必要である。人口増を前提としたこれ

までの社会保障制度は持続しない。例えば、年金については、賦課方式から積立方式へ移行するほか、推計1,000兆円とも言われる過去債務を世代別に国民に情報開示して、本当の負担の在り方を真摯に国会で議論すべきである。

平木　大作　君（公明）

成長戦略は、デフレからの脱却、財政再建の成否を大きく左右する重要なテーマである。参考人からは、現政権の成長戦略に期待はしているが、取組のペースが遅いのではないかという指摘があった。経済成長に乗せるための施策を打っていく必要があるが、議論の中で格差や所得再分配の重要性が指摘されたことは興味深い。格差が経済成長に及ぼす影響、その是正といったことも、今後テーマとして取り上げてはどうか。

財政再建について、今求められているものは、取組におけるスピード感である。財政再建は、20年前から課題として取り上げられているにもかかわらず、まだ実感として大変な事態に至っていない。これが財政再建に本腰で取り組めない大きな要因であるが、今は大きく状況が変わっていることを改めて確認する必要があるのではないか。参考人からも、団塊世代は20年前には働き盛りであったが、今は年金の受給世代になり、更に10年後には介護の対象になることを踏まえなければいけないとの指摘があった。また、社会保障と税の一体改革が非常に意義のある取組だったという指摘は大変興味深い。これは、国民生活に直結する課題で与野党の立場を超えて合意ができたこと、増税という負担増と併せて受益を明らかにして一体で議論したこと、年金、医療、介護という社会保障の３分野に子育てという４本目の柱を加え、若い世代の受益もパッケージにして議論したことで、今後の議論においても非常に参考になるケースである。

金融政策については、アベノミクスの第一の矢が果たした役割は非常に大きい。ただ、日銀が非常に明確なコミットメントを出し、人々の期待、予想物価上昇率に働きかけるという、この政策の性格を考えたとき、結果が出ていないところで出口について当事者が語ることは難しい。他方、出口について全く議論をしなくてよいという話ではなく、リスクをどのように最小化していくかについては、しっかり本調査会が提言していくことが重要である。

今後、更に議論を深化させていく上で、留意した方がよい点がある。それは、事実と意見が混同されていることである。事実とその見方や対処の仕方は分けて議論をしていかないといけない。

藤巻　健史　君（維新）

日本経済の低迷の原因は実力以上の円高であり、その解消が日本の経済再生になる。金融政策を取るのであれば、伝統的金融政策に固着すべきである。すなわち金利の上下に徹底し、マイナス金利を採用すべきであるが、伝統的な金融政策をやめ、異次元の量的緩和政策ということになった。

量的緩和政策の評価は事後的になされるべきであると考えているが、これだけお金があれば、今の景気が良いのは当たり前である。余ったお金が土地と株に回り、資産効果で景気が良くなり、かつ、円安で景気が良くなる。まだ零細企業では景気が悪いと言っても、景気の回復は大企業や富裕層の消費から始まるので、時間が掛かるという意味でギャップはあるかもしれないが、いずれ良くなることは当たり前である。

ただ、量的緩和を今までの政府が行ってこなかったのは、事後的にハイパーインフレという現象を起こすことが歴史的事実だからである。日本の場合は財政ファイナンスそのものであり、ハイパーインフレになることは歴史の証明することである。日銀が出口でインフレ率を２、３％に抑えられるのであれば、量的緩和は成功するが、過去に実行できた国はない。もしそれがハイパーインフレになってしまえば、国民は大変なことになる。インフレは、国民から国への富の移行という意味で税金と同じである。穏やかなインフレであれば穏やかな増税であり、ハイパーインフレになれば重課税である。

出口がはっきりしていない以上、量的緩和からは早めに撤退すべきである。ルビコン川を渡ってしまった以上、ダメージは避けられないが、大ダメージにしないためにも、早めに量的緩和をやめることが重要である。

辰巳　孝太郎　君（共産）

アベノミクスで恩恵を受けているのは大企業と大資産家である。この２年間で金融資産を１億円以上保有する富裕層は24％増え、100万世帯を超えたが、銀行の貸出しは増えず、企業は設備投資にお金を回さない。日銀が追加緩和で国債を買い増し、ＥＴＦの買入れを拡大したことに加え、ＧＰＩＦが株式の購入を始めたことにより、官製相場という異常な状態になっている。

物価は確かに上がっているが、賃金の上昇が追い付いていない。そのため、個人消費は当然落ち込んでいる。アベノミクスは物価の上昇を期待して消費を喚起するものとしているが、賃金は上がらず、年金は下がるという状況で、物価が上がれば買い控えが起き、個人消費が落ち込むのは当然である。2013年の骨太の方針の懸念が現実のものになっており、経済の好循環は起きていない。

特に賃金について、上昇しているのは輸出大企業、金融業、保険業及びゼネコンだけである。小規模な企業になるほど、アベノミクスの恩恵はない。中小企業は、非正規雇用労働者の割合が高く、消費税増税の反動減の影響を受けやすい小売業やサービス業などが多いためである。

消費税増税の影響は甚大で、日銀も、想定以上の個人消費の落ち込みだと言っている。一方で、法人税率は下げられ続けているが、大企業の内部留保に積み増しされているのが現状であり、これは税負担の公平性からも間違っている。

第三の矢の一つとして議論されている労働者派遣法改正やいわゆる残業代ゼロ法により、労働者の権利、賃金が奪われ、非正規雇用が増えれば内需が中心の日本経済に大打撃である。

金融頼みのアベノミクスをやめて、国民の暮らしとまともな雇用、経済を支える中小企業に軸足を置いた経済政策への転換が必要である。

中山　恭子　君（次代）

デフレからの脱却のために、金融政策はでき得る限りの政策を取っているが、財政政策はまだ不十分である。

予算編成に当たり、社会保障費が放漫になっていること、公共事業費が極端に低く抑えられていることが、デフレからの脱却が緩やかなものとなっている大きな要因である。

コンクリートから人へといったキャッチフレーズの下、乗数効果がほぼなく、消費性向のある項目へ予算配分を行ったことと、自然増との名の下で社会保障費抑制の努力を行ってこなかったことが、財政赤字を膨大なものにしてしまい、デフレから脱却するための財政政策を取るゆとりを無くしてしまった。

したがって、社会保障制度の抜本的改革が喫緊の課題である。この制度改革のためには制度そのものの改革が必要であることはもちろん、社会の在り方を変えていくことも大切である。例えば、定年制の廃止や家族を社会の基底に置いた三世代住宅を一般化するなど、検討し実施していくことが必要である。

公共事業費は、1998年度には14.9兆円だったが、2015年度当初予算ではその６割減となる６兆円まで減少している。この額は、1978年度の5.8兆円を僅かに超える水準である。1998年度に比べて公共事業の必要性が減ったわけではなく、その必要性は一層増しているにもかかわらず、半分以下の予算しか組めていないというのが実情である。

デフレからの脱却を確たるものとするため、また、美しく豊かな日本を次世代に継承するためにも、共同溝や三世代住宅の建設など必要な公共事業費を大幅に増大すべきである。

中西　健治　君（無ク）

金融政策について、日銀は、物価安定目標の達成時期を2016年度の前半としており、それに向けて、2015年の秋口から原油価格下落の影響が剥落し、物価上昇が目に見えるということがメーンシナリオとなっている。であるならば、出口政策については、少なくとも議論の中身を早めに提示していく必要がある。時期尚早と言っている間に2016年度になってはならない。

財政健全化について、政府は、2015年の夏に財政健全化策を取りまとめるということだが、目標だけではなくて、ルールを定めるべきである。橋本内閣のときには財政健全化に関する法律もあったが、法律を作る、ルールを定めることが必

要だと思う。一例として、毎年補正予算が組まれるが、本来財政法では、補正予算は真に緊要な支出が見込まれるときに提出できるとなっている。要件の厳格化が必要だと考える。

税制及び社会保障制度について、参考人の意見でショッキングだったのは、日本で増税に抵抗感が大きいのは社会の信頼感がないからであること、アジアの中でも社会の信頼感が最低であるということである。それは政治に対する不信も大きな原因になっているのではないかと思う。そうした中で、世代間や所得階層間の対立を助長するような税制、社会保障制度ではなく、対立を緩和するような制度、例えば現物給付などについての議論を中心に行うべきではないか。そうしたことは、今後、本調査会でも議論すべきである。

吉田　忠智　君（社民）

日本経済の現状は、富裕層や輸出大企業から景気回復をしているのではないかという見方もあるが、全体には及んでいない。中小企業、大半の労働者、地方に景気回復を及ぼしていくことが大事である。医療や健康分野、エネルギーや環境分野、農林水産業や観光分野を担う中小企業の後押しをすること、最低賃金の引上げや公契約法の制定、公契約条例の制定などを行うことが必要だと思う。

規制緩和は、良いものと悪いものがあり、電力システム改革などはしっかり進めるべきだが、セーフティネットを壊すような規制緩和は行うべきではない。例えば労働法制の規制緩和、労働者派遣法の改悪や残業代ゼロ制度などは行うべきではなく、医療改革、教育改革も安易に進めることは問題だと思う。

財政については、国と地方を合わせた借金が1,000兆円を超えるという異常な数字である。野方図に放置されてきた理由は、個人の預金総額が国債総額を上回ること、国の固定資産と金融資産が約1,000兆円あり負債と均衡していること、国債の国内保有が90％を超えていることだと思う。それほど深刻になることはない一方で、このまま放置するわけにはいかず、道筋をつくらなくてはならない。消費税は限界に来ているので、所得や資産の分野における応能負担を徹底する必要がある。また、経済成長に伴う税収増は多く見込むべきではない。歳出については、基金の問題、類似事業の重複の解消により、かなり削減できるのではないか。社会保障については、不公平税制を是正して、もうこれ以上出ないとなってから削減を行うべきである。

財政運営戦略は内閣府が、歳出歳入の執行管理は財務省が担っているので、責任が分散しており、財務省が強大な権限を持ちながら責任を回避していると感じられる。中長期的に日本の財政を一か所でグリップできるような体制にしなければならない。しかし、最後は政治家に帰するところであり、国会がしっかりしなければならない。

山田　俊男　君（自民）

現在、アベノミクスの推進により、株高、円安、輸出の増加、税収の増大、社会保障経費への財政支出、雇用の改善、所得の増加等について、一定の効果が現れており、一定の評価はできる。一方で、効果の波及が遅れている分野がある。例えば国土に張り付いた第１次産業である。

農業について、ＴＰＰ等の市場開放や我が国の歴史的な所産でもある農地の所有に踏み込んだ規制改革等が打ち出されていることを、大変心配している。米価は過去40年来最低の水準になっており、米作農家を中心にして農業者はデフレの中であえいでいる。

家族農業が、国や地域の安定を維持していることについての国民的な合意の有無も関係するが、農地の農業者による所有は、国際的にも一般的であり、守るべき基本事項として国民的に合意がなされている。そして、それを維持するために、農業者に対するセーフティネットが措置されているが、我が国の場合、その対象も含め、限定的である。

デフレからの脱却、財政再建、そして成長への歩みというときに、弱者や、金融、財政の恩恵が行き届かないところに対して、一定のセーフティネットを準備しなければならないと考える。必要なセーフティネットは、業種、地域や産業が抱えている事情にもよる。まずは、その議論がしっかり位置付けられることが必要である。

宮本　周司　君（自民）

財政健全化は、長い時間が掛かるため、喫緊の課題であるという危機意識が生まれにくくなっていると感じる。財政の現状をしっかりと理解し、子どもたちの未来も含めた将来像を共有することが、政治、国会からのアプローチとして必要である。また、ある程度の負担増を伴うことに対して国民の抵抗感が和らぐような、政策、情報の発信も併せて必要である。中長期の目標、計画を設定し、着実に進め、オールジャパンで我が国の財政健全化を成し遂げるという国民意識を醸成していくことが重要である。

経済の再生と成長なくして財政健全化は図れないと考える。景気回復、経済成長により、雇用の在り方は非正規から正規へシフトをしていく、また、個人所得が増えることによる所得税収の増加、公的事業を民間に委託することにより雇用機会を更に創出すること等については、地方創生の事業推進と連携させていくことが必要である。

企業の側も自律的また持続性ある成長をしていくことが望ましいが、経済政策、中小企業支援においても、新たな価値を創出する方向性若しくは新たな売上げを創出するための政治的な助成が必要である。その際は、企業をグローバル経済圏で活躍する大企業及び中堅企業と、ローカル経済圏で地域に密着して事業を展開する中小企業に分けて考え、地域性や企業の事業規模を鑑みたフレキシブルな政策を検討する必要がある。

日本は世界の中で、労働生産性が低いということも指摘されており、日本の企業文化の悪いところ若しくは効果が出ていない点を改善していくことも急務である。さらに、不足する労働力に対しては、高齢者や女性を活用するため、労働力をシェアするという考え方を企業側から発信することも必要である。

また、再生医療、ロボット等市場の拡大が期待される分野についてイノベーションを誘導していくなど、総合的に取り組むことで財政再建を図りたい。

舞立　昇治　君（自民）

デフレ脱却なくして経済成長なし、経済成長なくして財政再建なし、併せて、地方の成長なくして地方創生なし、地方創生なくして日本の将来なしという決意の下、改めてしっかりと政策を前に進めていくことが重要と考える。

現在の金融経済政策は、比較的順調に進んでいると考えるが、2015年夏に予定している財政再建計画の策定が、優先課題であるデフレからの脱却や経済再生の流れに水を差すことにならないか、非常に重要な分岐点になる。

現在、政府や経済財政諮問会議が検討しているデフレからの脱却と経済再生、歳出改革、歳入改革の財政健全化の三つの柱は、その項目立て、優先順位は妥当である。

既に日本は歳出改革を相当行ってきており、小さな政府となっている。そのため、歳出改革に当たっては、主に社会保障費の自然増、効率化・重点化すべきと考えられる改革以外は、大きな額の捻出は期待できない。また、社会保障以外の分野に必要以上に切り込んでいけば、今度こそ地方そして日本は立ち上がれなくなる懸念がある。さらに、社会保障の効率化に当たっても、高齢者のみならず、現役世代や次世代まで大きな影響を与えるだけに、相当慎重に広く理解が得られる形で進めていかなければならない。

以上を踏まえれば、歳入改革が鍵となってくるが、税外収入を用いることが重要であり、この議論を行うべきである。例えば、外為特会の22兆円の積立金から10兆程度、労働保険特会ほか幾つかの特別会計から合わせて数兆円程度、また、地方への財政融資資金貸付から手を引くことで50兆程度、これだけで少なくとも60兆以上確保できるほか、有価証券も可能な限り現金化し新たな財政調整基金をつくる。これで今後10年程度、一般会計における2020年のＰＢ黒字化も達成しつつ、国債の縮減との見合いで必要な財源不足を補える環境が整備できるほか、次の財政再建に向け、経済成長の進捗や社会保障改革の効果の検証、消費税の再引上げの必要性等について十分検討する時間が確保できる。

デフレに戻らないことが最重要であることを胸に刻み、今こそ先人が積み上げてきた国の資産の一部を有効活用し、デフレからの完全な脱却、持続的な経済成長、実りある地方創生を着実かつ計画的に実現していくべきである。

Ⅲ　提言

本調査会は第184回国会（平成25年８月７日）に設置され、調査項目を「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」と決定し、昨年６月11日、８項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出するとともに一般に公表し提言の実現方を広く要請したところである。２年目においては、９名の参考人からの意見聴取及び質疑を行い、それを受け政府等に対し説明聴取及び質疑を行い、さらにそれらを踏まえ委員間の意見交換を実施するなど精力的に調査を行ってきた。その調査内容を踏まえ、以下のとおり提言を行う。

政府及び関係者におかれては、その趣旨を十分に理解され、引き続きこれらの実現に努められるよう要請するものである。

昨年の中間報告では、提言の序文において、「アベノミクスによる経済状況の好転の動きを一過性のブームに終わらせるか、本格的な変化の序章とするか、今、重大な岐路に立っている」と認識を述べた。それからほぼ１年が経過したが、まだその認識についての評価は定まらない。デフレからの脱却についても今回意見陳述を行った参考人の間でも意見は分かれている。ただし、デフレから脱却したと判断した参考人においても継続的な景気拡大が実現しなければデフレに後戻りするリスクがある旨、注意を喚起している。

いずれにしても、経済の好循環で本格的な景気回復、高齢化・人口減少社会における成長戦略の推進、累積債務問題の解決に引き続き取り組んでいく必要があることは言うまでもない。

以下、そのための留意点及び施策の方向性を列挙する。

１．量的・質的金融緩和の出口政策に係る検討の着手

日銀は市場の動向をしっかりと監視し、金融システムの安定化のために今後の金融政策の運営方向について正しいシグナルを市場に発していく必要がある。そのためには日銀のフォワードガイダンスを強化しなければならない。

金融市場においては当局と市場参加者との対話が非常に重要であり、将来の市場の混乱を未然に防ぐ若しくは最小化するためにも、早急に出口の議論を開始すべきである。

また、出口において発生する可能性のある日銀の赤字や損失の負担の在り方について、事前に政府及び日銀との間で適切に協議する必要がある。現在、日銀は保有する国債の評価について償却原価法を取っているため、損失は帳簿上顕在化しないが、そこに潜むリスクについては十分認識して議論すべきである。ただし、政府が日銀の赤字を補填する場合、国民及び市場の信認を失わないように努めねばならない。また、財政民主主義の原則から損失補填の方法について国会の承認を得なければならない。

なお、量的緩和政策は、過去の事例を鑑みると、景気回復にとどまらずバブルやハイパーインフレを引き起こす危険性もあることにも留意しなければならないという意見もあった。

２．マクロプルーデンス体制の整備

我が国には金融政策とマクロプルーデンス政策の間を調整するメカニズムが組織的にも制度的にも存在しない。長期にわたり低金利を継続すると、資産価格が過熱してバブルや金融不均衡が発生する危険性があるため、規制・監督で金融システム全体を安定化させるマクロプルーデンス政策の実施体制を早急に整える必要がある。

金融危機、金融システムの不安定化については、国の財政基盤が脆弱な場合、財政危機を誘発するので平時のうちに対応についてしっかりと議論しておくべきである。

３．内外市場の信認を得られる財政健全化計画の策定

デフレを脱却し、経済が回復基調に入ると金利が上昇する懸念が生じる。長期金利が上昇すると、歳出に占める国債費の割合が急増するため財政が破綻することにもなりかねない。国債の長期金利が急騰しないような、また、上昇しても耐

官　報（号　外）

性のある財政構造を構築すべく、適切な財政健全化計画を策定する必要がある。

財政健全化計画を策定するに当たっては、高い経済成長という「願望」を試算の前提にするのではなく、将来世代に負の遺産を付け回ししないために、保守的な試算に基づいた将来見通しを前提にすべきである。政府は2020年度までの基礎的財政収支の黒字化を目指しているが、デフレ脱却・経済再生なくして財政再建なしということに留意しつつ、高齢化・人口減少のトレンドを勘案すると、それ以降の方が状況は厳しくなることも視野に入れながら、しっかりとした計画策定に取り組まなければならない。

４．信頼できる社会の構築と抜本的な税体系の見直し

財政健全化のためには歳出の見直しのみでは対応できず、大幅な歳入増を図る必要があるが、現在の我が国は増税が困難な社会となっている。受益と負担のバランスに配慮し、不公正、不平等を解消し、社会や政府への信頼度を高め、増税への合意形成を図る必要がある。世代間・所得階層間の対立を解消するような、所得制限を付けない現物給付による再分配に移行するのが望ましい。

消費税率の引上げに議論が集中しているが、特定の税の増税にとらわれず、資産、所得、消費等への課税のバランスを取りながら、税体系全体からあるべき姿を議論し、国民に増税を丁寧に訴えていくべきである。

その際、国税と地方税については、国では所得再分配が、地方では基礎的サービスの提供が中心となる。所得再分配のためには所得税や資産税など応能税を基にし、基礎的サービスの提供のためには皆が税負担者となる応益税を基にすることが望ましい。

税負担の不平等感の解消のため、所得、資産の正確な捕捉が不可欠であり、番号制活用、個人勘定導入、歳入庁の設置の検討が必要である。

また、貧困対策として給付付き税額控除の導入を急ぐべきである。

５．法人税の在り方とコーポレートガバナンスの強化

国税において所得税、消費税とともに我が国基幹税を構成する法人税については、1984年をピークにこれまで漸次引き下げられてきた。昨今、さらに国際競争力の観点から一層の引下げが議論されているが、我が国投資環境のメリットも勘案しつつ総合的な観点から判断すべきである。国税が応能原則が望ましいとすれば、引下げではなくむしろ累進化すべきである。あわせて、租税特別措置の見直しにも注力すべきである。

他方、仮に引き下げることとなれば、課税ベースの拡大等で恒久的な財源を確保した上で、時間を掛けて段階的に実施するのが望ましい。

また、企業が収益を内部留保として必要以上にため込むことがないようコーポレートガバナンスを強化する必要がある。しっかりと労働者にその恩恵が浸潤されれば、我が国ＧＤＰの６割を占める個人消費も拡大し、また資金が新規設備導入や既存設備拡大に回るなど企業の設備投資が活発化すれば、経済の好循環が期待される。

６．予算制度等の改革

財政再建のためには現在の予算制度も改善する必要がある。人々のニーズを酌み取り、それを反映した予算を編成できる体制作りが求められる。また、現在、当初予算で厳格に財政健全化しようとしているが、補正予算には縛りがなく年度途中での剰余金を支出してしまうことが多い。経済情勢等に応じ機動的な対応を可能とする余地を残した上で、余剰分は全額債務返済に回す仕組みを作るなど補正予算も含めて財政再建の枠組みを決めることが重要である。

また、税外収入にも目を向けるべきである。国の有価証券や貸付金などの資産を流動化、現金化することや、外国為替資金特別会計や労働保険特別会計などの資金を財政調整基金としてプールして財政再建に役立たせることを検討すべきである。

さらに、ＯＤＡの回収金や財政融資資金の償還金の一部を財政再建に回すこと等も検討すべきである。

７．抜本的な社会保障制度改革

我が国は既に小さな政府となっており、ＧＤＰに占める社会保障以外の歳出の割合がＯＥＣＤ諸国で最低水準に陥っている中において、財政再建のためには社会保障をより効率化・重点化することが必要である。特に人口減少社会においては、年金はマクロベースで収支が均衡しても世代間の不公平は残る。

社会保障の抜本改革に際しては、「社会保障と税の一体改革」の手法が以下の点で参考になる。まず、国民生活に直結する課題であるので与野党の立場を超えて合意ができたこと、次に、増税という負担増と併せて受益を明らかにして一体で議論できたこと、最後に、年金、医療、介護という主な受益者を高齢層としてきた社会保障の３分野に加えて、新たに子育てという四つ目の柱を加えることで若い世代の受益もパッケージにして議論できたことである。こうした手法を参考にして、国民生活や経済に支障が生じないよう留意しつつ、適切に説明責任が果たせる改革を計画的かつ着実に進めていくべきである。

８．新たな雇用形態の創出と労働環境の整備

高齢化・人口減少社会の進展により、労働力人口が減少しつつある今、雇用面での制度改革が必要である。まず、女性や高齢者の活用である。配偶者控除の見直し等専業主婦への誘因を改善し、女性が継続して働ける雇用環境を整備することや、能力や実績をいかして高齢者でも働き続けられる社会を目指すべきである。

また、働き方の多様性を認め、雇用が流動化した場合のルールを作り、明確化することが必要であるが、その前提としては、「まず規制緩和ありき」ではなく、同一労働同一賃金を基本とし、雇用期間や労働時間による待遇の区別を無くすことを努力してからの取組となる。

９．積極的な教育投資の促進

我が国では年金、医療、介護など高齢者に対する政府支出が増大し、相対的に若者や子どもに対する投資が抑えられることとなっている。高齢化・人口減少社会では、経済成長を担う労働力人口が急速に減少している。他方、グローバル化

の進展や新興国の台頭で国際市場での競争は激しさを増し、そのような中、我が国が生き残るためには将来の成長を担う若い世代の能力を高めねばならない。そのためには教育サービスの質的向上と、教育支出の増加による量的拡大が不可欠である。

10．潜在成長率の底上げに結び付く成長戦略の着実な実行

足下の経済では、失業率は低下し人手不足感が強まっているが、これは景況感が好転していると見るより、労働力人口の減少、企業の設備投資の手控えなどで潜在成長率が低下し成長の天井が下がったためと見ることもできる。それゆえ、中長期的な視点に立った場合、需要面からの景気刺激ではなく供給面を強化して潜在成長率を引き上げるような成長戦略をしっかりと描くことが求められる。

労働供給の減少を食い止めるため、女性、高齢者の労働市場参加を促進するとともに、労働力移動を妨げている政府規制改革を行い、労働生産性の向上を図ることが望ましい。

企業活動においてイノベーションと効率化を継続的に実現するために、民間が主体とならねばならない。規制改革により企業が活動しやすい環境を整え、新規参入者を歓迎するようなオープンな仕組みを構築する。政府は裁量ではなくルールによって政策を実施することが必要である。

11．地方分権型社会の構築とインフラ整備

公共投資においても、デフレからの脱却を確かなものとし、次世代に国土や資産をバトンタッチするためにも、真に必要な新規事業や安心・安全のための更新投資は実施されなければならない。

地方再生については、単にお金を与えるのではなく、お金を継続的に生み出すエンジンの構築が必要である。地域密着型資源を有効活用しつつ、画一的な経済政策ではなく地域経済を担う中小企業に合ったフレキシブルな対応が求められる。

（参考）

調査会委員

報告書提出日（平成27年６月12日）

会　長	鴻　池　祥　肇	（自民）
理　事	大　野　泰　正	（自民）
理　事	舞　立　昇　治	（自民）
理　事	森　　まさこ	（自民）
理　事	尾　立　源　幸	（民主）
理　事	平　木　大　作	（公明）
理　事	藤　巻　健　史	（維新）
理　事	辰　巳　孝太郎	（共産）
委　員	金　子　原二郎	（自民）
委　員	関　口　昌　一	（自民）
委　員	鶴　保　庸　介	（自民）
委　員	西　田　昌　司	（自民）
委　員	宮　本　周　司	（自民）
委　員	山　田　俊　男	（自民）
委　員	山　本　順　三	（自民）
委　員	吉　川　ゆうみ	（自民）
委　員	石　上　俊　雄	（民主）
委　員	礒　﨑　哲　史	（民主）
委　員	江　崎　　孝	（民主）
委　員	広　田　　一	（民主）
委　員	安　井　美沙子	（民主）
委　員	魚　住　裕一郎	（公明）
委　員	中　山　恭　子	（次代）
委　員	中　西　健　治	（無ク）
委　員	吉　田　忠　智	（社民）

主な活動経過

（１年目）

国会回次及び年月日	事　　項
第184回国会 平成25年８月７日	本会議において、国民生活の安定及び向上の観点からデフレ脱却及び財政再建に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため委員25名から成る国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会を設置することに決した。 調査会長に鴻池祥肇君を選任した後、理事を選任した。
第185回国会 平成25年11月20日	調査項目「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」の選定について会長から報告があった。 デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 帝京大学短期大学現代ビジネス学科教授 青　木　泰　樹　君 慶應義塾大学経済学部教授　駒　村　康　平　君
第186回国会 平成26年２月19日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況

	について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 筑波大学名誉教授 国際大学名誉教授　宍　戸　駿太郎　君 株式会社日本総合研究所調査部主席研究員 藻　谷　浩　介　君
2月26日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 京都大学大学院工学研究科教授 同大学レジリエンス研究ユニット長 藤　井　　聡　君 中央大学商学部教授　建　部　正　義　君
4月9日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 独立行政法人経済産業研究所上席研究員 山　下　一　仁　君 慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授 小　幡　　績　君 大阪経済大学経営学部客員教授

	岩　本　沙　弓　君
4月16日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 日本金融財政研究所所長　菊　池　英　博　君 関西学院大学経済学部教授　林　　宜　嗣　君
4月23日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。 （参考人） 株式会社東芝取締役副会長　佐々木　則　夫　君 株式会社小松製作所相談役　坂　根　正　弘　君
5月21日	デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について意見の交換を行った。
6月11日	国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。 国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
6月13日	本会議において、調査会長が国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を行った。

（２年目）

国会回次及び年月日	事　　項
第189回国会	
平成27年２月25日	海外派遣議員から報告を聴いた。
	「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方（日本銀行の量的・質的金融緩和とその効果）について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
	（参考人）
	公益社団法人日本経済研究センター
	代表理事・理事長　岩田一政君
	ＪＰモルガン証券株式会社
	チーフエコノミスト　菅野雅明君
	株式会社富士通総研経済研究所
	エグゼクティブ・フェロー　早川英男君
３月４日	「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方（デフレからの脱却と成長戦略）について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
	（参考人）
	法政大学大学院政策創造研究科教授
	小峰隆夫君
	株式会社日本総合研究所副理事長
	湯元健治君
	早稲田大学政治経済学術院教授
	若田部昌澄君
４月15日	「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方（我が国の財政事情と財政再建への取組）について参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
	（参考人）
	慶應義塾大学経済学部教授　井手英策君
	政策研究大学院大学教授　井堀利宏君
	嘉悦大学ビジネス創造学部教授
	髙橋洋一君
５月13日	「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方（デフレからの脱却、金融政策の在り方及び財政再建への取組）について西村（康）内閣府副大臣、菅原財務副大臣及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、西村（康）内閣府副大臣、菅原財務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。
５月20日	「デフレからの脱却と財政再建の在り方など経済状況について」のうち、経済の再生と財政再建の在り方について意見の交換を行った。
６月12日	国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する

	調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。 　国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
八二六円
（本体
七七〇円）